高温工学試験研究炉(HTTR)に係る審査の視点及び確認事項について

令和4年6月1日 原子力規制部 新基準適合性審査チーム

1. はじめに

原子力規制委員会は、新規制基準適合性審査の結果として、当委員会の基準適合性判断の根拠を明らかにするため、詳細な審査書を作成し、基準の条文毎に、原子炉設置者の申請内容、審査過程における主な論点、審査における判断の具体的な内容を記載し、公表している。これは、他の原子炉設置者が適合性審査の内容を理解するにあたり十分に参考になるものである。

発電用原子炉施設においては、この審査書の他、これまでの適合性審査の経験 を踏まえ、審査で確認を行う事項等を、新規制基準適合性審査の視点及び確認事 項(以下「審査の確認事項」という。)として整理し、後続の発電用原子炉施設 の審査に係る参考資料としてホームページ上に公開する取り組みを行っている。

こうした取り組みを参考とし、試験研究用等原子炉施設においては、令和2年6月3日に設置変更許可を行った日本原子力研究開発機構大洗研究所の高温工学試験研究炉(以下「HTTR」という。)を対象に、別紙のとおり審査の確認事項を取りまとめて公表し、今後の試験研究用等原子炉施設の設置変更許可の審査において活用する。

2. 審査の確認事項の考え方

以下の考え方に基づき、別紙のHTTRの審査の確認事項を作成した。ここで条文番号は、断りのない限り「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(許可基準規則)のものとする。

- ・地震による損傷の防止(第4条関係)、津波による損傷の防止(第5条関係)、 外部からの衝撃による損傷の防止(第6条関係)、火災による損傷の防止(第 8条関係)、溢水による損傷の防止等(第9条関係)については、起因事象 や安全施設の機能喪失の考え方は発電用原子炉施設と共通の部分が多いこ とから、発電用原子炉施設の審査基準、審査ガイド及び審査の確認事項を参 考に、審査の視点や確認事項を選定する。その際、審査対象である試験研究 用等原子炉施設の型式、出力、事故時の周辺公衆への被ばく影響その他施設 に固有な安全設計の考え方を踏まえ、適用可能な確認項目を抽出し記載した。
- ・発電用原子炉施設と異なり、試験研究用等原子炉施設固有の安全設計の考え 方を前提とした確認事項(例:耐震重要度分類、竜巻及び火山対策、内部火

災対策等) については、依拠する考え方を記載した。

- ・多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止(第53条関係)については、許可基準規則解釈に示される事象選定に加え、解釈の趣旨を踏まえ、設計基準事故に加え重畳させる安全機能喪失の考え方、地震等の共通要因による安全機能喪失の重畳の考え方を記載した。
- ・その他、試験研究用等原子炉施設の設置変更許可における審査会合で論点と なった事項(例:モニタリングポスト等)についても記載した。
- ・なお、新規制基準で規制要求事項そのものに変更がない等の事由により今回 の設置変更許可における審査の対象としなかった条文に対しては、確認事項 を作成していない。

別紙 高温工学試験研究炉(HTTR)に係る審査の視点及び確認事項

以上

別紙

高温工学試験研究炉(HTTR)に係る審査の視点及び確認事項

令和4年6月1日 原子力規制部 新基準適合性審査チーム

目次

第4条	地震による損傷の防止 ・・・・・		 	第 4 条-1~43
第5条	津波による損傷の防止 ・・・・・		 	第5条-1~4
第6条	外部からの衝撃による損傷の防止(ダ	ト部事象) ・・・	 	第6条(外部事象)-1~8
第6条	外部からの衝撃による損傷の防止(色巻) ・・・・・	 	第6条(竜巻)-1~21
第6条	外部からの衝撃による損傷の防止(火山) • • • • •	 	第6条(火山)-1~13
第6条	外部からの衝撃による損傷の防止(ダ	ト部火災) ・・・	 	第6条(外部火災)-1~16
第6条	外部からの衝撃による損傷の防止(そ	その他外部事象)	 	第6条(その他)-1~17
第7条	人の不法な侵入等の防止 ・・・・		 	第7条-1~5
第8条	火災による損傷の防止 ・・・・・		 	第8条-1~29
第9条	溢水による損傷の防止等 ・・・・		 	第9条-1~17
第10条	誤操作の防止 ・・・・・・・・		 	第 10 条-1~5
第11条	安全避難通路等 ・・・・・・・		 	第 11 条-1~5
第12条	安全施設 ・・・・・・・・・・		 	第 12 条-1~18
第13条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準	‡事故の拡大の防止	 	第 13 条-1~14
第18条	安全保護回路 ・・・・・・・・		 	第 18 条-1~4
第22条	放射性廃棄物の廃棄施設 ・・・・		 	第 22 条-1~11
第23条	保管廃棄施設 ・・・・・・・・		 	第 23 条-1~7
第24条	工場等周辺における直接ガンマ線等が	いらの防護 ・・・	 	第 24 条-1~3
第28条	保安電源設備 ・・・・・・・・		 	第 28 条-1~18
第30条	通信連絡設備等 ・・・・・・・		 	第 30 条-1~5

第42条	外部電源を喪失した場合の対策設備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第 42 条-1~6
第44条	燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第 44 条-1~7
第51条	監視設備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第 51 条-1~8
第53条	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第 53 条-1~43
_	技術的能力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	技術的能力-1~20

- ・本資料は、原子力規制部新基準適合性審査チームが、適合性審査に係る審査会合等において確認した事項 及びその結果としての各事項に対応する事業者の申請内容を整理したものである。
- ・本資料は審査結果をまとめるための中間的な成果物であることから、原子力規制委員会としての最終的な審査結果については、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)原子炉設置変更許可申請書 [HTTR(高温工学試験研究炉)原子炉施設の変更]の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について」及びその添付の「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)原子炉設置変更許可申請書 [HTTR(高温工学試験研究炉)原子炉施設の変更]に関する審査書」(https://www.nsr.go.jp/data/000313491.pdf)を参照のこと。
- ・まとめ資料とは、試験研究用等原子炉設置変更許可申請書及びその添付資料を補足した審査資料である。
- ・本資料については、随時、改訂があり得る。

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		Ⅲ−1 地震による損傷の防止(第4条関係)	
		第4条の規定は、試験研究用等原子炉施設について、	
		地震の発生により生じるおそれのある安全機能の喪失	
		に起因する放射線による公衆への影響の程度(以下「耐	
		震重要度」という。)に応じて算定した地震力に十分に	
		耐えることができる設計とすることを要求している。ま	
		た、耐震重要施設については、基準地震動による地震力	
		及び基準地震動によって生ずるおそれがある斜面の崩	
		壊に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設	
		計とすることを要求している。	
		このため、規制委員会は、以下の項目について審査を	
		行った。	
		Ⅲ-1. 1 基準地震動	
		1. 地下構造モデル	
		2. 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動	
		3. 震源を特定せず策定する地震動	
		4. 基準地震動の策定	
		Ⅲ-1.2 耐震設計方針	
		1. 耐震重要度分類の方針	
		2. 弾性設計用地震動の設定方針	
		3. 地震応答解析による地震力及び静的地震力の算定	
		方針	
		4. 荷重の組合せと許容限界の設定方針	
		5. 波及的影響に係る設計方針	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり	
		本申請の内容を確認した結果、許可基準規則に適合する	
		ものと判断した。	
		なお、規制委員会は、耐震重要施設の周辺斜面につい	
		ては、本申請の内容を確認した結果、耐震重要施設の安	
		全機能に影響を与える斜面は存在しないことを確認し、	
		許可基準規則に適合するものと判断した。	
		各項目についての審査内容は以下のとおり。	
		※本書では設備設計に係る「II-1.2 耐震設計方針」	
		について記載する。	
第4条 試験研究用等原	耐震設計に当たっては、	Ⅲ一1. 2 耐震設計方針	
子炉施設は、地震力に	試験炉規則及びその解	1. 耐震重要度分類の方針	
十分に耐えることがで	釈の趣旨を踏まえ、耐震	実用炉解釈別記2では、耐震重要度に応じて、Sクラ	
きるものでなければな	設計方針の妥当性を確	ス、Bクラス又はCクラスに試験研究用等原子炉施設を	
らない	認するために、原子力発	分類することを要求している。	
2 前項の地震力は、地	電所の安全審査ガイド	また、許可基準規則解釈別記1(以下「解釈別記1」	
震の発生によって生ず	である「基準地震動及び	という。)では、地震の発生によって生じるおそれがあ	
るおそれがある試験研	耐震設計方針に係る審	る試験研究用等原子炉施設の安全機能の喪失(地震に伴	
究用等原子炉施設の安	査ガイド」(以下「地震	って発生するおそれのある津波等による安全機能の喪	
全機能の喪失に起因す	ガイド」という。)を活	失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響	
る放射線による公衆へ	用する。	を防止する観点から、地震により各施設の安全機能が喪	
の影響の程度に応じて		失した場合の影響の相対的な程度に応じて、その機能喪	
算定しなければならな		失により周辺公衆に過度の放射線被ばく(周辺公衆の実	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
い。		効線量の評価値が発生事故あたり 5mSv を超えること。)	
3 耐震重要施設は、そ		を与えるおそれのある施設をSクラス(耐震重要施設)、	
の供用中に当該耐震重		Sクラス施設と比べて安全機能を喪失した場合の影響	
要施設に大きな影響を		の小さい施設をBクラス、Sクラス、Bクラス以外であ	
及ぼすおそれがある地		って一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求	
震による加速度によっ		される施設をCクラスとして分類すること(以下「耐震	
て作用する地震力に対		重要度分類」という。)を要求している。	
して安全機能が損なわ		申請者は、許可基準規則解釈に基づき、以下のとおり、	
れるおそれがないもの		耐震重要度分類を設定する方針としている。	
でなければならない。			
4 耐震重要施設は、前			
項の地震の発生によっ			
て生ずるおそれがある			
斜面の崩壊に対して安			
全機能が損なわれるお			
それがないものでなけ			
ればならない。			
【解釈】	【地震ガイド:確認内	(1)施設の分類及び設備の区分	1.4 耐震設計
1 第4条の適用に当た	容】	解釈別記1に規定する耐震重要度分類の考え方に	1.4.1 耐震設計の基本方針
っては、実用炉設置許	3. 耐震重要度分類	従い、耐震重要度を設定し、施設を分類して耐震重要	(4) S クラスの施設は、基準地震動による地震力に対し
可基準解釈第4条の規	耐震重要度分類の定義	度に応じた設計とする。	て、その安全機能が保持できる設計とする。
定を準用する。ただし、	が下記を踏まえ妥当で	本試験研究用等原子炉施設について、基準地震動に	また、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震
実用炉設置許可基準解	あることを確認する。ま	よる地震力に対して設備・機器が安全機能を損なわな	力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾
釈第4条2に規定する	た、施設の具体的な耐震	いよう設計しているものをSクラス、Sクラス施設と	性状態に留まる範囲で耐える設計とする。
耐震重要度分類につい	重要度分類の妥当性に	比べて安全機能を喪失した場合の影響の小さい施設	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項		HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
ては、2によること。	ついて確認する。	をBクラス、S・	クラス及びBクラス以外であって一般	1.4.2 耐震設計上の重要度分類 (P.8-1-11)
また、実用炉設置許可		産業施設又は公	公共施設と同等の安全性が要求される	原子炉施設の耐震重要度を、「試験炉設置許可基準規
基準解釈第4条3を準	3.1 Sクラスの施設	施設をCクラス	とする。	則解釈別記 1「試験研究用等原子炉施設に係る耐震重要
用するに当たり、次の	・地震により発生する可	また、本試験で	研究用等原子炉施設を構成する設備に	度分類の考え方」」に基づき分類する。
とおりとする。	能性のある事象に対	ついては、その	施設に要求される安全機能の役割に応	
一 実用炉設置許可基準	して、原子炉を停止	じて、主要設備	、補助設備、直接支持構造物、間接支	1.4.2.2 機能上の分類
解釈第4条3の二に規	し、炉心を冷却するた	持構造物及び汲	皮及的影響を評価すべき施設に区分す	S クラス:安全施設のうち、その機能喪失により周辺
定する「共振のおそれ	めに必要な機能を持	る設計とする。	間接支持構造物及び波及的影響を評価	の公衆に過度の放射線被ばくを与えるお
のある施設について	つ施設	すべき施設につ	ついては、それぞれに関連する主要設	それのある設備・機器等を有する施設
は、その影響について	・自ら放射性物質を内蔵	備、補助設備及	び直接支持構造物の耐震設計に適用す	B クラス : 安全施設のうち、その機能を喪失した場合
の検討を行うこと。」に	している施設	る地震力を踏ま	え、検討用地震動(当該施設を支持す	の影響がSクラス施設と比べ小さい施設
ついて、Sクラスに属	・当該施設に直接関係し	る構造物の支持	ト機能が維持されることを確認する地	C クラス: S クラス、B クラス以外であって、一般産
する施設を有しない試	ておりその機能喪失	震動及び当該旅	記設に波及的影響を及ぼさないことを	業施設又は公共施設と同等の安全性が要
験研究用等原子炉施設	により放射性物質を	確認する地震動)を設定する。	求される施設
に対しては、共振のお	外部に拡散する可能	具体的な施設	との耐震重要度分類を以下に示す。 な	
それのある施設への影	性のある施設	お、表中下線で	示した設備・機器は、既許可において	1.4.2.3 クラス別施設
響の検討に用いる地震	・これらの施設の機能喪	は耐震重要度を	·Sクラス(旧Asクラス、Aクラス)	耐震設計上の重要度分類によるクラス別施設を次に
動として、弾性設計用	失により事故に至っ	に分類していた	:が、本申請においてBクラスに見直し	示す。
地震動に2分の1を乗	た場合の影響を緩和	たものである。	この見直しの妥当性については、次の	(1)Sクラスの施設
じたものに代えて、建	し、環境への放射線に	(2) 及び(3)に示す。	(i)原子炉冷却材圧カバウンダリを構成する機器・
築基準法等に基づく評	よる影響を軽減する			配管系
価において使用する地	ために必要な機能を	Sクラス		(ii)使用済燃料を貯蔵するための施設(原子炉建家
震動を参考に設定する	持つ施設	原子炉冷却材	・原子炉圧力容器	に係る施設)
ことができる。	・これらの重要な安全機	圧カバウンダ	・原子炉冷却材圧カバウンダリに	(iii)原子炉の緊急停止のために、急激に負の反応度
二 実用炉設置許可基準	能を支援するために	リを構成する	属する容器(中間熱交換器等)・	を付加するための施設及び原子炉の停止状態を

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項		HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
解釈第4条3の三に規	必要となる施設	機器・配管系	配管(1次ヘリウム配管(二重	維持するための施設
定する「建築基準法等	・地震に伴って発生する		管)等)・循環機(1次ヘリウム	(2) B クラスの施設
の安全上適切と認めら	可能性のある津波に		循環機等)・弁(1次冷却設備の	(i)原子炉冷却材圧カバウンダリに直接接続されて
れる規格及び基準」(以	よる安全機能の喪失		主要弁等)	いて、1 次冷却材を内蔵しているか又は内蔵しう
下「建築基準法等の規	を防止するために必		・隔離弁を閉とするのに必要な電	る施設
格等」という。)につい	要となる施設		気計装設備	(ii)原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するため
ては、その改正があっ			・原子炉圧力容器、中間熱交換器、	の施設
た場合において、Sク	3.2 Bクラスの施設		1 次ヘリウム循環機等の支持構	(iii)原子炉冷却材圧カバウンダリの破損事故後、炉
ラスに属する施設を有	・安全機能を有する施設		造物	心から崩壊熱を除去するために必要な施設
しない試験研究用等原	のうち、機能喪失した		・機器・配管、電気計装設備等の	(iv)原子炉冷却材圧カバウンダリの破損事故の際に
子炉施設におけるCク	場合の影響がSクラ		支持構造物	圧力障壁となり、放射性物質の拡散を直接防ぐ
ラスの建物・構築物の	スと比べ小さい施設	使用済燃料を	・使用済燃料貯蔵設備貯蔵プール	ための施設
うち、次に掲げる要件		貯蔵するため	・原子炉建家内の使用済燃料貯蔵	(v)放射性物質の放出を伴うような設計基準事故の
を全て満たすものであ	3.3 Cクラスの施設	の施設	設備貯蔵ラック(上蓋を除く)	際に、その外部放散を抑制するための施設で上
って、改正後の建築基	・Sクラス施設及びBク	原子炉の緊急	・制御棒及び制御棒駆動装置(ス	記(iv)以外の施設
準法等の規格等を適用	ラス施設以外の一般	停止のために	クラム機能に関するもの)	(vi)使用済燃料を貯蔵するための施設(使用済燃料
しないこととされてい	産業施設、公共施設と	急激に負の反	・制御棒案内管	貯蔵建家に係る施設)
るものに対しては、改	同等の安全性が要求	応度を添加す	・炉心支持鋼構造物(拘束バンド	(vii)放射性廃棄物を内蔵している施設、ただし、内
正後の建築基準法等の	される施設	るための施設	は除く)	蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破損
規格等を用いないこと		及び原子炉の	・炉心支持黒鉛構造物(サポート	によって公衆に与える放射線の影響が、年間の
ができる。	【試験研究用等原子炉	停止状態を維	ポスト (支持機能のみ))	周辺監視区域外の線量当量限度に比べ、十分小
イ 当該建物・構築物の	施設の耐震重要度分類】	持するための	・電気計装設備	さいものは除く。
安全機能が喪失した場	・耐震重要度分類は、上	施設	・機器・配管、電気計装設備等の	(viii)放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設
合において、放出され	記の地震ガイドによ		支持構造物	で、その破損により公衆及び放射線業務従事者
る放射性物質の量及び	る定義を基本とする	その他	・1 次へリウム純化設備(原子炉格	に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項		HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
放射線量が極めて微量	が、試験研究用等原子		納容器内のもの)	設
であるものであるこ	炉は一般的に発電用		• 破損燃料検出系(原子炉格納容	(ix)使用済燃料を冷却するための施設
٤.	原子炉に比べて出力		器内のもの)	(x)放射性物質の放出を伴うような場合に、その外
ロ 当該建物・構築物内	が小さいことから、試		・ 1 次ヘリウムサンプリング設備	部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さ
に点検等の一時的な立	験炉規則解釈別記 1		(原子炉格納容器内のもの)	ない施設
入り以外の立入りがな	に示す考え方に従い、		・原子炉格納容器バウンダリに属	(3) C クラスの施設
いこと。	施設の安全機能の喪		する配管・弁(1次冷却材を内	上記 S、B クラスに属さない施設
	失を仮定した場合に		蔵する1次ヘリウム純化設備等	
2 第2項に規定する	放射線による公衆へ		の原子炉格納容器貫通部配管・	第1.4.1 表 クラス別施設
「地震の発生によって	の影響の程度に応じ		弁)	(表略)
生ずるおそれがある試	て耐震重要度分類を		・隔離弁を閉とするのに必要な電	(*1)主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備
験研究用等原子炉施設	設定したものである		気計装設備	をいう。
の安全機能の喪失に起	こと。		・機器・配管、電気計装設備等の	(*2)補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要
因する放射線による公	・原子炉停止機能及び冷		支持構造物	設備の補助的役割を持つ設備をいう。
衆への影響の程度」と	却機能、放射性物質の			(*3) 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接
は、地震により発生す	閉じ込め機能の全て	Bクラス		取り付けられる支持構造物若しくはこれらの設備
るおそれがある試験研	が失われた状態を想	原子炉冷却材	・1次ヘリウム純化設備(S、C	の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。
究用等原子炉施設の安	定し、公衆の放射線被	圧カバウンダ	クラスに属する設備を除く)	(*4) 間接的支持構造物とは、直接支持構造物から伝達
全機能の喪失(地震に	ばくの程度が 5mSv を	リに直接接続	・破損燃料検出系(S、Cクラス	される荷重を受ける構造物(建物・構築物)をいう。
伴って発生するおそれ	超える場合は、耐震需	されていて、	に属する設備を除く)	(*5)相互影響を考慮すべき設備とは、下位の耐震クラ
がある津波及び周辺斜	要施設(Sクラス施	1 次冷却材を	・ 1 次ヘリウムサンプリング設備	スに属するものの破損によって上位の分類に属す
面の崩壊等による安全	設)を有する試験研究	内蔵している	(S、Cクラスに属する設備を	るものに波及的影響を及ぼすおそれのある設備を
機能の喪失を含む。)及	用等原子炉であるこ	か、又は内蔵	除く)	いう。
びそれに続く放射線に	٤.	し得る施設	・機器・配管等の支持構造物	
よる公衆への影響を防	・耐震重要施設を有する	原子炉停止	•補助冷却設備(原子炉冷却材圧	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項		HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
止する観点から、各施	試験研究用等原子炉	後、炉心から	<u>カバウンダリ、Cクラスに属す</u>	
設の安全機能が喪失し	にあっては、原子炉停	崩壊熱を除去	<u>るものを除く)</u>	
た場合の影響の相対的	止機能を耐震重要度	するための施	• 補機冷却水設備(当該主要設備	
な程度(以下「耐震重	分類Sクラスとして	設	<u>に係るもの)</u>	
要度」という。)をいう。	いること。		・炉心支持鋼構造物の拘束バンド	
試験研究用等原子炉施	・原子炉冷却機能及び放		<u>及び炉心支持黒鉛構造物(サポ</u>	
設は、耐震重要度に応	射性物質の閉じ込め		<u>ートポスト(支持機能のみ)を</u>	
じて、以下のクラス(以	機能に係る設備にあ		<u>除く)</u>	
下「耐震重要度分類」	っては、当該設備のの		・非常用発電機及びその計装設備	
という。) に分類するも	うち、その機能喪失に		•制御用圧縮空気設備	
のとし、その分類の考	より公衆の放射線被		・機器・配管、電気計装設備等の	
え方は以下のとおりで	ばくの程度が 5mSv を		支持構造物	
あり、具体的な分類の	超える場合は、当該設	原子炉冷却材	・炉容器冷却設備(Cクラスに属	
方法は別記 1 「試験研	備を耐震重要度分類	圧カバウンダ	<u>するものを除く)</u>	
究用等原子炉施設の耐	Sクラスとしている	リ破損事故	• 補機冷却水設備(当該主要設備	
震重要度分類の考え	こと。	後、炉心から	<u>に係るもの)</u>	
方」による。	・上記の被ばく影響評価	崩壊熱を除去	・中央制御室遮へい	
ー Sクラス	にあたっては、設計基	するために必	・非常用発電機及びその計装設備	
次に掲げる施設はSク	準事故時における被	要な施設	•制御用圧縮空気設備	
ラスとする。	ばく評価と同等の保		・機器・配管、電気計装設備等の	
イ 安全施設のうち、そ	守性を考慮した条件		支持構造物	
の機能喪失により周辺	で実施したものであ	原子炉冷却材	• 原子炉格納容器	
の公衆に過度の放射線	ることを確認する。た	圧カバウンダ	・原子炉格納容器バウンダリに属	
被ばくを与えるおそれ	だし、技術的に合理的	リ破損事故の	する配管・弁(1次冷却材を含	
のある設備・機器等を	な理由があると確認	際に圧力障壁	まない補機冷却水設備等の原子	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項		HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
有する施設。	できた場合はその限	となり、放射	<u>炉格納容器貫通部配管・弁)</u>	
上記の「過度の放射	りではない。	性物質の拡散	・隔離弁を閉とするのに必要な電	
線被ばくを与えるお		を直接防ぐた	気計装設備	
それのある」とは、安		めの施設	・機器・配管、電気計装設備等の	
全機能の喪失による			支持構造物	
周辺の公衆の実効線		放射性物質	• 非常用空気浄化設備	
量の評価値が発生事		の放出を伴	・非常用発電機及びその計装設備	
故あたり 5mSv を超え		うような設	•制御用圧縮空気設備	
ることをいう。		計基準事故	・機器・配管、電気計装設備等の	
ロ、ハ(津波対策設備の		の際にその	支持構造物	
ため略)		外部放散を		
		抑制するた		
二 Bクラス		めの設備で		
安全施設のうち、その		前項以外の		
機能を喪失した場合の影		施設		
響がSクラス施設と比べ		使用済燃料を	・使用済燃料貯蔵建家内の使用済	
小さい施設をいう。		貯蔵するため	燃料貯蔵設備貯蔵ラック(上蓋	
		の施設	<u>を除く)</u>	
三 Cクラス		放射性廃棄物	・廃棄物処理設備(Cクラスに属	
Sクラス、Bクラス以		を内蔵してい	する設備を除く)	
外であって、一般産業施		る施設、ただ	・機器・配管等の支持構造物	
設又は公共施設と同等の		し、内蔵量が		
安全性が要求される施設		少ないか又は		
をいう。		貯蔵方式によ		
		りその破損に		

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項		HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
3(高速炉関係のため略)		よって公衆に		
		与える放射線		
		の影響が年間		
		の周辺監視区		
		域外の線量当		
		量限度に比べ		
		十分小さいも		
		のを除く		
		放射性廃棄物	・燃料交換機	
		以外の放射性	・原子炉建家天井クレーン	
		物質に関連し	・放射線低減効果の大きい遮へい	
		た施設で、そ	・原子炉圧力容器リーク検出配管	
		の破損により	・使用済燃料貯蔵建家天井クレー	
		公衆及び放射	ン	
		線業務従事者	・機器・配管等の支持構造物	
		等に過大な放		
		射線被ばくを		
		与える可能性		
		のある施設		
		使用済燃料を	・使用済燃料貯蔵設備プール冷却	
		冷却するため	浄化設備(プール水冷却に関す	
		の施設	る部分)	
			• 補機冷却水設備(当該主要設備	
			<u>に係るもの)</u>	
			・電気計装設備	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項		HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
			·制御用圧縮空気設備	
			・機器・配管、電気計装設備等の	
			支持構造物	
		放射性物質の	• 使用済燃料貯蔵建家換気空調設	
		放出を伴うよ	備の一部	
		うな場合に、	・機器・配管、電気計装設備等の	
		その外部放散	支持構造物	
		を抑制するた		
		めの施設でS		
		クラスに属さ		
		ない施設		
		その他	・炉内構造物(Sクラスに属する	
			<u>ものを除く)</u>	
			・後備停止系	
			• 後備停止系案内管	
			・非常用発電機及びその計装設備	
			•制御用圧縮空気設備	
			・機器・配管、電気計装設備等の	
			支持構造物	
		Cクラス		
		S, Bクラス	・制御棒駆動装置(スクラム機能	
		に属さない施	に関する部分を除く。)	
		設	•補助冷却設備(二重管内管)	
			炉容器冷却設備(熱反射板)	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		・2次ヘリウムサンプリング設備	
		• 新燃料貯蔵設備	
		・2次へリウム冷却設備	
		・加圧水冷却設備、1次へリウム	
		純化設備、1次へリウムサンプ	
		リング設備、破損燃料検出系等	
		のうち高放射性物質に関連した	
		部分を除いた部分	
		・2次へリウム純化設備	
		・1次ヘリウム貯蔵供給設備	
		・2次へリウム貯蔵供給設備	
		・廃棄物処理設備のうち高放射性	
		物質に関連した部分を除いた部	
		分	
		・使用済燃料貯蔵設備プール冷却	
		浄化設備(プール水補給に関す	
		る部分)	
		・消火設備	
		・換気空調設備	
		・電気計装設備(S、Bクラスに	
		関するものは除く)	
		• 補機冷却水設備	
		• 一般用圧縮空気設備	
		• 一般冷却水系	
		・保管廃棄施設	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		・機器・配管、電気計装設備等の	
		支持構造物	
		・その他	
	・基準地震動による地震	(2) 耐震重要度分類の変更	追補
	力に対して機能維持	原子炉運転中の地震によりSクラス以外の設備・機	1 耐震重要度分類変更の妥当性
	が期待できないBク	器((1)の表中下線で示した設備を含む。)が機能喪	1. 概要
	ラス以下の設備が損	失する事象の発生を想定したとしても、原子炉は自動	HTTR では、基準地震動による地震力に対して耐震 S
	傷したとしても、原子	停止し、原子炉停止後の燃料最高温度の評価結果はそ	クラスの設備・機器が安全機能を損なわないよう設計
	炉の停止状態が維持	の初期値を、原子炉圧力容器最高温度の評価結果は設	している。耐震重要度は、試験炉設置許可基準規則(平
	できることを確認す	計基準事故における制限値を超えることはなく、原子	成 25 年 12 月 18 日施行)の耐震重要度フローに準じて
	る。	炉冷却材圧カバウンダリの健全性が確保できる設計	分類し、安全施設のうち、その機能喪失により周辺の
	(例)	とする。	公衆に過度(5mSv)の放射線被ばくを与えるおそれの
	- 確実に原子炉を停	また、非常用電源のうち非常用発電機については基	ある設備を耐震 S クラスとして見直した結果、後備停
	止できること。	準地震動による地震力によって機能を喪失するおそ	止系、補助冷却設備、炉容器冷却設備、原子炉格納施
	- 原子炉停止後の冷	れがあるが、当該状態において電源供給を要する重要	設、非常用空気浄化設備、非常用発電機等の耐震クラ
	却状態が維持でき	安全施設には、蓄電池から電源供給が可能な設計と	スを S クラス(旧 As、A クラス)から B クラスへ見直
	ること。	し、電源枯渇後は、可搬型設備により対応する設計と	した。この見直しについては、耐震 S クラス以外の設
	- 原子炉の停止状態、	する。これは「Ⅲ-4.2.1 竜巻に対する設計方	備・機器の損傷が発生した場合、周辺公衆への被ばく
	冷却状態を継続的	針」及び「Ⅲ-4.2.2 火山の影響に対する設計	量は約 3mSv となり、5mSv を超えないことを評価する
	に監視できること。	方針」にて記載する対策と同様である。	ことで、妥当であることを確認している。また、追補 2
	- これらの機能が既		に示すとおり、事象発生後の燃料最高温度及び原子炉
	設設備により確保		圧力容器最高温度は、いずれも初期値及び設計基準事
	できない場合は、可		故における制限値を超えることはなく、原子炉はスク

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
	搬設備等の代替手		ラムし、原子炉冷却材圧カバウンダリの健全性は確保
	段を講じるか、早期		される。
	に修復可能である		(以下略)
	こと。		
			追補 2
			安全機能の重要度分類変更の妥当性
			1. 概要
			安全施設の安全上の機能別重要度は、「試験炉設置許
			可基準規則」の解釈に基づき、「水冷却型試験研究用原
			子炉施設に関する安全設計審査指針(平成3年7月18
			日原子力安全委員会決定)」の「添付 水冷却型試験研
			究用原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基本
			的な考え方」(以下「研究炉の重要度分類の考え方」と
			いう。)を参考に、またこれまで蓄積された運転実績、
			安全性実証試験等の技術的知見を反映して見直した結
			果、後備停止系、補助冷却設備、炉容器冷却設備、原
			子炉格納施設、非常用空気浄化設備、非常用発電機等
			について、
			MS-1 から MS-2 へ見直した。
			制御棒は MS-1 であり信頼性が高いため、原子炉は制
			御棒により確実に停止することができる。また、仮に
			停止機能が喪失した場合でも原子炉出力が低下し安定
			な状態が維持できる。したがって、固有の特性から、
			緊急停止しなくても時間余裕のなかで原子炉を停止で

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			きることにより、後備停止系を MS-1 から MS-2 へ見直
			した。そのため、クラスが見直された設備のうち、停
			止機能以外の機能喪失を想定し、燃料温度及び原子炉
			圧力容器温度を評価することで、クラス変更の妥当性
			を確認している。
			なお、クラス変更された設備は、単一故障を仮定し
			てもその安全機能を損なわないよう設計することとし
			ていることから、内部事象による安全機能の喪失は想
			定せず、外部事象による安全機能喪失を想定する。
			2. 解析条件
			補助冷却設備、炉容器冷却設備が同時に冷却機能喪
			失した場合の、燃料温度、原子炉圧力容器温度を解析
			する。本解析は、商用電源喪失時に非常用発電機の機
			能が喪失する事故(全交流動力電源喪失)に相当する
			ことから、電源喪失により、原子炉は自動停止するも
			のの、冷却機能が喪失する事象を想定する。
			本解析は、設計基準事故の解析に用いる TAC-NC コ
			一ドにより実施する。また解析条件は、設計基準事故
			と同様とする。
			3. 解析結果
			本事象発生後の燃料最高温度と原子炉圧力容器最高
			温度を図 1 に示す。燃料最高温度は原子炉スクラム後
			に 1,114°Cに低下した後、再び上昇するが初期値を上

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			回ることはない。また、原子炉圧力容器の最高温度は、
			原子炉圧力容器側部に生じ、事象発生後約 22 時間で
			502℃になるが、制限温度 550℃を超えることはない。1
			次加圧水冷却器伝熱管温度及び中間熱交換器伝熱管温
			度は、いずれも初期値を上回ることはない。
			以上により、事象発生後の燃料最高温度及び原子炉
			圧力容器最高温度は、いずれも初期値及び設計基準事
			故における制限値を超えることはなく、原子炉は停止
			し、原子炉冷却材圧カバウンダリの健全性を確保され
			ることから、周辺の公衆に対し、著しい放射線被ばく
			のリスクを与えることはない。よってクラス変更は妥
			当である。
			4. 参考資料
			HTTR(高温工学試験研究炉)原子炉施設の各機器等
			の安全上の機能別重要度分類について
			添付書類八
			第42条 適合のための設計方針
			2について
			全交流動力電源が喪失した場合、安全保護系(停止
			系) からの作動指令により、反射体領域の原子炉スク
			ラムしゃ断器が開放され同領域の制御棒が速やかに炉
			心内に落下挿入される。次いで、40 分経過後に燃料領

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			域の原子炉スクラムしゃ断器が開放され同領域の制御
			棒が炉心内に落下挿入され、全制御棒の落下挿入が完
			了する。原子炉の安全な停止を確認するため全制御棒
			の落下挿入が完了するまでの間(40分間)、炉内の中性
			子束を監視する。また、炉心からの崩壊熱の除去の状
			態を確認するため、原子炉圧力容器上鏡温度及び補助
			冷却器出口ヘリウム圧力を監視する。これらに必要な
			電源を一定時間(60分)確保する事を目的に、必要な
			容量を有した蓄電池等の直流電源設備及び安全保護系
			用交流無停電電源装置を設け、安全保護系(停止系)、
			事故時監視計器の一部(中性子東、原子炉圧力容器上
			鏡温度、補助冷却器出口へリウム圧力)に給電できる
			設計とする。
			蓄電池の枯渇後(60分以降)は、炉心からの崩壊熱
			の除去の状態を確認するため、可搬型の計器等を用い
			て原子炉圧力容器上鏡温度及び補助冷却器出口ヘリウ
			ム圧力を監視する。これらの可搬型の計器等に必要な
			電源は、蓄電池枯渇前に準備する可搬型発電機から給
			電する設計とする。
			使用済燃料からの崩壊熱の除去の状態を確認するた
			め、蓄電池を内蔵する可搬型の計器により使用済燃料
			貯蔵プール水位を適宜監視する。
			(略)

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	・放射線による公衆への	(3)放射性物質を内包する設備・機器の地震による損	追補
	影響の程度に応じて、	傷の影響	1 耐震重要度分類変更の妥当性
	耐震設計上の区分を	地震によりSクラス以外の設備・機器((1)の表	(略)
	行っていることを確	中下線で示した設備を含む。)のうち、設計上想定す	2. 被ばく評価条件
	認する。	る燃料破損等により放出された放射性物質を内包す	放射性物質を含む 1 次冷却材を内包する設備は、以
	・具体的には、内蔵する	る以下の設備・機器が地震によって損傷し、内包する	下の①~⑧の設備である。これらの設備のうち、原子
	放射性物質の外部へ	放射性物質が瞬時に地上放出する事象の発生を想定	炉冷却材圧力バウンダリ(①と②)、1 次へリウム純化設
	の放散を仮定した場	したとしても、周辺公衆の実効線量の評価値が約	備(③)の一部、1次ヘリウムサンプリング設備(④)の一
	合の公衆の放射線被	3mSv となり、解釈別記1の考え方における判断基準	部、燃料破損検出装置(⑥)の一部等の閉じ込め機能を
	ばくの程度によって、	である 5mSv を超えない設計とする。	期待することとし、これ以外の 1 次冷却材を内包して
	重要度分類を行うこ	① 1次冷却材を内包している耐震重要度Bクラ	いる機器・配管類が地震時に破損し、放射性物質が瞬
	とを確認する。	スの機器・配管類	時に地上放出することを仮定し、被ばく評価を実施す
	・Bクラス以下の設備の	② 耐震重要度Bクラスである使用済燃料貯蔵建	る。
	損傷を想定しても、過	家の貯蔵ラック	なお、本申請において耐震クラス分類を As クラスか
	度の放射線被ばくを		ら B クラスに変更とした炉容器冷却設備、補機冷却水
	及ぼすおそれ(発生事	なお、本影響評価は、基準地震動による地震力に対	設備、制御用圧縮空気設備、非常用発電機、非常用空
	故当たり 5mSv を超え	して損傷を想定する機器等の機能喪失により周辺公	気浄化設備及び後備停止系等は、その破損を考慮して
	る) がないことを確認	衆に過度の放射線被ばくを与えるおそれがないこと	も放射性物質を放出することはないため線量評価は行
	する。	を確認したものであり、運転時の異常な過渡変化及び	わない。
		設計基準事故については、「水冷却型試験研究用原子	
		炉施設の安全評価に関する審査指針」(平成3年7月	①1 次冷却設備(原子炉冷却材圧力バウンダリ)
		18 日原子力安全委員会決定、平成 13 年 3 月 29 日一	②補助冷却設備(原子炉冷却材圧力バウンダリ)
		部改訂)を参考に、地震との重畳は考慮しないことと	③1 次へリウム純化設備
		する。	④1 次へリウムサンプリング設備
		設計基準事故において周辺公衆に対して過度の放	⑤気体廃棄物処理設備

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		射線被ばくを与えるおそれがないことについては、	⑥燃料破損検出装置
		「Ⅲ−11 運転時の異常な過渡変化及び設計基準	⑦照射試験装置
		事故の拡大の防止(第13条関係)」にて記載する。	⑧1 次へリウム貯蔵供給設備
			(略)
			3. 被ばく評価結果
			2. の評価条件をもとに、1. に記載の①~⑧の設備の
			うち、閉じ込め機能を期待する設備以外の 1 次冷却材
			を含む③~⑧の設備が、地震により同時に破損した場
			合の被ばく評価結果を表1に示す。
			さらに、1 次冷却材を含む設備ではないが、耐震 B
			クラスである使用済燃料貯蔵建家の貯蔵ラックに関し
			ては、貯蔵ラックの全てが同時に閉じ込め機能を喪失
			し、ラック内雰囲気に含まれる放射性物質の全量が瞬
			時に地上放出したと仮定しても、周辺公衆の被ばく量
			は 10 ⁻⁶ mSv 以下である。
			以上により、耐震重要度を B クラスに変更した③~
			⑧の設備に加え、使用済燃料貯蔵建家の貯蔵ラックが
			同時に破損する事故を仮定しても、周辺の公衆に対す
			る被ばく影響は約3.0mSvとなり、5mSvを超えないこと
			から、耐震重要度分類の変更は妥当である。
			表 1 1次冷却材を内包する B クラス機器・配管類の破
			損時の被ばく評価結果

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料	
			結果	
			γ線換算放出量	約8.3×10 ¹³ MeV·Bq(地上)
			¹³¹ I 換算放出量 (実効線量当量換算)	約 2.2×10 ¹¹ MeV・Bq(地上)
			実効線量当量	約3.0mSv
			・放射性雲からのγ線の外部被ばく	約 0.61mSv
			・よう素の吸入による小児の内部被ばく	約 2. 4mSv
		規制委員会は、申請者が、耐震重要度分類の適用に		
		ついて、本試験研究用等原子炉施設を耐震重要度に応		
		じて、安全機能の喪失を想定したときの周辺公衆に対		
		する放射線影響の程度を踏まえ、Sクラス、Bクラス		
		及びCクラスに分類するとしていること、分類した施		
		設を安全機能の役割に応じた設備に区分する方針と		
		し、安全機能に間接的な役割を担う設備については、		
		それに関連する設備に適用する地震力を踏まえ検討		
		用地震動を設定するとしていることから、解釈別記1		
		及び実用炉解釈別記2に適合していることを確認し		
		<i>t</i> =。		
		また、規制委員会は、申請者が、本申請において既		
		許可から耐震重要度をSクラス(旧As、Aクラス)		
		からBクラスに変更した設備・機器については、その		
		機能喪失により、燃料及び原子炉冷却材圧力バウンダ		
		リの健全性は損なわれないこと並びに周辺公衆の実		
		効線量の評価値が発生事故当たり5mSv を超えないこ		
		とを確認したことから、当該耐震重要度分類の変更は		

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		解釈別記1に適合していることを確認した。	
		2. 弾性設計用地震動の設定方針	
		実用炉解釈別記2は、基準地震動との応答スペクトル	
		の比率の値が、目安として 0.5 を下回らないような値	
		で、工学的判断に基づいて、弾性設計用地震動を設定す	
		ることを要求している。	
		申請者は、以下のとおり、弾性設計用地震動を設定す	
		る方針としている。	
	【地震ガイド:確認内	(1) 地震動設定の条件	1.4.3.2 動的地震力
	容】	弾性設計用地震動と基準地震動との応答スペクト	動的地震力は、Sクラスの施設に適用し、添付書類六
	4. 弾性設計用地震動	ルの比率については、工学的判断として以下を考慮し	「5. 地震」に示す基準地震動及び弾性設計用地震動か
	弾性設計用地震動の策	0.5と設定する。	ら定める入力地震動を入力として、動的解析により、
	定方針が下記を踏まえ	① 弾性設計用地震動と基準地震動との応答スペ	水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組合せて算定
	妥当であることを確認	クトルの比率は、本試験研究用等原子炉施設の	する。
	する。なお、基準地震動	弾性限界と安全機能限界のそれぞれに対する入	B クラスの施設のうち、共振のおそれのある施設につ
	については、地震ガイド	力荷重の比率に対応し、その値は 0.5 程度であ	いては、弾性設計用地震動に2分の1を乗じた動的地
	の「Ⅰ. 基準地震動」に	ること。	震力を適用する。
	て妥当性を確認する。	② 弾性設計用地震の応答スペクトルは、「発電用	添付書類六「5. 地震」に示す基準地震動は、「敷地ご
	・弾性設計用地震動の具	原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(昭和 56	とに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特
	体的な設定値及び設	年 7 月 20 日原子力安全委員会決定、平成 13 年 3	定せず策定する地震動」について、解放基盤表面にお
	定根拠。	月 29 日一部改訂)における基準地震動S ₁ の応	ける水平成分及び鉛直成分の地震動としてそれぞれ策
	・弾性設計用地震動は、	答スペクトルを下回らないこと。	定する。
	基準地震動との応答		弾性設計用地震動は、原子炉施設の安全機能限界と

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	スペクトルの比率が		弾性限界に対する入力荷重の比率が 0.5 程度であると
	目安として 0.5 を下回		いう知見を踏まえ、また、弾性設計用地震動を原子炉
	らないような値でエ		建家設計時より保守的な設定とするため、応答スペク
	学的判断に基づいて		トルに基づく基準地震動 Ss-D に係数 0.5 を乗じた弾性
	設定すること(「発電		設計用地震動 Sd-D が、設計時に用いた「発電用原子炉
	用原子炉施設に関す		施設に関する耐震設計審査指針(昭和 56 年 7 月 20 日
	る耐震設計審査指針		原子力安全委員会決定)」に基づく基準地震動 S ₁ の応答
	平成 18 年 9 月 19 日原		スペクトルを下回らないものとして、工学的判断によ
	子力安全委員会決定」		り基準地震動に係数 0.5 を乗じて設定する。弾性設計
	における弾性設計用		用地震動による年超過確率は、10 ⁻³ ~10 ⁻⁴ 程度となる。
	地震動 Sd の規定と同		弾性設計用地震動の応答スペクトルを第 1.4.3 図から
	様)		第 1.4.5 図に、弾性設計用地震動の時刻歴波形を第
			1.4.6 図から第 1.4.11 図に、弾性設計用地震動 Sd-D
			及び基準地震動 S ₁ の応答スペクトルの比較を第 1. 4. 12
			図に、弾性設計用地震動と解放基盤表面における地震
			動の一様ハザードスペクトルの比較を第1.4.13図及び
			第 1. 4. 14 図に示す。
		(2)弾性設計用地震動	第 1.4.6 図 弾性設計用地震動 Sd-D の時刻歴波形
		前項の条件で設定する弾性設計用地震動は、以下	第 1. 4. 7 図 弾性設計用地震動 Sd-1 の時刻歴波形
		のとおりである。	第 1.4.8 図 弾性設計用地震動 Sd-2 の時刻歴波形
		最大加速度が $Sd-D$ については水平方向 350 cm/ s^2	第 1.4.9 図 弾性設計用地震動 Sd-3 の時刻歴波形
		及び鉛直方向 250 cm/s 2 、Sd-1 については水平方向	第 1. 4. 10 図 弾性設計用地震動 Sd-4 の時刻歴波形
		NS: 486cm/s²、EW: 356cm/s²及び鉛直方向 237cm/s²、	第 1. 4. 11 図 弾性設計用地震動 Sd-5 の時刻歴波形
		Sd-2については水平方向NS:417cm/s ² 、EW:380cm/s ²	(図略)

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		及び鉛直方向 218cm/s ² 、Sd-3 については水平方向	
		NS : 474cm/s²、EW : 425cm/s² 及び鉛直方向 272cm/s²、	
		Sd-4については水平方向NS:370cm/s²、EW:315cm/s²	
		及び鉛直方向 202cm/s ² 、Sd-5 については水平方向	
		NS: 335cm/s²、EW: 257cm/s²及び鉛直方向 201cm/s²	
		規制委員会は、申請者が、弾性限界と安全機能限界に	
		対する入力荷重の比率を考慮していること及び基準地	
		震動S」の応答スペクトルを下回らないように考慮す	
		ること、これらの工学的判断に基づき、基準地震動との	
		応答スペクトルの比率を 0.5 として弾性設計用地震動	
		を設定する方針としていることから、これらの方針が実	
		用炉解釈別記2に適合していることを確認した。	
	【地震ガイド:確認内	3. 地震応答解析による地震力及び静的地震力の算定	1.4.3.2 動的地震力
	容】	方針	動的地震力は、Sクラスの施設に適用し、添付書類六
	5.1.1 基準地震動によ	(1)地震応答解析による地震力	「5. 地震」に示す基準地震動及び弾性設計用地震動か
	る地震力	実用炉解釈別記2は、基準地震動及び弾性設計用地	ら定める入力地震動を入力として、動的解析により、
	・基準地震動による地震	震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向につい	水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組合せて算定
	力は、基準地震動を用	て適切に組み合わせたものとして、地震応答解析によ	する。
	いて水平2方向及び	る地震力を算定することを要求している。	B クラスの施設のうち、共振のおそれのある施設につ
	鉛直方向について適	申請者は、以下のとおり、地震応答解析による地震	いては、弾性設計用地震動に2分の1を乗じた動的地
	切に組合せたものと	力を算定する方針としている。	震力を適用する。
	して算定すること。な		添付書類六「5.地震」に示す基準地震動は、「敷地ご
	お、建物・構築物と地	①耐震重要度Sクラスの施設の地震力の算定方針	とに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	盤との相互作用、埋込	基準地震動及び弾性設計用地震動から定まる入力	定せず策定する地震動」について、解放基盤表面にお
	み効果及び周辺地盤	地震動を用いて、動的解析により、水平2方向及び鉛	ける水平成分及び鉛直成分の地震動としてそれぞれ策
	の非線形について必	直方向について適切に組み合わせて地震力を算定す	定する。
	要に応じて考慮する	る。	
	こと。		(略)
		②耐震重要度Bクラスの施設の地震力の算定方針	
	5.1.2 弾性設計用地震	耐震重要度Bクラスの施設のうち、共振のおそれの	(1)入力地震動
	動による地震力	ある施設については、弾性設計用地震動に2分の1を	解放基盤表面は、S 波速度が 0.7km/s 以上となる
	・弾性設計用地震動によ	乗じた地震動(以下「共振影響検討用の地震動」とい	深度 G. L172.5m の位置に設定する。
	る地震力は、弾性設計	う。)を用いることとし、水平2方向及び鉛直方向を	建物・構築物の地震応答解析に用いる入力地震動
	用地震動を用いて水	適切に組み合わせて地震力を算定する。	は、解放基盤表面で定義される基準地震動及び弾性
	平2方向及び鉛直方		設計用地震動の伝播特性や地盤の非線形応答に関
	向について適切に組	③入力地震動の設定方針	する動的変形特性等を適切に考慮して1次元波動論
	合せたものとして算	建物・構築物の地震応答解析に用いる入力地震動	又は必要に応じ2次元有限要素法解析により応答計
	定すること。なお、建	は、解放基盤表面で定義された基準地震動及び弾性設	算し算定する。
	物・構築物と地盤との	計用地震動から地震波の伝播特性や地盤の非線形応	(2)動的解析法
	相互作用、埋込み効果	答に関する動的変形特性等を考慮し、一次元波動論又	a. 建物·構築物
	及び周辺地盤の非線	は必要に応じて二次元有限要素法解析により定める。	動的解析は、スペクトル・モーダル解析法又は時
	形について必要に応		刻歴応答解析法を用いて行うものとする。
	じて考慮すること。	④地震応答解析方法	建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構
	・Bクラス施設につい	建物・構築物の動的解析は、スペクトル・モーダル	築物の剛性は、それらの形状、構造特性等を十分考
	て、「共振のおそれの	解析法又は時刻歴応答解析法を用いて行うものとす	慮して評価し、集中質点系に置換した解析モデルを
	ある施設については、	る。解析に当たっては、建物・構築物の剛性は、それ	設定する。
	その影響についての	らの形状、構造特性等を十分考慮して評価し、集中質	動的解析には、地盤-建家間の動的相互作用を考
	検討を行うこと」の検	点系に置換した解析モデルを基本とする。また、建	慮する。解析は、地盤-建家をスウェイロッキング

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	討に用いる地震動は、	物・構築物の動的解析は、建物・構築物と地盤の動的	モデルに置換して行う。
	弾性設計用地震動に	相互作用を考慮し、スウェイーロッキングモデルとす	弾性設計用地震動に対しては、弾性応答解析を行
	2分の1を乗じたも	る。	う。
	のとすること。	機器・配管系のうち金属構造物(機器)については、	基準地震動に対しては、主要構造要素がある程度
	5.1.3 地震応答解析	その形状を考慮したモデル化を行い、設計用床応答ス	以上弾性範囲を超える場合には、規格・基準又は実
	・対象とする施設の形	ペクトルを用いたスペクトル・モーダル解析法、時刻	験式等に基づき、該当する部分の構造特性に応じ
	状、構造特性等(建屋	歴応答解析法等により応答を求め、金属構造物(配管	て、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を
	の床柔性、クレーン類	系)については、熱的条件及び構造を考慮して分類し、	考慮した応答解析を行う。
	の上下特性等)を考慮	それぞれ適切なモデルを作成し、設計用床応答スペク	また、施設を支持する建物・構築物の支持機能を
	したモデル化するこ	トルを用いたスペクトル・モーダル解析により応答を	検討するための応答解析において、建物・構築物等
	٤.	求める。また、黒鉛構造物(炉心を構成する黒鉛ブロ	の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える
	・地震応答解析手法の適	ック)は、地震時に相互に衝突を繰り返す非線形挙動	場合には、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力
	用性、適用限界等を考	を示すため、黒鉛ブロック群の振動解析法としては、	特性を考慮した応答解析を行う。
	慮のうえ、適切な解析	ブロック間の衝突現象を考慮する方法を用いる。各黒	b. 機器・配管系
	法を選定するととも	鉛ブロックに作用する衝突力、ブロックの変位等は、	(a) 金属構造物
	に、十分な調査に基づ	時刻歴応答解析により求める。	機器については、その形状を考慮したモデル化を
	く適切な解析条件を		行い、設計用床応答スペクトルを用いたスペクト
	設定すること。		ル・モーダル解析又は時刻歴応答解析等により応答
	・建物・構築物の設置位		を求める。
	置等で評価される入		配管系については、熱的条件及び構造を考慮して
	力地震動については、		分類し、それぞれ適切なモデルを作成し、設計用床
	解放基盤表面からの		応答スペクトルを用いたスペクトル・モーダル解析
	地震波の伝播特性を		により応答を求める。
	適切に考慮するとと		動的解析に用いる減衰定数は、「原子力発電所の
	もに、必要に応じて地		耐震設計技術指針」(JEAG4601、同補)、振動実験、

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	盤の非線形応答に関		地震観測の調査結果等を考慮して適切な値を定め
	する動的変形特性を		న 。
	考慮すること。また、		なお、剛性の高い機器は、その機器の設置床面の
	敷地における観測記		最大床応答加速度の1.2倍の加速度を用いて地震力
	録に基づくとともに、		を算定する。
	最新の科学的・技術的		
	知見を踏まえて、その		(b) 黒鉛構造物
	妥当性が示されてい		炉心を構成する黒鉛ブロックは、地震時に相互に
	ること。		衝突を繰返す非線形振動挙動を示す。
			そのため、黒鉛ブロック群の振動解析法として
	【地震ガイド以外の視		は、ブロック間の衝突現象を考慮する方法を用い
	点】		る。各黒鉛ブロックに作用する衝突力、ブロックの
	・建物・構築物、機器・		変位等は、時刻歴応答解析により求める。
	配管系の地震応答解		
	析に当たっては、既許		
	可における解析手法、		
	解析モデルから変更		
	がある場合は、その妥		
	当性を確認する。		
	・特に、黒鉛構造物の地		
	震応答解析は、発電用		
	原子炉施設では使用		
	実績のない「高温ガス		
	炉炉心黒鉛構造物の		
	構造設計指針」を使用		

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	しているため、基準地		
	震動が大きくなった		
	場合の同指針の適用		
	性を確認すること。		
		規制委員会は、申請者が、施設の構造特性、振動等の	
		応答特性、施設と地盤との相互作用及び地盤の非線形性	
		を適切に考慮し、水平2方向及び鉛直方向を適切に組み	
		合わせて地震応答解析による地震力を算定する方針と	
		していることから、これらの方針が実用炉解釈別記2に	
		適合していることを確認した。	
	【地震ガイド:確認内	(2)静的地震力	1.4.3.1 静的地震力
	容】	実用炉解釈別記2は、耐震重要度分類に応じて水平	静的地震力は、Sクラス、Bクラス及びCクラスの施
	5.2 静的地震力	方向及び鉛直方向の静的地震力を算定することを要	設に適用することとし、それぞれの耐震重要度分類に
	5.2.1 建物・構築物	求している。	応じて、次の地震層せん断力係数 Ci 及び震度に基づき
	・水平地震力は、地震層	申請者は、以下のとおり、静的地震力を算定する方	算定する。
	せん断力係数に、次に	針としている。	(1)建物·構築物
	示す施設の重要度分		水平地震力は、地震層せん断力係数 Ci に、次に示す
	類に応じた係数を乗	①建物・構築物の水平地震力	耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、更に当該層以上
	じ、さらに当該層以上	水平地震力については、地震層せん断力係数に、施	の重量を乗じて算定する。
	の重量を乗じて算定	設の重要度分類に応じた係数(Sクラスは3.0、Bク	S クラス 3.0
	すること。	ラスは 1.5 及び C クラスは 1.0) を乗じ、さらに当該	B クラス 1.5
	Sクラス: 3. 0	層以上の重量を乗じて算定する。	C クラス 1.0
	Bクラス: 1. 5	ここで、地震層せん断力係数は、標準せん断力係数	ここに、Ci は、標準せん断力係数 C ₀ を 0.2 とし、建

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
	Cクラス: 1. 0	を 0.2 とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等	物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求め
	・建物・構築物の保有水	を考慮して求められる値とする。	られる値である。
	平耐力が必要保有水		必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断
	平耐力を上回ること	②建物・構築物の保有水平耐力	カ係数 C _i に乗じる施設の耐震重要度分類に応じた係数
	を確認すること。	保有水平耐力については、必要保有水平耐力を上回	は、耐震重要度分類の各クラスともに 1.0 とし、その
	・Sクラスの施設につい	るものとし、必要保有水平耐力の算定については、地	際に用いる標準せん断力係数 C₀は1.0 とする。
	ては、水平地震力と鉛	震層せん断力係数に乗じる施設の耐震重要度分類に	S クラスの建物・構築物については、水平地震力と鉛
	直地震力が同時に不	応じた係数を 1.0 とし、標準せん断力係数を 1.0 とし	直地震力が同時に不利な組合せで作用するものとす
	利な方向の組合せで	て算定する。	る。鉛直地震力は、震度 0.3 を基準とし、建物・構築
	作用するものとする		物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求めた鉛直震
	こと。	③建物・構築物の鉛直地震力	度より算定する。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定
	5.2.2 機器・配管系	鉛直地震力については、震度 0.3 を基準とし、建	とする。
	・各耐震クラスの地震力	物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求	(2)機器・配管系
	は、上記 5.2.1 に示す	めた鉛直震度より算定する。ただし、鉛直震度は高さ	静的地震力は、上記(1)に示す地震層せん断力係数 C _i
	地震層せん断力係数	方向に一定とする。	に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを
	に施設の重要度分類		水平震度として、当該水平震度及び上記(1)の鉛直震度
	に応じた係数を乗じ	④機器・配管系の地震力	をそれぞれ 20%増しとした震度より求めるものとする。
	たものを水平震度と	機器・配管系の地震力については、建物・構築物で	なお、Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直
	し、当該水平震度及び	算定した地震層せん断力係数に施設の耐震重要度分	地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものと
	上記 5.2.1 の鉛直震度	類に応じた係数を乗じたものを水平震度として、その	する。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。
	をそれぞれ 20%増し	水平震度と建物・構築物の鉛直震度をそれぞれ 20%増	
	とした震度より求め	しとして算定する。ただし、鉛直震度は高さ方向に一	
	ること。	定とする。	
	・水平地震力と鉛直地震		
	力は同時に不利な方	⑤水平地震力と鉛直地震力の組合せ	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	向の組合せで作用す	Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震	
	ること。	力は、同時に不利な方向の組合せで作用するものとす	
		る。	
		規制委員会は、申請者が、施設の振動特性等を考慮し、	
		耐震重要度分類に応じて算定に用いる係数等の割増し	
		をして求めた水平震度及び鉛直震度より静的地震力を	
		算定する方針としていることから、実用炉解釈別記2に	
		適合していることを確認した。	
	【地震ガイド:確認内	4. 荷重の組合せと許容限界の設定方針	1.4.4.1 耐震設計上考慮する状態
	容】	(1)建物・構築物	(1) 建物・構築物
	6. 荷重の組合せと許容	実用炉解釈別記2は、建物・構築物についての荷重の	a. 運転時の状態原子炉施設が運転状態にあり、通
	限界	組合せと許容限界の考え方に対し、以下を満たすことを	常の自然条件下におかれている状態。
	6.1 建物·構築物	要求している。	ただし、運転状態には、通常運転時及び運転時の
	6.1.1 Sクラスの建	①Sクラスの建物・構築物については、常時作用して	異常な過渡変化時を含むものとする。
	物・構築物	いる荷重及び運転時に作用する荷重と基準地震動	b. 設計基準事故時の状態
	(1)基準地震動との組合	による地震力との組合せに対して、構造物全体とし	原子炉施設が設計基準事故時にある状態。
	せと許容限界	ての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な	c. 設計用自然条件
	・常時作用している荷重	余裕を有し、終局耐力に対し妥当な安全余裕を有し	設計上基本的に考慮しなければならない自然条
	及び運転時に作用す	ていること。	件。
	る荷重と基準地震動	②Sクラス、Bクラス及びCクラスの建物・構築物に	
	による地震力との組	ついては、常時作用している荷重及び運転時に作用	1.4.4.2 荷重の種類
	合せに対して、当該建	する荷重と、弾性設計用地震動 (Bクラスは共振影	(1) 建物・構築物
	物・構築物が構造物全	響検討用の地震動、Cクラスは考慮せず。)による	a. 原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	体としての変形能力	地震力又は静的地震力を組み合わせ、その結果発生	用している荷重、即ち固定荷重、積載荷重、土圧、
	(終局耐力時の変形)	する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認	水圧並びに通常の気象条件による荷重
	について十分な余裕	められる規格及び基準による許容応力度を許容限	b. 運転時の状態で施設に作用する荷重
	を有し、建物・構築物	界とすること。	c. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重
	の終局耐力に対し妥	申請者は、以下のとおり、建物・構築物の荷重の組合	d. 地震力、風荷重、積雪荷重
	当な安全余裕を有し	せ及び許容限界を設定する方針としている。	運転時及び設計基準事故時の荷重には、機器・配管
	ていること		から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、
	(2)弾性設計用地震動と	①荷重の組合せ	地震時土圧、機器・配管からの反力、スロッシング等
	の組合せと許容限界	Sクラスの建物・構築物について、基準地震動によ	による荷重が含まれるものとする。
	・常時作用している荷重	る地震力、弾性設計用地震動による地震力又は静的地	
	及び運転時に作用す	震力を組み合せる荷重は、常時作用している荷重(固	1.4.4.3 荷重の組合せ
	る荷重と、弾性設計用	定荷重、積載荷重、土圧、水圧及び通常の気象条件に	(1) 建物・構築物
	地震動による地震力	よる荷重)、運転時に作用する荷重(通常運転時に作	a. Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設に対して、
	又は静的地震力を組	用する荷重及び運転時の異常な過度変化時に生じる	地震力と常時作用している荷重、運転時(通常運転
	合せ、その結果発生す	荷重)、設計基準事故時に生じる荷重(設計基準事故	時及び運転時の異常な過渡変化時) に施設に作用
	る応力に対して、建築	が発生し長期間継続する事象による荷重)及び設計用	する荷重とを組合せる。
	基準法等の安全上適	自然条件(風荷重、積雪荷重)とする。Bクラス及び	b. Sクラスの施設に対して、常時作用している荷重
	切と認められる規格	Cクラスの建物・構築物について、共振影響検討用の	及び設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重
	及び基準による許容	地震動による地震力又は静的地震力を組み合わせる	のうち、長時間その作用が続く荷重と弾性設計用
	応力度を許容限界と	荷重は、常時作用している荷重、運転時に作用する荷	地震動による地震力又は静的地震力とを組合せ
	すること。	重及び設計用自然条件(風荷重、積雪荷重)とする。	る。
	6.1.2 Bクラスの建	なお、運転時及び設計基準事故時の荷重には、機	(3) 荷重の組合せ上の留意事項
	物・構築物	器・配管から作用する荷重が含まれるものとし、地震	a. S クラスの施設に作用する地震力のうち動的地
	・常時作用している荷重	力には、地震時土圧、機器・配管からの反力、スロッ	震力については、水平 2 方向と鉛直方向の地震力
	及び運転時に作用す	シング等による荷重が含まれるものとする。	を適切に組合せ算定するものとする。

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	る荷重と静的地震力		b. 明らかに、他の荷重の組合せ状態での評価が厳
	を組合せに、その結果	②許容限界	しいことが判明している場合には、その荷重の組
	発生する応力に対し	Sクラスの建物・構築物について、基準地震動によ	合せ状態での評価は行わなくてもよいものとす
	て、建築基準法等の安	る地震力と他の荷重との組合せにおいては、構造物全	る。
	全上適切と認められ	体として変形能力が十分な余裕を有し、終局耐力に対	c. 複数の荷重が同時に作用する場合、それらの荷
	る規格及び基準によ	して妥当な安全余裕を有することとする。なお、終局	重による応力の各ピークの生起時刻に明らかなず
	る許容応力度を許容	耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増	れがあることが判明しているならば、必ずしも、
	限界とすること	大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加す	それぞれの応力のピーク値を重ねなくともよいも
	6.1.3 Cクラスの建	るに至る限界の最大の荷重に対する耐力とし、既往の	のとする。
	物・構築物	実験式に基づき適切に定めるものとする。	d. 上位の耐震クラスの施設を支持する建物・構築
	・常時作用している荷重	Sクラス、Bクラス及びCクラスの建物・構築物に	物の当該部分の支持機能を検討する場合において
	及び運転時に作用す	ついて、弾性設計用地震動若しくは共振影響検討用の	は、支持される施設の耐震クラスに応じた地震力
	る荷重と静的地震力	地震動による地震力又は静的地震力と他の荷重との	と常時作用している荷重、運転時に施設に作用す
	を組合せ、その結果発	組合せにおいては、建築基準法等の安全上適切と認め	る荷重及びその他必要な荷重とを組合せる。
	生する応力に対して、	られる規格及び基準による許容応力度を許容限界と	なお、対象となる建物・構築物及びその支持機
	建築基準法等の安全	する。	能が維持されることを検討すべき地震動を第
	上適切と認められる		1.4.1 表に示す。
	規格及び基準による		
	許容応力度を許容限		1.4.4.4 許容限界
	界とすること		(1) 建物・構築物
			a. Sクラスの建物・構築物
			(a) 弾性設計用地震動による地震力又は静的震度に
			よる地震力との組合せに対する許容限界
			建築基準法等の安全上適切と認められる規格及
			び基準による許容応力度を許容限界とする。

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			(b) 基準地震動による地震力との組合せに対する許
			容限界
			建物・構築物が構造物全体として、十分変形能
			カ(ねばり)の余裕を有し、終局耐力に対して妥当
			な安全余裕をもたせることとする。
			なお、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重
			又は応力を漸次増大していくとき、その変形又は
			ひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力と
			し、日本建築学会「建築耐震設計における保有耐
			力と変形性能」実験式(5)等に基づき適切に定める
			ものとする。
			b. B、C クラスの建物・構築物
			安全上適切と認められる規格及び基準による許容
			応力度を許容限界とする。
			c. 耐震クラスの異なる施設を支持する建物・構築
			物
			上記の「a. S クラスの建物・構築物、(b) 基準地
			震動による地震力との組合せに対する許容限界」を
			適用するほか、耐震クラスの異なる施設が、それを
			支持する建物・構築物の変形等に対して、その機能
			が損なわれないものとする。
			d. 建物・構築物の保有水平耐力建物・構築物につ
			いては、当該建物・構築物の保有水平耐力が、必要
			保有水平耐力に対して、妥当な安全余裕をもたせる
			こととする。

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		規制委員会は、申請者が、荷重の組合せについて、	
		以下の方針としていることから、実用炉解釈別記2に	
		適合していることを確認した。	
		① 耐震重要度分類に応じて常時作用している荷	
		重及び運転時に作用する荷重を地震力と適切に	
		組み合わせる方針とする。	
		② 荷重の組合せに対する許容限界は、基準地震動	
		による地震力との組合せの場合は、構造物全体	
		として十分な変形能力の余裕を有し、終局耐力	
		に対して妥当な安全余裕を有する方針とする。	
		③ 荷重の組合せに対する許容限界は、その他の地	
		震力との組合せの場合は、安全上適切と認めら	
		れる規格及び基準による許容応力度を許容限界	
		とする方針とする。	
		(2)機器・配管系	1.4.4.1 耐震設計上考慮する状態
		 実用炉許可基準規則解釈別記2は、機器・配管系につ	(2)機器・配管系
		 いて、荷重の組合せと許容限界の考え方に対し、以下を	 a. 通常運転時の状態
		満たすことを要求している。	 原子炉施設の起動、停止、出力運転、燃料交換
		 ①Sクラスの機器・配管系については、通常運転時、	 等が計画的又は頻繁に行われた場合、運転条件が
		│ │ 運転時の異常な過渡変化時及び事故時に生じるそ	 所定の制限値以内にある運転状態。
		│ │ れぞれの荷重と基準地震動による地震力とを組み	 b. 運転時の異常な過渡変化時の状態
		合せた荷重条件に対して、その施設に要求される機	通常運転時に予想される機械又は器具の単一の
		能を保持すること。組合せ荷重により塑性ひずみが	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留	作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想され
		まって、破断延性限界に十分な余裕を有し、その施	る外乱によって発生する異常な状態であって、当
		設に要求される機能に影響を及ぼさないこと。ま	該状態が継続した場合には炉心又は原子炉冷却材
		た、動的機器等については、基準地震動による応答	圧力バウンダリの著しい損傷が生ずるおそれがあ
		に対して、その設備に要求される機能を保持するこ	るものとして安全設計上想定すべき事象が発生し
		と。	た状態。
		②Sクラス、Bクラス及びCクラスの機器・配管系に	c. 設計基準事故時の状態発生頻度が運転時の異常
		ついては、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時	な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状
		及び事故時に生じるそれぞれの荷重と弾性設計用	態が発生した場合には原子炉施設から多量の放射
		地震動(Bクラスは共振影響検討用の地震動、Cク	性物質が放出するおそれがあるものとして安全設
		ラスは考慮せず。)による地震力又は静的地震力を	計上想定すべき事象が発生した状態。
		組み合わせた荷重条件に対して、応答が全体的にお	
		おむね弾性状態に留まること。	1.4.4.2 荷重の種類
		③運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に	(2) 機器・配管系
		生じる荷重については、次の荷重を考慮すること。	a. 通常運転時の状態で施設に作用する荷重
		a . 地震によって引き起こされるおそれのある事象	b. 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用
		により生じる荷重	する荷重
		b. 地震によって引き起こされるおそれのない事象	c. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重
		であっても、事故が発生した場合、長時間継続す	d. 地震力
		る荷重	
	【地震ガイド:確認内	申請者は、以下のとおり、機器・配管系の荷重の組合	1.4.4.3 荷重の組合せ
	容】	せ及び許容限界を設定する方針としている。	(2) 機器・配管系
	6.2 機器・配管系		a. Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設に対して、
	6.2.1 Sクラスの機	①荷重の組合せ	地震力と、通常運転時又は運転時の異常な過渡変

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	器・配管系	Sクラスの機器・配管系について、基準地震動によ	化時の状態で作用する荷重とを組合せる。
	(1) 基準地震動との組合	る地震力、弾性設計用地震動による地震力又は静的地	b. Sクラスの施設に対して、地震力と運転時の異常
	せと許容限界	震力と組み合わせる荷重は、通常運転時に作用する荷	な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態の
	・通常運転時、運転時の	重、運転時の異常な過渡変化時に作用する荷重、設計	うち、地震によって引起こされるおそれのある事
	異常な過渡変化時及	基準事故時に作用する荷重とする。	象によって作用する荷重とを組合せる。
	び事故時に生じるそ	Bクラス及びCクラスの機器・配管系について、共	c. Sクラスの施設に対して、運転時の異常な過渡変
	れぞれの荷重と基準	振影響検討用の地震動による地震力又は静的地震力	化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち、地
	地震動による地震力	と組み合わせる荷重は、通常運転時に作用する荷重及	震によって引起こされるおそれのない事象によっ
	を組合せた荷重条件	び運転時の異常な過渡変化時に作用する荷重とする。	て作用する荷重で、その作用が長時間続く場合に
	に対して、その施設に	なお、運転時の異常は過渡変化時及び設計基準事故	は、その荷重と弾性設計用地震動による地震力又
	要求される機能を保	時に作用する荷重は、地震によって引き起こされるお	は静的地震力とを組合せる。なお、地震によって
	持すること。	それのある事象による荷重及び地震によって引き起	引起こされるおそれがなく、かつ、その事象によ
	・上記により求まる荷重	こされるおそれのない事象によって作用する荷重で	って作用する荷重が短時間で終結する場合には、
	により塑性ひずみが	その作用が長時間続く荷重とする。	地震力と組合せない。
	生じる場合であって		(3) 荷重の組合せ上の留意事項
	も、その量が微少なレ		a. S クラスの施設に作用する地震力のうち動的地
	ベルに留まって破断		震力については、水平 2 方向と鉛直方向の地震力
	延性限界に十分な余		を適切に組合せ算定するものとする。
	裕を有し、その施設に		b. 明らかに、他の荷重の組合せ状態での評価が厳
	要求される機能に影		しいことが判明している場合には、その荷重の組
	響を及ぼすことがな		合せ状態での評価は行わなくてもよいものとす
	いこと		る。
	・動的機能等について		c. 複数の荷重が同時に作用する場合、それらの荷
	は、基準地震動による		重による応力の各ピークの生起時刻に明らかなず
	応答に対して、その設		れがあることが判明しているならば、必ずしも、

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	備に要求される機能		それぞれの応力のピーク値を重ねなくともよいも
	を保持すること。		のとする。
	具体的には、実証試験		d. 上位の耐震クラスの施設を支持する建物・構築
	等により確認されて		物の当該部分の支持機能を検討する場合において
	いる機能維持加速度		は、支持される施設の耐震クラスに応じた地震力
	等を許容限界とする		と常時作用している荷重、運転時に施設に作用す
	2 کے		る荷重及びその他必要な荷重とを組合せる。
			なお、対象となる建物・構築物及びその支持機
			能が維持されることを検討すべき地震動を第
			1.4.1 表に示す。
	(2)弾性設計用地震動と	②許容限界	1.4.4.4 許容限界
	の組合せと許容限界	Sクラスの機器・配管系について、基準地震動によ	(2) 機器・配管系
	・通常運転時、運転時の	る地震力と他の荷重との組合せに対して、金属構造物	a. Sクラスの機器・配管系
	異常な過渡変化時及	は、構造物の相当部分が降伏し、塑性変形する場合で	(a) 弾性設計用地震動による地震力又は静的震度
	び事故時に生じるそ	も過大な変形、亀裂、破損等が生じず、その施設の機	による地震力との組合せに対する許容限界
	れぞれの荷重と、弾性	能に影響を及ぼすことがない程度の応力を許容限界	金属構造物については、JEAG その他の安全上適
	設計用地震動による	とする。弾性設計用地震動による地震力又は静的地震	切と認められる規格及び基準に基づき、降伏応力
	地震力又は静的地震	力と他の荷重との組合せに対しては、降伏応力又はこ	又はこれと同等な安全性を有する応力を許容限界
	力を組合せた荷重条	れと同等の応力を許容限界とする。地震時に動作を要	とする。金属構造物のうち高温に達するものにつ
	件に対して、応答が全	求される動的機器については、解析又は実験等により	いては、「高温ガス炉第 1 種機器の高温構造設計
	体的におおむね弾性	確認されている機能維持加速度を許容限界とする。	指針」による許容応力を許容限界とする。
	状態に留まること。	また、金属構造物のうち高温に達するものは「高温	炉心支持黒鉛構造物については、引張強さ及び
		ガス炉第1種機器の高温構造設計指針」(以下「高温	圧縮強さを基準にし、「高温ガス炉炉心支持黒鉛構
	6.2.2 Bクラスの機	構造設計指針」という。)、炉心支持黒鉛構造物(炉心	造物の構造設計指針」による許容応力を許容限界
	器・配管系	支持機能を有するサポートポスト) は「高温ガス炉炉	とする。

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	・通常運転時、運転時の	心支持黒鉛構造物の構造設計指針」(以下、「黒鉛構造	なお、対象はサポートポストの炉心支持機能と
	異常な過渡変化時の	設計指針」という。)による許容応力度を許容限界と	する。
	荷重と静的地震力を	する。	(b) 基準地震動による地震力との組合せに対する
	組合せ、その結果発生	Sクラス、Bクラス及びCクラスの機器・配管系に	許容限界
	する応力に対して、応	ついて、弾性設計用地震動若しくは共振影響検討用の	金属構造物については、JEAG その他の安全上適
	答が全体的におおむ	地震動による地震カ又は静的地震力と他の荷重との	切と認められる規格及び基準に基づき、構造物の
	ね弾性状態に留まる	組合せに対しては、金属構造物は、降伏応力又はこれ	相当部分が降伏し、塑性変形する場合でも過大な
	25	と同等の応力を許容限界とする。	変形、亀裂、破損等が生じず、その施設の機能に
	6.2.3 Cクラスの機	炉心構成要素 (燃料体、制御棒案内ブロック及び可	影響を及ぼすことがない程度に応力を制限する値
	器・配管系	動反射ブロック) について、地震時に作用する荷重に	を許容限界とする。金属構造物のうち高温に達す
	・通常運転時、運転時の	対して、崩壊熱除去が可能な形状が維持されること、	るものについては、「高温ガス炉第 1 種機器の高
	異常な過渡変化時の	及び過大な変形や破損が生じることにより、制御棒の	温構造設計指針」による許容応力を許容限界とす
	荷重と静的地震力を	挿入が阻害されないことを確認するため、黒鉛構造設	る。
	組合せ、その結果発生	計指針による許容応力を許容限界とする。	炉心支持黒鉛構造物については、引張強さ及び
	する応力に対して、応		圧縮強さを基準にし、「高温ガス炉炉心支持黒鉛構
	答が全体的におおむ		造物の構造設計指針」による許容応力を許容限界
	ね弾性状態に留まる		とする。
	عد		なお、対象はサポートポストの炉心支持機能と
			する。
	【地震ガイド以外の視		b. B、Cクラスの機器・配管系
	点】		JEAG その他の安全上適切と認められる規格及び基準
	・基準地震動による地震		に基づき、降伏応力又はこれと同等の安全性を有する
	力を想定した場合の		応力を許容限界とする。
	応答変位に対して、制		c. 炉心構成要素(燃料体、制御棒案内ブロック、可動
	御棒の挿入性が阻害		反射体ブロック)

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	されないことを確認		炉心構成要素については、地震時に作用する荷重に
	する。		対して、崩壊熱除去可能な形状が阻害されないこと、
	・炉心支持構造物、炉心		及び過大な変形や破損を生じることにより、制御棒の
	構成要素である黒鉛		挿入が阻害されないことを確認するため、「高温ガス炉
	構造物の耐震設計に		炉心黒鉛構造物の構造設計指針」による許容応力を許
	当たっては、「高温ガ		容限界とする。
	ス炉炉心黒鉛構造物		d. 動的機器
	の構造設計指針」によ		地震時に動作を要求される動的機器については、解
	る許容応力を許容限		析により確認されている機能確認済加速度等を許容限
	界としていることを		界とする。
	確認する。		
		規制委員会は、申請者が、荷重の組合せについて、	
		以下の方針としていることから、実用炉解釈別記2に	
		適合していることを確認した。	
		① 耐震重要度分類に応じて運転状態の荷重等を	
		地震力と適切に組み合わせる方針とする。	
		② 荷重の組合せに対する許容限界について、基	
		準地震動による地震力との組合せの場合は、金	
		属構造物は、構造物の相当部分が降伏し塑性変	
		形する場合でも、その施設の機能に影響を及ぼ	
		すことがない限度に応力を制限する方針とし、	
		金属構造物のうち高温に達するもの及び炉心支	
		持黒鉛構造物は、それぞれ高温構造設計指針及	
		び黒鉛構造設計指針に基づく許容限界とする方	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
		針とする。	
		③ 荷重の組合せに対する許容限界について、そ	
		の他の地震力との組合せの場合は、金属構造物	
		は降伏応力又はこれと同等の応力を許容限界と	
		する方針とする。	
		④ 炉心構成要素は、地震時に作用する荷重に対	
		して、崩壊熱除去が可能な形状が維持され、過	
		大な変形や破損により制御棒の挿入が阻害され	
		ないよう、黒鉛構造設計指針に基づく許容限界	
		とする方針とする。	
	【地震ガイド:確認内	5. 波及的影響に係る設計方針	1.4.1 耐震設計の基本方針
	容】	実用炉解釈別記2は、耐震重要度分類の下位のクラ	(9) 耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに
	7. 設計における留意事	スに属する施設の波及的影響によって、耐震重要施設	属するものの波及的影響によって、その安全機能を
	項	の安全機能を損なわないように設計することを要求	損なわない設計とする。また、間接支持構造物及び
	波及的影響に係る設	している。	相互影響を考慮すべき設備に対しては、基準地震動
	計方針が下記を踏まえ	申請者は、以下のとおり、波及的影響の評価に係る	を用いて以下に示す影響を確認し、耐震重要施設の
	妥当であることを確認	事象選定及び影響評価を行う方針としている。	安全機能を損なわない設計とする。
	する。	(1)敷地全体を俯瞰した調査・検討の内容等を含め	a. 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する
	7.1 波及的影響	て、以下に示す4つの影響について、波及的影響	相対変位又は不等沈下による影響
	耐震重要施設が、下位	の評価に係る事象選定を行う。	b. 耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部
	のクラスに属するもの	① 設置地盤、地震応答性状の相違等に起因する相	及び支持部における相互影響
	の波及的影響によって、	対変位及び不等沈下による影響	c. 建家内における下位のクラスの施設の損傷、転
	その安全機能を損なわ	② 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部及	倒及び落下等による耐震重要施設への影響 d. 建

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	ないように設計するこ	び支持部における相互影響	家外における下位のクラスの施設の損傷、転倒及
	と。この波及的影響の評	③ 建家内における下位クラスの施設の損傷、転	び落下等による耐震重要施設への影響
	価に当たっては、敷地全	倒、落下等による耐震重要施設への影響	b. については、耐震重要施設の隔離弁に下位クラス
	体を俯瞰した調査・検討	④ 建家外における下位クラスの施設の損傷、転	の配管が接続されている場合は、基準地震動に対して
	の内容等を含めて、事象	倒、落下等による耐震重要施設への影響	隔離弁の機能が損なわれない設計とする。
	選定及び影響評価の結	(2) 各影響を考慮して選定した事象に対して波及的	c. 及び d. については、原子炉建家屋根トラス、原子
	果の妥当性を示すとと	影響の評価を行い、波及的影響を考慮すべき施設	炉格納容器、原子炉建家天井クレーン、排気筒、燃料
	もに、耐震重要施設の設	を摘出する。	交換機及び制御棒交換機を評価対象施設として、離隔
	計に用いる地震動又は	(3) 間接支持構造物及び相互影響を考慮すべき設備	位置確認、耐震解析又は衝突解析により、評価対象施
	地震力を適用すること。	に対しては、基準地震動を用いて以下に示す影響	設が S クラス施設の安全機能を損なわないことを確認
	少なくとも、次に示す	を確認し、耐震重要施設の安全機能を損なわない	する。離隔位置確認では、S クラス施設と評価対象施
	事項について、耐震重要	ように設計する。	設の設置位置を考慮し、評価対象施設の損傷が発生し
	施設の安全機能への影	① (1)①の影響について、耐震重要施設は原子	ても、\$ クラス施設の安全機能が損なわれないことを
	響が無いことを確認す	炉建家内に設置し、相対変位及び不等沈下による	確認する。耐震解析では、評価対象施設が S クラス施
	ること。	影響を受けない設計とする。	設に影響を及ぼさないことを確認する。耐震解析によ
	・設置地盤、地震応答性	② (1)②の影響について、耐震重要施設の隔離	り評価対象施設が影響を及ぼす可能性がある場合は、
	状の相違等に起因す	弁に下位クラスの配管が接続されている場合は、	評価対象施設と S クラス施設等の相互影響を衝突解析
	る相対変位、不等沈下	基準地震動による地震力に対して隔離弁の機能	で評価し、Sクラス施設の安全機能が損なわれないこと
	による影響	が損なわれない設計とする。	を確認する。耐震解析に関しては、実挙動を評価する
	・耐震重要施設と下位ク	③ (1)③及び④の影響について、評価対象施設	ために実挙動評価又は保守性が高い簡易評価でも評価
	ラスの施設との接続	に対して、離隔位置確認、耐震解析又は衝突解析	する。
	部における相互影響	により、評価対象施設がSクラス施設の安全機能	
	・建屋内における下位ク	を損なわないことを確認する。その際、評価対象	【まとめ資料】
	ラスの施設の損傷、転	施設として抽出した確認すべき施設は、以下の6	(1) 波及的影響の評価対象の考え方
	倒、落下等による耐震	施設である。	第 127.1 図及び第 127.2 図に耐震重要施設まわりの概

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項		HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
	重要施設への影響	a.	原子炉建家屋根トラス	要図を示す。耐震重要施設は赤色で示した原子炉冷却
	・建屋外における下位ク	b.	原子炉格納容器	材圧カバウンダリ、原子炉冷却材圧カバウンダリに接
	ラスの施設の損傷、転	C.	原子炉建家天井クレーン	続する 1 次冷却材を含む機器・配管系及び使用済燃料
	倒、落下等による耐震	d.	排気筒	貯蔵プールである。耐震重要施設に影響を与えるおそ
	重要施設への影響	e.	燃料交換機	れのある設備は以下のとおり。
		f.	制御棒交換機	①原子炉建家屋根トラス
				②天井クレーン
				③原子炉格納容器
				④排気筒
				⑤燃料交換機
				⑥制御棒交換機
				⑦原子炉建家
				⑧内部コンクリート構造物
				上記の施設のうち、⑦及び⑧は、耐震重要施設の間
				接支持構造物として基準地震動Soによる評価を行うた
				め、波及的影響の評価対象から除く。したがって、波
				及的影響の評価対象は①~⑥である。
				(2)下位クラスとの接続について
				第 127.3 図に原子炉格納容器を貫通する S クラス配
				管と下位クラス配管との接続部の概要図を示す。原子
				炉冷却材圧カバウンダリに接続する 1 次冷却材を含む
				機器・配管系は、Bクラスの原子炉格納容器及び配管に
				接続する。原子炉格納容器は胴部及び S クラス配管と
				の貫通部を基準地震動により評価し、Sクラスの安全機
				能を損なわない設計とする。Sクラス配管とBクラス配

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			管は、隔離弁で接続しており、Sクラス配管及び隔離弁
			を基準地震動により評価し、Sクラスの安全機能を損な
			わない設計とする。また、隔離弁は完全固定 (3方向
			並進固定、3方向回転固定)のサポートにて支持され
			ており、Bクラス配管の損傷を想定しても、隔離弁が健
			全であるため、Sクラスの安全機能を損なわない。
			第 127.4 図に原子炉格納容器を貫通する B クラス配
			管の概要図を示す。原子炉格納容器を B クラス配管が
			貫通する場合、原子炉格納容器の配管貫通部、Bクラス
			配管及び隔離弁に対して 1/2Sd を用いて評価する。
			原子炉建家(サービスエリア) 原子炉格納容器 原子炉格納容器 原子炉格納容器 原子炉格納容器 原子炉格納容器 原子炉格納容器 東田済燃料ブール 「次冷却材を含む機器・配管 赤:閉じ込め機能の範囲 第 127.1 図 耐震重要施設まわりの概要図(1/2)

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			原子炉格納容器 (CV) 内部コンクリート 構造物 (IC) 中間熱交換器 (IHX) 二重管
			第 127.2 図 耐震重要施設まわりの概要図(2/2) 原子炉格納容器 (Bクラス)
			第 127.3 図 原子炉格納容器を貫通する S クラス配管と下位クラス配管との接続部の概要図

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			原子炉格納容器 (Bクラス) 原離弁 Bクラス配管 (Bクラス) Bクラス配管 第 127.4 図 原子炉格納容器を貫通する B クラス配管の概要図
		規制委員会は、申請者が、波及的影響の評価に係る	
		事象選定及び影響評価について、以下のとおりの方針	
		としていることから、これらの方針が実用炉解釈別記	
		2の規定に適合していることを確認した。	
		(1)波及的影響の評価に係る事象選定については、	
		敷地全体を俯瞰した調査・検討の内容等を含めて	
		波及的影響の評価に係る事象選定を行う方針とし	
		ていること。	
		(2)耐震重要施設の隔離弁に下位クラスの配管が接	
		続されている場合は、基準地震動による地震力に	
		対して隔離弁の機能が損なわれない設計としてい	
		ること。	
		(3)影響評価については、選定された事象による波	
		及的影響を評価した上で影響を考慮すべき評価対	
		象施設を摘出する方針とし、原子炉建家屋根トラ	
		ス、原子炉格納容器、原子炉建家天井クレーン、	
		排気筒、燃料交換機及び制御棒交換機の6施設を	
		評価対象施設として選定し、波及的影響を確認す	
		るとしていること。	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		Ⅲ-3 津波による損傷の防止(第5条関係)	
		第5条の規定は、試験研究用等原子炉施設について、	
		その供用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影	
		響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損な	
		われるおそれがない設計とすることを要求している。	
		また、許可基準規則解釈では、当該試験研究用等原子	
		炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波の策定	
		については、実用炉解釈に基づく基準津波の策定によ	
		ることとしており、実用炉解釈別記3では、基準津波	
		は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、波源海域から	
		敷地周辺までの海底地形、地質構造及び地震活動性等	
		の地震学的見地から想定することが適切なものを策定	
		することを要求している。また、津波の発生要因とし	
		て、地震のほか、地すべり、斜面崩壊その他の地震以外	
		の要因、及びこれらの組合せによるものを複数選定し、	
		不確かさを考慮して数値解析を実施し、策定すること	
		を要求している。	
		申請者は、本試験研究用等原子炉施設は標高 (T. P.)	
		36m に設置されており、敷地前面には標高 (T.P.) 30m	
		以上の段丘崖が分布していること、また、当該施設は取	
		水設備を設置していないことを踏まえ、標高(T.P.)30m	
		への津波の遡上の可能性 について検討するという方	
		針に基づき、評価を行っている。	
		このため、規制委員会は、以下の項目について審査を	
		行った。	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		1. 地震に伴う津波	
		2. 地震以外の要因による津波	
		3. 地震に伴う津波と地震以外の要因による津波の	
		組合せ	
		4. 施設への津波の遡上評価	
		規制委員会は、申請者が実施した津波評価の内容に	
		ついて審査した結果、本申請における本試験研究用等	
		原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	
		は、津波の発生要因として、地震のほか、地すべり、斜	
		面崩壊その他の地震以外の要因、及びこれらの組合せ	
		による津波を複数選定し、最新の科学的・技術的知見を	
		踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して数値解析を	
		実施し 、適切に策定されていることから、実用炉解釈	
		別記3に適合しており、当該施設への津波の遡上評価	
		の結果、津波による遡上波は、当該施設が設置される位	
		置を踏まえれば到達するおそれがなく、当該施設の安	
		全機能が損なわれるおそれがないことを確認した。	
		各項目についての審査内容は以下のとおり。	
		※津波の遡上評価の結果、原子炉施設に津波が到達し	
		ない結果であったことから、耐津波設計を要しない	
		結論のみ記載する。	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
第5条 試験研究用等	津波によって安全機能が	4. 施設への津波の遡上評価	1.5 耐津波設計
原子炉施設は、その供	損なわれないことの審査	申請者は、施設への津波の遡上評価を以下のとおり	原子炉施設は、標高約 36.5m の台地上に設置しており、
用中に当該試験研究	に当たっては、許可基準規	としている。	添付書類六で示した津波による遡上を考慮しても、原
用等原子炉施設に大	則及びその解釈の趣旨を	(1)津波に伴う水位変動の評価は、敷地前面海岸を評	子炉施設に津波は到達しない。したがって、津波により
きな影響を及ぼすお	踏まえ、原子力発電所の安	価範囲とし、範囲内の最大値を評価に用いた 。当該	原子炉施設の安全性が損なわれることはなく、津波を
それがある津波に対	全審査ガイドである「基準	試験研究用等原子炉施設に最も大きな影響を及ぼす	設計上考慮しない。
して安全機能が損な	津波及び耐津波設計方針	おそれがある津波波源である茨城県沖から房総沖に	
われるおそれがない	に係る審査ガイド」(以下	想定する津波波源(大すべり域・超大すべり域を波源	2.4 全体配置
ものでなければなら	「津波ガイド」という。)	モデルの基準位置から南へ 10 km移動、同時破壊、立	原子炉施設の全体配置を第2.4.1 図に示す。敷地は、
ない。	を活用する。	ち上がり時間30秒)による遡上検討位置での津波高	津波等の影響のない T. P. +約 36.5m に造成し、主要施設
		さに、潮位のばらつき、高潮及び断層の破壊伝播現象	を設置する。原子炉建家は、台地状敷地のほぼ中央に設
【解釈】	【津波ガイド:確認内容】	が水位上昇側に与える影響を考慮しても、評価範囲	置し、排気筒は敷地境界より離して設置する。
1 Sクラスに属する	4. 津波防護方針	での最大の津波高さは標高(T.P.)17.8m であり、津	
施設を有する試験研	4.1 敷地の特性に応じた	波は標高 (T.P.) 30m に到達しないことを確認した。	
究用等原子炉施設に	津波防護の基本方針	(2)また、本試験研究用等原子炉施設に最も大きな影	第5条 適合のための設計方針
あっては、第5条の	(1)敷地の特性(敷地の地	響を及ぼすおそれがある津波による津波高さが過去	津波による影響については、最新の科学的・技術的知
「大きな影響を及ぼ	形、敷地周辺の津波の遡	に敷地に襲来した津波及び茨城県 (2012) による評価	見を踏まえ、波源海域から敷地周辺までの海底地形、地
すおそれがある津波」	上、浸水状況等) に応じ	を上回ることを確認した。	質構造及び地震活動性等の地震学的見地から適切な波
は、実用炉設置許可基	た基本方針を確認する。	(3)以上のことから、津波により本試験研究用等原子	源を想定し、津波の遡上による敷地への影響を確認す
準解釈第5条1及び2	(2)敷地の特性に応じた津	炉施設の安全機能が損なわれるおそれがないと評価	る。また、津波発生の要因として、地震のほか、地すべ
により策定すること。	波防護の概要(外殻防護	した。	り、斜面崩壊等地震以外の要因も検討し、不確かさを考
2 Sクラスに属する	の位置及び浸水想定範		慮した数値解析により評価を実施する。
施設を有しない試験	囲の設定、並びに内郭防		原子炉施設は、標高約 36.5m の台地上に設置してお
研究用等原子炉施設	護の位置及び浸水防護		り、添付書類六で示した津波による遡上を考慮しても、
にあっては、敷地及び	重点化範囲の設定等)を		原子炉施設に津波は到達しない。したがって、津波によ

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
その周辺における過	確認する。		り原子炉施設の安全性が損なわれることはなく、津波
去の記録、現地調査の			を設計上考慮しない。
結果、行政機関により			
評価された津波及び			
最新の科学的・技術的			
知見を踏まえた影響			
が最も大きい津波と			
する。			
		規制委員会は、本申請における本試験研究用等原子	
		炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波は、津	
		波の発生要因として、地震のほか、地すべり、斜面崩壊	
		その他の地震以外の要因、及びこれらの組合せについ	
		て検討した上で、本試験研究用等原子炉施設に大きな	
		影響を及ぼすおそれがある津波を複数選定し、最新の	
		科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に	
		考慮して数値解析を行い、適切に策定されていること	
		から、実用炉解釈別記3に適合しており、当該施設への	
		津波の遡上評価の結果、津波による遡上波は当該施設	
		が設置される位置を踏まえれば到達するおそれがな	
		く、当該施設の安全機能が損なわれるおそれがないこ	
		とを確認した。	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
第6条 安全施設は、想定		Ⅲ-4 外部からの衝撃による損傷の防止(第6条関	
される自然現象(地震及		係)	
び津波を除く。次項にお		第6条の規定は、設計基準において想定される 自然	
いて同じ。)が発生した		現象(地震及び津波を除く。以下本節において同じ。)	
場合においても安全機		及び人為事象(故意によるものを除く。以下本節におい	
能を損なわないもので		て同じ。)により、安全施設の安全機能が損なわれない	
なければならない。		よう設計すること等を要求している。	
		このため、規制委員会は、以下の項目について審査を	
2 重要安全施設は、当該		行った。	
重要安全施設に大きな			
影響を及ぼすおそれが		Ⅲ-4. 1 外部事象の抽出	
あると想定される自然		1. 自然現象の抽出	
現象により当該重要安		2. 人為事象の抽出	
全施設に作用する衝撃		Ⅲ-4.2 外部事象に対する設計方針	
及び設計基準事故時に		Ⅲ-4.2.1 竜巻に対する設計方針	
生ずる応力を適切に考		Ⅲ-4.2.2 火山の影響に対する設計方針	
慮したものでなければ		Ⅲ-4.2.3 外部火災に対する設計方針	
ならない。		Ⅲ-4.2.4 その他自然現象に対する設計方針	
		Ⅲ-4.2.5 その他人為事象に対する設計方針	
【解釈】		Ⅲ-4.3 自然現象の組合せ	
1 第6条は、設計基準に		Ⅲ-4. 4 大きな影響を及ぼすおそれがあると想定	
おいて想定される自然		される自然現象に対する重要安全施設への	
現象(地震及び津波を除		考慮	
く。)に対して、安全施			
設が安全機能を損なわ		規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
ないために必要な安全		本申請の内容を確認した結果、許可基準規則に適合す	
施設以外の施設又は設		るものと判断した。	
備等への措置を含む。			
2 第1項に規定する「想		各項目についての審査内容は以下のとおり。	
定される自然現象」と			
は、敷地の自然環境を基	・自然現象に関する国内	Ⅲ-4. 1 外部事象の抽出	【本文】
に、洪水、風 (台風)、竜	外の知見を広く収集	安全施設の安全機能に影響を及ぼし得る外部事象と	a. (外部からの衝撃による損傷の防止)
巻、凍結、降水、積雪、	して事象の選定をこ	して、自然現象及び人為事象を抽出する必要がある。	安全施設は、原子炉施設敷地で予想される自然現象
落雷、地滑り、火山の影	こなっていることを		(洪水・降水、風台風、竜巻、凍結、積雪、落雷、地滑
響、生物学的事象、森林	確認する。	1. 自然現象の抽出	り、火山の影響、生物学的事象、森林火災)又はその組
火災等から適用される		自然現象に対する設計方針を検討するためには、自	合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがも
ものをいう。	例:洪水、風(台風)、竜	然災害や自然現象の知見・情報を収集した上で、本試験	たらす環境条件及びその結果として原子炉施設で生じ
3 第1項に規定する「想	巻、凍結、降水、積雪、	研究用等原子炉施設の敷地及び敷地周辺の自然環境を	得る環境条件においても安全機能を損なわない設計と
定される自然現象(地震	落雷、地滑り、火山の	踏まえ、安全施設の安全機能に影響を及ぼし得る自然	する。
及び津波を除く。)が発	影響、生物学的事象又	現象を抽出する必要がある。	上記に加え、重要安全施設は、科学的技術的知見を踏
生した場合においても	は森林火災等	申請者は、許可基準規則の他、海外の選定基準を考慮	まえ、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれ
安全機能を損なわない		して自然現象を抽出しており、本試験研究用等原子炉	があると想定される自然現象により当該重要安全施設
もの」とは、設計上の考	(参考)	施設の敷地及び敷地周辺の自然環境を基に比較検討を	に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力をそ
慮を要する自然現象又	審査においては、自然	行っている。その結果、安全施設の安全機能に影響を及	れぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して、適切に
はその組合せに遭遇し	現象等の抽出過程につ	ぼし得る自然現象として、風(台風)、洪水・降水、積	組み合わせる。…
た場合において、自然事	いては、以下の点に留	雪、凍結、落雷、火山の影響、生物学的事象、竜巻、森	…想定される自然現象及び原子炉施設の安全性を損
象そのものがもたらす	意。	林火災及び地滑りの10事象を抽出している。	なわせる原因となるおそれがある事象であって人為に
環境条件及びその結果	・恣意的でないこと	規制委員会は、申請者による自然現象の抽出が、本試	よるものに対しては、必要に応じて設備と運用による
として試験研究用等原	国内外の基準等を参	験研究用等原子炉施設の敷地及び敷地周辺の自然環境	対策を組み合わせた措置を講じることにより、安全施
子炉施設で生じ得る環	照しているか	を基に、安全施設の安全機能に影響を及ぼし得る自然	設が安全機能を損なわない設計とする。また、安全施設

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
境条件において、その設	・網羅的であること	現象を抽出していること、その抽出した自然現象は許	が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の
備が有する安全機能が	基準解釈で例示され	可基準規則解釈に具体的に例示した自然現象を踏まえ	施設又は設備等への措置を含める。
達成されることをいう。	ているものを含む自	たものであることから、その抽出の考え方に合理性が	
4 第2項に規定する「重	然現象が抽出におけ	あることを確認した。	【添付八】
要安全施設」について	る検討対象とされて		安全施設は、原子炉施設敷地で想定される洪水、風
は、「水冷却型試験研究	いること		(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火
用原子炉施設に関する	・設計上検討が必要な自		山の影響、生物学的事象、森林火災等の自然現象(地震
安全設計審査指針」(平	然現象が絞り込まれ		及び津波を除く。)が発生した場合においても、安全機
成3年7月18日原子	ていること(敷地周辺		能を損なわない設計とする。また、自然現象の組合せに
力安全委員会決定)の	の環境等を考慮して		おいては、風(台風)、積雪及び火山の影響による荷重
「添付 水冷却型試験研	いるか)		の組合せを考慮した設計とする。
究用原子炉施設の安全			上記に加え、重要安全施設は、当該重要安全施設に大
機能の重要度分類に関			きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象
する基本的な考え方」の			により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準
「4. (1)自然現象に対			事故時に生じる応力を適切に考慮した設計とする。…
する設計上の考慮」に示			
されるものとする。水冷			【まとめ資料】
却型研究炉以外の炉型			参考資料 1
についても、これを参考			自然現象及び人為事象の選定に係る IAEA 基準との比較
とすること。			設置許可基準規則の解釈に示される自然現象及び人
5 第2項に規定する「大			為事象が例示であることを踏まえて、選定した自然現
きな影響を及ぼすおそ			象及び人為事象が設計基準として想定するものとして
れがあると想定される			妥当であるかを検討した。検討に当たっては、IAEA 基
自然現象」とは、対象と			準との比較を行うこととし、IAEA が研究炉に対して発
なる自然現象に対応し			行した安全基準「Safety Requirements(No.NS-R-4)」の

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書		申請	書・まとめ資料
て、最新の科学的技術的			Γ5. SITE EVAL	UATION	N」及び「Appendix, SELECTED
知見を踏まえて適切に			POSTULATED IN	TAITIN	ING EVENTS FOR RESEARCH
予想されるものをいう。			REACTORS」を参	考とし	<i>t</i> =。
なお、過去の記録、現地			HTTR 原子炉施	設で想	想定した事象及び IAEA の安全基
調査の結果、最新知見等			準との比較検討	結果を	次に示す。検討結果より、選定し
を参考にして、必要のあ			た事象について	は妥当	であると判断している。
る場合には、異種の自然					
現象を重畳させるもの			外部事象(自然	現象)	
とする。			IAEA 安全基準	HTTR	検討結果
。			気象現象 (風)	0	風(台風)を評価対象としている。
6 第2項に規定する「適			気象現象 (降水)	0	降水を評価対象としている。
切に考慮したもの」と			気象現象 (積雪)	0	積雪を評価対象としている。
は、大きな影響を及ぼすおそれがあると想定さ			気象現象(高温)	_	外気温度上昇により安全性が損なわれることはない こと、また外気温度は時間をかけて徐々に上昇する ものであり、時間的余裕があることから追加考慮は 不要と判断。
れる自然現象により当			気象現象(低温)	_	凍結の評価に包含されるため追加考慮は不要と判 断。
該重要安全施設に作用			気象現象(高潮)	-	海水の取水を行っていないため追加考慮は不要と判断。
数里女女王旭故に15万			竜巻	0	竜巻を評価対象としている。
する衝撃及び設計基準			熱帯低気圧(台風)	0	風(台風)を評価対象としている。
			洪水	0	洪水を評価対象としている。
事故が発生した場合に			傾斜不安定性(地滑り)	0	地滑りを評価対象としている。
生じる応力を単純に加			傾斜不安定性(岩崩れ)	_	添付書類六の3.地盤(周辺斜面の安定性)の影響評価に包含されるため追加考慮は不要と判断。
算することを必ずしも			傾斜不安定性(雪崩)	-	原子炉施設周辺の地形から雪崩が発生することはな く追加考慮は不要と判断。
要求するものではなく、			液状化	_	添付書類六の3.地盤(液状化に対する安全性)の影響評価に包含されるため追加考慮は不要と判断。
てん だん の田田 門 佐ひ			火山	0	火山を評価対象としている。
それぞれの因果関係及			落雷	0	落雷を評価対象としている。
び時間的変化を考慮し			砂嵐	1-	原子炉施設の周辺に砂漠はなく発生しない。

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書		申請	書・まとめ資料
て適切に組み合わせた 場合をいう。					なお、関東ローム等による砂塵については、空調器 の外気取入口に設置されたフィルタにより大部分を 捕集可能であること、フィルタは容易に清掃又は取 替が可能であることから追加考慮は不要と判断。
7 第3項は、設計基準に			ひょう	_	ひょうの衝撃により安全機能に影響を及ぼす可能性は低いことから追加考慮は不要と判断。
おいて想定される試験			地表下の凍結	0	凍結を評価対象としている。
研究用等原子炉施設の			生物学的影響	0	生物学的影響を評価対象としている。
安全性を損なわせる原					
因となるおそれがある	・人為事象に関する知	2. 人為事象の抽出	【本文】		
事象であって人為によ	見・情報を広く収集し	人為事象に対する設計方針を検討するためには、人	a. (外部からの	衝撃に	こよる損傷の防止)
るもの(故意によるもの	た上で、敷地及び敷地	為事象に関する知見・情報を収集した上で、本試験研究	…また、安全が	施設は	、敷地及びその周辺において想定
を除く。)に対して、安	周辺の状況を基に、安	用等原子炉施設の敷地及び敷地周辺の状況を踏まえ、	される原子炉施	設の多	安全性を損なわせる原因となるお
全施設が安全機能を損	全施設の安全機能に	安全施設の安全機能に影響を及ぼし得る人為事象を抽	それがある事象	であっ	て人為によるもの(飛来物(航空
なわないために必要な	影響を及ぼし得る人	出する必要がある。	機落下等)、ダム	ぬの崩!	懐、爆発、近隣工場等の火災、有
安全施設以外の施設、設	為事象を抽出してい	申請者は、許可基準規則の他、海外の選定基準を考慮	毒ガス、船舶の行	動突、	電磁的障害)に対して安全機能を
備等への措置を含む。	ることを確認する。	して人為事象を抽出しており、本試験研究用等原子炉	損なわない設計	とする	0.
8 第3項に規定する「試	・人為事象に関する国内	施設の敷地及び敷地周辺の状況を基に比較検討を行っ	想定される自	然現象	東及び原子炉施設の安全性を損な
験研究用等原子炉施設	外の基準類や文献等	ている。その結果、安全施設の安全機能に影響を及ぼし	わせる原因とな	るおそ	それがある事象であって人為によ
の安全性を損なわせる	を基に網羅的に収集	得る人為事象として、飛来物 (航空機落下等)、ダムの	るものに対して	は、必	必要に応じて設備と運用による対
原因となるおそれがあ	され、設計上考慮すべ	崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突	策を組み合わせ	た措置	置を講じることにより、安全施設
る事象であって人為に	き人為事象が科学的、	及び電磁的障害の7事象を抽出している。	が安全機能を損	なわな	い設計とする。また、安全施設が
よるもの(故意によるも	合理的に抽出されて		安全機能を損な	わなし	いために必要な安全施設以外の施
のを除く。)」とは、敷地	いることを確認する。		設又は設備等へ	の措置	置を含める 。
及び敷地周辺の状況を					
もとに選択されるもの	例:飛来物(航空機落下		【添付八】		
であり、飛来物(航空機	等)、ダムの崩壊、爆		…さらに、安全	全施設	は、原子炉施設敷地内又はその周
落下等)、ダムの崩壊、	発、近隣工場等の火		辺において想定	される	飛来物 (航空機落下等)、ダムの

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書		申請	書・まとめ資料
爆発、近隣工場等の火	災、有毒ガス、船舶の		崩壊、爆発、近隣	工場等	等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、
災、有毒ガス、船舶の衝	衝突又は電磁的障害		電磁的障害等の原	[子炉	施設の安全性を損なわせる原因
 突、電磁的障害等をい	等		となるおそれがあ	ある事	事象であって人為によるもの (故
う。なお、上記の「航空			意によるものを除	` ⟨ 。)	に対して、安全機能を損なわな
機落下」については、「実			い設計とする。	,	
用発電用原子炉施設へ			v ixii e y v v		
			【まとめ資料】		
の航空機落下確率の評			20 - 10 20 112		
価基準について」(平成			参考資料 1		
14・07・29 原院第 4 号			自然現象及び人為	事象	の選定に係る IAEA 基準との比較
(平成14年7月30					
日原子力安全·保安院制			外部事象(人為事	象)	
定)) 等に基づき、防護			IAEA 安全基準	HTTR	検討結果
設計の要否について確			航空機落下	0	航空機落下を評価対象としている。
			爆発	0	爆発を評価対象としている。
認する。			有毒ガス	0	有毒ガスを評価対象としている。
			交通機関の事故(航空機除く)	0	船舶の衝突を評価対象としている。なお、主要幹線 道路からの影響は有毒ガスと同じと考えられるた
					め、有毒ガスの評価に包含される。
			近隣施設からの影響	0	近隣工場等の火災を評価対象としている。
			外部供給ラインの電力電圧	-	大洗研究所(北地区)の外部電源は、大洗研究所の
			上昇		北受電所にて、東京電力(株)茨城給電所より66kV
					送電線2回線より、安定した電力供給を受けている。
					万一、外部電圧が異常に上昇した場合には、北受電
					所に設けている過電圧継電器が動作して遮断器を切り離すことにより外部電源が遮断され、HTTR 側では
					外部電源が喪失した状態になるが、外部電源(商用
					電源)喪失は、既に考慮済みのため追加考慮は不要
					と判断。
			内部溢水	_	設置許可基準規則の第9条(溢水)の影響評価に包 含される。

最終的な審査結果については審査書を参照のこと。本資料については、随時、改訂があり得る。 第6条(外部事象)-6

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		規制委員会は、申請者による人為事象の抽出が、本試	
		験研究用等原子炉施設の敷地及び敷地周辺の状況を基	
		に、安全施設の安全機能に影響を及ぼし得る人為事象	
		を抽出していること、その抽出した人為事象が許可基	
		準規則解釈に具体的に例示した人為事象を踏まえたも	
		のであることから、その抽出の考え方に合理性がある	
		ことを確認した。	
		Ⅲ-4.2 外部事象に対する設計方針	
		試験研究用等原子炉施設の設計に当たっては、設計	
		上考慮すべき外部事象(設計上考慮すべき自然現象及	
		び設計上考慮すべき人為事象をいう。)によって、安全	
		施設の安全機能が損なわれないように設計する必要が	
		ある。	
		申請者は、「皿-4.1 外部事象の抽出」の1.で抽	
		出した安全施設の安全機能に影響を及ぼし得る自然現	
		象(10 事象)について、自然現象ごとに本試験研究用	
		等原子炉施設に与える影響を評価した上で、設計上考	
		慮すべき自然現象に対する設計方針又は設計上考慮す	
		る必要はないとする設計方針を策定している。	
		これらの安全施設の安全機能に影響を及ぼし得る自	
		然現象(10 事象)に対する申請者の設計方針及び規制	
		委員会の確認結果について、竜巻については「Ⅲ-4.	
		2. 1 竜巻に対する設計方針」、火山の影響について	
		は「皿ー4.2.2 火山の影響に対する設計方針」、	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		森林火災については外部火災の一部として「Ⅲ-4.	
		2.3 外部火災に対する設計方針」、風(台風)、洪水・	
		降水、積雪、凍結、落雷、生物学的事象及び地滑りの7	
		事象(以下「その他自然現象」という。)については「Ⅲ	
		-4.2.4 その他自然現象に対する設計方針」にお	
		いてそれぞれ記載している。	
		また、申請者は、「Ⅲ一4.1 外部事象の抽出」の	
		2. で抽出した安全施設の安全機能に影響を及ぼし得	
		る人為事象(7事象)について、人為事象ごとに本試験	
		研究用等原子炉施設に与える影響を評価した上で、設	
		計上考慮すべき人為事象に対する設計方針又は設計上	
		考慮する必要はないとする設計方針を策定している。	
		これらの安全施設の安全機能に影響を及ぼし得る人	1.10 外部火災防護
		為事象(7事象)に対する申請者の設計方針及び規制委	1.10.1 外部火災防護に関する基本方針
		員会の確認結果について、爆発及び近隣工場等の火災	(略)
		については外部火災の一部として「Ⅲ-4.2.3 外	外部火災としては、森林火災、近隣の産業施設の火災・
		部火災に対する設計方針」に、飛来物(航空機落下等)、	爆発及び航空機墜落による火災を想定する。
		ダムの崩壊、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害の 5	
		事象(以下「その他人為事象」という。)については「Ⅲ	
		-4.2.5 その他人為事象に対する設計方針」にお	
		いてそれぞれ記載している。	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
第6条 安全施設は、想	竜巻に対する防護設計の	Ⅲ-4.2.1 竜巻に対する設計方針	
定される自然現象(地	審査に当たっては、試験炉	第6条第1項及び第2項の規定は、想定される自然	
震及び津波を除く。次	規則及びその解釈の趣旨	現象 (竜巻) が発生した場合においても安全施設の安全	
項において同じ。)が	を踏まえ、原子力発電所の	機能が損なわれないように設計することを要求してい	
発生した場合におい	安全審査ガイドである「原	వ .	
ても安全機能を損な	子力発電所の竜巻影響評	規制委員会は、竜巻に対する防護に関して、以下の項	
わないものでなけれ	価ガイド」(以下「竜巻ガ	目について審査を行った。	
ばならない。	イド」という。)を活用す	1. 設計上対処すべき施設を抽出するための方針	
	る。	2. 発生を想定する竜巻の設定	
2 重要安全施設は、当		3. 設計荷重の設定	
該重要安全施設に大		4. 設計上考慮すべき施設の設計方針	
きな影響を及ぼすお		5. 竜巻随伴事象に対する施設の設計方針	
それがあると想定さ			
れる自然現象により		各項目についての審査内容は以下のとおり。	
当該重要安全施設に			
作用する衝撃及び設			
計基準事故時に生ず			
る応力を適切に考慮			
したものでなければ			
ならない。			
【解釈】		1. 設計上対処すべき施設を抽出するための方針	
1 第6条は、設計基準		竜巻に対して、安全施設の安全機能が損なわれない	
において想定される		ようにする必要がある。このため、竜巻に対してその施	
自然現象(地震及び津		設の安全機能が損なわれないように防護する必要があ	
波を除く。)に対して、		る安全施設(以下「竜巻防護対象施設 」という。)及び	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
安全施設が安全機能		竜巻防護対象施設に対して影響を及ぼし得る施設の双	
を損なわないために		方を考慮し、設計上対処すべき施設を抽出する必要が	
必要な安全施設以外		ある。	
の施設又は設備等へ			
の措置を含む。	・安全重要度分類等を参	(1) 竜巻防護対象施設を抽出するための方針	1.8 竜巻防護
2 第1項に規定する	照し、竜巻防護施設を網	申請者は、想定する竜巻に対して、設備と運用によ	1.8.1 竜巻防護に関する基本方針
「想定される自然現	羅的に抽出しているこ	る対策を組み合わせ、安全確保上重要な原子炉の停	原子炉施設は、供用期間中に極めてまれであっても、
象」とは、敷地の自然	とを確認する。	止機能、冷却機能、放射性物質の閉じ込め機能及び使	その発生により原子炉施設に影響を与える竜巻として
環境を基に、洪水、風		用済燃料冷却機能を損なわない設計とするとしてい	「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」(以下「竜巻評
(台風)、竜巻、凍結、	・竜巻により安全機能が	る。このため、本試験研究用等原子炉施設の主要な特	価ガイド」という。) ⁽¹⁾ を参考に想定した竜巻に対して
降水、積雪、落雷、地	損なわれないことを確	徴(「Ⅲ−10 安全施設(第12条関係)」にて記載	原子炉の安全性を損なわない設計とする。想定する竜
滑り、火山の影響、生	認する必要のある施設	する。)を考慮し、竜巻に対して防護する安全機能を	巻に対しては、設備と運用による対策を組み合わせ、安
物学的事象、森林火災	として、クラス 1、クラ	「原子炉の緊急停止機能」、「放射性物質の閉じ込め	全確保上重要な原子炉の「停止」、「冷却」、「閉じ込め」
等から適用されるも	ス2及びクラス3に属	機能(原子炉冷却材圧カバウンダリ及び周辺公衆に	及び「使用済燃料冷却」機能を損なわない設計とする。
のをいう。	する構築物、系統及び機	過度の被ばくを与える可能性のある系統)」及びそれ	このため、竜巻に対して防護する安全機能として、高温
3 第1項に規定する	器を対象とした上で、防	らに必要な「監視機能」並びに「使用済燃料の貯蔵機	工学試験研究炉の特徴を考慮した原子炉の緊急停止機
「想定される自然現	護対象として竜巻防護	能」とし、これらの機能を有する安全施設を竜巻防護	能、放射性物質の閉じ込め機能(原子炉冷却材圧力バウ
象(地震及び津波を除	施設を抽出しているこ	対象施設として抽出するとしている。ここで、原子炉	ンダリ及び周辺公衆に過度の被ばくを与える可能性の
く。)が発生した場合	とを確認する。	の冷却機能については、原子炉の停止後、本試験研究	ある系統)及びそれらに必要な監視機能並びに使用済
においても安全機能		用等原子炉施設の主要な特徴から自然放熱により原	燃料の貯蔵機能を抽出する。
を損なわないもの」と	・安全施設のうち、竜巻防	子炉の冷却が可能であること、使用済燃料冷却機能	なお、炉心冷却機能については、原子炉の停止後は原
は、設計上の考慮を要	護対象施設として抽出	については冷却機能が喪失しても十分な時間的余裕	子炉の固有の安全性により、自然放熱による炉心の冷
する自然現象又はそ	しない(竜巻影響評価の	をもって「使用済燃料の貯蔵機能」を確保できること	却が可能であること、及び使用済燃料の冷却機能につ
の組合せに遭遇した	対象としない) 場合、当	から、竜巻に対して防護する安全機能として抽出し	いては、冷却機能が喪失しても十分な時間的余裕をも
場合において、自然事	該施設の損傷を考慮し	ないとしている。	って貯蔵機能が維持できることから防護する安全機能

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
象そのものがもたら	代替や修復等により安	また、安全施設のうち竜巻防護対象施設以外のク	として抽出しない。
す環境条件及びその	全機能を損なわない方	ラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器	
結果として試験研究	針であることを確認す	(「Ⅲ-10 安全施設(第12条関係)」において安	(略)
用等原子炉施設で生	ること。	全上の重要度を下位クラスに見直した非常用発電	
じ得る環境条件にお	(例)	機、補助冷却設備等を含む。)は、竜巻による損傷を	竜巻防護施設以外のクラス 2 及びクラス 3 に属する
いて、その設備が有す	- 代替手段は竜巻から	受けたとしても、原子炉を安全に停止し、自然放熱に	構築物、系統及び機器は、竜巻による損傷を受けたとし
る安全機能が達成さ	防護されるか。(分散	よる炉心の冷却状態が維持でき、また放射性物質の	ても原子炉は安全に停止・維持でき、また放射性物質の
れることをいう。	配置、堅固な建家に保	閉じ込め及び使用済燃料の貯蔵機能を確保できるこ	閉じ込め及び使用済燃料の貯蔵は確保できることか
4 第2項に規定する	管等)	とから、竜巻による影響を評価する対象とはせず、可	ら、竜巻による影響を評価する対象とせず、代替措置や
「重要安全施設」につ	- 代替手段を確立する	搬型計器、可搬型発電機等を用いた監視の代替措置	修復等の対応により必要な機能を確保する。
いては、「水冷却型試	までの時間は確保で	や修復等の対応により本試験研究用等原子炉施設に	
験研究用原子炉施設	きているか。(事象検	必要な機能を確保する設計とするとしている。	
に関する安全設計審	知から運搬、配備まで	規制委員会は、申請者が竜巻防護対象施設を抽出	1.8.2 竜巻の影響に対する設計方針
査指針」(平成3年7	の成立性、手順等)	するための方針として、本試験研究用等原子炉施設	(略)
月18日原子力安全	- 必要に応じて、事象検	の主要な特徴を踏まえ、「原子炉の緊急停止機能」、	また、竜巻により商用電源が喪失し、さらに非常用発
委員会決定)の「添付	知から原子炉停止ま	「放射性物質の閉じ込め機能」及びそれらに必要な	電機による給電も期待できない場合は、直流電源設備
水冷却型試験研究用	での判断基準を明ら	「監視機能」並びに「使用済燃料の貯蔵機能」に係る	の蓄電池による電源供給により、原子炉停止後の状態
原子炉施設の安全機	かにしているか。	安全施設を竜巻から防護すべき対象として抽出する	及び使用済燃料冷却の状態を監視する。さらに、蓄電池
能の重要度分類に関		としていることを確認した。また、安全施設のうち竜	の枯渇後(60分以降)は、商用電源が復旧するまでの間、
する基本的な考え方」		巻防護対象施設以外の構築物、系統及び機器につい	可搬型計器、可搬型発電機等を用いて、原子炉圧力容器
の「4.(1)自然現象に		ては、その機能を考慮した上で、代替措置を講じる設	上鏡温度、補助冷却器出口ヘリウム圧力、貯蔵プール水
対する設計上の考慮」		計としていることを確認した。	位等の必要な監視を継続して行う措置を講じる。
に示されるものとす			
る。水冷却型研究炉以			
外の炉型についても、			

許可基準規則 解釈 審査の視点・確認事項 HTTR 審査書 申請書・まとめ資料 これを参考とするこ ・抽出した竜巻防護施設 (2) 竜巻防護対象施設に影響を及ぼし得る施設を抽 1.8 音巻防護 ۽ لح のうち、竜巻影響評価が 出するための方針 1.8.1 竜巻防護に関する基本方針 5 第2項に規定する 必要となる施設を選定 申請者は、竜巻の影響を評価するに当たっては、 (略) していることを確認す 「大きな影響を及ぼ (1)の竜巻防護対象施設を内包する原子炉建家及 竜巻から防護する施設(以下「竜巻防護施設」とい すおそれがあると想 び使用済燃料貯蔵建家を竜巻の影響から防護するた う。) は「第1.2 安全機能の重要度分類」に示すクラ 定される自然現象」と めの評価対象とするとしている。 ス1及びクラス2に属する構築物、系統及び機器のう 区分例は以下のとおり。 は、対象となる自然現 1 建屋等に内包され防 また、原子炉建家及び使用済燃料貯蔵建家を竜巻 ち、防護する安全機能を有するものとして第 1.3.1 表 象に対応して、最新の 護される施設 防護対象施設に影響を及ぼし得る施設として抽出 | に示す重要安全施設並びに使用済燃料貯蔵建家の貯蔵 科学的技術的知見を 2. 外殻となる施設等 し、これらの建家が損傷する可能性がある場合には、「セル及び貯蔵ラックを選定し、竜巻の影響を評価し、安 踏まえて適切に予想 (竜巻防護施設を その損傷の影響により竜巻防護対象施設が安全機能 | 全機能を損なわない設計とする。評価に当たっては、竜 内包する建屋・構築 されるものをいう。な を損なわない設計とするとしている。この点につい「巻防護施設を内包する原子炉建家及び使用済燃料貯蔵 お、過去の記録、現地 物等)による防護が ては、「4. 設計上考慮すべき施設の設計方針」にて 建家を対象とする。 調査の結果、最新知見 期待できない施設 記載している。 なお、建家が損傷する可能性がある場合には、その損 3. 建屋内の施設で外気 規制委員会は、申請者が竜巻防護対象施設に影響 | 傷の影響により竜巻防護施設が安全機能を損なわない 等を参考にして、必要 のある場合には、異種 と繋がっている施 を及ぼし得る施設を抽出する方針として、竜巻防護 ことを評価し設計する。 の自然現象を重畳さ 設 対象施設を内包する原子炉建家及び使用済燃料貯蔵 建家を設計上考慮すべき施設としていることを確認 せるものとする。 4. 屋外施設 【まとめ資料】 HTTRの設備及び建家・構築物 6 第2項に規定する した。 「適切に考慮したも ・竜巻防護施設を内包す **竜巻防護施設の外裂となる施設** 白然現象に対する ・竜巻防護施設を内包する建家 重要安全施設等 の」とは、大きな影響 る施設を竜巻防護施設 以上のとおり、規制委員会は、申請者による竜巻防 竜巻防護施設 【原子炉建家】 護対象施設及び竜巻防護対象施設に影響を及ぼし得 を及ぼすおそれがあ として選定することを ・外気と繋がる施設 ・外殻となる施設による防護機能

最終的な審査結果については審査書を参照のこと。本資料については、随時、改訂があり得る。

確認する。

ると想定される自然

現象により当該重要

安全施設に作用する

衝撃及び設計基準事

る施設を抽出するための方針が、それぞれの安全機

能や影響を及ぼし得る施設を踏まえ、設計上考慮す

べき施設を抽出するものであることを確認した。

竜巻防護施設に波及的影響を及 ばし得る施設

評価対象施設 【排気筒】

HTTR

機械的影響の観点

機能的影響の組占

原係対象 結婚の 抽火フロー

構造健全性の評価

評価の結果、外殻とし

音等防護施設の防護力 出来ない施設(建家、扉 等)を選定

が期待できない設備

評価対象施設

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
故が発生した場合に		2. 発生を想定する竜巻の設定	【添付資料六】
生じる応力を単純に		竜巻に対する防護設計を行うためには、試験研究用	9. 竜巻(HTTR)
加算することを必ず		等原子炉施設の敷地への襲来を想定する竜巻(以下「設	9.1 検討の基本方針
しも要求するもので		計竜巻」という。)を設定することが必要である。竜巻	自然現象に対する設計上の考慮として、想定される
はなく、それぞれの因		ガイドは、この設定について、竜巻発生の観点から、試	自然現象に対して原子炉施設が安全性を損なわないこ
果関係及び時間的変		験研究用等原子炉施設が立地する地域及び類似の気象	とを確認するため、竜巻影響評価を実施する。
化を考慮して適切に		条件等を有する地域(以下「竜巻検討地域」という。)	竜巻影響評価は、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイ
組み合わせた場合を		を設定した上で、竜巻検討地域への竜巻襲来実績を踏	ド」(以下「竜巻評価ガイド」という。)を参考に、竜巻
いう。		まえて竜巻防護対象施設及び同施設に影響を及ぼし得	検討地域の設定、基準竜巻の最大風速の設定及び設計
7 第3項は、設計基準		る施設の安全性に影響を与えるおそれがある竜巻(以	竜巻の最大風速の設定の流れで実施する。
において想定される		下「基準竜巻」という。)を設定することを示している。	
試験研究用等原子炉		さらに、試験研究用等原子炉施設が立地する地域の	
施設の安全性を損な		特性等を踏まえて基準竜巻に対して最大風速を割り増	
わせる原因となるお		す必要性を検討した上で、設計竜巻を設定することを	
それがある事象であ		示している。	
って人為によるもの			
(故意によるものを	・目安として敷地を中心	(1) 竜巻検討地域の設定	【添付書類六】
除く。)に対して、安全	とする 10 万 km ² の範囲	申請者は、本試験研究用等原子炉施設が立地する	9.2 竜巻検討地域の設定
施設が安全機能を損	を竜巻検討地域として	地域と気象条件の類似性の観点から検討を行い、竜	大洗研究所(北地区)が立地する地域と、気象条件の
なわないために必要	いることを確認する。た	巻検討地域を設定している。	類似性の観点から検討を行い、竜巻検討地域を設定す
な安全施設以外の施	だし、必ずしも 10 万 km²		る。
設、設備等への措置を	に拘らずに、竜巻発生の		大洗研究所(北地区)の敷地は、茨城県東茨城郡大洗
含む。	観点から気象条件の類		町の南部に位置し、敷地東側は太平洋に面している。こ
8 第3項に規定する	似性等を考慮して竜巻		の太平洋側沿岸における、気象条件の類似性の観点か
「試験研究用等原子	検討地域を設定するこ		ら、気象総観場ごとの竜巻発生場所の分析を行い、原子

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
炉施設の安全性を損	とを妨げるものではな		炉施設が立地する大洗研究所(北地区)と類似の地域を
なわせる原因となる	l,°		抽出する。
おそれがある事象で	・敷地が海岸付近に立地		気象庁の「竜巻等の突風データベース」を基に、独立
あって人為によるも	する場合には、海岸線か		行政法人原子力安全基盤機構が東京工芸大学に委託し
の(故意によるものを	ら陸側及び海側にそれ		た研究の成果(以下「東京工芸大学の委託成果」とい
除く。)」とは、敷地及	ぞれ 5km の範囲を目安		う。)を参考に、気象総観場を低気圧、台風、停滞前線、
び敷地周辺の状況を	に設定していることを		局地性降雨(局地性擾乱、雷雨含む)、季節風及びその
もとに選択されるも	確認する。		他の6つに分類する。なお、使用するデータは竜巻等の
のであり、飛来物(航			突風データベース(を基に 1961 年から 2012 年 6 月のも
空機落下等)、ダムの			のとする。第 9.2.1 図に示す気象総観場ごとの竜巻発
崩壊、爆発、近隣工場			生位置から、発生場所の傾向を確認する。
等の火災、有毒ガス、			台風起因の竜巻は、九州から太平洋側の沿岸で発生
船舶の衝突、電磁的障			しており、停滞前線起因の竜巻は北海道を除く地域で
害等をいう。なお、上			発生している。なお、低気圧、局地性降雨(局地性擾乱、
記の「航空機落下」に			雷雨含む)、季節風及びその他の起因の竜巻は日本全国
ついては、「実用発電			で発生しており地域性はない。
用原子炉施設への航			竜巻発生の地域性が見られる台風起因と停滞前線起
空機落下確率の評価			因の発生エリアの重なりを考慮すると、九州、山口の沿
基準について」(平成			岸部、及び太平洋側沿岸部において竜巻発生の観点か
14・07・29 原院第 4 号			ら類似性があると判断できる。
(平成14年7月3			これらの検討を踏まえ、海岸線付近に竜巻の発生が
0 日原子力安全・保安			集中していることを考慮し、宮城県、福島県、茨城県、
院制定))等に基づき、			千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、
防護設計の要否につ			和歌山県、徳島県、高知県、山口県及び九州(沖縄県含
いて確認する。			む) の海岸線から陸側及び海側それぞれ 5km の範囲 (面

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			積:約89,500km²) を竜巻検討地域に設定する。竜巻検
			討地域を第9.2.2図に示す。
	・竜巻検討地域において、	(2) 基準竜巻の最大風速の設定	【添付書類六】
	過去に発生した竜巻の	申請者は、基準竜巻の最大風速の設定に当たり竜	9.3 基準竜巻の最大風速の設定
	規模や発生頻度、最大風	巻検討地域において過去に発生した竜巻の規模や発	基準竜巻の最大風速 (VB) は、竜巻検討地域において
	速の年超過確率等を考	生頻度、最大風速の年超過確率等を考慮し、過去に発	過去に発生した竜巻による最大風速(V _{B1})及び竜巻最大
	慮し、	生した竜巻による最大風速(V _{BI})と、竜巻最大風速の	風速のハザード曲線による最大風速(V _{B2})のうち大きい
	1. 過去に発生した竜巻	ハザード曲線による最大風速(V _{B2})を求め、その結果、	方の風速を設定する。
	による最大風速 (V _{B1})	大きい方を基準竜巻の最大風速として設定してい	(1) 竜巻検討地域において過去に発生した竜巻による
	2. 竜巻検討地域におけ	る。	最大風速(V _{Bi})の設定
	る竜巻最大風速のハ	具体的には VBI として竜巻検討地域で過去に発生し	日本で過去に発生した最大の竜巻は、竜巻等の
	ザード曲線による最	た最大の竜巻である藤田スケール 3(風速 70~92m/s)	突風データベース(1961 年から 2012 年 6 月) によ
	大風速(V _{B2})	の最大値 ($92m/s$) を選定している。 V_{B2} として、竜巻	ると第 9.3.1 表に示す藤田スケールで F3 である。
	を算出していることを	検討地域におけるハザード曲線を基に、年超過確率	F3 スケールにおける風速は第 9.3.2 表から 70m/s
	確認する。	10 ⁻⁵ に相当する風速 (63.6m/s) を選定している。そ	~92m/s であることから、竜巻検討地域において過
		の上で、V _{B1} と V _{B2} を比較し、大きい方の V _{B1} を基準竜	去に発生した竜巻による最大風速(V _{B1})を 92m/s と
	・V _{B1} と V _{B2} のうち値が大き	巻の最大風速として設定している。	設定する。
	い風速を、基準竜巻の最		
	大風速(VB)として設定		
	していることを確認す		
	る。		
	・竜巻検討地域で過去に		
	発生した竜巻の最大風		
	速については、十分な信		

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書		申請書・まとめ資料
	頼性のあるデータがな		第	9.3.2表 藤田スケールと風速の関係
	いことから、日本で過去		スケール	風速
	に発生した竜巻による		F0	17~32m/s (約 15 秒間の平均)
	最大風速を V _{B1} として設		F1	33~49m/s(約 10 秒間の平均)
	定していることを確認		F2	50~69m/s (約7秒間の平均)
	する。(具体例:日本国		F3	70~92m/s (約5秒間の平均)
	内で過去に発生した最		F4	93~116m/s (約4秒間の平均)
	大の竜巻である藤田ス			00 11014 0 (10 1 10 110 110 110 110 110 110 110
	ケール F3 (風速 70m/s~		(2) 竜巻最ス	大風速のハザード曲線による最大風速(V _{B2})
	92m/s)の最大値(92m/s)		の設定	
	を選定していること)		ハザー	-ド曲線による竜巻最大風速(V _{B2})は、竜巻
	・竜巻影響エリアの設定、		検討地域	或における竜巻の観測記録等に基づき評価
	竜巻の年発生数の確率		する。第	9.3.1 図に竜巻ハザード算定フローを示
	分布の設定、竜巻最大風		す。評価	iは、竜巻データの分析、竜巻風速及び被害
	速の確率密度分布の設		幅並びに	こ被害長さの確率密度分布、それらの相関
	定及び竜巻最大風速の		係数の算	草定、ハザード曲線の算定によって構成さ
	ハザード曲線により、年		れる。	
	超過確率(P _{B2})に対応す		a. 竜巻の発	生頻度の分析
	る最大風速を V _{B2} として		b. 年発生数	の確率密度分布の算定
	設定していることを確		c. 竜巻風速	、被害幅及び被害長さの確率密度分布と相
	認する。		関係数の	算定
	・算定した竜巻最大風速		d. 竜巻影響	エリアの設定
	のハザード曲線におい		e. ハザード	曲線の算定方法
	て年超過確率が P _{B2} (≦		(略)	
	10-5 (暫定値)) の竜巻最		f. 竜巻最大	風速のハザード曲線による最大風速 (V _{B2})

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
	大風速を VB2 としている		の設定
	ことを確認する。		竜巻最大風速のハザード曲線を第 9.3.6 図に示す。
			竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速 (V _{B2}) は、
			年超過確率 10 ⁻⁵ に相当する風速として、63.6m/s と設定
			する。
			(3) 基準竜巻の最大風速 (V _B) の設定
			基準竜巻の最大風速 (V _B) は、過去に発生した竜巻に
			よる最大風速VBI=92m/sと竜巻最大風速のハザード曲線
			による最大風速 V _{B2} =63.6m/s のうちの大きい方の風速と
			することから、原子炉施設における基準竜巻の最大風
			速 (V _B) は92m/s と設定する。
			100
			101
			102
			年2
			超過 104 確 率
			105
			10 ° 63.6m/s
			107
			10 ⁸
			第9.3.6 図 竜巻最大風速のハザード曲線 (海側陸側各 5km の評価)
	・基準竜巻の最大風速(V _B)	(3) 設計竜巻の最大風速等の設定	【添付書類六】
	の設定を踏まえて、敷地	申請者は、設計竜巻の最大風速の設定に当たり本	9.4 設計竜巻の最大風速の設定
	特性や竜巻検討地域に	試験研究用等原子炉施設の周辺地形を踏まえれば基	設計竜巻の最大風速(V _D)は、原子炉施設が立地する
	おいて過去に発生した	準竜巻の最大風速を割り増す必要はないが、保守的	地域の特性を考慮して、基準竜巻の最大風速 (V _B) の適

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	竜巻の特性等を考慮し	に考慮した設計竜巻の最大風速を 100m/s とするとし	切な割増し等を考慮して設定する。
	て、設計竜巻の最大風速	ている。また、設計竜巻の最大接線風速等の特性値の	設計竜巻の設定に当たっては、丘陵等による地形効
	(V _D)を設定している	設定は竜巻ガイドを参考とするとしている。	果によって下り斜面において竜巻が増幅する可能性が
	か。		あると考えられることから、立地する地域における設
	・設計竜巻の最大風速(V _D)	以上のとおり、規制委員会は、申請者による設計竜巻	計対象施設の周辺地域等の地形について検討した。
	は、敷地特性(地形効果	の設定が竜巻ガイドを踏まえたものであることに加	検討の結果、HTTR原子炉施設の設計竜巻の最大
	による竜巻の増幅特性	え、保守性を考慮したものであることを確認した。	風速については、以下のとおりとする。
	等)等を考慮して、科学		大洗研究所(北地区)は標高35~40mの平坦な台地に
	的見地等から基準竜巻		位置し、敷地内には 13~16m 位の高低がある。H T T R
	の最大風速(V _B)の適切		原子炉施設は標高約 36.5m に位置しており、東西方向
	な割り増し等を行って		及び南北方向からみても下り斜面には位置していな
	設定されていることを		ιν _°
	確認する。		以上より、基準竜巻が周辺地形により増幅される可
	・竜巻の減衰の効果は考		能性はなく、設計竜巻(V _D) =基準竜巻(V _B) と考えら
	慮していないことを確		れることから、設計竜巻の最大風速 (V _D) は 92m/s と設
	認する。(V _D は、V _B を下		定する。
	回らない。)		
			【添付書類八】
			1.8.2 竜巻の影響に対する設計方針
			竜巻評価ガイドを参考にして設定した設計竜巻の最
			大風速は 92m/s とする。
			なお、竜巻の影響に対する設計に当たっては、設計竜
			巻の最大風速 92m/s に余裕を考慮して最大風速 100m/s
			を用いる。また、竜巻評価ガイドを参考にして設定した
			最大接線風速は 85m/s とする。

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		3. 設計荷重の設定	
		竜巻に対する防護設計を行うためには、設計竜巻に	
		よる荷重(以下「設計竜巻荷重」という。)とその他の	
		荷重を適切に組み合わせた荷重(以下「設計荷重」とい	
		う。)を設定することが必要である。	
	・竜巻を起因とする直接	(1)設計竜巻荷重の設定	1.8.2 竜巻の影響に対する設計方針
	的影響(竜巻の風荷重に	申請者は、竜巻に対する防護設計を行うため、設計	(略)
	よる影響及び竜巻の気	竜巻荷重としては、風圧力による荷重、竜巻防護対象	設計飛来物は、現地調査により抽出した建家に衝突
	圧差による影響)を考慮	施設を外殻で防護する原子炉建家及び使用済燃料貯	する可能性がある飛来物について、竜巻評価ガイドを
	して抽出していること	蔵建家内外の気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷	参考に、形状、剛性及び飛散時の運動エネルギーを考慮
	を確認する。	重を設定している。このうち飛来物の衝撃荷重の設	して鋼製材(質量、長さ、幅、奥行き:135kg、4.2m×0.3m
	・敷地内において飛来物	定に当たっては、本試験研究用等原子炉施設の構内	×0.2m)及び鋼製パイプ(質量、長さ、直径:8.4kg、2m
	となり得るものを現地	において飛来物となり得るものを現地調査等により	× ϕ 0.05m) を選定する。
	調査等により網羅的に	抽出した上で、形状、剛性及び飛散時の運動エネルギ	竜巻防護施設は、竜巻により生じる風圧力による荷
	抽出していることを確	一を考慮して鋼製材(質量、長さ、幅、奥行き:135kg、	重、気圧差による荷重及び設計飛来物の衝撃による荷
	認する。	4.2m×0.3m×0.2m) 及び鋼製パイプ(質量、長さ、直	重を組み合わせた複合荷重とその他の荷重(常時作用
	・設計飛来物の設定は、運	径:8.4kg、2m×φ0.05m)を設計上考慮すべき飛来物	する荷重、運転時荷重)を適切に組み合わせた設計荷重
	動エネルギーや貫通力	(以下「設計飛来物」という。) に設定している。	に対して、安全機能を損なわない設計とする。
	の大きさ等を踏まえ、代	その上で、資機材等の設置状況を踏まえ、飛来物と	(略)
	表性のあるものを選定	なる可能性のあるもののうち、飛来した場合の運動	竜巻防護対策として、資機材等の設置状況を踏まえ、
	又は設定していること	エネルギーが設計飛来物よりも大きいものについて	飛来物となる可能性のあるもののうち、飛来した場合
	を確認する。少なくと	は、飛来物のサイズや剛性を考慮し、飛来物とならな	の運動エネルギーが設計飛来物よりも大きいものにつ
	も、以下の設計飛来物を	いように、竜巻防護対象施設を内包する原子炉建家	いては、飛来物のサイズや剛性を考慮し、飛来物となら
	選定又は設定している	及び使用済燃料貯蔵建家からの離隔、撤去、固縛又は	ないように、竜巻防護施設を内包する建家からの離隔、

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	ことを確認する。	固定を行い、加えて、竜巻防護対策の状況及び新規飛	撤去、固縛、固定を行う。また、竜巻防護対策の状況及
	- 大きな運動エネルギ	来物の有無について、原子炉起動前に飛来物調査を	び新規飛来物の有無について、原子炉起動前に飛来物
	ーをもつ飛来物 (自	実施し確認するとしている。	調査を実施し確認する。竜巻防護施設に対する竜巻防
	動車等)	規制委員会は、風圧力による荷重、竜巻防護対象施	護対策等を第1.8.1表に示す。
	- 施設の貫入抵抗を確	設を外殻で防護する原子炉建家及び使用済燃料貯蔵	
	認するための固い飛	建家内外の気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重	
	来物(鉄骨部材等)	の設定について、竜巻ガイドを踏まえたものである	
	- 開口部等を通過する	ことを確認した。また、飛来物の衝撃荷重の設定にお	
	ことができる程度に	いて、飛来物となり得るものを現地調査等により網	
	小さく固い飛来物(砂	羅的に抽出した上で設計飛来物を選定しているこ	
	利等)	と、飛来物の運動エネルギーが設計飛来物より大き	
	・【運用上の方針】衝突時	くなる場合には固縛等の飛来発生防止対策等を講じ	
	に設計対象施設に与え	る方針としていることを確認した。	
	るエネルギーが設計飛		
	来物以上となるものに		
	ついては、固定又は固縛		
	等により飛散を防止し、		
	衝突させないようにし		
	ていることを確認する。		
	・設計竜巻荷重と組み合	(2)設計竜巻荷重と組み合わせる荷重の設定	1.8.2 竜巻の影響に対する設計方針
	わせる荷重として、以下	申請者は、竜巻荷重と組み合わせる荷重について	(略)
	を設定しているか。	は、常時作用する荷重及び運転時荷重を適切に組み	なお、設計竜巻と設計基準事故が同時に発生する頻
	①設計対象施設に常時	合わせるとしている。	度は低いことから、設計竜巻による荷重と設計基準事
	作用する荷重、運転時	設計基準事故時の荷重と竜巻荷重との組合せにつ	故時荷重との組合せは考慮しない。また、竜巻以外の自

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	荷重等	いては、竜巻防護対象施設は原子炉建家及び使用済	然現象として雷、雪、雹及び大雨が想定されるが、いず
	②竜巻以外の自然現象	燃料貯蔵建家で防護する設計としており、竜巻荷重	れも施設への影響が相乗しないことから、竜巻以外の
	(竜巻との同時発生	が竜巻防護対象施設に作用することはないこと、設	自然現象による荷重と設計竜巻との組み合わせは考慮
	が想定され得る雷、	計基準事故時に原子炉建家及び使用済燃料貯蔵建家	しない。
	雪、ひょう、大雨等を	の健全性に影響を与える有意な応力が生じることは	(略)
	含む。)による荷重、	ないことから、設計竜巻による荷重と設計基準事故	また、竜巻防護施設は、設計飛来物の衝突による影響
	設計基準事故時荷重	時荷重との組合せは考慮しないとしている。	に対して、安全機能を損なわない設計とする。このた
	等	竜巻以外の自然現象として雷、雪、雹及び大雨が想	め、竜巻防護施設を内包する原子炉建家及び使用済燃
		定されるが、いずれも安全施設への影響が相乗しな	料貯蔵建家を外殻として防護する設計とする。
		いことから、竜巻以外の自然現象による荷重と設計	
		竜巻との組み合わせは考慮しないとしている。	第六条関係
		規制委員会は、申請者が、設計竜巻荷重と組み合わ	適合のための設計方針
		せる荷重を設定するとしていることについて、竜巻	2について
		ガイドを踏まえたものであることを確認した。	原子炉施設のうち、次に示す重要安全施設は、当該重
			要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定
		以上のとおり、規制委員会は、申請者による設計荷重	される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝
		の設定が、竜巻ガイドを踏まえたものであり、設計竜巻	撃及び設計基準事故時に生じる応力をそれぞれの因果
		荷重とその他の荷重を適切に組み合わせたものである	関係及び時間的変化を考慮して、適切に組み合わせる
		ことを確認した。	設計とする。
			(1) クラス 1
			(2) PS-2 のうち機能喪失した場合に周辺公衆へ過度
			の被ばくを及ぼす可能性のある系統及び MS-2 のう
			ち設計基準事故時にプラント状態を把握する機能
			を有する系統

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると
			想定される自然現象は、第 1 項において選定した自然
			現象に含まれる。HTTRでは、重要安全施設は全て原
			子炉建家内に内包されており、自然現象に対しては建
			家を外殻として防護する設計としている。このため、自
			然現象の衝撃が重要安全施設に作用することはない。
			また、設計基準事故時に建家の健全性に影響を与える
			有意な応力が生じることもない。
			このことから、自然現象により重要安全施設に作用
			する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力を組み合わ
			せる必要はなく、重要安全施設は、個々の自然現象に対
			して、安全機能を損なわない設計とする。
	・施設の破損等により竜	4. 設計上考慮すべき施設の設計方針	1.8.2 竜巻の影響に対する設計方針
	巻防護施設に波及的影	竜巻防護対象施設を内包する建家・構築物について	(略)
	響を及ぼして安全機能	は、設計荷重に対してその構造健全性が維持され、竜巻	また、竜巻防護施設は、設計飛来物の衝突による影響
	を喪失させる可能性が	防護対象施設の安全機能が損なわれない設計とするこ	に対して、安全機能を損なわない設計とする。このた
	否定できない施設を設	とが必要である。	め、竜巻防護施設を内包する原子炉建家及び使用済燃
	計として考慮している	申請者は、「3.設計荷重の設定」で設定した設計荷	料貯蔵建家を外殻として防護する設計とする。
	か。	重に対して、竜巻防護対象施設を原子炉建家及び使用	ただし、竜巻による設計飛来物の衝突により、竜巻防
		済燃料貯蔵建家で防護することにより、当該竜巻防護	護施設の設置区画の壁面に裏面剥離が生じる可能性が
	・風荷重の観点から、竜巻	対象施設が安全機能を損なわない設計とするとしてい	ある場合には、その影響により竜巻防護施設が安全機
	防護施設との離隔距離	る。	能を損なわないことを評価し設計する。
	と施設の高さから波及	ただし、竜巻による設計飛来物の衝突により原子炉	(略)
	的影響を及ぼし得る可	建家及び使用済燃料貯蔵建家に裏面剥離の損傷が生じ	竜巻の近接予測及び近接時の対策として、気象庁が

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	能性のある施設を抽出	る可能性がある場合には、その影響により竜巻防護対	発表する竜巻注意情報、雷注意報等の気象情報により、
	していることを確認。	象施設の安全機能が損なわれないよう設計するとして	1時間先までに竜巻等の発生する可能性が高まってい
		いる。また、本試験研究用等原子炉施設に影響が及ぶお	る領域に敷地が含まれると予測された場合、原子炉施
	(1)建屋・構築物等	それがある竜巻の接近が予測された場合には、原子炉	設に影響が及ぶ前に原子炉の停止操作を行うととも
	建屋・構築物等の主要な	の停止操作を行うとともに、車両の退避等の必要な措	に、車両の退避等の必要な措置を講ずる。
	部材(壁、屋根等)以外	置を講ずるとしている。	
	に、以下の施設も検討対	規制委員会は、申請者の設計方針が、竜巻ガイドを踏	【まとめ資料】
	象としているか。	まえたものであり、設計荷重によって生じる影響を考	2. 評価対象施設の貫通、裏面剥離の評価結果の保守性
	- 建屋・構築物等の開口	慮し、必要に応じて防護対策を講じることにより、竜巻	について
	部に設置された窓、	防護対象施設の安全機能が損なわれないようにするも	飛来物の飛散解析をフジタモデルで評価した結果、
	扉、シャッター等	のであることを確認した。	設計飛来物である鋼製材が原子炉建家の上層まで到達
	- 外気と隔離されてい		することはないが、貫通・裏面剥離評価においては、原
	るとみなせる区画の		子炉建家の全ての位置に到達するものとして、ガイド
	隔壁等(天井等)		の風速で衝突させた結果である。
	(2)設備		外壁厚さは貫通を生じないための必要厚さを十分に
	設備の主要な部材以外		上回っているため、飛来物は貫通しないが、裏面剥離の
	に、以下の設備も検討対		必要最小厚さに対して外壁厚さが一部下回っている部
	象としているか。		分については、
	- 外気と隔離されてい		当該区画が裏面剥離しても、以下の理由により、原子
	るとみなせる区画の		炉冷却材圧力バウンダリ等の竜巻防護施設に影響はな
	境界部(空調系ダクト		ιν _°
	類等)		(1)原子炉建家外壁 (EL52.3~53.6m 及び EL53.6~
	- 圧力差の影響を受け		60.7m) のオペレーションフロア(N-409) 及び原子炉
	得る計器類や空調装		建家屋根スラブ(最上部)オペレーションフロアに
	置等		は、竜巻防護施設を内包する原子炉格納容器、使用済

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
			燃料貯蔵プール等が設置されているが、仮にコンク
	・外殻となる施設等によ		リート片が落下してもその範囲は限定的であり、鋼
	る防護機能が確認され		製の原子炉格納容器燃料交換ハッチ蓋、及び使用済
	た竜巻防護施設につい		燃料貯蔵プール貯蔵ラック遮へいプラグの蓋板を有
	ては、外殻となる施設等		していることから、裏面剥離による影響はないと考
	を設計対象としている		えられる。
	ことを確認する。		また、原子炉建家屋根スラブ(最上部)にはデッキ
	・竜巻防護施設を内包す		プレート(鋼板)が施工されていることから、裏面剥
	る施設(竜巻防護施設を		離によりコンクリート片は飛散しない。
	内包する建屋・構築物		(2)原子炉建家東側外壁(EL44.7~50.7m)及び原子炉
	等)は、設計荷重に対す		建家屋根 H-501 当該区画には竜巻防護施設はない。
	る当該施設の健全性評		なお、換気空調設備が設置されているが、防護対象設
	価を行い、内包する竜巻		備ではない。
	防護施設の安全機能が		防水層 ──
	維持される設計として		
	いることを確認する。		コンクリートスラブ
			デッキブレート
			第2図 HTTR 原子炉建家の屋根構造(最上部)
			│ │…砂利等が通過することができるシャッター等の開口
			部は鋼製材が貫通するものとして評価しているため、
			鋼製材の評価に包絡される。

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
			防護対象設備が建家外壁で防護できない場合の具体的
			な防護対策
			(略)
			なお、竜巻防護施設の外殻となる施設の開口部に対
			する飛来物の貫通については、原子炉建家については
			貫通先の区画に竜巻防護施設が無いことから影響は無
			い。また、使用済燃料貯蔵建家については、開口部を打
			通した飛来物が使用済燃料貯蔵セル及び貯蔵ラックに
			衝突する可能性があるが、使用済燃料貯蔵セルの貯蔵
			ラック遮へいプラグの蓋板により防護されるため、昴
			響は無い。
			3. 竜巻影響評価の保守性について
			(略)
			>評価対象施設の構造健全性
			風荷重、気圧差荷重及び衝撃荷重評価はガイド値で
			使用して評価を行っており、保守性を有していると
			えている。
			なお、設工認で認可された設計用地震力(参考値)
			び保有水平耐力は、設計竜巻荷重に対し、以下のような
			裕度がある。
			第2表 原子炉建家の構造健全性の裕度
			評価対象 NS 方向(EL50.7~60.7m) EW 方向(EL50.7~60.7m)
			設計用地震力 200% 300% 300% (参考値) (14906/7120=2.09) (14219/4725=3.00)
			保有水平耐力 800% 2300%
			(KN) (56976/7120=8.00) (110226/4725=23.32)
			(表中のカッコ内は、設計用地震力又は保有水平耐力/設計竜巻荷重の値

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			➢評価対象施設の設計飛来物に対する健全性評価
			設計飛来物が全ての位置に到達するものとして貫
			通、裏面剥離評価を行っている。
			また、ランキン渦モデルによる評価対象施設への車
			両の衝突評価において、原子炉建家外壁の厚さが、車両
			の貫通に対する必要最小厚さを十分に上回っている
			が、一部に裏面剥離が発生する。但し、裏面剥離しても
			当該区画には竜巻防護施設はなく、原子炉建家内の竜
			巻防護施設に影響のないことを確認した。
	・設計竜巻等により燃料	5. 竜巻随伴事象に対する施設の設計方針	1.8.2 竜巻の影響に対する設計方針
	タンクや可燃物等の貯	竜巻に伴い発生が想定される事象(以下「竜巻随伴事	(略)
	蔵所等の倒壊に伴う、重	象」という。) の考慮については、竜巻ガイドにおいて、	竜巻随伴事象として、HTTR機械棟屋外タンクに
	油、軽油、ガソリン等の	竜巻防護対象施設の安全機能が損なわれない設計とす	飛来物が衝突することによる火災、飛来物が衝突する
	流出等に起因した火災	ることを示している。	ことによる屋外配管等の損傷による溢水及び外部電源
	が発生することを想定	申請者は、竜巻随伴事象として、HTTR機械棟屋外	喪失を想定し、これらに対して、竜巻防護施設の安全機
	していること、またその	タンクに飛来物が衝突することによる火災、屋外配管	能を損なわない設計とする。火災については、「1.10 外
	防護対策を確認する。	等に飛来物が衝突することによる溢水及び商用電源の	部火災防護」にてHTTR機械棟屋外タンクの火災を
		喪失を想定している。	評価し影響のないことを確認している。溢水に対して
	・設計竜巻による気圧低	火災については、外殻となる原子炉建家及び使用済	は、飛来物が衝突することによる屋外配管等の損傷に
	下等に起因した屋外給	燃料貯蔵建家により竜巻防護対象施設を防護するとし	よる溢水の発生を考慮しても、竜巻防護施設を原子炉
	水タンク等の倒壊によ	ており、溢水については、原子炉建家及び使用済燃料貯	建家及び使用済燃料貯蔵建家内に設置していることか
	る水の流出等が発生す	蔵建家内に竜巻防護対象施設を設置し、当該建家内へ	ら、建家外壁により水の侵入を防止できるため、竜巻防
	ることを想定している	の水の浸入を建家外壁により防止することにより竜巻	護施設への影響はない。外部電源喪失に対しては、原子

HTTD 索本書

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	こと、またその防護対策	防護対象施設を防護するとしている。	炉停止後の監視に必要な直流電源設備及び安全保護系
	を確認する。	原子炉の停止については、竜巻の近接予測及び近接	用交流無停電電源装置を竜巻防護施設として安全機能
		時の対策として、気象庁が発表する竜巻注意情報、雷注	を損なわない設計とする。
	・設計竜巻、設計竜巻と同	意報等の気象情報により、1時間先までに竜巻等の発生	(略)
	時発生する雷・雹等、あ	する可能性が高まっている領域に敷地が含まれると予	竜巻の近接予測及び近接時の対策として、気象庁が
	るいはダウンバースト	測された場合、本試験研究用等原子炉施設に影響が及	発表する竜巻注意情報、雷注意報等の気象情報により、
	等により、送電網に関す	ぶ前に原子炉の停止操作を講ずるとしている。	1時間先までに竜巻等の発生する可能性が高まってい
	る施設等が損傷する等	竜巻により商用電源が喪失した場合は、原子炉停止	る領域に敷地が含まれると予測された場合、原子炉施
	して商用電源喪失に至	後の冷却状態の監視に必要な電源は、竜巻防護対象施	設に影響が及ぶ前に原子炉の停止操作を行うととも
	ることを想定している	設である直流電源設備の蓄電池から供給する設計とす	に、車両の退避等の必要な措置を講ずる。
	ことを確認する。	るとしている。また、使用済燃料の冷却状態の監視は、	また、竜巻により商用電源が喪失し、さらに非常用発
	・商用電源喪失時の非常	可搬型計器により行う設計としている。さらに、蓄電池	電機による給電も期待できない場合は、直流電源設備
	用電源防護対策がなさ	の枯渇後 (60 分以降) は、可搬型計器、可搬型発電機	の蓄電池による電源供給により、原子炉停止後の状態
	れていることを確認す	等を用いて、商用電源が復旧するまでの間、原子炉圧力	及び使用済燃料冷却の状態を監視する。さらに、蓄電池
	る。	容器上鏡温度、補助冷却器出口へリウム圧力、使用済燃	の枯渇後(60分以降)は、商用電源が復旧するまでの間、
		料貯蔵設備貯蔵プール水位等の必要な監視を継続して	可搬型計器、可搬型発電機等を用いて、原子炉圧力容器
	・竜巻の気圧差の観点か	行う措置を講じるとしている。	上鏡温度、補助冷却器出口へリウム圧力、貯蔵プール水
	ら、竜巻防護施設と直接	また、蓄電池枯渇後の長期的な監視のための対策と	位等の必要な監視を継続して行う措置を講じる。可搬
	接続する設備又は当該	して配備する可搬型計器、可搬型発電機等のうち、可搬	型発電機の設置場所は、竜巻飛来物の影響を考慮し原
	施設を内包する区画の	型計器及びケーブル等は原子炉建家内の 2 か所に各 1	子炉建家内の 2 箇所とするとともに、可搬型発電機の
	換気空調設備等のうち	式を分散して保管すること、可搬型発電機は原子炉建	接続先は竜巻飛来物の影響が及ばない原子炉建家内の
	外気と繋がるダクト等	家外の2か所に各1式を分散して保管し、可搬型発電	地下とする。また、可搬型発電機は原子炉建家外の2箇
	を起因として波及的影	機の原子炉建家内への設置作業は、竜巻の通過後等、竜	所に各 1 式を設計竜巻の直径 (60m) 以上の距離を離し
	響を及ぼし得る可能性	巻による環境影響が緩和した後に行うこと、可搬型計	て保管するものとし、可搬型計器、ケーブル等は外殻と
	のある施設を抽出して	器への給電に必要な可搬型発電機は蓄電池枯渇前まで	して防護する原子炉建家内の 2 箇所に各 1 式を分散し

最終的な審査結果については審査書を参照のこと。本資料については、随時、改訂があり得る。

計可其進用則。解釈 | 東本の担占。確認事項 |

中語書・キレめ答判

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
	いることを確認する。	に準備するとしている。	て保管することにより、監視に必要な資機材を竜巻の
		規制委員会は、申請者の設計方針が、竜巻ガイドを踏	影響から防護する。
		まえたものであり、竜巻随伴事象の影響を適切に設定	なお、可搬型発電機の原子炉建家内への設置作業は、
		した上で、その竜巻随伴事象に対して竜巻防護対象施	竜巻の通過後等、竜巻による環境影響が緩和した後に
		設の安全機能が損なわれないようにするものであるこ	行う。
		とを確認した。	
			【まとめ資料】
			可搬電源接続の成立性
			全交流電源が喪失してから 40 分以内に可搬型の計器
			等を用いたパラメータ監視の開始が可能である。なお、
			可搬型発電機は燃料タンク約 15L を有しており 10 時間
			以上の連続運転が可能であり、適宜給油(給油時間:5
			分程度)を行い必要な電力を可搬型の計器等に供給し
			監視を継続する。
			可搬型発電機/物置 230m 230m 230m 原子炉建家 図 1 可搬型発電機の運搬ルート概略図

許可基準規則·解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			1.8.3 参考文献
			(1)「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」(平成 25 年
			6月原子力規制委員会)

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
第6条 安全施設は、想	火山事象に対する防護設	Ⅲ-4.2.2 火山の影響に対する設計方針	
定される自然現象(地	計の審査に当たっては、試	第6条第1項及び第2項の規定は、想定される火山	
震及び津波を除く。次	験炉規則及びその解釈の	事象が発生した場合においても安全施設の安全機能が	
項において同じ。)が	趣旨を踏まえ、原子力発電	損なわれないように設計することを要求している。	
発生した場合におい	所の安全審査ガイドであ	このため、規制委員会は、以下の項目について審査を	
ても安全機能を損な	る「原子力発電所の火山影	行った。	
わないものでなけれ	響評価ガイド」(以下「火		
ばならない。	山評価ガイド」という。)	1. 試験研究用等原子炉施設に影響を及ぼし得る火	
	を活用する。	山の抽出	
2 重要安全施設は、当		2. 試験研究用等原子炉施設の運用期間における火	
該重要安全施設に大		山活動に関する個別評価	
きな影響を及ぼすお		3.個別評価の結果を受けた試験研究用等原子炉施	
それがあると想定さ		設への火山事象の影響評価	
れる自然現象により		4. 設計上考慮すべき施設の抽出	
当該重要安全施設に		5. 設計荷重の設定	
作用する衝撃及び設		6. 降下火砕物の影響に対する設計方針	
計基準事故時に生ず			
る応力を適切に考慮		各項目についての審査内容は以下のとおり。	
したものでなければ			
ならない。		※本書では設備設計に係る4. ~6. について記載す	
		る。	
【解釈】			
1 第6条は、設計基準	・降下火砕物に対して、安	4. 設計上考慮すべき施設の抽出	1.9 火山事象防護
において想定される	全施設の安全機能が損	降下火砕物によって安全施設の安全機能が損なわれ	1.9.1 火山事象防護に関する基本方針
自然現象(地震及び津	なわれないように、火山	ないようにするために必要な設備を考慮し、防護すべ	原子炉施設は、供用期間中に極めてまれであっても、
波を除く。)に対して、	防護施設を選定してい	き施設(以下「火山防護施設」という。)として抽出す	その発生により原子炉施設に影響を与える火山事象と

許可基準規則 解釈 安全施設が安全機能 を損なわないために 必要な安全施設以外 の施設又は設備等へ の措置を含む。 2 第1項に規定する 「想定される自然現 象」とは、敷地の自然 環境を基に、洪水、風 (台風)、竜巻、凍結、 降水、積雪、落雷、地 滑り、火山の影響、生 物学的事象、森林火災

3 第1項に規定する 「想定される自然現 象(地震及び津波を除 く。) が発生した場合 においても安全機能 を損なわないもの」と は、設計上の考慮を要 する自然現象又はそ の組合せに遭遇した 場合において、自然事

象そのものがもたら

等から適用されるも

のをいう。

審査の視点・確認事項

ることを確認する。

- 安全上重要度の低い構 確認する。
- (例)
- 代替手段は火山影響 家に保管等)
- 知から運搬、配備まで の成立性、手順等)

HTTR 審查書

る方針が示されていることが必要である。

築物、系統及び機器であ|よる対策を組み合わせ、安全確保上重要な原子炉の停|に対して原子炉の安全性を損なわない設計とする。想 っても、その機能喪失に|止機能、冷却機能、放射性物質の閉じ込め機能及び使用|定する火山事象に対しては、設備と運用による対策を より施設の安全性に影|済燃料冷却機能を損なわない設計とするとしている。 響を及ぼす場合は、設計|このため、本試験研究用等原子炉施設の主要な特徴 対象施設とすることを (「Ⅲ-10安全施設(第12条関係)」にて記載する。) を考慮し、火山事象に対して防護する安全機能を「原子 ・安全施設のうち、火山防|炉の緊急停止機能」、「放射性物質の閉じ込め機能(原子 護施設として抽出しな|炉冷却材圧力バウンダリ及び周辺公衆に過度の被ばく い場合、代替手段にてそ を与える可能性がある系統) 及びこれらの状態監視に の機能の維持が可能で | 必要な「監視機能」並びに「使用済燃料の貯蔵機能」と あること又はその修復 し、これらの機能を有する安全施設を火山防護施設と に使用済燃料の貯蔵機能を抽出する。 により必要な機能を確して抽出するとしている。火山防護施設に対する火山 保する等の対応が可能 事象の影響を評価するに当たっては、火山防護施設を であることを確認する。 内包する原子炉建家及び使用済燃料貯蔵建家を評価対 却が可能であること、及び使用済燃料の冷却機能につ 象とするとしている。

から防護されるか。 後、本試験研究用等原子炉施設の主要な特徴から自然 として抽出しない。 (分散配置、堅固な建 放熱により原子炉の冷却が可能であること、使用済燃 |料冷却機能については、冷却機能が喪失しても十分な|いう。) は、「第 1, 2 安全機能の重要度分類」に示すク - 代替手段を確立する|時間的余裕をもって「使用済燃料の貯蔵機能」を確保で までの時間は確保で|きることから、火山事象に対して防護する安全機能と きているか。(事象検して抽出しないとしている。

|及びクラス3に属する構築物、系統及び機器(「Ⅲ-1|し、安全機能を損なわない設計とする。評価に当たって

申請書・まとめ資料

して「原子力発雷所の火山影響評価ガイド」(以下「火 申請者は、想定する火山事象に対して、設備と運用に「山評価ガイド」という。)(1)を参考に想定した火山事象 組合せ、安全確保上重要な原子炉の「停止」、「冷却」、 「閉じ込め」及び「使用済燃料冷却」機能を損なわない |設計とする。

> このため、火山事象に対して防護する安全機能とし て、高温工学試験研究炉の特徴を考慮した原子炉の緊 |急停止機能、放射性物質の閉じ込め機能(原子炉冷却材 圧力バウンダリ及び周辺公衆に過度の被ばくを与える 可能性のある系統)及びそれらに必要な監視機能並び

なお、炉心冷却機能については、原子炉の停止後は原 子炉の固有の安全性により、自然放熱による炉心の冷 いては、冷却機能が喪失しても十分な時間的余裕をも - ここで、原子炉の冷却機能については、原子炉の停止1って貯蔵機能が維持できることから防護する安全機能

火山事象から防護する施設(以下「火山防護施設」と ラス1及びクラス2に属する構築物、系統及び機器の うち、防護する安全機能を有するものとして第1.3.1表 に示す重要安全施設並びに使用済燃料貯蔵建家の貯蔵 また、安全施設のうち火山防護施設以外のクラス2│セル及び貯蔵ラックを選定し、火山事象の影響を評価

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
す環境条件及びその	- 必要に応じて、事象検	O安全施設(第12条関係)」において安全上の機能別	は、火山防護施設を内包する原子炉建家及び使用済燃
結果として試験研究	知から原子炉停止ま	重要度分類を下位クラスに見直した非常用発電機、補	料貯蔵建家を対象とする。
用等原子炉施設で生	での判断基準を明ら	助冷却設備等を含む。)は、火山による損傷を受けたと	火山事象に対しては、火山の噴火及び降灰予報に係
じ得る環境条件にお	かにしているか。	しても原子炉を安全に停止し、自然放熱による炉心の	る情報を気象庁の発表等により入手し、火山の噴火情
いて、その設備が有す		冷却状態が維持でき、また放射性物質の閉じ込め及び	報を確認し降灰予報による降灰の到達範囲に敷地が含
る安全機能が達成さ		使用済燃料の貯蔵機能を確保できることから、火山事	まれる場合には、原子炉施設に影響が及ぶ前に原子炉
れることをいう。		象による影響を評価する対象とせず、可搬型計器、可搬	の停止操作を講じるとともに、停止後の状態及び使用
4 第2項に規定する		型発電機等を用いた監視の代替措置や修復等の対応に	済燃料の冷却の状態を監視する。これらの状態の監視
「重要安全施設」につ		より本試験研究用等原子炉施設に必要な機能を確保す	に必要な電源は、火山防護施設である直流電源設備の
いては、「水冷却型試		る設計とするとしている。	蓄電池から供給する設計とし、さらに蓄電池の枯渇後
験研究用原子炉施設		規制委員会は、申請者による火山防護施設を抽出す	(60 分以降)は、可搬型計器、可搬型発電機等を用いて、
に関する安全設計審		るための方針が、本試験研究用等原子炉施設の主要な	商用電源が復旧するまでの間、必要な監視を継続して
査指針」(平成3年7		特徴を踏まえ、「原子炉の緊急停止機能」、「放射性物質	行う。
月18日原子力安全		の閉じ込め機能」及びそれらに必要な「監視機能」並び	火山防護施設以外のクラス 2 及びクラス 3 に属する
委員会決定)の「添付		に「使用済燃料の貯蔵機能」に係る安全施設を降下火砕	構築物、系統及び機器は、火山による損傷を受けたとし
水冷却型試験研究用		物から防護すべき対象として抽出するとしていること	ても原子炉は安全に停止・維持でき、また放射性物質の
原子炉施設の安全機		を確認した。また、それらを内包する原子炉建家及び使	閉じ込め及び使用済燃料の貯蔵は確保できることか
能の重要度分類に関		用済燃料貯蔵建家を設計上考慮すべき施設として抽出	ら、火山事象による影響を評価する対象とせず、代替措
する基本的な考え方」		するものであることを確認した。	置や修復等の対応により必要な機能を確保する。
の「4.(1)自然現象に			
対する設計上の考慮」			【まとめ資料】
に示されるものとす			<火山事象(降下火砕物)の特性及び HTTR の特徴>
る。水冷却型研究炉以			✔炉心の形成の維持ができれば、原子炉の固有の安全
外の炉型についても、			性から自然放熱により炉心の冷却が可能。また、使用
これを参考とするこ			済燃料貯蔵設備については、冷却がなくとも、十分な
٤.			時間的余裕をもって貯蔵機能を確保できる。

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
5 第2項に規定する			
「大きな影響を及ぼ			十分な時間的余裕とは、貯蔵プールでは約 24 日間。
すおそれがあると想			使用済燃料貯蔵建家の貯蔵セル・貯蔵ラックは健全性
定される自然現象」と			を維持できない温度まで上昇しない。
は、対象となる自然現			
象に対応して、最新の	・大きな影響を及ぼすお	5. 設計荷重の設定	口. 試験研究用等原子炉施設の一般構造
科学的技術的知見を	それがあると想定され	降下火砕物に対する防護設計を行うためには、その	(3)
踏まえて適切に予想	る自然現象(地震、津波	堆積荷重に加え、火山事象以外の自然現象や設計基準	その他の主要な構造
されるものをいう。な	を除く。)による荷重と	事故時の荷重との組み合わせを設定する必要がある。	(i) 原子炉施設は、(1) 耐震構造、(2) 耐津波構造
お、過去の記録、現地	設計基準事故時に生じ	申請者は、降下火砕物に対する防護設計を行うため	に加え、次の基本方針のもとに安全設計を行う。
調査の結果、最新知見	る荷重を適切に組み合	に、原子炉建家及び使用済燃料貯蔵建家で火山防護施	a. (外部からの衝撃による損傷の防止)
等を参考にして、必要	わせていることを確認	設を防護することによりその安全機能を損なわない設	安全施設は、原子炉施設敷地で予想される自然現象
のある場合には、異種	する。	計とするとしている。このため、降下火砕物に対する原	(洪水・降水、風(台風)、竜巻、凍結、積雪、落雷、
の自然現象を重畳さ	・設計対象施設に応じて	子炉建家及び使用済燃料貯蔵建家の防護設計を行うた	地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災)又はそ
せるものとする。	常時作用する荷重等を	めに、想定する降下火砕物の荷重に加え、常時作用する	の組合せに遭遇した場合において、自然現象そのもの
6 第2項に規定する	適切に組み合わせると	荷重及び自然現象(積雪、風)の荷重を適切に組み合わ	がもたらす環境条件及びその結果として原子炉施設で
「適切に考慮したも	した上で、設計に用いる	せる設計とするとしている。	生じ得る環境条件においても安全機能を損なわない設
の」とは、大きな影響	荷重は、火山事象により	また、設計基準事故時の荷重との組合せについては、	計とする。
を及ぼすおそれがあ	もたらされる降下火砕	火山防護施設は原子炉建家及び使用済燃料貯蔵建家で	上記に加え、重要安全施設は、科学的技術的知見を踏
ると想定される自然	物の設計条件を用いる	防護する設計としており、降下火砕物の荷重が火山防	まえ、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれ
現象により当該重要	ことを確認する。	護施設に作用することはないこと、設計基準事故時に	があると想定される自然現象により当該重要安全施設
安全施設に作用する	・降下火砕物が設計基準	原子炉建家及び使用済燃料貯蔵建家の健全性に影響を	に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力をそ
衝撃及び設計基準事	事故の起因となるかを	与える有意な応力が生じることはないことから、降下	れぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して、適切に
故が発生した場合に	確認する。その上で、設	火砕物による荷重と設計基準事故時荷重との組合せは	組み合わせる。
生じる応力を単純に	計基準事故時荷重との	考慮しないとしている。	(略)
加算することを必ず	組合せの要否を確認す	規制委員会は、申請者による設計荷重の設定が、火山	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
しも要求するもので	る。なお、設計基準事故	防護施設を防護する原子炉建家及び使用済燃料貯蔵建	1.9.2 火山事象の影響に対する設計方針
はなく、それぞれの因	時の荷重と組み合わせ	家に対して、想定する降下火砕物の荷重に加え、常時作	火山評価ガイド(1)を参考に将来の活動可能性が否
果関係及び時間的変	ない場合は、降下火砕物	用する荷重及び自然現象の荷重を適切に組み合わせる	定できない火山について、原子炉施設に影響を及ぼし
化を考慮して適切に	が設計基準事故の起因	としていること、降下火砕物による荷重と設計基準事	得る火山事象を抽出した結果、該当する火山事象は降
組み合わせた場合を	事象にならないこと、火	故時荷重との組合せを考慮する必要はないとしている	下火砕物のみである。
いう。	山事象は、設計基準事故	ことを確認した。	火山防護施設は、降下火砕物による影響に対して、原
7 第3項は、設計基準	と同時に発生する確率	なお、組合せを考慮する自然現象(積雪、風)につい	子炉建家及び使用済燃料貯蔵建家を外殻として防護す
において想定される	が十分小さいなどの理	ては、「Ⅲ-4.3自然現象の組合せ」で記載している。	ることにより安全機能を損なわない設計とする。この
試験研究用等原子炉	由を確認する。		ため、原子炉建家及び使用済燃料貯蔵建家は、想定する
施設の安全性を損な	・火山事象以外の自然事		降下火砕物の層厚 50cm(湿潤密度 1.5g/cm³)の荷重に
わせる原因となるお	象の重畳について、降下		加え、常時作用する荷重及び自然現象(積雪、風)の荷
それがある事象であ	火砕物の堆積荷重と組		重を適切に組み合わせた荷重に耐える設計とする。
って人為によるもの	合せを考慮すべき同時		なお、降下火砕物の降灰と設計基準事故が同時に発
(故意によるものを	に発生する可能性のあ		生する頻度は低いことから、降下火砕物による荷重と
除く。)に対して、安全	る自然現象等(風(台		設計基準事故時荷重との組合せは考慮しない。
施設が安全機能を損	風)、竜巻、積雪、降水)		(略)
なわないために必要	を抽出しているかを確		
な安全施設以外の施	認する。(⇒具体的には、		
設、設備等への措置を	その他自然現象にて確		適合のための設計方針
含む。	認する。)		2について
8 第3項に規定する			(略)
「試験研究用等原子			重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると
炉施設の安全性を損			想定される自然現象は、第 1 項において選定した自然
なわせる原因となる			現象に含まれる。HTTRでは、重要安全施設は全て原
おそれがある事象で			子炉建家内に内包されており、自然現象に対しては建
あって人為によるも			家を外殻として防護する設計としている。このため、自

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
の(故意によるものを			然現象の衝撃が重要安全施設に作用することはない。
除く。)」とは、敷地及			また、設計基準事故時に建家の健全性に影響を与える
び敷地周辺の状況を			有意な応力が生じることもない。
もとに選択されるも			このことから、自然現象により重要安全施設に作用
のであり、飛来物(航			する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力を組み合わ
空機落下等)、ダムの			せる必要はなく、重要安全施設は、個々の自然現象に対
崩壊、爆発、近隣工場			して、安全機能を損なわない設計とする。
等の火災、有毒ガス、			
船舶の衝突、電磁的障	・降下火砕物の影響 (HTTR	6. 降下火砕物の影響に対する設計方針	1.9.2 火山事象の影響に対する設計方針
害等をいう。なお、上	の場合は荷重)に対し	火山防護施設については、降下火砕物によって安全	火山評価ガイドを参考に将来の活動可能性が否定で
記の「航空機落下」に	て、火山防護施設が安全	機能を損なわれない設計方針とする必要がある。また、	きない火山について、原子炉施設に影響を及ぼし得る
ついては、「実用発電	機能を損なわない設計	降下火砕物による外部電源の喪失を想定し、原子炉及	火山事象を抽出した結果、該当する火山事象は降下火
用原子炉施設への航	としていることを確認	び使用済燃料プールの安全性を損なわないように対応	砕物のみである。
空機落下確率の評価	する。	する必要がある。	火山防護施設は、降下火砕物による影響に対して、原
基準について」(平成			子炉建家及び使用済燃料貯蔵建家を外殻として防護す
14・07・29 原院第 4 号		(1)構築物の健全性の維持(荷重)に対する設計方針	ることにより安全機能を損なわない設計とする。この
(平成14年7月3		申請者は、火山防護施設を降下火砕物から防護	ため、原子炉建家及び使用済燃料貯蔵建家は、想定する
0 日原子力安全・保安		する原子炉建家及び使用済燃料貯蔵建家について	降下火砕物の層厚 50cm (湿潤密度 1.5g/cm³) の荷重に
院制定)) 等に基づき、		は、想定する降下火砕物の層厚 50cm (湿潤密度	加え、常時作用する荷重及び自然現象(積雪、風)の荷
防護設計の要否につ		1.5g/cm³) の荷重に加え、常時作用する荷重及び自	重を適切に組み合わせた荷重に耐える設計とする。
いて確認する。		然現象(積雪、風)の荷重を適切に組み合わせた荷	なお、降下火砕物の降灰と設計基準事故が同時に発
		重に耐える設計とするとしている。	生する頻度は低いことから、降下火砕物による荷重と
		規制委員会は、申請者は、原子炉建家及び使用済	設計基準事故時荷重との組合せは考慮しない。
		燃料貯蔵建家が降下火砕物の荷重に耐える設計と	降下火砕物により施設に影響が及ぶおそれがある場
		するとしていることから、降下火砕物に対して火	合には、原子炉の停止、換気系の停止、建家屋根に堆積
		山防護施設の安全機能が損なわれないことを確認	した降下火砕物の除去作業等の必要な措置を行う。ま

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		した。	た、降下火砕物により商用電源が喪失し、さらに、非常
			用発電機による給電も期待できない場合は、直流電源
			設備の蓄電池による電源供給により、原子炉停止後の
			状態及び使用済燃料冷却の状態を監視する。さらに、蓄
			電池の枯渇後(60 分以降)は、商用電源が復旧するまで
			の間、可搬型計器、可搬型発電機等を用いて、原子炉圧
			カ容器上鏡温度、補助冷却器出口へリウム圧力、貯蔵プ
			ール水位等の必要な監視を継続して行う措置を講じ
			る。可搬型計器、ケーブル等は外殻として防護する原子
			炉建家内の2箇所に各1式を分散して保管する。また、
			可搬型発電機は原子炉建家外の 2 箇所に各 1 式を分散
			して保管し、降下火砕物により施設に影響が及ぶ前に
			原子炉建家内に搬入することにより、監視に必要な資
			機材を降下火砕物の影響から防護する。
	・屋内にあって外気を取	(2) その他の降下火砕物が及ぼす影響に対する設計	1.9 火山事象防護
	込む施設又は屋外に開	申請者は、降下火砕物により本試験研究用等原	1.9.1 火山事象防護に関する基本方針
	口部を有する施設は、以	子炉施設に影響が及ぶおそれがある場合には、原	(略)
	下の降下火砕物による	子炉の停止、換気系の停止、建家屋根に堆積した降	火山事象に対しては、火山の噴火及び降灰予報に係
	影響因子に対して、安全	下火砕物の除去作業等の必要な措置を行うとして	る情報を気象庁の発表等により入手し、火山の噴火情
	機能が損なわれない設	いる。	報を確認し降灰予報による降灰の到達範囲に敷地が含
	計とすることを確認す	原子炉の停止については、火山の噴火及び降灰	まれる場合には、原子炉施設に影響が及ぶ前に原子炉
	る。	予報に係る情報を気象庁の発表等により入手し、	の停止操作を講じるとともに、停止後の状態及び使用
	・降下火砕物の影響によ	火山の噴火情報を確認し降灰予報による降灰の到	済燃料の冷却の状態を監視する。これらの状態の監視
	り、機能を期待できない	達範囲に敷地が含まれる場合には、本試験研究用	に必要な電源は、火山防護施設である直流電源設備の
	設備に対する防護対策	等原子炉施設に影響が及ぶ前に原子炉の停止操作	蓄電池から供給する設計とし、さらに蓄電池の枯渇後

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	又は代替措置がなされ	を講じるとしている。	(60 分以降)は、可搬型計器、可搬型発電機等を用いて、
	ていることを確認する。	降下火砕物により商用電源が喪失した場合は、	商用電源が復旧するまでの間、必要な監視を継続して
	・長期にわたる影響因子	原子炉停止後の冷却状態の監視に必要な電源は、	行う。
	に対しては、安全機能が	火山防護施設である直流電源設備の蓄電池から供	(略)
	損なわれないようにす	給する設計とするとしている。また、使用済燃料の	
	るため、必要に応じて除	冷却状態の監視は、可搬型計器により行う設計と	適合のための設計方針
	灰作業、点検等を行うこ	している。さらに、蓄電池の枯渇後(60 分以降)	1について
	とを確認する。	は、可搬型計器、可搬型発電機等を用いて、商用電	安全施設は、以下のとおり構造物及び機器の条件を
	・静的荷重(具体的には、	源が復旧するまでの間、原子炉圧力容器上鏡温度、	設定し、地震及び津波以外の想定される自然現象によ
	判断基準として用いた	補助冷却器出口ヘリウム圧力、使用済燃料貯蔵設	って原子炉施設の安全性が損なわれないようにする。
	許容応力値は、建屋は	備貯蔵プール水位等の必要な監視を継続して行う	
	「鉄筋コンクリート構	措置を講じるとしている。	(6)火山の影響
	造計算基準・同解説」を、	また、蓄電池枯渇後の長期的な監視のための対	火山防護施設は、降下火砕物による影響に対して、原
	設備(系統、機器)はそ	策として配備する可搬型計器、可搬型発電機等の	子炉建家及び使用済燃料貯蔵建家を外殻として防護す
	れぞれに対して適用す	うち、可搬型計器及びケーブル等は外殻としてこ	ることにより安全機能を損なわない設計とする。この
	べき「日本産業規格」、	れらを保護する原子炉建家内の2か所に各1式を	ため、原子炉建家及び使用済燃料貯蔵建家は、想定する
	JEAG等の民間規格	分散して保管すること、可搬型発電機は原子炉建	降下火砕物の層厚 50cm (湿潤密度 1.5g/cm³) の荷重に
	に準拠した許容応力値	家外の2か所に各1式を分散して保管し、降下火	加え、常時作用する荷重及び自然現象(積雪、風)の荷
	が用いることを確認。)	砕物により施設に影響が及ぶ前に原子炉建家内に	重を適切に組み合わせた荷重に耐える設計とする。ま
		搬入することとして、監視に必要な資機材を降下	た、降下火砕物の降灰と設計基準事故が同時に発生す
		火砕物の影響から防護するとしている。	る頻度は低いことから、設計基準事故時荷重と降下火
		規制委員会は、申請者が、降灰予報による降灰の	砕物との組合せは考慮しない。
		到達範囲に敷地が含まれる場合には、本試験研究	降下火砕物により施設に影響が及ぶおそれがある場
		用等原子炉施設に影響が及ぶ前に原子炉の停止操	合には、原子炉の停止、換気系の停止、建家屋根に堆積
		作を講じるとしていること、原子炉停止後の状態	した降下火砕物の除去作業等の必要な措置を行う。
		及び使用済燃料の冷却状態の監視については、蓄	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
		電池枯渇後も長期的な監視を継続して行うことが	【まとめ資料】
		できる措置を講じていること及びそのために必要	2017年8月3日審査会合におけるコメント回答
		な資機材は降下火砕物からの影響から防護する設	
		計であることを確認した。	これまで実施してきた降下火砕物の荷重に対する建
			家耐力の評価の流れを下記に示す。まずは、(1)の評
		以上のとおり、規制委員会は、申請者が、降下火砕物	価方法により、常時作用する荷重に短期/長期の許容
		の影響により安全機能が損なわれないとしていること	応力度の比 1.5 を用いて積載可能な火山灰荷重を算出
		を確認した。	した。なお、本方法は材料強度から許容する火山灰荷重
			を算出するものではなく、簡易的且つ保守的に積載可
			能な荷重を算出したものである。
			(1)の評価方法で積載可能な火山灰荷重が想定す
			る火山灰荷重を下回る箇所については、(2)の評価方
			法により、材料強度から算出する許容応力度を用いて
			許容する火山灰荷重を算出し、想定する火山灰の荷重
			に耐える見通しを得ている。評価方法(1)及び(2)
			の評価方法及び評価イメージを添付に示す。(添付省
			略)
			なお、後段規制においては、下記と同様な流れで評価
			を行う。評価方法(2)については、既計算書の応力・
			検定比等を確認し、評価上厳しい箇所について詳細な
			評価を行い、これらの結果を整理して示すこととする。

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			<u>評価方法(1)</u> 許容応力度の比から算出する <u>積載可能な火山灰荷</u> 重 (簡易的且つ保守的な評価)
			* 積載可能な火山灰荷重(厚さ)が、想定する火 山灰荷重(50cm、密度 1.5g/cm²)を下回る箇所
			評価方法(2) 材料強度から算出する <u>許容する火山灰荷</u> 薫
			1. 火山及び竜巻に対する防護の基本的考え方につい
			(略) 火山及び竜巻に対しては、原子炉施設に影響が及ぶ
			前に原子炉の停止操作を講じるとともに、停止後の状態及び使用済燃料冷却の状態を監視する。監視するた
			めに必要な電源は、火山防護施設である直流電源設備 の蓄電池から供給する設計とし、さらに蓄電池の枯渇
			後(60分以降)可搬型計器、可搬型発電機等を用いて、必要な監視を商用電源が復旧するまでの間継続して行
			う措置を講じる。 防護対象施設以外の安全施設は、火山や竜巻による
			損傷を受けたとしても原子炉は安全に停止・維持でき、 また放射性物質の閉じ込め及び使用済燃料の貯蔵は確
			保できることから、火山や竜巻による影響を評価する 対象とせず、損傷した場合には代替措置や修復する等

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
			の対応により必要な機能を確保する。
			2. 火山事象(降下火砕物)に対する対応
			(1) 大洗研究所の対応
			①火山の噴火・降灰の確認及び監視
			大洗研究所では、公共放送、気象庁ホームページに
			より、火山の噴火及び降灰予報に係る情報・監視を
			行い、火山情報を入手することとしている。
			②火山降灰警戒の発令
			火山の噴火情報を確認した場合には、降灰予報の
			状況等から、降灰の到達範囲内(「少量」、「やや多
			量」、「多量」のいずれの場合においても)に大洗研
			究所の敷地が含まれ、降灰による警戒が必要と判
			断した場合は、大洗研究所長は「火山降灰警戒」を
			発令し、大洗研究所 内に周知することとしてい
			る。また、大洗研究所の現地対策本部を設置し、降
			灰予報に係る情報収集及び各施設対応状況の確認
			を行うこととしている。
			(2)HTTR 原子炉施設の対応
			①火山降灰警戒発令時の対応
			火山降灰警戒が発令された場合、原子炉運転中の
			時は、手動スクラムにより原子炉を停止する。ま
			た、HTTR において、降下火砕物の除去作業等に必
			要な要員を収集し、降下火砕物に対応する体制を
			構築するとともに、巡視点検等により降灰の状況
			を監視する。さらに、建家に堆積した降下火砕物を

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
			除去するために必要なスコップ、保護メガネ、防塵
			マスクを準備するとともに、商用電源の喪失に備
			え、停止後の原子炉の監視を行うために可搬型発
			電機、可搬型計器等を準備する。可搬型発電機の保
			管場所を図2に示す。
			なお、給源火山(赤城山)から敷地までの距離は
			126km であり、風速約 40m/s (堆積厚さが最大とな
			るシミュレーション解析の最大風速) の条件で、約
			50分で火山灰が敷地まで移動すると想定される。
			②敷地に降下火砕物の降灰が確認された場合の対応
			大洗研究所の敷地に降下火砕物の降灰が確認され
			た場合は、原子炉建家内への降下火砕物の侵入を
			防止するため、換気空調設備を停止する。降下火砕
			物の降灰が継続し原子炉施設に重大な損傷を及ぼ
			すおそれがあると判断した場合は、建家等の降下
			火砕物の除去を行う。
			③降下火砕物の降灰により商用電源等が喪失した場
			合の対応
			降下火砕物の降灰により商用電源が喪失し、さら
			に非常用発電機による電力供給を行なわい場合で
			も、原子炉を停止した後は、HTTR 固有の安全特性
			により、炉心は自然に冷却されるとともに、原子炉
			冷却材圧カバウンダリの健全性は維持され、原子
			炉は安全に停止・維持が可能である。このため、降
			灰による商用電源喪失時等においては、補助冷却
			設備等への動力源としての電源供給は不要であ

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
			り、蓄電池からの供給により停止後に必要な監視
			を継続して行う。また、第 42 条(全交流動力電源
			喪失) に係る対応措置を行うことで、蓄電池の枯渇
			後 (60 分以降) についても、原子炉停止後に必要
			な監視を可搬型計器、可搬型発電機等により継続
			する。
			蓄電池の枯渇後に必要な監視項目は、以下に示す
			第 42 条に係る監視項目と同様であり、可搬型計
			器、可搬型発電機等による監視体系は蓄電池枯渇
			前までに構築する。
			1) 炉心冷却機能及び原子炉冷却材圧カバウン
			ダリの閉じ込め機能の監視
			原子炉圧力容器上鏡温度及び補助冷却器出
			ロヘリウム圧力
			2) 使用済燃料貯蔵プールの貯蔵機能の監視
			使用済燃料貯蔵プール水位
			1.9.3 参考文献
			(1)「原子力発電所の火山影響評価ガイド」(平成 25 年
			6月 原子力規制委員会)

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
第6条 安全施設は、想	外部火災に対する防護設	Ⅲ-4.2.3 外部火災に対する設計方針	
定される自然現象(地	計の審査に当たっては、許	第6条第1項から第3項の規定は、本試験研究用等	
震及び津波を除く。次	可基準規則及びその解釈	原子炉施設の敷地及び敷地周辺で想定される自然現象	
項において同じ。)が	の趣旨を踏まえ、原子力発	及び人為事象による火災等(以下「外部火災」という。)	
発生した場合におい	電所の安全審査ガイドで	が発生した場合においても、その影響によって、安全施	
ても安全機能を損な	ある「原子力発電所の外部	設の安全機能が損なわれない設計とすることを要求し	
わないものでなけれ	火災影響評価ガイド」(以	ている。	
ばならない。	下「外部火災評価ガイド」	このため、規制委員会は、以下の項目について審査を	
	という。)を活用する。	行った。	
2 重要安全施設は、当			
該重要安全施設に大		1. 設計上対処すべき施設を抽出するための方針	
きな影響を及ぼすお		2. 考慮すべき外部火災	
それがあると想定さ		3. 外部火災に対する設計方針	
れる自然現象により		(1)森林火災	
当該重要安全施設に		(2) 近隣工場等 の火災・爆発	
作用する衝撃及び設		(3)試験研究用等原子炉施設敷地内における航	
計基準事故時に生ず		空機落下等 による火災	
る応力を適切に考慮		(4)二次的影響	
したものでなければ			
ならない。		各項目についての審査内容は以下のとおり。	
【解釈】	・外部火災に対して、安全	1. 設計上対処すべき施設を抽出するための方針	1.10 外部火災防護
1 第6条は、設計基準	施設の安全機能が損な	外部火災に対して、安全施設の安全機能が損なわれ	1.10.1 外部火災防護に関する基本方針
において想定される	われないように、外部火	ないような設計方針を策定するに当たり、外部火災の	原子炉施設は、想定される外部火災の発生を想定し
自然現象(地震及び津	災防護施設を選定して	影響を受ける施設を抽出する必要がある。	ても、安全施設の安全機能を損なわない設計とする。外
波を除く。)に対して、	いることを確認する。	申請者は、本試験研究用等原子炉施設は、想定される	部火災から防護する安全施設は、「1.2 安全機能の重要

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
安全施設が安全機能		外部火災の発生に対して安全施設の安全機能を損なわ	度分類」に示すクラス1、クラス2及びクラス3に属す
を損なわないために	・抽出した外部火災防護	ない設計とすることとし、外部火災から防護する安全	る構築物、系統及び機器とする。このうち、第1.3.1表
必要な安全施設以外	対象施設のうち、外部火	施設(以下「外部火災防護対象施設」という。)は、第	に示す重要安全施設を内包する原子炉建家及び使用済
の施設又は設備等へ	災による影響評価が必	12条第1項の規定に基づく安全機能の重要度分類に	燃料貯蔵設備を内包する使用済燃料貯蔵建家並びに冷
の措置を含む。	要となる施設を選定し	おけるクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築	却塔及び排気筒については、外部火災に対して外殻の
2 第1項に規定する	ていることを確認する。	物、系統及び機器とするとしている。外部火災防護対象	コンクリート表面温度を評価し、防火帯を設けること
「想定される自然現	(例)	施設は、それらを内包する建家の外殻のコンクリート	等によりコンクリート表面温度を許容温度以下とする
象」とは、敷地の自然	- 建屋等に内包され防	により防護するとして、原子炉建家、使用済燃料貯蔵建	ことで安全施設の安全機能を損なわない設計とする。
環境を基に、洪水、風	護される施設	家、冷却塔及び排気筒を選定し、外部火災に対して各建	固定モニタリング設備については、代替措置を講じ
(台風)、竜巻、凍結、	- 外殻となる施設等(外	家の外殻のコンクリートの表面温度を評価し、防火帯	ることで安全機能を損なわない設計とする。
降水、積雪、落雷、地	部火災防護対象施設	を設けること等によりコンクリート表面温度を許容温	コンクリート表面温度の評価に当たっては、「原子力
滑り、火山の影響、生	を内包する建屋・構築	度以下とすることで外部火災防護対象施設の安全機能	発電所の外部火災影響評価ガイド」(以下「外部火災評
物学的事象、森林火災	物等)による防護が期	を損なわない設計とするとしている。また、固定モニタ	価ガイド」という。)を参考にする。外部火災としては、
等から適用されるも	待できない施設	リング設備については外部火災に対する防護対象とせ	森林火災、近隣の産業施設の火災・爆発及び航空機墜落
のをいう。		ず、外部火災により機能喪失した場合には、可搬型サー	による火災を想定する。火災発生時には、発見者が大洗
3 第1項に規定する	• 外部火災防護対象施設	ベイメータによる代替措置を講じることで放射線量の	研究所通報連絡系統に従って、公設消防、連絡責任者等
「想定される自然現	として抽出しない施設	監視機能を損なわない設計とするとしている。	に連絡するとともに、日中は従業員により編成する自
象(地震及び津波を除	がある場合、損傷を考慮		衛消防隊、休日・夜間は常駐消防班により消火活動を行
く。)が発生した場合	し代替手段の確保や修	規制委員会は、申請者による外部火災防護対象施設	う。
においても安全機能	復等により安全機能を	の抽出方針が以下のとおりであることを確認した。	
を損なわないもの」と	損なわない方針である	(1)安全機能の重要度分類に示すクラス1、クラス2	
は、設計上の考慮を要	ことを確認する。	及びクラス3に属する構築物、系統及び機器を選	
する自然現象又はそ	(例)	定するとしていること。	
の組合せに遭遇した	- 代替手段は火山影響	(2)外部火災防護対象施設は、それらを内包する建家	
場合において、自然事	から防護されるか。	の外殻のコンクリートにより防護するとして、原	
象そのものがもたら	(分散配置、堅固な建	子炉建家、使用済燃料貯蔵建家、冷却塔及び排気筒	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
す環境条件及びその	家に保管等)	を選定し、コンクリート表面温度を許容温度以下	
結果として試験研究	- 代替手段を確立する	とすることで外部火災防護対象施設の安全機能を	
用等原子炉施設で生	までの時間は確保で	損なわない設計としていること。	
じ得る環境条件にお	きているか。(事象検	(3) 固定モニタリング設備は防護対象とせず、可搬型	
いて、その設備が有す	知から運搬、配備まで	サーベイメータによる代替措置を講じるとしてい	
る安全機能が達成さ	の成立性、手順等)	ること。	
れることをいう。			
4 第2項に規定する	・想定する外部火災、その	2. 考慮すべき外部火災	1.10 外部火災防護
「重要安全施設」につ	二次的影響を考慮した	外部火災ガイドは、外部火災に対して、安全施設の安	1.10.1 外部火災防護に関する基本方針
いては、「水冷却型試	設計としていることを	全機能が損なわれないような設計方針を策定するに当	(略)
験研究用原子炉施設	確認する。	たり、種々の火災とその二次的影響について考慮すべ	コンクリート表面温度の評価に当たっては、「原子力発
に関する安全設計審	居住性:原子炉制御室	きものを示している。	電所の外部火災影響評価ガイド」(以下「外部火災評価
査指針」(平成3年7		申請者は、外部火災ガイドを参考に、外部火災とし	ガイド」という。)を参考にする。外部火災としては、
月18日原子力安全		て、森林火災、近隣工場等の火災・爆発及び航空機落下	森林火災、近隣の産業施設の火災・爆発及び航空機墜落
委員会決定)の「添付		による火災 (大洗研究所(北地区)敷地内に存在する危	による火災を想定する。
水冷却型試験研究用		険物タンク火災等を含む。)を選定し、二次的影響とし	(略)
原子炉施設の安全機		てばい煙等による影響を選定している。	
能の重要度分類に関		規制委員会は、申請者による外部火災の設定が、外部	1.10.2 外部火災に対する設計方針
する基本的な考え方」		火災ガイドを踏まえたものであることを確認した。	(4) 二次的影響
の「4.(1)自然現象に			森林火災、近隣の産業施設の火災・爆発及び航空機墜
対する設計上の考慮」			落による火災において発生するばい煙等に対して、中
に示されるものとす			央制御室系換気空調装置の外気遮断循環運転を行うこ
る。水冷却型研究炉以			とにより、中央制御室での活動性に影響を及ぼさない
外の炉型についても、			設計とする。
これを参考とするこ			
٤.			

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
5 第2項に規定する	・対象設備を森林火災か	3. 外部火災に対する設計方針	
「大きな影響を及ぼ	ら防護するための設計	(1)森林火災	
すおそれがあると想	方針を確認する。	外部火災ガイドは、森林火災に対する防護を行	
定される自然現象」と		うために、安全施設の安全機能が損なわれないよ	
は、対象となる自然現		うに、敷地周辺で発生し得る森林火災の設定方法、	
象に対応して、最新の		森林火災による施設への影響を評価する方法を示	
科学的技術的知見を		している。	
踏まえて適切に予想		申請者は、外部火災ガイドを参考に、以下のとお	
されるものをいう。な		り、本試験研究用等原子炉施設において発生し得	
お、過去の記録、現地		る森林火災を想定し、その延焼を防ぐための手段	
調査の結果、最新知見		として防火帯を設けるとした上で、防火帯の幅、危	
等を参考にして、必要		険距離(火災の延焼防止に必要な距離)等を評価	
のある場合には、異種		し、設計方針を策定している。	
の自然現象を重畳さ			
せるものとする。	・植生調査は、現地調査し	① 発生を想定する森林火災による影響評価	1.10.2 外部火災に対する設計方針
6 第2項に規定する	たもの又は森林簿等に	外部火災ガイドは、森林火災による影響を評価	(1)森林火災
「適切に考慮したも	よる机上検討によるも	するに当たり、発生を想定する森林火災の設定方	森林火災に対して、安全施設が安全機能を損なわな
の」とは、大きな影響	のが明示されているこ	法、延焼速度、火線強度及び火炎輻射強度の算出方	い設計とする。森林火災の評価に当たっては以下の項
を及ぼすおそれがあ	とを確認する。	法を示すとともに、火線強度を基に防火帯幅を、火	目を考慮して行う。
ると想定される自然		炎輻射強度を基に危険距離を算出する方法を示し	なお、敷地内で火災が発生した場合は、公設消防隊に
現象により当該重要	・過去10年間の実績を	ている。	よる消火活動の他、自衛消防隊が出動し、
安全施設に作用する	調査し、最大風速により	申請者は、発生を想定する森林火災の設定とし	散水等の延焼防止措置を行う。
衝撃及び設計基準事	評価していることを確	て、本試験研究用等原子炉施設周辺の植生、気象条	a. 森林火災の想定
故が発生した場合に	認する。	件及び発火点の条件を設定するとしている。	森林火災として、敷地外 10km(原子炉施設からの
生じる応力を単純に		森林の植生については、森林の植生を把握する	距離) 以内に発火点を設定し、原子炉施設に迫る火
加算することを必ず	・発火点は施設への熱影	ため、植生図を参考とし、ウォークダウンにより、	災を考慮した評価を実施する。

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
しも要求するもので	響が厳しくなるように	樹種や生育状況について調査するとしている。	評価に当たっては、外部火災評価ガイドにおい
はなく、それぞれの因	設定しているかを確認	気象条件については、風向及び風速は、過去 10	て推奨されている森林火災シミュレーション解析
果関係及び時間的変	する。	年間 (2004年~2013年)の水戸気象台の気象観測	コード(FARSITE)で使用されている計算式を使用
化を考慮して適切に		データを調査して設定するとしている。	する。
組み合わせた場合を		発火点については、敷地外 10km 以内とし、卓越	(a) 森林の植生を把握するため、植生図を参考とし、
いう。		風向と敷地内外の植生の分布を考慮して、発火点を	ウォークダウンにより、樹種や生育状況につい
7 第3項は、設計基準		設定するとしている。	て調査する。
において想定される			(b) 風向及び風速は、過去 10 年間(2004 年~2013 年)
試験研究用等原子炉		規制委員会は、申請者による森林火災の設定及	の水戸気象台の気象観測データを調査して設定
施設の安全性を損な		び森林火災の影響評価が外部火災ガイドを踏まえ	する。
わせる原因となるお		たものであり、必要な評価条件が設定されているこ	(c)発火点は、卓越風向と敷地内外の植生の分布を
それがある事象であ		とを確認した。	考慮して設定する。
って人為によるもの			
(故意によるものを			【まとめ資料】
除く。) に対して、安全			【気象・地形・植生の確認結果】
施設が安全機能を損			・風速は、過去 10 年(2004~2013 年)の水戸気象台の
なわないために必要			観測データを調査し、最大風速(10 分間平均値、側
な安全施設以外の施			定高さ約 15m)である 17.4m/s(北北東)(2013 年)
設、設備等への措置を			を採用した(補足資料-2)。
含む。			
8 第3項に規定する			森林火災の影響評価における発火点の設定の保守性
「試験研究用等原子			HTTR 原子炉建家周辺の敷地外からの延焼を想定し、
炉施設の安全性を損			原子力発電所の外部火災影響評価ガイドを参考に過去
なわせる原因となる			10 年間の水戸気象台の気象観測データで確認された卓
おそれがある事象で			越風向、森林が敷地境界まで拡がっていること等を考
あって人為によるも			慮し発火点を設定した。それぞれの発火点から原子炉

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
の(故意によるものを			建家への延焼を想定し、原子炉建家の熱的影響が最高
除く。)」とは、敷地及			となる位置での原子炉建家外壁コンクリート温度と火
び敷地周辺の状況を			炎到達時間を評価した。
もとに選択されるも			
のであり、飛来物(航	・施設に設置される防火	② 森林火災に対する設計方針	b. 外殻のコンクリートの熱影響評価
空機落下等)、ダムの	帯の外縁(火炎側)から	外部火災ガイドは、発生を想定する森林火災の	原子炉建家、使用済燃料貯蔵建家、冷却塔及び排気筒
崩壊、爆発、近隣工場	防護対象までの離隔距	設定等について、発火点から敷地境界までの到達時	の外殻のコンクリート表面温度は、許容温度 200℃(火
等の火災、有毒ガス、	離が、想定される森林火	間の算出及び防火帯幅の設定の考え方を示してい	災時における短期温度上昇を考慮した場合において、
船舶の衝突、電磁的障	災に対して、評価上必要	る 。	コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度) 以
害等をいう。なお、上	とされる危険距離以上	申請者は、想定される森林火災の熱影響に対し、	下とすることで、安全施設の安全機能を損なわない設
記の「航空機落下」に	であることを確認する。	原子炉建家、使用済燃料貯蔵建家、冷却塔及び排気	計とする。
ついては、「実用発電		筒の外殻のコンクリート表面温度は、許容温度	
用原子炉施設への航	外壁等に期待する場合、	200℃(火災時における短期温度上昇を考慮した場	c. 防火帯の設定
空機落下確率の評価	外壁における表面温度	合において、コンクリート圧縮強度が維持される保	原子炉建家、使用済燃料貯蔵建家、冷却塔及び排気筒
基準について」(平成	等の設計対処施設の許	守的な温度)以下とすることで、安全施設の安全機	の周囲に幅 9.5m の防火帯を確保することにより、延
14・07・29 原院第4号	容温度が科学的・技術的	能を損なわない設計とするとしている。	焼による安全施設の安全機能を損なわない設計とす
(平成14年7月3	に示されていることを	このため、原子炉建家、使用済燃料貯蔵建家、冷	る。外部火災評価ガイドを参考に、必要な防火帯幅及び
〇日原子力安全・保安	確認する。	却塔及び排気筒の周囲に幅 9.5m の防火帯を確保す	延焼防止に必要な距離である危険距離(外殻のコンク
院制定)) 等に基づき、	例:コンクリートの温度が	ることにより、延焼による安全施設の安全機能を損	リート表面温度が許容温度(200℃)を超える距離)を算
防護設計の要否につ	200℃を超えないこと。	なわない設計とすること、これらの建家及び構築物	出し、防火帯の外縁(火炎側)までの距離を、原子炉建
いて確認する。	「建築火災のメカニズ	から延焼防止に必要な距離である危険距離を算出	家、使用済燃料貯蔵建家、冷却塔及び排気筒の危険距離
	ムと火災安全設計」(財)	し、防火帯の外縁火炎側までの距離が、各建家及び	を上回るように設定する。
	日本建築センター	構築物からの危険距離を上回るように設定するこ	防火帯では、原則として、駐車を禁止するとともに可
		ととしている。	燃物を置かないよう管理し、工事や物品の搬出入等に
	・延焼対策については、消	防火帯では、原則として、駐車を禁止するととも	伴い、やむをえず防火帯に停車する必要がある場合や
	防要員等で対応するこ	に可燃物を置かないよう管理すること、工事や物品	- 一時的に可燃物を置く必要がある場合についても、長

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	ととしていることを確	の搬出入等に伴い、やむを得ず防火帯に停車する必	時間の停車や仮置を禁止するとともに速やかに車両や
	認する。	要がある場合や一時的に可燃物を置く必要がある	物品を移動できるよう人員を配置する等の運用上の措
		場合には長時間の停車や仮置を禁止すること、速や	置を講じる。
		かに車両や物品を移動できるよう人員を配置する	
		こと等の運用上の措置を講じるとしている。	1.10 外部火災防護
		また、森林火災に対しては、公設消防隊による消	1.10.1 外部火災防護に関する基本方針
		火活動の他、自衛消防隊が出動し、散水等の延焼防	(略)
		止措置を行うとしている。	火災発生時には、発見者が大洗研究所通報連絡系統
			に従って、公設消防、連絡責任者等に連絡するととも
		規制委員会は、申請者による森林火災に対する	に、日中は従業員により編成する自衛消防隊、休日・夜
		設計が、以下のとおり外部火災ガイドを踏まえたも	間は常駐消防班により消火活動を行う。
		のであることを確認した。	(略)
		a. 必要な防火帯幅を確保することにより防護対	
		象からの危険距離を上回る離隔距離を確保する	【まとめ資料】
		としていること。	外部火災に対する自衛消火活動の成立性
		b. 防火帯における可燃物管理措置を講じるとし	1. 火災発生時の初動・体制
		ていること。	HTTR 原子炉施設周辺で森林火災が発生した場合、 施
		c. 公設消防隊による消火活動の他、自衛消防隊が	設では現場対応班が招集され、その内消防班が初期消
		出動し、散水等の延焼防止措置を行うとしてい	火活動を行う体制にある。一方、火災発生の連絡を受け
		ること。	た所長は直ちに自衛消防隊を招集し発災現場に出動さ
			せる。指示を受けた自衛消防隊は、約 20 分で HTTR 原
		規制委員会は、申請者による森林火災に対する設	子炉施設周辺に到着し、消火活動を開始することがで
		計方針が、森林火災による影響に対して必要な防火	きる。消火活動を開始するまでの時間については、自衛
		帯幅等 を確保すること等により、安全機能が損なわ	消防隊の訓練で確認している。火活動を開始するまで
		れないようにするものであることを確認した。	の時間については、自衛消防隊の訓練で確認している。
			自衛消防隊は、大洗研究所各部に在籍する職員で構成

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			され、合計 23 名が出動の指示を受け、消防車庫前に参
			集し、化学消防車で発災現場に出動する。また、休日・
			夜間においては、HTTR 原子炉施設に常駐する特定施設
			運転員と大洗研究所の常駐消防班が消火活動を行う体
			制にある。常駐消防班は消防車庫から HTTR 原子炉施設
			周辺へ出動し、連絡を受けてから約 20 分で消火活動を
			開始することができる。常駐消防班は、常駐消防班長と
			警備員で構成され、常駐消防班長は休日・夜間以外にも
			消火活動に参画する。
			以上のことから、想定される森林火災で外殻のコン
			クリート表面温度が最高となる最短の火炎到達時間 56
			分に対して、自衛消防隊は24時間体制で消火活動を行
			う体制にある。
	・対象設備を近隣工場の	(2) 近隣工場等の火災・爆発	(2) 近隣の産業施設の火災・爆発
	火災、爆発等から防護す	外部火災ガイドは、近隣の工場等の火災・爆発に	近隣の産業施設の火災・爆発に対して、安全施設が安
	るための設計を確認す	対して、安全施設の安全機能が損なわれないよう	全機能を損なわない設計とする。外部火災評価ガイド
	る。	防護設計を行うために、試験研究用等原子炉施設	を参考に、これらの火災・爆発に対しては、敷地外
		の敷地外の石油コンビナート等に火災・爆発が発	10km(原子炉施設からの距離)以内の石油コンビナート
	・施設敷地外の半径 10km	生した場合における施設への影響を評価する方法	等の火災・爆発及び敷地内の危険物貯蔵設備等の火災
	内外について、石油コン	を示している。	を考慮した評価を実施する。
	ビナート等の立地状況	申請者は、本試験研究用等原子炉施設から半径	a. 石油コンビナート等の施設の影響
	(燃料輸送車両、漂流船	10km 以内に石油コンビナート等に相当する施設は	敷地外 10km(原子炉施設からの距離)以内の範囲
	舶等の発火による影響	存在しないとしている。	において、石油コンビナート施設、LNG基地は存
	も含む。)を調査し、敷	なお、本試験研究用等原子炉施設から距離 10km	在しない。
	地周辺おける石油コン	以内の石油コンビナート施設以外の産業施設とし	敷地外 10km(原子炉施設からの距離)以内の範囲

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
	ビナート等の火災・爆発	ては、大洗研究所(北地区)敷地内に危険物貯蔵施	において、石油コンビナート施設以外の産業施設
	を想定していることを	設屋外タンク等が存在するが、これらの施設と本	としては、危険物貯蔵施設屋外タンク等が存在す
	確認する。	試験研究用等原子炉施設までの距離は十分あり、	るが、これらの施設と原子炉施設までの距離は十
		火災・爆発の影響を受けることはないとしている。	分あり、火災・爆発の影響を受けることはない。
	・敷地内における危険物	また、大洗研究所(北地区)敷地内に存在する危	b. 敷地内の危険物貯蔵設備等の影響
	(油タンク、船舶等)の	険物貯蔵施設屋外タンクの火災として、本試験研	敷地内に存在する危険物貯蔵施設屋外タンクの
	火災を想定しているこ	究用等原子炉施設までの距離が最短かつ燃料量が	火災として、原子炉施設までの距離が最短かつ燃
	とを確認する。	最大であるHTTR機械棟屋外タンクの火災及び	料量が最大であるHTTR機械棟屋外タンクの火
		敷地内に存在するナトリウム取扱施設(一般取扱	災が発生した場合の影響評価を実施した結果、原
	・敷地外危険物の爆発に	施設)のナトリウム火災が発生した場合の影響評	子炉建家、使用済燃料貯蔵建家、冷却塔及び排気筒
	よる飛来物が発電所敷	価を実施した結果、原子炉建家、使用済燃料貯蔵建	の外殻のコンクリート表面温度が許容温度 200℃
	地内に到達する可能性	家、冷却塔及び排気筒の外殼のコンクリート表面	を下回ることを確認することで、安全施設の安全
	がある場合には、それに	温度が許容温度 200℃を下回ることを確認するこ	機能を損なわない設計とする。
	対する防護の設計方針	とで、安全施設の安全機能を損なわない設計とす	敷地内に存在するナトリウム取扱施設(一般取
	を確認する。	るとしている。	扱施設)のナトリウム火災に対して、原子炉建家、
			使用済燃料貯蔵建家、冷却塔及び排気筒の外殻の
	・敷地内に設置する危険	規制委員会は、申請者による近隣の工場等の火	コンクリート表面温度が許容温度 200℃を下回る
	物タンク等の火災に対	災・爆発の発生の想定が、以下のとおり外部火災ガ	ことを確認することで、安全施設の安全機能を損
	して、許容限界値以下と	イドを踏まえたものであることを確認した。	なわない設計とする。
	設計することを確認す	① 近隣に石油コンビナート等に相当する施設	なお、敷地内に存在する高圧ガス貯蔵設備の危
	る。	はないとしていること。	険限界距離は原子炉施設までの距離を十分に下回
		② 大洗研究所(北地区)敷地内の危険物貯蔵施	っており安全施設の安全機能を損なうおそれはな
	・敷地内に上記で考慮し	設屋外タンク等から火災・爆発の影響を受け	い。
	た危険物等の他に、発火	ることはないとしていること。	
	源となり得る化学物質	③ 大洗研究所(北地区)敷地内に存在する危険	
	がある場合には、その影	物貯蔵施設屋外タンクの火災及びナトリウム	

HTTR 審査書

響も確認する。	取扱施設の火災を想定しても外殻のコンクリ	
(例)	ート表面温度が許容温度を下回る設計として	
- ナトリウム取扱施設	いること。	
・対象設備を航空機火災	(3)試験研究用等原子炉施設敷地内における航空機	
から防護するための設	落下等による火災	
計を確認する。	航空機落下等による火災に対して防護設計を行	
	う ために、安全施設の安全機能が損なわれないよ	
	うに、外部火災ガイドは、施設敷地内における航空	
	機落下の想定の方法、この火災による施設への影	
	響を評価する方法を示している。	
・落下航空機の選定につ	申請者は、航空機落下による火災に対して、外部	(3) 航空機墜落による火災
いて、立地地点の特徴も	火災ガイドを参考に、大洗研究所(北地区)敷地内	航空機墜落による火災に対して、外部火災評価ガイ
勘案して、燃料積載量が	における航空機落下による火災について機種によ	ドを参考に、航空機落下による火災について落下カテ
最大の機種とし、燃料満	る飛行形態の違いを基に、航空機を種類別に分類	ゴリごとに選定した航空機を対象に影響評価を実施す
載した状態を想定して	して影響評価を実施するとしている。	る。航空機落下確率が 10 ⁻⁷ 回/炉·年以上になる標的面
いることを確認する。	その際、大洗研究所(北地区)敷地内への航空機	積から離隔距離を算出し、離隔距離の地点での火災を
	の落下により発生する火災が、原子炉建家、使用済	想定する。航空機は、燃料を満載した状態を想定し、航
•「実用発電用原子炉施設	燃料貯蔵建家、冷却塔及び排気筒に及ぼす熱影響	空機墜落による火災が発生した時間から燃料が燃え尽
への航空機落下確率に	を評価するために、航空機落下確率が 10-7 回/炉・	きるまでの間、一定の輻射強度で原子炉建家、使用済燃
対する評価基準につい	年以上になる標的面積を計算し、離隔距離を算出	料貯蔵建家、冷却塔及び排気筒の外殻のコンクリート
て」(原子力安全・保)	している。この離隔距離の地点での火災発生を想	表面が昇温するものとする。外殻のコンクリート表面
院制定)に基づき、航空	定し、航空機は燃料を満載した状態を想定し、火災	温度が、許容温度 200℃を下回ることを確認すること
機ごとに落下確率が 10-	が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、	で、安全施設の安全機能を損なわない設計とする。ま
7回/炉・年以上になる	一定の輻射強度でこれら建家及び構築物の外殻の	た、森林火災と航空機墜落による火災の重畳及び危険
	267 duly 1 Potent 1 = 7 1 2 1 1 1 1 2 2	

許可基準規則·解釈

審査の視点・確認事項

申請書・まとめ資料

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	範囲が設定されている	コンクリートが昇温するものとして外殻のコンク	物貯蔵施設屋外タンクの火災と航空機墜落による火災
	ことを確認する。	リート表面温度を評価するとしている。	の重畳に対して影響評価を実施し、原子炉建家、使用済
		評価の結果、原子炉建家、使用済燃料貯蔵建家、	燃料貯蔵建家、冷却塔及び排気筒の外殻のコンクリー
	・施設への影響が最も厳	冷却塔及び排気筒の外殻のコンクリート表面温度	ト表面温度が許容温度 200℃を下回ることを確認する
	しくなる地点に火災が	が許容温度 200℃を下回ることを確認し、安全施設	ことで、安全施設の安全機能を損なわない設計とする。
	発生することを想定さ	の安全機能を損なわない設計とするとしている。	
	れていることを確認す	さらに、森林火災と航空機落下による火災の重	【まとめ資料】
	る。	畳及び危険物貯蔵施設屋外タンクの火災と航空機	5.3.2 カテゴリ別の航空機墜落による火災の影響評価
		落下による火災の重畳に対しても、同様に原子炉	 計器飛行方式民間航空機 ①飛行場での離着陸時
	・航空機火災の想定に当	建家、使用済燃料貯蔵建家、冷却塔及び排気筒の外	HTTR原子炉施設は、茨城空港(百里基地)から約15kmの距離にあり、最大離着陸地点30NM(約 55.56km)までの距離内に存在するため、評価対象とする。
	たっては、落下範囲に含	殻のコンクリート表面温度が許容温度 200℃を下	②航空路を巡行中 HTTR原子炉確設の直上に保護空域が重なる航空路があるため、評価対象とする。
	まれる危険物タンク等	回ることを確認し、安全施設の安全機能を損なわ	2) 有視界飛行方式民間航空機の落下事故
	の重畳の影響も確認す	ない設計とするとしている。	落下事故を想定し、評価対象とする。 3) 自衡隊機又は米軍機の落下事故
	る。	規制委員会は、申請者による航空機落下による	HTTR原子炉施設から約15kmの距離に茨城空港(百里基地)があるが、HTTR原子炉施設上空には自衛 隊及び米軍機の訓練空域はない。ただし、太平洋沖合の上空には自衛隊及び米軍の訓練空域があ
		火災の設定が、以下のとおり外部火災ガイドを踏	り、基地 - 訓練空域間の往復の想定飛行範囲内にある。 ①訓練空域外を飛行中
	・防護対象は、航空機落下	まえたものであることを確認した。	落下事故を想定し、評価対象とする。 ②基地・訓練空域間往復時
	の可能性ある範囲で、熱	① 航空機落下確率が 10-7 回/炉・年以上になる	自衛隊機の落下事故を評価対象とする。
	影響が最も厳しい場所	範囲を設定していること。	5.4 離隔距離の算出
	に、航空機搭載の燃料が	② 航空機は燃料を満載した状態を想定し、搭	大法研究所数地内への航空機の墜落により発生する火災がHTTR原子炉施設に及ぼす熱影響を評価するために、 落下確率が10 ⁷ 回/炉・単になる棒的面積を計算し、龍腐距離を算出した(補足資料-11)。
	発火した場合の火災の	載した燃料の全燃料が燃焼した場合を想定た	5.5 評価結果 経済部盤の地点での火災発生を想定し、火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で原子护建家、使
	熱影響に対して、許容限	上で施設への影響が最も厳しくなる地点での	静で他に誘いさい、いっとの光上とでは、大人という生土いと明白かつかかれかなんとさるというの。一定の神色が対象したですか、上野 田湾総料的、蔵建家、冷却能多が排物、高の外勢が昇温されるものとして <u>外勢の</u> コングリート表面温度を求めた。
	界値以下と設計するこ	火災を想定していること。	評価の結果、原子炉建家、使用洛燃料貯蔵建家、冷却塔及び排気筒の外殻のコンクリート表面温度が評容温度
	とを確認する。	③ 森林火災又は危険物タンクと航空機落下に	(200°C)以下であることを確認した。 HTTR
		よる火災の重畳を考慮しても外壁温度を許容	
		値以下とすることで、安全施設の安全機能が	
		損なわれない設計としていること。	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			 外部火災として想定した、①森林火災、②近隣工場等の火災、③ HTTR 原子炉施設周辺の危険物タンクによる火災、④航空機墜落による火災、⑤航空機墜落に起因するHTTR原子炉施設周辺の危険物タンク火災による、原子炉建家、使用済燃料貯蔵建家、冷却塔及び排気筒に対する影響評価を行った。 いずれの事象に対しても、原子炉建家、使用済燃料貯蔵建家、冷却塔及び排気筒の外殻のコンクリート表面温度は、許容温度(200℃)以下であり、安全施設が安全機能を損なうおそれがないことを確認した。
			5. 1 目的 <u>大洗研究所</u> 數地内での航空機の墜落で発生する火災による原子炉建家 <u>使用溶燃料貯蔵建家冷却</u> <u>塔及び抹気筒</u> に対する影響評価を行うものである。
			 5.2 火災の想定 航空機墜落による火災の想定は以下のとおりとした。 ・ 航空機は、大洗センターにおける航空機墜落評価の対象航空機のうち燃料積載量が最大の機種とする。 ・ 航空機は燃料を満載した状態を想定する。 ・ 航空機の墜落は、大洗<mark>行空所</mark>敷地内であって落下確率が10[*](回/炉・年)以上になる範囲のうちHTTR原子炉施設への影響が最も厳しくなる地点で起こることを想定する。 ・ 航空機の墜落によって燃料に着火し、火災が起こることを想定する。 ・ 気象条件は無風状態とする。 ・ 火災は円筒火炎をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。
			外部火災重畳時の影響評価
			冷却塔、排気筒の森林火災、危険物貯蔵施設屋外タン
			クの火災、航空機墜落による火災、森林火災と航空機墜 落による火災の重畳及び危険物貯蔵施設屋外タンクの
			火災と航空機墜落による火災の重畳の影響評価の結果
			を表1に示す。
			評価の結果、冷却塔、排気筒 の外郭コンクリート温
			度は、コンクリー トの許容温度 200℃を超えないこと
			を確認した。
			機械棟については、コンクリート構造でない準耐火
			構造の構築物であることを踏まえ、機械棟内に設置し

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書		ı	申請書・る	まとめ資料	料	
			ている屋	内消火栓	用の消火	ポンプが	使用でき	ない場合
			には、消	火器等に	より対応	する。		
			固定モ	ニタリン	グ設備に	ついては	、可搬型	のモニタ
			等で対応	する。				
				表1 ;	冷却塔及び排気	気筒の外部火災	の影響評価結	果
				森林火災 [℃]	屋外タンク の火災 [℃]	航空機墜落 による火災 [℃]	森林・航空機 墜落による火 災の重畳 [℃]	屋外タンク・航空機墜落による火災の重畳 [℃]
			冷却塔	<u>161</u>	76	<u>58</u>	179	94
			排気筒	<u>128</u>	54	<u>56</u>	144	<u>70</u>
	 ・敷地内に火災によって	(4)二次的影響	(4) 二次	 的影響				
		、・・・ 一 へいか 外部火災による二次的影響に対して、安全施設の安			の産業施調	没の火災・	・爆発及び	が航空機墜
		全機能が損なわれないように、発生を想定する二次的						
	保持ししている場合に	 影響を適切に考慮した上で、その二次的影響に対する	央制御室	系換気空	認装置の	外気遮断	i循環運転	を行うこ
	は、その燃焼生成物の影	 設計方針を策定する必要がある。外部火災ガイドは、考	とにより	、中央制	御室での	活動性に	影響を及	ぼさない
	響を確認する。	 慮すべき二次的影響として、ばい煙、有毒ガス等 を示	設計とす	る。				
	(例)	している。						
	- ナトリウム取扱施設	申請者は、森林火災、近隣の工場等の火災・爆発及び						
		航空機落下による火災に伴い発生を想定する二次的影	適合のた	めの設計	方針			
	・ダンパ等により換気系	響として、ばい煙による影響を抽出している。	3について	C				
	統を外気からの隔離を	なお、敷地内に存在するナトリウム取扱施設(一般取	(4) 近隣コ	場等のが	火災			
	行う場合には、隔離を行	扱施設) のナトリウム火災に対しては、ナトリウム火災	(略)					
	っても運転員等の居住	で発生する燃焼生成物の濃度は、本試験研究用等原子	敷地内	に存在す	るナトリ	ウム取扱	施設(一	·般取扱施
	性が確保されることを	炉施設周辺では十分に低く、燃焼生成物に対する防護	設)のナ	トリウム	火災が発	生した場	合の影響	評価を実
	確認する。	の必要性はないとして、二次的影響として有毒ガスを	施した結	果、原子	炉建家、俯	吏用済燃料	料貯蔵建る	京、冷却塔

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	(例)中央制御室での酸素	抽出していない。	及び排気筒の外殻のコンクリート表面温度は許容温度
	濃度や二酸化炭素濃度	その上で、ばい煙による影響に対しては、中央制御室	200℃を下回り、安全施設の安全機能を損なうおそれは
	の時間変化。	系換気空調装置の外気遮断循環運転を行うことによ	ない。また、ナトリウム火災で発生する燃焼生成物の濃
		り、中央制御室での活動性に影響を及ぼさない設計と	度は、HTTR 施設周辺では十分に低く、燃焼生成物に対
	・防護対象のうち、居住性	するとしている。	する防護の必要性はない。
	に関する施設・機器(原	規制委員会は、申請者による外部火災の二次的影響	(略)
	子炉制御室等)ついて	に対する設計が、外部火災ガイドを踏まえたものであ	
	は、外気取り入れ口のダ	ることを確認した。	【まとめ資料】
	ンパの設置等によるば		外気遮断運転モードの際の中央制御室の居住性
	い煙及び有毒ガスの遮	以上のとおり、規制委員会は、申請者が、外部火災の	
	断その他の必要な措置	影響により安全機能が損なわれないとしていることを	【評価条件】
	を講じる影響防止対策	確認した。	· 在室人員 8→10 名
	を施す方針であること		・許容酸素濃度 18→19%以上
	を確認する。		・許容炭酸ガス濃度 1.5→1.0%未満
			・1 人当たりの炭酸ガスの吐出量 0.030→0.046m³/h
			(中等作業時)
			外部火災が発生した場合、中央制御室系換気空調設
			備を外気遮断循環運転モードに切り替え、原子炉を停
			止することが想定される。停止後、運転員は主に監視業
			務を行うことになる。
			監視業務を行うにあたって在室人員は、運転員 8 名
			で十分満足しているが、2名の運転員が支援に駆けつけ
			ることなどを想定し、余裕をみて 10 名とした。許容酸
			素濃度及び許容炭酸ガス濃度については、鉱山安全規
			則の衛生に関する通気の確保の基準を参考に、呼吸困
			難など連続換気が必要とされる限界から余裕を持た

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
			せ、それぞれ 19%以上、1.0%未満とした。1 人当たりの
			炭酸ガスの吐出量について、監視業務では身体を動か
			し続けることはないが、保守的に中等作業時の吐出量
			とした。
			評価条件を見直した結果、許容濃度に到達する時間
			が酸素濃度は83時間から44時間、炭酸ガス濃度は91
			時間から31時間となるが、いずれの場合においても、
			外部火災の影響評価で想定する火災の最長の燃焼時間
			約9時間(航空機墜落と屋外タンクの重畳)を上回り、
			中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を及
			ぼさないことを確認した。
			※1 鉱山安全規則
			※2 空気調和・衛生工学便覧(空気調和設備編) 『中央制御室での活動性』
			(丸・煙が発生した場合、中央制御室は、外気取入ダンバを閉止、排風機を停止及び循環送風機を起動することで、外気連 断循環運転を行うことができる。外部火災が発生した場合、外気連断循環運転モードに切り替えることで、(丸・煙の侵入を阻 止可能であるため、中央制御室の居住者へ影響を与えな、措置を講することができる。
			表1 飲業業度買出に係るバラメータ 在室人員 中央制御室バワンダリ [m²] 1483 成人呼吸吸の酸素量 (吸吸、) [%] 20.95 初始疾患過度 (呼吸、) [%] 1683 成人呼吸吸症素量 (呼吸、) [%] 16.40 成人の呼吸症 (水下的 (水下の (水下の)) [%] 16.40 成人の呼吸症 (水下の) [%] 16.40 (水下の (水下の) (水下の) [%] 16.40 (水下の (水下の)
			図2 中央制御室吊換気空間設備(外気遮斯循環運転モード) ● HTTR

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
			【ナトリウム火災の影響について】
			大洗研究開発センター敷地内でナトリウム火災が発
			生した時に、HTTR 周辺に飛散してくる可能性のある燃
			焼生成物の濃度を評価し、HTTR 周辺の作業員の防護の
			必要性を判断した。
			(略)
			評価の結果、濃度は約 0.7mg/m³であり、産業用の作
			業環境の許容濃度基準 2mg/m³を超えないため、HTTR 施
			設周辺ではナトリウム漏洩火災に対する防護は不要と
			判断した。
			0.8 0.7 0.6 0.6 0.5 0.1 0 200 400 600 800 1,000 1,200 放出点からの距離 [m]
			1.10.3 参考文献
			(1)「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」(平成 25
			年 6 月 原子力規制委員会)

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
第6条 安全施設は、想定		Ⅲ-4.2.4 その他自然現象に対する設計方針	
される自然現象(地震及		試験研究用等原子炉施設の設計に当たっては、設計	
び津波を除く。次項にお		上考慮すべきその他自然現象によって、安全施設の安	
いて同じ。)が発生した		全機能が損なわれない設計とする必要がある。	
場合においても安全機		申請者は、「Ⅲ一4.1 外部事象の抽出」の1.で	
能を損なわないもので		抽出した安全施設の安全機能に影響を及ぼし得る自	
なければならない。		然現象(10事象)のうち、竜巻、火山の影響及び森林	
		火災以外のその他自然現象(7事象)については、以	
2 重要安全施設は、当該		下のとおり、安全施設の安全機能が損なわれないよう	
重要安全施設に大きな		設計するとしている。	
影響を及ぼすおそれが			
あると想定される自然	・以下を考慮した設計で	1. 風(台風)に対しては、日本最大級の台風を考	適合のための設計方針
現象により当該重要安	あることを確認する。	慮した建築基準法に基づく設計とする。	1 について
全施設に作用する衝撃	- 建築基準法に基づ		安全施設は、以下のとおり構造物及び機器の条件を設
及び設計基準事故時に	く風荷重		定し、地震及び津波以外の想定される自然現象によって
生ずる応力を適切に考	- 関連して発生する		原子炉施設の安全性が損なわれないようにする。
慮したものでなければ	可能性のある雷や		(1) 風(台風)
ならない。	高潮との重畳		敷地付近で観測された瞬間最大風速は、水戸地方気象
	- 台風の発生に伴う		台の観測記録(1937 年~2013 年)によれば 44.2m/s(1939
【解釈】	飛来物の影響を評		年8月5日)であるが、風荷重に対する設計は、日本の
1 第6条は、設計基準に	価(竜巻影響評価に		最大級の台風を考慮した建築基準法に基づいて行う。
おいて想定される自然	て包絡される方針		
現象(地震及び津波を除	でもよい。)		【まとめ資料】
く。)に対して、安全施			(1) 風(台風)
設が安全機能を損なわ			観測記録を最新に見直したこと以外は従前の設計方

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
ないために必要な安全			針と同じである。敷地付近で観測された瞬間最大風速
施設以外の施設又は設			は、水戸地方気象台の観測記録(1937 年~2013 年)に
備等への措置を含む。			よれば 44.2m/s(1939 年 8 月 5 日 であるが、風荷重
2 第1項に規定する「想			に対する設計は、日本の最大級の台風を考慮した建築基
定される自然現象」と			準法に基づいて行っている。水戸地方気象台での 2013
は、敷地の自然環境を基			年までの観測記録によれば、瞬間最大風速に変更はな
に、洪水、風(台風)、竜			く、風(台風)による被害を受けることはないと判断し
巻、凍結、降水、積雪、			<i>t</i> =.
落雷、地滑り、火山の影	・以下を考慮した設計で	2. 洪水及び降水に対しては、敷地が太平洋に面し	(2) 洪水・降水
響、生物学的事象、森林	あることを確認する。	た標高 35~40m の鹿島台地にあり、敷地内に降っ	敷地は、太平洋に面した標高約 35~40m の鹿島台地
火災等から適用される	- 安全施設への影響	た雨水等のほとんどは窪地をせき止めて造成し	にあり、原子炉施設は標高約36.5m に設置している。敷
ものをいう。	として考えられる	た夏海湖に集まり一般排水溝に流れる設計とす	地内には、窪地をせき止めて造成した夏海湖があり、水
3 第1項に規定する「想	最大の降水量	ること、万一夏海湖から溢れた場合でも、地形的	位は標高約 29m、水深は約 6m である。敷地に降った雨水
定される自然現象(地震	- 防護対策は、溢水に	な関係から敷地北部の谷地を流れ、敷地西部の涸	等の表流水のほとんどは夏海湖に集まり、一般排水溝に
及び津波を除く。)が発	よる評価にて包絡	沼に流れることから、洪水による被害は想定され	流れる経路となるが、大雨等により万一夏海湖から溢れ
生した場合においても	される方針でもよ	ない。	た場合でも、地形的な関係から敷地北部の谷地を流れる
安全機能を損なわない	l1		経路となり、谷地や水路を伝って涸沼に流れる。このよ
もの」とは、設計上の考			うな地形及び表流水の状況からみて洪水による被害は
慮を要する自然現象又			考えられない。また、夏海湖は那珂川から中継ポンプ場
はその組合せに遭遇し			を介して取水しているため、河川の増水等の影響により
た場合において、自然事			夏海湖へ流入することはない。
象そのものがもたらす			
環境条件及びその結果			【まとめ資料】
として試験研究用等原			なお、水戸地方気象台の観測記録(1906 年~2013 年)
子炉施設で生じ得る環			によれば1時間降水量 の最大値は81.7mm/h であるが、

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
境条件において、その設			HTTR原子炉施設の排水設備は、「構内舗装・排水設
備が有する安全機能が			計基準」[1]に基づき、関東地方における降雨強度を考慮
達成されることをいう。			し、 強度 90mm/h 以上で設計していることから、降水
4 第2項に規定する「重			による影被害を受けることはないと判断した。
要安全施設」について			[1]「構内舗装・排水設計基準 平成 13 年度版」、社団
は、「水冷却型試験研究			法人公共建築協会
用原子炉施設に関する			
安全設計審査指針」(平			
成3年7月18日原子			
力安全委員会決定)の			
「添付 水冷却型試験研			
究用原子炉施設の安全			
機能の重要度分類に関			
する基本的な考え方」の			
「4. (1)自然現象に対			
する設計上の考慮」に示	・安全施設への影響とし	3. 積雪に対しては、水戸地方気象台での観測記録	(3) 積雪
されるものとする。水冷	て考えられる最大の	(1897 年~2013 年) における積雪量の日最大値	水戸地方気象台の観測記録(1897 年~2013 年)によれ
却型研究炉以外の炉型	積雪量を考慮して積	(32cm) を考慮し、積雪 40 cm相当について、茨	ば積雪量の日最大値は 32cm(1945 年 2月 26日)である
についても、これを参考	雪荷重を設定するこ	城県建築基準法関係条例に基づく積雪単位重量	が、積雪 40cm 相当とし、茨城県建築基準法関係条例に
とすること。	とを確認する。	指定値による設計とする。	基づく積雪単位重量指定値により設計を行う。
5 第2項に規定する「大			
きな影響を及ぼすおそ	・安全施設への影響とし	4. 凍結に対しては、水戸地方気象台での観測記録	(4) 凍結
れがあると想定される	て考えられる最低気	(1897年~2013年)における最低気温を考慮し、	敷地付近の水戸地方気象台での記録(1897 年~2013
自然現象」とは、対象と	温を考慮した設計で	屋外機器で凍結のおそれのあるものは、必要に応	年)によれば、最低気温は-12.7℃(1952年2月5日)、月
なる自然現象に対応し	あることを確認する。	じ、凍結防止対策を講じる設計とする。	平均最低気温は-3.1℃(1月)であるが、屋外機器で凍結

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
て、最新の科学的技術的			のおそれのあるものは、必要に応じ、上記の最低気温に、
知見を踏まえて適切に			適切な余裕をもった設計値で凍結防止対策を行う。
予想されるものをいう。			
なお、過去の記録、現地	• 避雷設備、接地網等、	5. 落雷に対しては、建築基準法に基づき排気筒へ	(5) 落雷
調査の結果、最新知見等	接地抵抗の低減や電	避雷針を設置する設計とする。また、避雷針の接	雷害防止として、建築基準法に基づき排気筒へ避雷針
を参考にして、必要のあ	撃に伴う構内接地系	地極として、接地網を布設して接地抵抗の低減を	を設置する。また、避雷針の接地極として、接地網を布
る場合には、異種の自然	の電位分布の平坦化	図る設計とする。	設して接地抵抗の低減を図る。
現象を重畳させるもの	を図る設計であるこ	安全保護系である原子炉保護設備及び工学的	安全保護系である原子炉保護設備及び工学的安全施
とする。	とを確認する。	安全施設の計装ケーブル及び制御ケーブルはシ	設の計装ケーブル及び制御ケーブルはシールドケーブ
6 第2項に規定する「適	・安全保護回路への雷サ	ールドケーブルを採用するとともに、屋外に敷設	ルを採用するとともに、屋外に敷設されるケーブルにつ
切に考慮したもの」と	ージ抑制を図る設計	されるケーブルについては、鉄筋コンクリートト	いては、鉄筋コンクリートトレンチ、金属製トレイ又は
は、大きな影響を及ぼす	であることを確認す	レンチ、金属製トレイ又は金属製電線管に収納し	金属製電線管に収納し接地する。
おそれがあると想定さ	る。	接地する設計とする。	
れる自然現象により当			
該重要安全施設に作用			【まとめ資料】
する衝撃及び設計基準			雷害防止として、建築基準法に基づき排気筒へ日本工
事故が発生した場合に			業規格(JIS)に準拠した避雷針を設置している。なお、
生じる応力を単純に加			避雷設備の技術上の基準として指定している JIS 規格
算することを必ずしも			については、 2003 年に改正されているが、改 正前の
要求するものではなく、			JIS 規格による避雷針は適合しているものとみな され
それぞれの因果関係及			ていることから、安全性に影響はないと判断している。
び時間的変化を考慮し			
て適切に組み合わせた			
場合をいう。			
7 第3項は、設計基準に			

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
おいて想定される試験			避雷針の保護範囲とHTTR施設の立面の位置関係
研究用等原子炉施設の			↑ ►
安全性を損なわせる原			60°
因となるおそれがある			
事象であって人為によ			81.5m
るもの(故意によるもの			18
を除く。) に対して、安			
全施設が安全機能を損			
なわないために必要な			141.1m
安全施設以外の施設、設			:原子炉建家 :使用済燃料貯蔵建家 :冷却塔
備等への措置を含む。			:機械棟 送送 :機械棟屋外タンク ・油脂倉庫
8 第3項に規定する「試			
験研究用等原子炉施設			落雷対策としては、排気筒の避雷針の接地方法は網状
の安全性を損なわせる			接地とし、接地電位分布の平坦化を図っている。安全施
原因となるおそれがあ			設が設置されている原子炉建家、使用済燃料貯蔵建家、
る事象であって人為に			冷却塔等の建家は、避雷針の保護角(60°)の範囲内に
よるもの(故意によるも			入っており直撃雷を受ける恐れは低いと考えているが、
のを除く。)」とは、敷地			万一、受けたとしても建家は鉄筋コンクリート造である
及び敷地周辺の状況を			ため火災に至ることはない。
もとに選択されるもの			屋外タンクである機械棟屋外タンクには、避雷針を設
であり、飛来物(航空機			置しており落雷により重油火災が発生する可能性は小
落下等)、ダムの崩壊、			さい。万一、屋外タンクで火災が発生したとしても外部
爆発、近隣工場等の火			火災による影響評価で示したとおり、原子炉施設の安全
災、有毒ガス、船舶の衝			性は確保できる。
突、電磁的障害等をい			また、安全保護系である原子炉保護設備及び工学的安

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
う。なお、上記の「航空			全施設の計装ケーブル及び制御ケーブルはシールドケ
機落下」については、「実			ーブルを採用するとともに、屋外に敷設されるケーブル
用発電用原子炉施設へ			については、鉄筋コンクリートトレンチ、金属製トレイ
の航空機落下確率の評			又は金属製電線管に収納している。屋外に敷設されるエ
価基準について」(平成			学的安全施設機器の制御回路については、雷インパルス
14・07・29 原院第 4 号			絶縁耐力試験を行っており、雷サージによる影響軽減を
(平成14年7月30			図っている。
日原子力安全 · 保安院制			なお、落雷による雷サージ等に対して、原子炉の停止
定)) 等に基づき、防護			機能については、停電により原子炉は自動停止するため
設計の要否について確			停止機能が損なわれることはない。閉じ込め機能につい
認する。			ても、落雷により圧カバウンダリ等が損傷することは考
			えられない。また、冷却機能、停止に必要な監視機能に
			ついても、上記の落雷対策による防止対策を行ってい
			る。以上のことから、落雷に対して原子炉施設の安全性
			は確保できる。
	・クラゲ等の発生や除塵	6. 生物学的事象に対して、海水及び夏海湖の取水	(7) 生物学的事象
	装置を通過する貝等	を行っていないため、海生生物や微生物等による	原子炉施設は、海水及び夏海湖の取水を行っていない
	の海生生物、小動物の	影響はない。なお、補機冷却水設備冷却塔は、微	ため、海生生物や微生物等による影響はない。補機冷却
	侵入等、個々の生物学	生物等の発生による影響を軽減するため、薬液注	水設備冷却塔は、微生物等の発生による影響を軽減する
	的事象に対してそれ	入による対策を行い、定期的に点検・清掃を行え	ため、薬液注入による対策を行い、定期的に点検・清掃
	ぞれ防護措置を図る	るよう点検口等を設ける設計とする。	を行えるよう点検口等を設ける。
	設計であることを確	また、小動物の侵入については、屋外設置の端	小動物の侵入については、屋外設置の端子箱貫通部等
	認する。	子箱貫通部等にシールを行うことにより防止す	にシールを行うことにより防止する。
		る設計とする。	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	・地滑り地形分布図(独	7. 地滑りに対しては、敷地には地滑り地形は認め	(10) 地滑り
	立行政法人防災科学	られないことから、安全施設の安全機能を損なう	敷地には、地滑りの素因となるような地形の存在は認
	技術研究所発行)及び	ような地滑り等が生じることはない。	められないことから、安全施設の安全機能を損なうよう
	土砂災害危険箇所図		な地滑り等が生じることはない。
	(国土交通省国土政	規制委員会は、申請者が、想定される自然現象のう	
	策局発行)、文献調査、	ち、被害が想定されない地滑り以外、設計上の考慮が	【まとめ資料】
	空中写真判読等によ	必要な自然現象に対しては安全施設の安全機能が損	設置許可基準規則に基づき、新たに設計方針を追加し
	り、地滑りの影響を受	なわれないよう設計する方針としていることを確認	た項目である。
	ける恐れがある場所	した。	設置許可申請書添付書類六 3.4.2.1 項において「変
	を特定する。		動地形調査結果において、敷地には地すべり地形及びリ
			ニアメントは認められない」としており、地滑りによる
			被害を受けることはないと判断した。
			詳細評価については、別途、地質・地質構造の評価に
			おいて実施するため、本資料の対象外とする。
			なお、敷地は、大洗町及び鉾田市 が作成したハザード
			土砂災害等のハザードマップにおいて、土砂災害警戒区
			域には指定されていない。
		Ⅲ-4.2.5 その他人為事象に対する設計方針	
		試験研究用等原子炉施設の設計に当たっては、設計	
		上考慮すべきその他人為事象によって、安全施設の安	
		全機能が損なわれない設計とする必要がある。	
		申請者は、「Ⅲ一4.1 外部事象の抽出」の2.で	
		抽出した安全施設の安全機能に影響を及ぼし得る人	
		為事象(7事象)のうち、「Ⅲ-4.2.3 外部火災	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		に対する設計方針」に記載した爆発及び近隣工場等の 火災以外のその他人為事象(5事象)については、以 下のとおり、安全施設の安全機能が損なわれない設計	
		とするとしている。	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	•「実用発電用原子炉施	1. 飛来物 (航空機落下等) に対しては、「実用発電	3について
	設への航空機落下確	用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準に	安全施設は、敷地及びその周辺において想定される原
	率の評価基準につい	ついて」に基づき航空機落下確率を評価し、標的	子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがあ
	て」(平成 14・07・29	としては原子炉建家、使用済燃料貯蔵建家及び冷	る事象であって人為によるもの(故意によるものを除
	原院第4号(平成14年	却塔を選定し、これらの合計を標的面積とする。	く。)に対して安全機能を損なわない設計とする。
	7月30日原子力安全・	また、標的対象の建家・構築物の特徴を踏まえ、	想定される人為事象としては、航空機落下、ダムの崩
	保安院制定)) 等に基	有視界飛行方式民間航空機の落下事故に係る小	壊、爆発、近隣工場の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び
	づき、号炉毎に、航空	型機の係数を 1.0 とする。評価の結果、約 6.0×	電磁的障害が挙げられる。
	機落下確率が 10 ⁻⁷ 回/	10-8回/炉・年であり、防護設計の要否を判断する	
	炉・年を超えないこと	10 ⁻⁷ 回/炉·年を下回るため、航空機落下について	(1) 航空機落下
	を確認する。	は、設計上考慮する必要はない。	原子炉施設への航空機の落下確率の評価については
			「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基
	・その結果が 10 ⁻⁷ 回/炉・		準について」(平成 14・07・29 原院第4号(平成 14年7
	年を超えた場合、必要		月 30 日原子力安全・保安院制定)) 等に基づき実施する。
	に応じて防護設計を		航空機の落下確率の評価に当たっては、標的面積を算出
	行う方針であること		する際に考慮する施設は、原子炉建家、使用済燃料貯蔵
	を確認する。		建家及び冷却塔とする。また、HTTR原子炉建家、使
			用済燃料貯蔵建家及び冷却塔の特徴を踏まえ、有視界飛
			行方式民間航空機の落下事故に係る小型機の係数を1と
			して評価を行う。評価した結果、約 6.0×10 ⁻⁸ 回/炉・年
			であり、防護設計の要否を判断する基準である 10-7 回/
			炉・年を超えない。したがって、航空機落下を考慮する
			必要はない。

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	・ダムの崩壊の影響を受	2. ダムの崩壊に対しては、本試験研究用等原子炉	(2) ダムの崩壊
	ける恐れがないと評	施設に影響を及ぼすようなダムは存在しないた	原子炉施設の近くには、崩壊により原子炉施設に影響
	価できる場合は、その	め、設計上考慮する必要はない。	を及ぼすようなダムはないため、ダムの崩壊による安全
	理由を確認する。		施設への影響については考慮する必要はない。
			【まとめ資料】
			HTTR 原子炉施設周辺地域のダムとしては、大洗研究所
			(北地区)の敷地から北西方向約 20km の地点に楮川(こ
			うぞがわ)ダムが存在するが、敷地との距離が十分離れ
			ていることから、ダムの崩壊等による影響はない。
	・ばい煙等が発生した場	3. 有毒ガスに対しては、本試験研究用等原子炉施	(5) 有毒ガス
	合においても、運転操	設周辺には石油コンビナート等の大規模な有毒	原子炉施設周辺には、石油コンビナート等の大規模な
	作に影響を与えず容	物質を貯蔵する固定施設はなく、設計上考慮する	有毒物質を貯蔵する固定施設はない。
	易に操作できるよう	必要はない。	陸上輸送等の可動施設についても、敷地は幹線道路と
	原子炉制御室の居住	また、大洗研究所(北地区)敷地内には、有毒	幹線道路以外の一般道路(以下「生活道路」という。)に
	性を確保する設計と	ガスの発生源となる有毒物質を保管する屋外タ	隣接しているが、幹線道路から原子炉施設は十分に離れ
	していることを確認	ンクを設置しておらず、有毒物質を運搬するタン	ているため、敷地に隣接する生活道路を除く敷地外を発
	する。	クローリー等も保有していない。屋内に貯蔵して	生源とした有毒ガスの影響を考慮する必要はない。敷地
		いる有毒物質のうち、漏えいにより有毒ガスを発	に隣接する生活道路において、危険物を搭載した車両の
		生するものは、吸着材を有する排気処理設備を通	事故等により有毒ガスが発生し、中央制御室での活動性
		して屋外へ排出するため周囲への影響はなく、設	に影響を及ぼすおそれが生じた場合は、中央制御室系換
		計上考慮する必要はない。	気空調装置の外気遮断運転や原子炉の停止等の必要な
		その他、ナトリウム取扱施設(一般取扱施設)	措置を行う。
		のナトリウム火災に対しては、ナトリウム火災で	敷地内については、有毒ガスの発生源になると考えら

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		発生する燃焼生成物の濃度は、本試験研究用等原	れる有毒物質を保管する屋外タンクや運搬するタンク
		子炉施設周辺では十分に低く、燃焼生成物に対す	ローリー等は保有しておらず、有毒ガスの発生源になる
		る防護の必要性はない。	と考えられる有毒物質の HTTR 原子炉施設周辺の屋内取
		なお、本試験研究用等原子炉施設付近の一般道	扱場所には吸着材を有する排気処理設備を設置してい
		路においてタンクローリー事故等により有毒ガ	るため、敷地内を発生源とした有毒ガスの影響を考慮す
		スが発生し、中央制御室での活動に影響を及ぼす	る必要はない。
		おそれが生じた場合には、中央制御室系換気空調	
		装置の外気遮断運転や原子炉の停止等の必要な	適合のための設計方針
		措置を講じる。	(4) 近隣工場等の火災
			(略)
			敷地内に存在するナトリウム取扱施設(一般取扱施
			 設)のナトリウム火災が発生した場合の影響評価を実施
			した結果、原子炉建家、使用済燃料貯蔵建家、冷却塔及
			び排気筒の外殻のコンクリート表面温度は許容温度
			200℃を下回り、安全施設の安全機能を損なうおそれは
			ない。また、ナトリウム火災で発生する燃焼生成物の濃
			度は、HTTR 施設周辺では十分に低く、燃焼生成物に対す
			る防護の必要性はない。
			(略)
			【まとめ資料】
			(5) 有毒ガス
			設置許可基準規則に基づき、新たに設計方針を追加し
			た項目であるが、以下の理由により考慮する必要がない
			とした。

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			大洗研究所 (北地区) の敷地外 10km 以内には、石油
			コンビナート等特別防災区域に指定される石油コンビ
			ナート施設はない。
			主要幹線道路としては、大洗研究所(北地区)に隣接
			して東側に国道 51 号線がある。国道 51 号線と HTTR 原
			子炉施設までの距離は約800mである。
			これらの石油コンビナート施設及び幹線道路は、原子
			炉施設から十分に離れていることから、危険物を搭載し
			た車両の事故等による有毒ガスの影響ない。
			なお、敷地内については、別途、外部火災の評価にお
			いて、ナトリウム施設の火災が発生した場合の燃焼生成
			物による HTTR 原子炉施設への影響がないことを評価し
			ている。
	・敷地周辺の航路や船舶	4. 船舶の衝突に対しては、本試験研究用等原子炉	(6) 船舶の衝突
	漂流等の可能性も踏	施設が海岸から十分離れていることから、船舶の	原子炉施設の東側には海岸があるが、原子炉施設から
	まえたものであるこ	衝突の可能性はなく、設計上考慮する必要はな	は十分離れており、船舶の衝突を考慮する必要はない。
	٤.	ιν _°	
	・安全保護回路への雷サ	5. 電磁的障害に対しては、安全機能を有する安全	(7) 電磁的障害
	ージ抑制を図る設計	保護回路は、電磁干渉や無線電波干渉等により安	安全機能を有する安全保護回路は、施設内で発生する
	であることを確認す	全機能が喪失しないよう、絶縁回路の設置による	電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよ
	る。	サージ・ノイズの侵入を防止するとともに、鋼製	う、絶縁回路の設置によるサージ・ノイズの侵入を防止
	・サージ・ノイズや電磁	筐体の適用等により電磁波の侵入を防止し、電磁	するとともに、鋼製筐体の適用等により電磁波の侵入を
	波の侵入防止のため、	的障害の発生を防止する設計とする。	防止し、電磁的障害の発生を防止する設計とする。

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	必要な機器に電磁波		
	侵入防止対策を講じ		【まとめ資料】
	ることを確認する。		設置許可基準規則に基づき、新たに設計方針を追加し
			た項目である。
			安全機能を有する安全保護回路は、施設内で発生する
			電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよ
			う、絶縁回路の設置によるサージ・ノイズの侵入を防止
			するとともに、鋼製筐体の適用等により電磁波の侵入を
			防止し、電磁的障害の発生を防止している。
			具体的には、原子炉保護設備及び工学的安全施設作動
			設備について、耐ノイズ、耐サージ、耐電圧性能、アイ
			ソレーションに係る以下の規格を適用して設計してい
			る。
			①耐ノイズ、耐サージ
			JEC-210/212 雷インパルス電圧 4kV
			IEEE-std472 電磁サージ 2.5kV
			②耐電圧
			JIS-C0703/04 耐電圧 1.5kV 1 分間
			③アイソレーション
			JEAG-4608
		規制委員会は、申請者が、想定される人為事象のう	
		ち、設計上考慮する必要があるとしている電磁的障害	
		対策については、安全機能が損なわれないよう設計す	
		る方針としていること、有毒ガスについては設計上考	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		慮すべき発生源がないとしているものの、本試験研究	
		用等原子炉施設付近の一般道路における有毒ガスの	
		発生を想定した措置を講じるとしていること、また、	
		その他の人為事象については設計上考慮する必要が	
		ないとしていることを確認した。	
	・各自然現象によって従	Ⅲ-4.3 自然現象の組合せ	1.1.1.4 外部からの衝撃
	属的に発生する可能	安全施設の設計に当たっては、設計上考慮すべき自	安全施設は、原子炉施設敷地で想定される洪水、風(台
	性がある自然現象も	然現象の組合せを検討する必要がある。その上で、そ	風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影
	考慮し、自然現象の組	の組み合わせによる影響により、安全施設の安全機能	響、生物学的事象、森林火災等の自然現象(地震及び津
	み合わせについて網	が損なわれないように設計する必要がある。	波を除く。)が発生した場合においても、安全機能 を損
	羅的に検討している	申請者は、想定される自然現象の組合せについて、	なわない設計とする。また、自然現象の組合せにおいて
	ことを確認する。	荷重、浸水、温度及び電気影響の観点からそれぞれ検	は、風(台風)、積雪及び火山の影響による荷重の組合せ
		討し、同時に発生することにより影響が大きくなる事	を考慮した設計とする。
	・上記の環境条件におい	象の組合せとして、火山の影響、積雪及び風を抽出し	上記に加え、重要安全施設は、当該重要安全施設に大
	ても、その設備が有す	ている。その上で、それらの組合せに対して、安全施	きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象
	る安全機能が損なわ	設の安全機能が損なわれないよう設計するとしてい	により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準
	れない方針であるこ	る。	事故時に生じる応力を適切に考慮した設計とする。
	とを確認する。		(略)
		規制委員会は、申請者が、同時に発生することによ	
		り影響が大きくなる自然現象の組合せを抽出してい	適合のための設計方針
		ること、また、抽出した自然現象の組合せに対して、	1について
		安全施設の安全機能が損なわれないよう設計すると	安全施設は、以下のとおり構造物及び機器の条件を設
		していることを確認した。	定し、地震以外の想定される自然現象によって原子炉施
			設の安全性が損なわれないようにする。

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書		申請	書・まとめ	 資料	
			(略)				
			自然現象の)組合せに	ついては、	原子炉施設	投敷地で想定
			される自然現	見象(地震を	を除く。)と	:して抽出	された 10 事
			象のうち、被			-	
			ついて、自然				
			度及び電気的				·
			より影響が大	てきくなる	事象の組合	せを検討し	した結果、自
			然現象の組み	か合わせに	よる影響な	が生じる可	「能性がある
			ものとして、	風(台風)、	、積雪及び	火山の降コ	下火災物によ
			る 荷重の組	合せを抽出	はする。抽じ	出した自然	*現象の組合
			せに対して、				
				女 主池政♥	7 关 土 版 配	C 15.042.0	, o axai C ,
			る。				
			【まとめ資料	4]			
			自然現象が原	[子炉施設	こ与える影	響モード	
			事象			モード	
			降水・洪水	荷重	<u>浸水</u> ○	温度	電気的影響
			風(台風)	0	0		
			竜巻	0			
			凍結			0	
			積雪	0			
			落雷				0
			火山	0			
			生物学的事象				0
			森林火災			0	

最終的な審査結果については審査書を参照のこと。本資料については、随時、改訂があり得る。 第6条(その他外部事象)-15

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		Ⅲ-4.4 大きな影響を及ぼすおそれがあると想定さ	
		れる自然現象に対する重要安全施設への考慮	
		第6条第2項の規定は、重要安全施設は、これに大き	
		な影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象に	
		より作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を	
		適切に考慮して設計することを要求している。	
	重要安全施設の設計に	申請者は、許可基準規則解釈第6条第4項に基づ	2について
	当たっては、これに大	き、研究炉の重要度分類の考え方の「4.(1)自然現	原子炉施設のうち、次に示す重要安全施設は、当該重
	きな影響を及ぼすお	象に対する設計上の考慮」に示されるものを参考に、	要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定
	それがあると想定さ	第6条第2項に規定する重要安全施設を選定すると	される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝
	れる自然現象(必要に	している。	撃及び設計基準事故時に生じる応力をそれぞれの因果
	応じて異種の自然現	その上で、重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそ	関係及び時間的変化を考慮して、適切に組み合わせる設
	象を重畳させる) によ	れがあると想定される自然現象は、「Ⅲ−4.1 外部	計とする。
	り作用する力(衝撃)	事象の抽出」の1. で抽出した自然現象に含まれ、重	(1) クラス 1
	に設計基準事故時の	要安全施設は全て原子炉建家内に内包されており、自	(2) PS-2 のうち機能喪失した場合に周辺公衆へ過度
	荷重(応力)を適切に	然現象に対しては建家を外殻として防護する設計と	の被ばくを及ぼす可能性のある系統及び MS-2 の
	考慮する必要があり、	している。このため、自然現象の衝撃が重要安全施設	うち設計基準事故時にプラント状態を把握する
	それぞれの因果関係	に作用することはなく、また、設計基準事故時に建家	機能を有する系統
	や時間的変化を踏ま	の健全性に影響を与える有意な応力は生じることも	
	えて、適切に組み合わ	ないため、自然現象による衝撃のみを考慮するとして	重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると
	せているか。	いる。	想定される自然現象は、第1項において選定した自然現
			象に含まれる。HTTRでは、重要安全施設は全て原子
			炉建家内に内包されており、自然現象に対しては建家を
			外殻として防護する設計としている。このため、自然現
			象の衝撃が重要安全施設に作用することはない。また、

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			設計基準事故時に建家の健全性に影響を与える有意な
			応力が生じることもない。
			このことから、自然現象により重要安全施設に作用す
			る衝撃及び設計基準事故時に生じる応力を組み合わせ
			る必要はなく、重要安全施設は、個々の自然現象に対し
			て、安全機能を損なわない設計とする。
		規制委員会は、申請者が重要安全施設を外殻として	
		防護する原子炉建家については、設計基準事故時に当	
		該建家の健全性に影響を与える有意な応力が生じる	
		ことはなく、自然現象による衝撃のみを考慮する設計	
		としていること、重要安全施設は外殻である原子炉建	
		家に防護され、個々の自然現象に対して、安全機能を	
		損なわない設計であることを確認した。	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		Ⅲ-5 試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵	
		入等の防止(第7条関係)	
		第7条の規定は、工場等には、試験研究用等原子炉	
		施設への人の不法な侵入、爆発性又は易燃性を有す	
		る物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷	
		するおそれがある物件が不正に持ち込まれること及	
		び不正アクセス行為のそれぞれを防止するための設	
		備を設けることを要求している。	
第7条 工場等には、試	(1)人の不法な侵入を防	これに対して申請者は、以下の設計方針としている。	1.1.1.5 人の不法な侵入等の防止
験研究用等原子炉施	止するための物的障壁	1. 本試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入	原子炉施設は、安全機能を有する構築物、系統及び機器
設への人の不法な侵	等の措置、爆破物等の持	を防止するため、人及び車両の立ち入りを制限す	に対する第三者の不法な接近等に対し、これを防御で
入、試験研究用等原子	込み管理に加え、安全保	るための区域を設定し、柵等の障壁を設置する設	きるように設計する。
炉施設に不正に爆発	護回路等への不正アク	計とする。これらの区域の出入口については、常時	
性又は易燃性を有す	セス行為※の防止等の	監視又は施錠管理を行える設計とする。また、原子	適合のための設計方針
る物件その他人に危	方針策定することとし	炉施設においても、区域を設定し、鉄筋コンクリー	(1) 人の不法な侵入の防止措置
害を与え、又は他の物	ていること、また、この	ト造(一部鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造)の	原子炉施設への人の不法な侵入を防止するため、大洗
件を損傷するおそれ	方針が核物質防護対策	障壁その他の堅固な構造の障壁等により区画す	研究所(北地区)に人及び車両の立ち入りを制限するた
がある物件が持ち込	により実施する方針の	る。区域の出入口は施錠管理し、人の不法な侵入を	めの区域を設定し、柵等の障壁を設置する。区域の出入
まれること及び不正	一環として実施するこ	防止する設計とする。	口については、常時監視又は施錠管理を行える設計と
アクセス行為(不正ア	ととしていることを確	2. 本試験研究用等原子炉施設へ不正に爆発性又は	する。また、原子炉施設においても、区域を設定し、鉄
クセス行為の禁止等	認する。	易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は	筋コンクリート造の障壁その他の堅固な構造の障壁等
に関する法律(平成十		他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込ま	により区画する。区域の出入口は施錠管理し、人の不法
一年法律第百二十八		れること(郵便物等による大洗研究所外からの爆	な侵入を防止する設計とする。
号)第二条第四項に規	(2)不正アクセス行為※	破物又は有害物質の持込みを含む。)がないように	また、緊急時に外部へ確実に通報するための通信連絡
定する不正アクセス	については、安全保護回	柵等の障壁で区画し、人の立入りを制限するとと	設備として、警備室に固定電話、携帯電話等を設ける。

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
行為をいう。第十八条	路等へのアクセス防止	もに持ち込み点検を行える設計とする 。	(2) 爆発性又は易燃性を有する物件等の持ち込みの防
第六号において同	のための物理的・機能的	3. 不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を防	止措置
じ。)を防止するため	分離や出入管理等によ	止するため、本試験研究用等原子炉施設の運転制	不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害
の設備を設けなけれ	る対策、原子炉施設の運	御に関する設備又は装置及び核物質防護のために	を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件(以
ばならない。	転制御系について、外部	必要な設備又は装置の操作に係る情報システム	下「不正な物品」という。)が持ち込まれることがない
	から電子媒体が持ち込	は、電気通信回路を通じた外部からのアクセスを	よう、柵等の障壁で区画し、人の立入りを制限するとと
【解釈】	まれることによるコン	遮断するため、外部通信回路と接続しない設計と	もに持ち込み点検を行える設計とする 。外部から搬入
第7条の要求には、エ	ピュータウィルスに感	する。また、外部から電子媒体が持ち込まれてコン	される郵便物や宅配物については、大洗研究所(北地
場等内の人による核物	染するリスク等に対す	ピュータウィルスに感染する等によるシステムの	区)の立ち入りを制限するための区域外に確認場所を
質の不法な移動又は妨	る対策を具体的に示し	異常動作を防ぐため、出入管理及び盤等を施錠管	設け、検査装置を用いて確認を行うことにより、不正な
害破壊行為、郵便物等	ていることを確認する。	理することにより物理的アクセスを制限する設計	物品の持ち込みを防止する設計とする。原子炉施設の
による工場等外からの		とする。	立ち入りを制限するための区域へ入域する際は、警備
爆破物又は有害物質の	※: 不正アクセス行為の禁	4. これらは、核物質防護対策の一環として実施す	員等による携帯品等の持込品確認を行うことにより、
持ち込み及びサイバー	止等に関する法律	る。	不正な物品の持ち込みを防止する設計とする 。
テロへの対策が含まれ	第二条第4項		(3) 不正アクセス行為の防止措置
る。	この法律において「不正		原子炉施設の運転制御に関する設備又は装置及び核物
	アクセス行為」とは、次の		質防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報
	各号のいずれかに該当す		システムは、電気通信回路を通じた外部からのアクセ
	る行為をいう。		スを遮断するため、外部通信回路と接続しない設計と
	ー アクセス制御機能		する。また、外部から電子媒体が持ち込まれてコンピュ
	を有する特定電子計		ータウィルスに感染する等によるシステムの異常動作
	算機に電気通信回線		を防ぐため、出入管理及び盤等を施錠管理することに
	を通じて当該アクセ		より物理的アクセスを制限する設計とする。
	ス制御機能に係る他		
	人の識別符号を入力		(1)~(3)について、核物質防護に係るものについては

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
	して当該特定電子計		核物質防護対策の一環としても実施する。
	算機を作動させ、当		
	該アクセス制御機能		2. 原子炉施設の配置
	により制限されてい		2.2 設計方針
	る特定利用をし得る		(1) (2) (略)
	状態にさせる行為		(3) 安全機能を有する構築物等への不法な接近、侵入
	(当該アクセス制御		の防止措置を考慮する。
	機能を付加したアク		(4) (略)
	セス管理者がするも		2.5 建家及び構築物
	の及び当該アクセス		2.5.1 概 要
	管理者又は当該識別		(略)
	符号に係る利用権者		更に、安全上重要な構築物、系統及び機器を含む区画を
	の承諾を得てするも		設定し、これらの区域への第三者による不法な接近、侵
	のを除く。)		入を防止するための施錠、フェンス等の物的障壁を設
	ニ アクセス制御機能		ける。(略)
	を有する特定電子計		
	算機に電気通信回線		2.5.2 原子炉建家
	を通じて当該アクセ		(略)
	ス制御機能による特		原子炉建家は、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造及び鉄
	定利用の制限を免れ		骨鉄筋コンクリート造)で、鉄筋コンクリート造の基礎
	ることができる情報		版上に構築する。
	(識別符号であるも		原子炉建家には、天井クレーンを設ける。
	のを除く。)又は指		16.12 核燃料物質の防護
	令を入力して当該特		原子炉施設の核燃料物質の防護は、原子炉等規制法
	定電子計算機を作動		第43条の2の規定に基づいて大洗研究所(北地区)が

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
	させ、その制限され		定める核物質防護規定の定めるところにより、特定
	ている特定利用をし		核燃料物質の盗取等による不法な移転又は妨害破壊
	得る状態にさせる行		行為の防止を図るため、必要な措置を採る。
	為(当該アクセス制		
	御機能を付加したア		
	クセス管理者がする		
	もの及び当該アクセ		
	ス管理者の承諾を得		
	てするものを除く。		
	次号において同		
	じ。)		
	三 電気通信回線を介		
	して接続された他の		
	特定電子計算機が有		
	するアクセス制御機		
	能によりその特定利		
	用を制限されている		
	特定電子計算機に電		
	気通信回線を通じて		
	その制限を免れるこ		
	とができる情報又は		
	指令を入力して当該		
	特定電子計算機を作		
	動させ、その制限さ		
	れている特定利用を		

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	し得る状態にさせる		
	行為		
		規制委員会は、申請者が以下の設計方針としてい	
		ることを確認したことから、許可基準規則に適合す	
		るものと判断した。	
		1. 本試験研究用等原子炉施設に対する第三者の不	
		法な侵入、爆発物等の不正な持込みを未然に防	
		止するため、柵等の物理的な障壁等をもつ区域	
		を設定し、これらの区域への人の立入りを制限	
		するとともに持ち込み点検を行える設計とする	
		こと。	
		2.原子炉の運転制御系等の情報システムは、電気通	
		信回路を通じた外部からのアクセスを遮断する	
		設計とすること。	
		3. 出入管理及び盤等を施錠管理することにより物	
		理的アクセスを制限する設計とすること。	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
第8条 試験研究用等原	・火災防護の基本方針と	Ⅲ-6 火災による損傷の防止(第8条関係)	
子炉施設は、火災によ	して、発電用原子炉施	第8条の規定は、試験研究用等原子炉施設に対して、	
り当該試験研究用等原	設の火災防護基準に	火災により安全施設が安全機能を損なわないよう、必	
子炉施設の安全性が損	おける①火災の発生	要に応じて、火災の発生を防止することができ、かつ、	
なわれないよう、 <u>必要</u>	防止、②火災の早期感	早期に火災発生を感知する設備及び消火を行う設備並	
に応じて、火災の発生	知及び消火、③火災の	びに火災の影響を軽減する機能を有する設計とするこ	
<u>を防止することがで</u>	影響軽減、の3方策を	とを要求している。また、消火設備は破損、誤作動又	
<u>き、かつ、早期に火災</u>	どのように取り入れ	は誤操作が起きた場合においても試験研究用等原子炉	
発生を感知する設備及	るのかを確認する。	を安全に停止させるための機能を損なわない設計とす	
び消火を行う設備(以	(例)	ることを要求している。	
下「消火設備」という。)	- 発電用原子炉施設	申請者は、本試験研究用等原子炉施設の主要な特徴	1.6 火災防護
並びに火災の影響を軽	と同様に火災防護	(「Ⅲ−10 安全施設(第12条関係)」にて記載す	1.6.1 火災防護に関する基本方針
<u>減する機能を有するも</u>	基準を適用し、火災	る。)を考慮し、必要に応じて火災の発生を防止し、火	原子炉施設は、想定される火災によっても、原子炉
<u>の</u> でなければならな	防護対策を講じる。	災発生を早期に感知し、消火を行う設備を有し、火災	を停止でき、放射性物質の閉じ込め機能を維持できる
l,°	- 火災防護基準を参	の影響軽減を考慮した設計とすることとし、これらの	こと、また、停止状態にある場合は、引き続きその状
	考とし、火災防護3	火災発生防止、火災感知及び消火並びに火災の影響軽	態を維持できる設計とする。さらに、使用済燃料の貯
2 消火設備は、破損、	方策を組み合わせ	減の三方策を適切に組み合わせ、想定される火災に対	蔵機能を維持できる設計とする。また、使用済燃料の
誤作動又は誤操作が起	て原子炉の安全停	して、原子炉の停止機能、原子炉の冷却機能、放射性	貯蔵プールについては、プール水の供給配管に接続口
きた場合においても <u>試</u>	止機能を損なわな	物質の閉じ込め機能及び使用済燃料の貯蔵機能を維持	から注水を行える設計とすることで、冷却機能及び給
<u>験研究用等原子炉を安</u>	い対策を講じる。	する設計とするとしている。	水機能を維持できる設計とする。火災防護対策は、「実
全に停止させるための			用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審
機能を損なわないもの	・火災防護基準を参考と	このため、規制委員会は、以下の項目について審査	査基準」及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイ
でなければならない。	して火災防護3方策	を行った。	ド」を参考に、高温工学試験研究炉の安全上の特徴を
	の組合せにより対策		考慮し、必要に応じて火災発生防止、火災感知及び消
【解釈】	を講じる場合は、対象	1. 火災区域及び火災区画の設定	火並びに火災の影響軽減の三方策を適切に組み合わ
1 第8条については、	とする試験研究用等	2.火災の発生防止に係る設計方針	せ、原子炉の停止機能、原子炉の冷却機能、放射性物

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
設計基準において想定	原子炉施設の安全上	3. 火災の感知及び消火に係る設計方針	質の閉じ込め機能及び使用済燃料の貯蔵機能を維持す
される火災により、試	の特徴や可燃物管理	4. 火災の影響軽減に係る設計方針	る。
験研究用等原子炉施設	(種類や取扱量)を考		また、消火設備の破損、誤作動又は誤操作が起きた
の安全性が損なわれな	慮したうえで、3 方策	規制委員会は、これらの項目について、以下のとお	場合においても原子炉を安全に停止させるための機能
いようにするため、試	の適用の程度や組合	り本申請の内容を確認した結果、申請者が、本試験研	を損なわない設計とする。
験研究用等原子炉施設	せの考え方が合理的	究用等原子炉施設の主要な特徴を踏まえ、火災防護基	なお、火災が発生した場合は、速やかに初期消火活
の安全上の特徴に応じ	であることを確認す	準を参考とし、米国電子工学会(IEEE)規格、消防法、	動を行うとともに、大洗研究所内通報連絡系統に従っ
て必要な機能(火災の	る。	建設省告示等も踏まえ、火災の発生防止、火災の感知	て通報し、火災の消火、拡大防止のための活動を行う。
発生防止、感知及び消		及び消火並びに火災の影響軽減を適切に組み合わせた	また、火災延焼のおそれがある場合には原子炉を停止
火並びに火災による影		火災防護を行うとしていること、また、消火設備の破	する措置を行う。
響の軽減)を有するこ		損、誤作動又は誤操作が起きた場合にも原子炉を安全	
とを求めている。また、		に停止させるための機能を損なわない設計としている	
上記の「試験研究用等		ことから、許可基準規則に適合しているものと判断し	
原子炉施設の安全性が		<i>t</i> =。	
損なわれない」とは、			
安全施設が安全機能を		各項目についての審査内容は以下のとおり。	
損なわないことを求め			
ている。ここでいう <u>「安</u>	・火災区域は耐火壁によ	1. 火災区域及び火災区画の設定	1.6.2 火災防護対象設備
全機能を損なわない」	り囲まれ、他の区域と	火災防護基準は、火災発生防止、火災の感知及び消	火災防護対象設備は、安全施設の中から、原子炉を
とは、試験研究用等原	分離されている建屋	火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災	安全に停止・維持でき、放射性物質の閉じ込め機能を
子炉を停止でき、放射	内の区域とすること。	防護対策を講じるために、火災区域及び火災区画を設	維持するための設備を選定する。これらの設備は、第
性物質の閉じ込め機能		定することを要求している。	1.3.1 表に示す第 6 条に関する重要安全施設として選
<u>を維持できること、ま</u>	・火災区画は、火災区域	申請者は、安全施設の中から、原子炉を安全に停止	定しており、第 1.3.1 表に示す設備を火災防護対象設
た、停止状態にある場	を細分化したもので	し、炉心の冷却状態が維持でき、放射性物質の閉じ込	備として選定する。また、第 1.3.1 表に示す設備が損
合は、引き続きその状	あって、耐火壁、離隔	め機能を維持するための設備として、第6条第2項及	傷した場合、これらの事象に対処するための多重化さ
態を維持できることを	距離、固定式消火設備	び第28条第1項に規定する重要安全施設並びに第	れた系統が火災により同時に機能を失わないよう、第

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
<u>いう。</u> さらに、 <u>使用済</u>	等により分離された	12条第2項に規定する安全機能の重要度が特に高	1.3.2 表及び第 1.3.3 表に示す重要安全施設を火災防
燃料貯蔵槽において	火災防護上の区画と	い安全機能を有する安全施設を火災防護対象設備と	護対象設備として選定する。使用済燃料の貯蔵機能を
は、プール冷却機能及	すること。	して選定するとしている。また、使用済燃料の貯蔵機	維持するための設備については、原子炉建家内の貯蔵
びプールへの給水機能		能を維持するための設備については、原子炉建家内の	プール及び貯蔵ラック並びに使用済燃料貯蔵建家内の
<u>を維持できることをい</u>	・火災防護対象設備は、	使用済燃料貯蔵設備貯蔵プール及び使用済燃料貯蔵	貯蔵セル並びに貯蔵ラックを火災防護対象設備として
<u>う。</u> したがって、安全	火災区域、火災区画内	設備貯蔵ラック並びに使用済燃料貯蔵建家内の使用	選定する。また、貯蔵プールの冷却機能及び給水機能
施設の安全機能が損な	に配備して防護する	済燃料貯蔵設備貯蔵セル及び使用済燃料貯蔵設備貯	を維持するため、プール水の供給配管の接続口までを
われるおそれがある火	設計であることを確	蔵ラックを火災防護対象設備として選定するとして	火災防護対象設備として選定する。
災に対して、試験研究	認する。	いる。また、使用済燃料貯蔵設備貯蔵プールの冷却機	
用等原子炉施設に対し		能及び給水機能を維持するため、当該貯蔵プールから	
て必要な措置が求めら	・火災防護対象設備は、	水の供給配管の接続口までを火災防護対象設備とし	
れる。	以下のとおりとする。	て選定するとしている。	
2 (ナトリウム冷却型	- 試験研究用等原子	また、耐火壁、耐火扉等により、他の区域と分離さ	1.6.3 火災区域及び火災区画の設定
高速炉の規定のため	炉を安全に停止し、	れている区域を火災区域として設定し、火災区域内に	耐火壁、耐火扉、貫通部シール及び換気系統によっ
略)	放射性物質の閉じ	おいて、系統分離を勘案し、耐火壁、耐火扉、防火ダ	て、他の区域と分離されている区域を火災区域として
3 第2項の規定につい	込め機能を維持で	ンパ等により分離した火災区画を設定するとしてい	設定する。また、火災区域において、系統分離を勘案
て、消火設備の破損、	きること。	る。	して火災区画を設定する。火災区画は、建設省告示第
誤作動又は誤操作が起	- 停止状態にある場	火災区域又は火災区画内において火災が発生して	1399 号において定められた構造方法に準拠した耐火能
きた場合のほか、火災	合は、引き続きその	も、火災伝播により火災防護対象設備の安全機能を損	力を有する耐火壁、建設省告示第 1369 号において定め
感知設備の破損、誤作	状態を維持できる	なわないことについては、「4. 火災の影響軽減に係	られた構造方法に準拠した耐火能力を有する耐火扉及
動又は誤操作が起きた	こと。	る設計方針」にて記載する。	び消防法が定める基準を満たした防火ダンパ及びモル
ことにより消火設備が	- 使用済燃料貯蔵槽		タル等の不燃材料による貫通部シールにより分離す
作動した場合において	においては、プール	以上のことから、規制委員会は、申請者が火災防護	る。
も、 <u>試験研究用等原子</u>	冷却機能及びプー	対象設備を設置する場所を、火災区域及び火災区画と	多重化された系統のケーブルトレイ若しくは機器が
<u>炉を安全に停止させる</u>	ルへの給水機能を	していることが、火災防護基準を踏まえたものである	同一の火災区域又は火災区画に混在し、耐火壁等によ

ことを確認した。

維持できること。

ための機能を損なわな

る分離が困難な場合は、相互に分離されたケーブルト

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
いものであること。			レイ・機器間に可燃物がないことを確認し、米国電気
	・火災防護対象設備は、		電子工学会(IEEE)規格 384 (1992 年版) を参考とした
	設計基準事故に対処		分離により、多重化された系統の安全機能が損なわれ
	するための設備に加		ないようにする。
	え、使用済燃料貯蔵施		なお、多重化された原子炉の停止系及び冷却系に係
	設の冷却機能及び給		るケーブルを収納するケーブルトレイのうち、系統が
	機能に係る設備を基		混在する火災区域又は火災区画内に設置されるケーブ
	本とするが、地震等の		ルトレイの1系統については、建設省告示1369号を参
	自然現象に起因して		考とした鉄板厚さ(1.5mm)以上により1時間の遮炎性
	発生する火災に対し		を確保することに加え、ケーブルトレイが過熱される
	ては、地震等の自然現		ことによるケーブルへの熱的影響を考慮し、ケーブル
	象発生時に期待する		トレイに 1 時間の耐火性を有する障壁材を巻設する。
	機能を火災の影響軽		上記により、火災区域又は火災区画内において火災
	減対策により防護す		が発生しても、火災伝播により火災防護対象設備の安
	る設計であることを		全機能を損なわないことを火災影響評価にて確認す
	確認すること。		る。また、火災区域及び火災区画内には消防法が定め
			る基準を満たした煙感知器、熱感知器及び火災受信機
			盤から構成する火災感知設備並びに消防法が定める基
			準を満たした消火器、消火栓及び二酸化炭素消火設備
			から構成する消火設備を消防法に基づき配置する。
		2. 火災の発生防止に係る設計方針	1.6.4 火災の発生防止
		火災防護基準は、火災の発生を防止するための対策	想定される火災により、原子炉施設の安全性が損な
		を講じること、安全機能を有する機器等に対して、不	われることを防止するため、以下の火災の発生防止対
		燃性材料若しくは難燃性材料又は難燃ケーブルを使	策を講じる。
		用すること、原子炉施設内の構築物、系統及び機器に	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		対して、自然現象によって火災が発生しないように対	
		策を講じることを要求している。	
		申請者は以下のとおり対策を講じるとしている。	
	・発火性又は引火性の物	(1)発火性又は引火性の液体である潤滑油及び燃料	(1)発火性物質及び引火性物質の漏えいの防止
	質を内包した機器を	油を内包する機器については、パッキンの挿入又	発火性又は引火性の液体としては、原子炉施設内
	設置する火災区域は、	は堰の設置により漏えいを防止する設計とする。	に設置されるポンプ、ファン、循環機、圧縮機、非
	漏えいの防止、拡大防		
	止策などの火災防護	用しないしゃ断器を使用する設計とする。	油があり、これらを内包する機器についてはパッキ
	対策を講じているこ		ンの挿入又は堰の設置により漏えいを防止する設計
	とを確認する。		とする。
			(2)不燃性材料又は難燃性材料の使用
			···電源用のしゃ断器については、絶縁油を使用し
			ないしゃ断器を使用する。…
			ない。 C で関語でに対力・30。
			【まとめ資料】p295
			2) 潤滑油、燃料油の火災について
			潤滑油、燃料油の漏えい火災では、米国の火災確率
			論的リスク評価ガイドNUREG/CR-6850
			6-17を参考として、機器が内包する油量の10%
			が漏えいし燃焼するものとする。なお、潤滑油の漏え
			いを防止するパッキンは金属製のケーシングに格納さ
			れており、他の火災による影響を受けにくい構造であ
			る。

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	・安全機能を有する機器	(2)火災防護対象設備は、鋼等の不燃性材料を使用	(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用
	等は、不燃性材料又は	することにより、火災の発生を防止する設計とす	火災防護対象設備の材料については、鋼等の不燃
	難燃性材料を使用し	る。また、火災防護対象設備に使用している保温	性材料を用いるとともにケーブルについては難燃性
	た設計であることを	材は、ロックウール、グラスウール、けい酸カル	材料を使用することで、火災の発生を防止する設計
	確認する。	シウム等からなる不燃性材料を使用する設計と	とする。…火災防護対象設備に使用している保温材
		する。	は、ロックウール、グラスウール、けい酸カルシウ
	・保温材は金属、ロック		ムからなる不燃性材料を使用する。
	ウール又はグラスウ		
	ール等、不燃性のもの		【まとめ資料】p20
	を使用する設計であ		⑤火災防護対象設備に使用している保温材は、建設省
	ることを確認する。		告示第1400号(不燃材料を定める件)にて不燃
			性が認められているロックウール、グラスウール、
			ケイ酸カルシウムからなる保温材を使用しているこ
			とを設計仕様書にて確認している。また、火災防護
			対象設備である非常用空気浄化設備に使用している
			微粒子フィルタについては、グラスウール及びよう
			素除去フィルタについては、活性炭を使用している。
			⑥建家内装材については、石こうボード等の不燃性材
			料を使用している。また、中央制御室のカーペット
			は消防法に規定する防炎性能を有している。
	ケーブルは難燃ケーブ	(3)ケーブルは原則として難燃ケーブルを使用す	(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用
	ルを用いていること	る。ただし、中性子計装ケーブル及び放射線モニ	…火災防護対象設備に係るケーブルについては、
	を確認する。	タケーブルは耐ノイズ性能を確保するため非難	米国電気電子工学会(IEEE)規格 383 等の垂直トレイ
		燃ケーブルを使用していることから、当該非難燃	燃焼試験及び ICEA 垂直燃焼試験若しくは UL 垂直燃
	・難燃性は、延焼性及び	ケーブルについては、電線管内に敷設するととも	焼試験に合格する難燃ケーブルを使用する。…

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	自己消火性の実証試	に、電線管の開口部を熱膨張性及び耐火性を有し	中性子計装ケーブル及び放射線モニタケーブルは
	験により示されてい	たシール材で閉塞させ酸素の供給を防止するこ	耐ノイズ性能確保のため難燃性以外のケーブルを使
	ること。	とで、難燃ケーブルと同等の耐延焼性及び自己消	用していることから電線管内に敷設するとともに、
	(実証試験の例)	火性を確保する設計とする。	電線管の開口部を熱膨張性及び耐火性を有したシー
	・自己消火性の実証試		ル材で閉塞させ酸素の供給を防止することで、難燃
	験···UL 垂直燃焼試験		ケーブルと同等の耐延焼性及び自己消火性を確保す
	・延焼性の実証試験・・・		る。…
	IEEE383 又は IEEE1202		
			【まとめ資料】p20
	これらの試験によらな		③火災防護対象ケーブルは、延焼性能及び自己消火性
	い場合は、技術的に同等		能を有した難燃性ケーブルを使用している。延焼性能
	であることを確認する		については、IEEE-383等の垂直トレイ試験へ
	こと。		の適合すること、自己消火性能については、ICEA
	(例)		垂直燃焼試験(絶縁体のみ実施)あるいはUL垂直燃
	- 例示の規格試験に		焼試験に適合することで性能を担保する。なお、IC
	よらない場合は、申		EA垂直燃焼試験を実施しているケーブルのシース
	請者が実施した難		については、同じ材料を前提に、実用発電用原子炉の
	燃性(自己消火性+		UL垂直燃焼試験結果を参考に自己消火性を確認す
	耐延焼性)確認試験		る。ケーブルシース厚さについては、実用発電用原子
	項目を例示の規格		炉のUL垂直燃焼試験で確認したシース厚さ以上を
	試験と比較し、相違		担保する。
	が有意でないこと		
	を確認する。		
	- 試験項目に有意な		
	相違点がある場合		
	は、相違点による影		

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	響が、他の設計要素		
	(材料、構造、想定		
	火災条件等)により		
	対応できているこ		
	とを確認する。		
	・電気系統は、過電流に	(4)電気系統は、高圧回路用の気中しゃ断器又は真	(3) 電気系統の過熱、焼損の防止
	よる過熱、焼損を防止	空しゃ断器を用いている配線については、過電流	電気系統に接続する負荷のうち、高圧回路用の気
	する設計であること	継電器等の保護装置としゃ断器の組合せ等によ	中しゃ断器、真空しゃ断器を用いている配線につい
	を確認する。	り、地絡・短絡等に起因する過電流による過熱や	ては、過電流継電器等の保護装置としゃ断器の組合
		損傷を防止する設計とする。	せ等により、地絡・短絡等に起因する過電流による
	・電気系統は、地絡、短		過熱や損傷を防止する設計とする。ケーブルの火災
	絡等に起因する過電		については、高圧回路用の気中しゃ断器、真空しゃ
	流による過熱防止の		断器によって配線されている動力ケーブルについて
	ため、保護継電器と遮		想定する。
	断器の組合せ等によ		
	り故障回路の早期遮		【まとめ資料】p19
	断を行い、過熱、焼損		4. 3 電気系統の過熱、焼損の防止
	の防止する設計であ		①気中しゃ断器、真空しゃ断器から配線される440
	ることを確認する。		V以上の電気系統については、地絡、短絡等に起因
			する過電流を漏電継電器、過電流継電器等の組合せ
			により故障回路の早期しゃ断を行い、ケーブルの加
			熱・焼損を防止している。
			②電気系統のうち配線用しゃ断器から配線される44
			OV以下の電気系統については、熱膨張率の異なる
			2種の金属板の温度変化によって湾曲するバイメタ

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			ルの物理現象による過電流保護を行い、ケーブルの
			加熱・焼損を防止している。
	火災区域内で水素が漏	(5)蓄電池から発生する水素ガスの蓄積防止は換気	(4) 蓄電池から発生する水素ガスの蓄積防止
	えいしても、水素の燃	設備により行い、停電が発生した場合においても	蓄電池から発生する水素ガスの蓄積防止は換気設
	焼限界濃度以下とな	非常用発電機からの給電により運転を継続する	備により行い、停電が発生した場合においても非常
	るように水素を排気	設計とする。蓄電池室の換気設備が異常により停	用発電機からの給電により運転を継続する設計とす
	できる設備を設置す	止した場合は、中央制御室に警報を発信する設計	る。蓄電池室の換気設備が異常により停止した場合
	る設計であることを	とする。また、換気停止時における水素ガスの滞	は、中央制御室に警報を発信する設計とする。また、
	確認する。	留防止の処置を蓄電池室の水素濃度が 2%に達す	換気停止時における水素ガスの滞留防止の処置を蓄
		る前に講じ、蓄電池室の水素濃度を燃焼限界濃度	電池室の水素濃度が2%に達するまでに講じ、蓄電池
	・蓄電池室の換気設備	以下に抑える設計とする。滞留防止の処置は、蓄	室の水素濃度を燃焼限界濃度以下に抑える。滞留防
	が、2%を十分下回る水	電池室の扉を開放するとともに、蓄電池室上部に	止の処置は、蓄電池室の扉を開放するとともに、蓄
	素濃度に維持できる	水素ガスが滞留することを防止する目的でブロ	電池室上部に水素ガスが滞留することを防止する目
	ことを確認する。	アによる送風を行うこととする。	的でブロアによる送風を行う。
	・換気機能の喪失時には		【まとめ資料】p30
	中央制御室に警報を		蓄電池室の換気停止時における対応について
	発する設計であるこ		・蓄電池室は、換気系による換気が常時行われている
	とを確認する。		ことから水素は滞留しない。商用電源喪失時におい
			ても、非常発電機からの給電により換気系による換
			気が期待できることから同様である。全交流電源喪
			失時においては、換気系は停止することとなるが、
			蓄電池の放電により水素が発生することはない。商
			用電源の復電により蓄電池への充電が開始され水素
			が発生することとなるが、換気系も商用電源の復電

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
			により再起動する。従って、充電期間中に水素が成
			層化して可燃域に達することはないが、念のためブ
			ロアを用いた蓄電池室の換気を行う。
			・扉を開放し水素ガスを逃がす措置を講ずると共に、
			蓄電池室上部に水素ガスが滞留することを防止する
			ためブロアを設置し天井に向けて送風を行う。
			・扉を開放したときの排気口面積は、社)電池工業会
			「鉛蓄電池に関する設計指針」により、自然換気に
			よる排気口面積以上であることを確認している。
			・ブロア設置の措置は蓄電池室の換気停止を確認して
			から 30 分を目途に行う。
			・蓄電池室内全体に対して水素ガス濃度が2%に達す
			るまでの時間は、以下によりH181室(蓄電池B)111
			時間、H182室(蓄電池A)99時間である。
	・落雷による火災の発生	(6)雷害防止として、建築基準法に基づき排気筒へ	(第6条関係)
	防止対策として、建屋	避雷針を設置する。	適合のための設計方針
	等に避雷設備を設置		1について
	する設計であること		安全施設は、以下のとおり構造物及び機器の条件
	お確認する。		を設定し、地震及び津波以外の想定される自然現象
			によって原子炉施設の安全性が損なわれないように
			する。
			(1)~(4) (略)
			(5) 落雷
			雷害防止として、建築基準法に基づき排気筒へ避
			雷針を設置する。また、避雷針の接地極として、接

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			地網を布設して接地抵抗の低減を図る。
			安全保護系である原子炉保護設備及び工学的安全
			施設の計装ケーブル及び制御ケーブルはシールドケ
			ーブルを採用するとともに、屋外に敷設されるケー
			ブルについては、鉄筋コンクリートトレンチ、金属
			製トレイ又は金属製電線管に収納し接地する。
			(以下略)
		以上のことから、規制委員会は、申請者による火災	
		の発生防止に係る設計が、火災防護基準を踏まえたも	
		のであることを確認した。	
		ただし、規制委員会は、申請者が実施した難燃ケー	(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用
		ブルの自己消火性の試験方法は ICEA 垂直燃焼試験で	…ケーブルの自己消火性を確保する ICEA 垂直燃焼
		あり、火災防護基準で規定している UL 垂直燃焼試験	試験は、UL 垂直燃焼試験と同様に 60 秒以内の残炎時
		と試験方法が同一ではないものの、両者は試験方法、	間を確認する試験であり、試験方法及び試験条件は、
		試験条件及び残炎時間の確認において同等でありケ	ケーブルシースを取り除き、絶縁体を剥き出しの状
		ーブルシースの寄与が異なる点であること、その相違	態で加熱する点を除き UL 垂直燃焼試験と同等であ
		を踏まえた上で、本試験研究用等原子炉施設に敷設し	る。また、UL 垂直燃焼試験により加熱するケーブル
		ている難燃ケーブルについては、絶縁材そのものの自	シースは、自己消火性を示す酸素指数が ICEA 垂直燃
		己消火性に加え、ケーブルシースにおいても材料の酸	焼試験で加熱する絶縁体よりも大きく、絶縁体より
		素指数が絶縁材よりも大きく自己消火性があること、	も燃焼し難いことから、ケーブルの自己消火性は絶
		また、必要なケーブルシース厚さが確保できているこ	縁体よりもケーブルシースの寄与が大きい。このた
		とから、難燃ケーブル全体として十分な自己消火性が	め、ICEA 垂直燃焼試験により絶縁体の自己消火性を
		確保されることを確認した。	確認しているケーブルについては、絶縁体よりも燃
		なお、型式試験により絶縁体の自己消火性を確認し	焼し難いケーブルシースの自己消火性は確保できる
		ていない火災防護対象ケーブルについては、敷設され	ため、当該試験によりケーブルの自己消火性を確保

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
		ている既設の余長ケーブルを活用して UL 垂直燃焼試	する。ICEA 垂直燃焼試験により、絶縁体の自己消火
		験を実施し、自己消火性を確認する方針であることも	性を確認していない火災防護対象設備に係るケーブ
		あわせて確認した。	ルについては、敷設されている既設の余長ケーブル
			に対する UL 垂直燃焼試験を行う。…
			【まとめ資料】p284, 285
			火災防護対象ケーブルについては、UL 垂直燃焼試験
			に拠る自己消火性の実証が審査基準において例示され
			ている。UL 垂直燃焼試験に拠る自己消火性能の担保に
			ついては、HTTR では、IEEE383 等に基づく垂直トレイ
			燃焼試験に加え、建設時の型式試験にてケーブル芯線
			に係る自己消火性を、UL 垂直燃焼試験と同等の試験で
			ある ICEA 垂直燃焼試験にて 60 秒以内の残炎時間を確
			認している。ICEA 垂直燃焼試験は、UL 垂直燃焼試験と
			同様に 60 秒以内の残炎時間を確認する試験であり、試
			験方法、燃焼源、加熱熱量、使用燃料、加熱角度、加
			熱時間も同様である。
			ICEA 垂直燃焼試験は、ケーブルシースを取り除き、
			絶縁体が剥き出しの状態で加熱することが、外側のケ
			ーブルシースを加熱する試験方法である UL 垂直燃焼試
			験と異なる点である。なお、絶縁体の自己消火性を示
			す酸素指数がケーブルシースよりも小さく、ケーブル
			シースよりも燃焼し易い絶縁体のみで残炎時間を担保
			する ICEA 垂直燃焼試験のほうが、UL 垂直燃焼試験に対
			してより厳しい試験条件であることから保守的であ
			る。これについては、ケーブルの自己消火性は、絶縁

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
			体よりもケーブルシースに係る寄与が大きいことによ
			る。具体的には、自己消火性は、日本工業規格
			(JISK7201)に基づく試験方法により算定される酸素
			指数が大きく影響する。酸素指数は、材料の燃焼が雰
			囲気中の酸素濃度に依存することに着目し、材料が自
			然鎮火する限界酸素濃度をもとに指数として定めた物
			性値であり、値が大きいほど自己消火性が高い。絶縁
			体とケーブルシースの酸素指数については、ケーブル
			シースの酸素指数が大きいことが一般的であり、HTTR
			の火災防護対象ケーブルについても絶縁体に比べてケ
			ーブルシースの酸素指数が大きいことを型式試験及び
			ケーブル仕様書にて確認している。
			ICEA 垂直燃焼試験により絶縁体の自己消火性を確認
			しているケーブルに係るケーブルシースについては、
			日本工業規格 (JISC3005) に基づく構造試験、引張試
			験、加熱試験、耐油試験に適合していること及び
			IEEE383 等に基づく垂直トレイ燃焼試験に適合してい
			ることを確認した上で、実用発電用原子炉が実施した
			同じ材料のケーブルシースに対するUL垂直燃焼試験結
			果を参考に自己消火性を担保する。なお、ケーブルシ
			ース厚さについては、UL 垂直燃焼試験の要求事項とし
			ていないが、実用発電用原子炉の UL 垂直燃焼試験で確
			認したケーブルシースの厚さ 1.5mm に対して、HTTR の
			ICEA 垂直燃焼試験で確認したケーブルに係るケーブル
			シースの厚さが 1.5mm 以上有していることをケーブル
			仕様書にて確認している。

HTTR 宏杏書

│	│ 番食の視点・催認事項	HIIK 番食書	甲請書・まとめ資料
			ICEA 垂直燃焼試験により、絶縁体の自己消火性を確
			認していない火災防護対象ケーブルについては、敷設
			されている既設の余長ケーブルに対する UL 試験を実施
			することで自己消火性を確認する。
	・火災を早期感知できる	3. 火災の感知及び消火に係る設計方針	1.6.5 火災の感知及び消火
	ように、固有の信号を	火災防護基準は、火災感知設備及び消火設備につい	想定される火災により、原子炉施設の安全性が損な
	発する異なる種類の	て、早期の火災感知及び消火を行える設計とすること	われることを防止するため、早期に火災感知及び消火
	感知器を組み合わせ	を要求している。また、これらの火災感知設備及び消	活動ができる設計とする。また、消火設備に破損、誤
	て設置する設計であ	火設備は、地震等の自然現象に対して機能及び性能を	作動又は誤操作が起きた場合においても、原子炉を安
	ることを確認する。	維持すること、消火設備の破損、誤作動又は誤操作が	全に停止させるための機能を損なわない設計とする。
		起きた場合おいても、安全機能を有する機器等の機能	このため以下を踏まえた設計とする。
	・異なる種類の感知器を	が損なわれないよう消火設備を設計することを要求し	
	組み合わせない場合	ている。	1.6.5.1 火災の感知
	は、火災区画内の可燃	(1)火災感知設備	(1) 原子炉建家内(原子炉格納容器内を除く。)及び冷
	物や想定される火災	申請者は以下のとおり対策を講じるとしている。	却塔並びに使用済燃料貯蔵建家内の火災感知
	の特性を踏まえ、単一	① 原子炉建家内(原子炉格納容器内を除く。)及	原子炉建家内(原子炉格納容器内を除く。)及び冷
	の感知器でも早期感	び冷却塔並びに使用済燃料貯蔵建家内の火災感	却塔並びに使用済燃料貯蔵建家内は、換気空調設備
	知可能であることを	知のため、非アナログ式の煙感知器を設置する。	の運転により湿度が一定に保たれていることに加
	確認する。	非常用発電機の燃料移送ポンプ室には燃料の気	え、通常運転時において、粉塵、水蒸気及び腐食性
		化を考慮して防爆型熱感知器を設置する。中央	ガスを発生させる火災区域及び火災区画を有してお
	・感知器は、外部電源喪	制御室には火災受信機盤を設置し、火災の警戒	らず、有炎火災を発生させる有機溶剤を保管してい
	失時においても、機能	範囲を示す火災警戒区画線に囲まれた範囲で火	ない。このため、アナログ式の煙感知器ではなく非
	を喪失しない設計で	災の発生場所を特定できる設計とする。火災感	アナログ式の煙感知器を消防法に基づき設置する。
	あることを確認する。	知設備は、商用電源喪失時においても非常用発	非常用発電機の燃料移送ポンプ室には、燃料の気化
		電機から給電できる設計とする。	を考慮して、消防法に基づき防爆型熱感知器を設置

許可其準規則・解釈 塞杏の視占・確認事項

由請書・まとめ資料

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			することで火災を検知する。
			中央制御室には、消防法が定める基準を満たした
			火災受信機盤を設置し、火災の警戒範囲を示す火災
			警戒区画線に囲まれた範囲で火災の発生場所を特定
			できる設計とする。…
			…火災感知設備は、外部電源喪失時においても非
			常用発電機から給電できる設計とする。
	・感知器からの警報が中	② 原子炉格納容器内の火災感知のため、非アナ	(2)原子炉格納容器内の火災感知
	央制御室等で適切に	ログ式の煙感知器及び熱感知器を設置する。火	- 原子炉格納容器内には、ヘリウム循環機用動カケ
	監視でき、感知器を特	災を感知した場合には、中央制御室に設置され	ーブルからの発火を想定した火災感知とヘリウムの
	定できる設計である	ている煙感知器表示盤及び熱感知器表示盤に火	│ │ 漏えい感知を目的として、非アナログ式の熱感知器
	ことを確認する。	災警報を発信する設計とする。熱感知器につい	を消防法に基づき設置する。また、原子炉格納容器
		ては、原子炉運転中において高温のヘリウム漏	は、通常運転時において、粉塵、水蒸気及び腐食性
	・中央制御室等の受信機	えいにより作動することがあるため、熱感知器	ガスを発生させる区画を有していないことから、ア
	で感知器の設置場所	が作動した場合には、原子炉格納容器圧力の上	ナログ式の煙感知器ではなく、熱感知器と比較して
	を1つずつ特定できな	昇、原子炉格納容器内放射能の上昇及び 1 次冷	早期に火災を検知できる非アナログ式の煙感知器を
	い場合は、短時間で確	却材圧力又は2次ヘリウム冷却材圧力の低下を	消防法に基づき設置する。火災を感知した場合には、
	実に火災発生場所を	確認することにより、ヘリウム漏えいあるいは	中央制御室に設置されている、消防法が定める基準
	特定し、消火活動が開	火災の発生を判断できる設計とする。	を満たした煙感知器・熱感知器表示盤に火災警報を
	始可能であることを		発信する設計とする。
	確認する。	以上のとおり、規制委員会は、申請者による火災	なお、熱感知器については、原子炉運転中におい
		感知設備の設計が、火災防護基準を踏まえたもので	て高温のヘリウム漏えいにより作動することがある
	・感知器は、平常時の状	あることを確認した。	ため、熱感知器が作動した場合には、原子炉格納容
	況を把握できるアナ	ただし、規制委員会は、申請者の対策が、以下の	器圧力の上昇、原子炉格納容器内放射能の上昇、1
	ログ式の感知器を用	点について火災防護基準で規定している対策と同一	次冷却材圧力又は2次ヘリウム冷却材圧力の低下を

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	いる設計であること	ではないものの、早期の火災感知が行えることを確	確認することにより、ヘリウム漏えいあるいは火災
	を確認する。	認した。	の発生を判断できる設計とする。
	・感知器を非アナログ式	① 原子炉格納容器内以外の火災区域又は火災区	(1)原子炉建家内(原子炉格納容器内を除く。)及び冷
	の設計とする場合は、	画には煙感知器を、非常用発電機の燃料移送ポ	却塔並びに使用済燃料貯蔵建家内の火災感知
	火災区画内の環境条	ンプ室には防爆型熱感知器を設置するとしてお	…原子炉建家内(原子炉格納容器内を除く。)及び
	件の管理等から、感知	り、火災防護基準が求める「固有の信号を発す	冷却塔並びに使用済燃料貯蔵建家内は、換気空調設
	器の誤作動防止の対	る異なる感知方式の感知器等」を設置していな	備の運転により湿度が一定に保たれていることに加
	策が取られているこ	ι _ν 。	え、通常運転時において、粉塵、水蒸気及び腐食性
	とを確認する。	これについては、原子炉格納容器内以外の火	ガスを発生させる火災区域及び火災区画を有してお
		災感知については、火災区域及び火災区画には	らず、有炎火災を発生させる有機溶剤を保管してい
	・可燃性の蒸気又は可燃	有炎火災を発生させる有機溶剤等を有しないこ	ない。このため、アナログ式の煙感知器ではなく非
	性の微粉が滞留する	と、煙感知器により熱感知器と比較して早期に	アナログ式の煙感知器を消防法に基づき設置する。
	おそれがある火災区	火災を検出できること、非常用発電機の燃料移	非常用発電機の燃料移送ポンプ室には、燃料の気化
	域には、電気・計装品	送ポンプ室には、燃料の気化を考慮して防爆型	を考慮して、消防法に基づき防爆型熱感知器を設置
	は防爆型とすること。	熱感知器を設置することにより確実に火災を検	することで火災を検知する。…
		出できること等から、感知器の多様性を有さな	
		くとも早期検知は担保できるとしていること。	(1)原子炉建家内(原子炉格納容器内を除く。) 及び冷
		② 中央制御室には火災受信機盤を設置し、火災	却塔並びに使用済燃料貯蔵建家内の火災感知
		の警戒範囲を示す火災警戒区画線に囲まれた範	…中央制御室には、消防法が定める基準を満たし
		囲で火災の発生場所を特定できる設計としてお	た火災受信機盤を設置し、火災の警戒範囲を示す火
		り、火災防護基準が求める「感知器の設置場所	災警戒区画線に囲まれた範囲で火災の発生場所を特
		を1つずつ特定する」受信機を設置していない。	定できる設計とする。
		これについては、中央制御室に設置した受信	なお、作動した感知器を特定できる受信機は設置
		機において、警戒範囲を示す警報を運転員が確	しないが、警戒範囲を示す警報を運転員が確認した
		認した後、運転員が現場に赴き、火災発生場所	後、空気呼吸器を装着の上、現場に赴き、火災の発

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
		を特定し、消火活動を開始するまで 10 分以内に	生場所を特定し、消火器又は屋内消火栓による消火
		実施することが可能であるとしていること。	活動を開始するまでに、短時間 (10 分以内)で実施す
			ることが可能である。…
			(1) 原子炉建家内(原子炉格納容器内を除く。)及び冷
		③ 火災区域又は火災区画に設置する感知器は非	却塔並びに使用済燃料貯蔵建家内の火災感知
		アナログ式としており、火災防護基準が求める	…原子炉建家内(原子炉格納容器内を除く。)及び
		「アナログ式の感知器」を設置していない。	冷却塔並びに使用済燃料貯蔵建家内は、換気空調設
		これについては、火災区域及び火災区画は、	備の運転により湿度が一定に保たれていることに加
		誤作動防止の観点から湿度、塵埃等に係る使用	え、通常運転時において、粉塵、水蒸気及び腐食性
		環境を考慮し、換気空調設備の運転により湿度	ガスを発生させる火災区域及び火災区画を有してお
		が一定に保たれていること、通常運転時におい	らず、有炎火災を発生させる有機溶剤を保管してい
		て、粉塵、水蒸気及び腐食性ガスを発生させる	ない。このため、アナログ式の煙感知器ではなく非
		区画を有していないことから、アナログ式感知	アナログ式の煙感知器を消防法に基づき設置する。
		器でなくとも誤動作を防止できるとしているこ	
		٤.	
	・火災区域又は火災区画	(2)消火設備	
	であって、火災時に煙	申請者は以下のとおり対策を講じるとしている。	1. 6. 5. 2 火災の消火
	の充満、放射線の影響	① 原子炉建家内(原子炉格納容器内を除く。)及	(1) 原子炉建家内(原子炉格納容器を除く。)及び使用
	等により消火活動が	び使用済燃料貯蔵建家の消火	済燃料貯蔵建家内の消火
	困難なところには、自	a. 原子炉建家内(原子炉格納容器内を除く。)及	原子炉建家内及び使用済燃料貯蔵建家内には、消
	動消火設備又は手動	び使用済燃料貯蔵建家の火災区域又は火災区	防法が定める基準を満たした消火器及び屋内消火栓
	操作による固定式消	画は、非常用発電機室及び非常用電源盤室を除	を消防法に基づき配置する。屋内消火栓ポンプは、
	火設備を設置する設	き、火災区域又は火災区画内の可燃物量及び区	想定する火災に要求される必要な消火用水量を消火
	計であることを確認	画の容積を考慮しても煙が充満する前に消火	設備に供給できる設計とするとともに、外部電源喪

HTTR 審査書

計り本牛別・肝が 番:	直の代点:唯秘争項			中間音・よとの具件
व	ける。		活動が開始できること、原子炉の定格運転中に	失時においても機能を喪失することがないよう非常
			おいて火災によって原子炉格納容器外での放	用発電機から給電できる設計とする。消火用水の水
• 消	肖火設備は、機器等に		射線量が上昇することはなく、消火困難な区域	源は、HTTR機械棟の共用水槽にて確保すること
思	悪影響を及ぼさない		ではないため、手動による消火で対処できるこ	に加え、大洗研究所(北地区)内の浄水場と接続す
d.	ように設置すること		とから、消火器及び屋内消火栓を設置する。	ることで、消火用水を確保する。また、消火用水の
₹	を確認する。	b.	屋内消火栓ポンプは、想定する火災に要求さ	供給配管は専用配管とするとともに、屋内消火栓ポ
			れる必要な消火用水量を消火設備に供給でき	ンプの故障時には、中央制御室へ警報を発信する設
• +	├分な量の消火剤が配		る設計とする。	計とする。
-	⋕されていることを	C.	消火用水の水源は、HTTR機械棟の共用水	なお、消火活動に係る煙の影響については、火災
研	確認する。		槽にて確保し、さらに消火用水が必要となった	区画内の可燃物量及び火災区画の容積を考慮しても
			場合には、共用水槽に接続する大洗研究所(北	煙が充満する前に消火活動が開始できるとともに、
• 消	肖火設備故障時は、中		地区) 内の浄水場からの給水により、消火用水	放射線の影響については、原子炉の定格運転中にお
	央制御室に吹鳴する		を確保できる設計とする。消火用水の供給配管	いて原子炉格納容器外の放射線が上昇することはな
討	殳計であることを確		は専用配管とする。消火設備の故障時には、中	いことから、人員による消火活動を実施する。
=7 =1	忍する。		央制御室へ警報を発信する設計とする。屋内消	煙の充満により消火器及び屋内消火栓による消火
			火栓ポンプは、商用電源を喪失しても消火が可	が困難となる非常用発電機室には、消防法により性
・消	肖火設備は、外部電源		能となるように、非常用発電機から給電できる	能が確認されている二酸化炭素消火設備を設置する
要	長失時に機能喪失し		設計とする。	とともに、消防法に定める必要薬剤量を備える。ま
†	ない設計であること	d.	煙の充満により消火器及び屋内消火栓による	た、火災源となる動力ケーブルが集中し消火器及び
a de la companya de	を確認する。		消火が困難となる非常用発電機室及び火災源	屋内消火栓による消火が困難であり、かつ他の火災
			となる動力ケーブルが集中し消火器及び屋内	防護対象機器に係るケーブルへの延焼を早期に防止
• 固	固定式のガス式消火設		消火栓による消火が困難であり、かつ他の火災	する必要がある非常用電源盤室についても、消火剤
	#は、作動前に作業員		防護対象機器に係るケーブルへの延焼を早期	による汚損を生じず、短時間で確実な消火を期待で
b	が退避できる設計で		に防止する必要がある非常用電源盤室には、消	きるよう、消防法により性能が確認されている二酸
₽ di	あることを確認する。		火剤による汚損を生じず、短時間で確実な消火	化炭素消火設備を設置するとともに、消防法に定め

審査の視点・確認事項

許可基準規則 解釈

を期待できるよう、必要薬剤量を備えた二酸化

申請書・まとめ資料

るに必要薬剤量を備える。また、二酸化炭素消火設

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	手動操作による固定式	炭素消火設備を設置する設計とする。二酸化炭	備は、外部電源喪失時においても機能を喪失するこ
	消火設備を設置する	素消火設備は、商用電源喪失時においても機能	とがないよう非常用発電機から給電できる設計とす
	場合は、早期に消火設	を喪失することがないよう非常用発電機から	る。二酸化炭素消火設備を作動させる場合は、警報
	備の起動が可能とな	給電できる設計とする。二酸化炭素消火設備を	により作業者の安全を図るとともに起動状態及び放
	るよう中央制御室か	作動させる場合は、作業前に警報を発生させ作	出状態を中央制御室に表示できる設計とする。…
	ら消火設備を起動で	業者の安全を図ることとする。	…潤滑油を内包するポンプ室の消火については、
	きるように設計され	e. 潤滑油を内包するポンプ室の消火については、	潤滑油の漏えい量及び火災区画の容積を考慮しても
	ていることを確認す	潤滑油の漏えい量及び火災区画の容積を考慮	煙が充満する前に消火活動が開始できることから、
	る。	しても煙が充満する前に消火活動が開始でき	消火器又は屋内消火栓を用い、人員により実施する。
		ることから、消火器又は屋内消火栓を用い、人	なお、消火にあたっては空気呼吸器の装着に加え、
	・中央制御室から固定式	員により実施する設計とし、消火に当たっては	人員の安全を確保した上で実施する。
	消火設備を起動でき	空気呼吸器の装着に加え、人員の安全を確保し	
	ない設計の場合は、現	た上で実施する。	
	場操作等他の手段に		
	より確実に早期起動	② 原子炉格納容器内の消火	(2)原子炉格納容器内の消火
	が可能であることを	原子炉格納容器内の消火活動において、煙の	原子炉格納容器内の消火は、消火器等を用いて人
	確認する。	影響については、原子炉格納容器の内部構造を	員により実施する。消火活動にあたり、煙の影響に
		考慮すると、煙は原子炉格納容器上部に拡散す	ついては、原子炉格納容器の内部構造を考慮すると、
		るため、煙が充満する前に消火活動を開始でき	煙は原子炉格納容器上部に拡散するため、煙が充満
		ること、雰囲気温度や放射線の影響については、	する前に消火活動を開始できる。また、雰囲気温度
		消火活動に支障をきたすほど温度や放射線量が	及び放射線の影響については、消火活動に支障をき
		上昇することは想定されず消火活動の妨げとは	たすほど温度及び放射線量が上昇することは想定さ
		ならないことから、これらの影響を考慮した結	れず消火活動の妨げとはならない。
		果、消火器等を用い、人員により実施 する設計	なお、消火活動においては、空気呼吸器の装着に
		とする。なお、実際の消火に当たっては、空気	加え、原子 炉格納容器内の温度、圧力、線量率、酸
		呼吸器の装着に加え、原子炉格納容器内の温度、	素濃度等を確認し、プラントの運転状態の確認及び

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
		圧力、放射線量率及び酸素濃度等を確認し、プ	人員の安全を確保した上で実施する。
		ラント運転状態の確認及び人員の安全を確保し	
		た上で実施する。	
		③ 冷却塔内の消火	(3) 冷却塔の消火
		補機冷却水設備が設置される冷却塔には、消	補機冷却水設備が設置される冷却塔には、消防法
		火器及び屋外消火栓を設置する。屋外消火栓の	が定める基準を満たした消火器及び屋外消火栓を消
		消火用水の水源は、大洗研究所(北地区)敷地	防法に基づき配置する。屋外消火栓の消火用水の水
		内に設置されている高架水槽にて確保し、さら	源は、大洗研究所(北地区)内に設置されている高
		に消火用水が必要となった場合には、大洗研究	架水槽にて確保し、高架水槽は大洗研究所(北地区)
		所(北地区)内の浄水場から高架水槽に給水で	内の浄水場と接続することで、消火用水を確保する。
		きる設計とする。消火用水の供給配管は専用配	消火用水は、高架水槽からの水頭圧により供給し、
		管とする。	消火用水の供給配管は専用配管とする。
		また、移動式消火設備として、大洗研究所(北	また、移動式消火設備として、大洗研究所(北地
		地区)内に消防自動車を配備する設計とする。	区)内に消防自動車を配備する。
		以上のとおり、規制委員会は、申請者による消火設	
		備の設計が、火災防護基準を踏まえたものであること	
		を確認した。	
		ただし、非常用発電機室及び非常用電源盤室に設置	1.6.5.2 火災の消火
		する二酸化炭素消火設備については、現場から起動を	(1)原子炉建家内(原子炉格納容器を除く。)及び使用
		行う設計としており、中央制御室から起動できる設計	済燃料貯蔵建家内の消火
		としていない。	…なお、二酸化炭素消火設備は、中央制御室から
		これについて規制委員会は、火災防護基準で規定し	起動できる設計ではないが、中央制御室での火災警
		ている、「手動操作による固定式消火設備を設置する場	報の確認から、退避警報の発信も含め、短時間(5分
		合は、早期に消火設備の起動が可能となるよう中央制	以内)での起動操作により早期消火が可能である。…

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		御室から消火設備を起動できるように設計されている	
		こと」と同一ではないものの、中央制御室での火災警	【まとめ資料】p23
		報の確認から、退避警報の発信も含め、短時間(5 分以	5. 4 火災の消火 (原子炉格納容器内)
		内)での起動操作が可能であることから、早期消火が	煙の影響、雰囲気温度及び放射線の影響を考慮へリ
		可能であることを確認した。	ウム循環機用動力ケーブルについては、IEEE383 に適合
			した延焼性能を有したケーブルを使用していることか
			ら、耐延焼性及び自己消火性を有するとともに、電線
			管及び鋼板で覆われたケーブルトレイ内に収納するこ
			とで、煙の拡散を抑制する。なお、ヘリウム循環機用
			動力ケーブルの消火については、分割構造となってい
			るケーブルトレイの鋼板を取り外し、内部に消火剤を
			噴霧することで対応する。可燃物は原則、原子炉格納
			容器内には持ち込まないことを保安規定及び運転手引
			により規定するとともに、保守用機器及び計測器等に
			対しては、建設省告示 1360 号に基づく鋼製キャビネッ
			トに収納することで煙の拡散を防止できる。万が一の
			煙の充満に対しては、1)原子炉格納容器内の床はグレ
			ーチング構造であり、煙の充満に対して原子炉格納容
			器は十分な容積 (2800m3) を有していること、2)ケー
			ブルの延焼性及び自己消火性並びに可燃物の火災等価
			時間から煙の量を限定できること、4) 火災の感知から
			15 分以内に消火開始を開始できることから、煙の充満
			に対して消火活動の妨げとはならない。
			また、定格運転中における原子炉格納容器内の雰囲
			気温度については、約50℃程度であること、放射線
			量についても、原子炉停止中と比べて僅かに上昇する

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			程度であることから、消防要員の入域並びに消火活動
			の妨げとはならない。さらに、ヘリウム循環機用動力
			ケーブルあるいは保守用機器及び計測器等の火災に起
			因して放射線が上昇することはない。
			上記の理由から、固定式消火設備による消火は必要
			とはならず、中央制御室での火災の感知から15分以
			内には、空気呼吸器を装着した上で、消火器による消
			火活動を開始することができる。
	凍結のおそれがある消	(3) 地震等の自然現象に対する火災感知設備及び消	1.6.5.3 自然現象等に対する対応
	火設備は凍結防止対	火設備の機能等の維持	消火設備は、地震等の自然現象を考慮し、以下の設
	策を講じる設計であ	申請者は以下のとおり対策を講じるとしている。	計とする。
	ることを確認する。	① 屋外の消火設備の凍結を防止するため、屋内	(1)屋外の消火設備の凍結を防止するため、屋内消火栓
		消火栓に係る屋外配管には、凍結防止ヒータを	に係る屋外配管には、凍結防止ヒータを設置する。
	・消火設備は、風水害に	設置する設計とする。	(2)屋内消火栓ポンプは、風水害により性能が阻害され
	より性能が著しく阻	② 屋内消火栓ポンプは、風水害により性能が阻	ないよう屋内に設置する。
	害されない設計であ	害されないよう屋内に設置する設計とする。	(3)トレンチ内に設置されている屋内消火栓用配管の
	ることを確認する。	③ トレンチ内に設置されている屋内消火栓用配	接続部には、地震による地盤変位対策としてフレキ
		管の接続部には、地震による地盤変位対策とし	シブル継手を使用する。
	・消火配管は、地震時に	てフレキシブル継手を使用する設計とする。	(4)屋内消火栓又は屋外消火栓が使用できない場合に
	おける地盤変位対策	規制委員会は、申請者の設計が、火災防護基準を	は、火災区域又は火災区画に配置されている消防法
	を考慮したものであ	踏まえていることを確認した。	が定める基準を満たした消火器及びバックアップ用
	ること確認する。		として中央制御室に配置されている消防法が定める
			基準を満たした消火器により、自衛消防隊及び公設
			消防が到着するまでの消火活動を行う。

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	・火災防護対象設備が、	(4) 消火設備の破損、誤動作又は誤操作による安全	1.6.5.4 消火設備の破損、誤作動又は誤操作による影
	建屋内の消火活動の	機能への影響	響音
	ために設置される消	申請者は以下のとおり対策を講じるとしている。	消火設備の破損による溢水の影響について、消火配
	火栓からの放水によ	① 消火設備の破損による火災防護対象設備への	管は火災防護対象設備と隔壁又は距離により分離する
	り安全機能を喪失し	被水の影響について、消火配管は火災防護対象	とともに、被水のおそれのある火災防護対象設備につ
	ない設計であること	設備と隔壁又は距離により分離するとともに、	いては防滴仕様の機器を使用することで直接影響を及
	を確認する。	被水のおそれのある火災防護対象設備について	ぼさない設計とする。また、手動により屋内消火栓ポ
		は防滴仕様の機器を使用することで、消火設備	ンプの起動操作及び起動後の手元バルブの開操作を行
		の破損による被水の影響を及ぼさない設計とす	うことで誤操作を防止する設計とする。
		る。	
		② 屋内消火栓については、手動により屋内消火	
		栓ポンプの起動操作及び起動後の手元バルブの	
		開操作を行うことで誤操作を防止する設計とす	
		る。	
		③ 二酸化炭素消火設備については、消火剤であ	
		る二酸化炭素は不活性ガスであり、当該消火設	
		備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤が放	
		出されても、ケーブル等の汚損により他の火災	
		防護対象設備への電源供給を阻害しないとして	
		いる。	
		規制委員会は、申請者の設計が、火災防護基準を	
		踏まえていることを確認した。	
		以上のことから、規制委員会は、申請者による火災	
		感知設備及び消火設備の設計が、火災防護基準を踏ま	
		えたものであることを確認した。	

UTTD 金木圭

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
	・火災防護対象設備を設	4. 火災の影響軽減に係る設計方針	
	置する火災区域につ	火災防護基準は、原子炉を安全に停止するために必	
	いては、3時間以上の	要な安全機能を有する機器等について、原子炉施設内	
	耐火能力を有する耐	のいかなる火災による影響を考慮しても、互いに異な	
	火壁によって他の火	る系統を分離することにより、多重化された系統が同	1.6.6 火災の影響軽減のための対策
	災区域から分離する	時に機能を喪失することがないように設計することを	1.6.6.1 火災の影響軽減のための対策
	設計であることを確	要求している。	火災により他の火災区域又は火災区画の火災防護対
	認する。	(1)火災の影響軽減対策	象設備の安全機能に影響を及ぼさないよう、火災の影
	・火災区域の隔壁の耐火	申請者は以下のとおり対策を講じるとしている。	響を軽減する以下の対策を講じる設計とする。
	時間が3時間に満たな	① 火災区域又は火災区画は、他の火災区域又は	(1)火災区域又は火災区画は、他の火災区域又は火災
	い場合には、火災区域	火災区画に影響を及ぼさないよう、耐火壁、耐	区画に影響を及ぼさないよう、耐火壁、耐火扉、
	内の可燃物による火	火扉、防火ダンパ及び貫通部シールにより分離	防火ダンパ及び貫通部シールにより分離する。…
	災等価時間や原子炉	する設計とする。	
	安全停止に要する時	② 火災防護対象設備のケーブルは電線管又はケ	(2)原子炉の停止機能、原子炉の冷却機能、放射性物
	間を考慮しても、隣接	ーブルトレイに格納し、同一の火災区域又は火	質の閉じ込め機能及びそれらに必要な監視機能に
	する火災区域に対し	災区画に系統が複数ある場合には、米国電気電	係る火災防護対象ケーブルは電線管又はケーブル
	て火災影響を軽減で	子工学会 (IEEE) 規格 384 を参考にした分離距	トレイに格納し、系統が複数ある場合には、米国
	きる設計であること	離により、互いの系列を分離する設計とする。	電気電子工学会(IEEE)規格 384 を参考に、互いの
	を確認する。	特に、火災防護対象設備のうち原子炉の停止機	系列を分離する。また、火災防護対象設備のうち
	・火災防護対象設備が火	能及び冷却機能を有する設備に係るケーブルを	原子炉の停止機能及び冷却機能を有する設備に係
	災区画、火災区域で分	格納するケーブルトレイであって、同一の火災	るケーブルを格納するケーブルトレイのうち、系
	離されない場合は、3	区域又は火災区画に系統が混在するケーブルト	統が混在する火災区画内に設置されるケーブルト
	時間以上の耐火能力	レイの 1 系統については、遮炎性を考慮し「特	レイの 1 系統については、原子炉の停止が制御棒
	を有する隔壁等で分	定防火設備の構造方法を定める件」(平成 12 年 5	の 2 段階挿入によって完了する時間(40分)及び非
	離されていること。	月 25 日建設省告示 1369 号) を参考として 1.5mm	常用発電機室を除く全ての火災区域又は火災区画

火災区画の隔壁等の耐

東本の知占・疎図東语

计可甘维组则。 級如

厚の鉄板で覆うとともに、ケーブルへの熱的影

の火災等価時間(20分)を考慮し、建設省告示

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
	火時間が3時間に満た	響を考慮し 1 時間の耐火性を有する障壁材を巻	1369 号を参考として 1.5mm 厚の鉄板で覆うことで
	ない場合には、火災区	設する設計とする。	遮炎性を確保する。また、ケーブルへの熱的影響
	域内の可燃物による		を考慮し、1 時間の耐火性を有する障壁材を巻設す
	火災等価時間を考慮	③ 中央制御室には火災発生時の煙を排気するた	る。
	しても、隣接する火災	め、排煙設備を設置する設計とする。	(3)中央制御室には火災発生時の煙を排気するため、
	区画に対して火災影		建築基準法が定める基準を満たした排煙設備を設
	響を軽減できる設計	④ 非常用発電機の燃料地下タンク近傍で起こる	置する。
	であることを確認す	火災により、タンク内の圧力が上昇することに	(4) 非常用発電機の燃料地下タンク近傍でおこる火
	る。	よる爆発の潜在的可能性を排除する観点から、	災により、タンク内の圧力が上昇することによる
	・同一火災区画内に安全	非常用発電機の燃料地下タンクには排気用のベ	爆発の潜在的可能性を排除する観点から、非常用
	機能を有する異なる	ント管を設置する設計とする。	発電機の燃料地下タンクには排気用のベント管を
	機器、ケーブルトレイ	⑤ 火災区域又は火災区画で可燃物を保管する場	設置する。
	が存在する場合には、	合は、原則として防火性能を有する鋼製のキャ	(5) 火災区域又は火災区画で可燃物を保管する場合
	上記の火災区画の分	ビネットに収納する設計とする。鋼製のキャビ	は、原則として建設省告示 1360 号において定めら
	離の考え方を踏まえ、	ネット以外で保管する場合は、火災影響評価に	れた構造方法に準拠した防火性能を有する鋼製の
	火災防護対象設備へ	より設定した火災区域又は火災区画ごとの制限	キャビネットに収納する。鋼製のキャビネット以
	の火災影響軽減対策	量を超えないように、可燃物の量を管理すると	外で保管する場合は、火災影響評価により設定し
	が取られていること、	ともに、発火源や火災防護対象設備との適切な	た火災区域又は火災区画ごとの制限量を超えない
	また、設計・施工を含	分離距離を保てるよう、米国電気電子工学会	ように、可燃物の量を管理するとともに、発火源
	め実現性があること	(IEEE) 規格 384 の分離距離を参考に可燃物の	や火災防護対象設備との適切な分離距離を保てる
	を確認する。	位置を管理する。さらに、可燃物は、不燃シー	よう、米国電気電子工学会(IEEE)規格 384 の分離
	(例)	トで覆うことによる火災予防措置を講じる。	距離を参考に可燃物の位置を管理する。さらに、
	- ケーブルトレイに		可燃物は、不燃シートで覆うことによる火災予防
	障壁材を巻設する	規制委員会は、申請者の設計が、火災防護基準を踏	措置を講じる。
	ことにより、火災等	まえていることを確認した。	
	価時間や原子炉安	ただし、規制委員会は、以下の点について火災防護	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	全停止に要する時	基準で規定している対策と同一ではないものの、火災	
	間を考慮した対策	の影響を限定し、他系統への延焼や火災からの影響を	
	とする。	防止することで、火災防護対象設備のうち原子炉の停	
	- 非安全系のケーブ	止機能及び冷却機能を有する設備に係るケーブルを	
	ルトレイに対して	少なくとも1系統は防護できる設計であることを確認	
	は、IEEE384 の離隔	した。	
	距離を確保するこ	① 本試験研究用等原子炉施設では、火災区域及	
	とにより、ケーブル	び火災区画の設定について、火災防護基準が求	
	への熱影響を軽減	める「3時間以上の耐火能力を有する耐火壁」に	(1) 火災区域又は火災区画は、他の火災区域又は火災区
	する対策とする。そ	よる分離としていない。	画に影響を及ぼさないよう、耐火壁、耐火扉、防火
	の際、ケーブルトレ	これについては、本試験研究用等原子炉施設	ダンパ及び貫通部シールにより分離する。
	イの遮炎性、ケーブ	では、全ての火災区域及び火災区画において、	なお、非常用発電機室の火災等価時間を1時間未満、
	ルの熱的影響も確	火災区画内の総発熱量、火災区画内の面積及び	その他の火災区域又は火災区画の火災等価時間を20
	認する。	燃焼率に基づき算出した火災等価時間が 1 時間	分未満に設定していることから、火災区域又は火災
	・電気ケーブルや引火性	未満であることから、「耐火構造の構造方法を	区画の耐火壁については建設省告示 1399 号、耐火扉
	液体が密集する火災	定める件」(平成 12 年 5 月 30 日建設省告示第	については建設省告示 1369 号に基づき、耐火壁及び
	区域及び中央制御室	1399 号) に基づき 1 時間以上の耐火性能を有	耐火扉について1時間以上の耐火時間を設定する。
	のような通常運転員	した耐火壁により分離する設計としている。	
	が駐在する火災区域	② 本試験研究用等原子炉施設では、安全機能を	
	では、火災発生時の煙	有する機器に対する系統分離について、火災防	
	を排気できるように	護基準が求める「3時間以上の耐火能力を有する	(2)…また、火災防護対象設備のうち原子炉の停止機能
	排煙設備を設置する	隔壁等で分離」する等の設計としていない。	及び冷却機能を有する設備に係るケーブルを格納す
	設計であることを確	これについては、本試験研究用等原子炉施設	るケーブルトレイのうち、系統が混在する火災区画
	認する。	では、手動スクラム操作により原子炉の反射体	内に設置されるケーブルトレイの1系統については、
	・油タンクには排気ファ	領域に制御棒が挿入されてから 40 分後に原子	原子炉の停止が制御棒の 2 段階挿入によって完了す
	ン又はベント管を設	炉の燃料領域に制御棒が挿入されることで原	る時間(40分)及び非常用発電機室を除く全ての火災

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	け、屋外に排気できる	子炉の停止が完了することから、原子炉の停止	区域又は火災区画の火災等価時間(20分)を考慮し、
	ように設計されてい	機能を有するケーブルは少なくとも 40 分間防	建設省告示 1369 号を参考として 1.5mm 厚の鉄板で覆
	ることを確認する。	護できれば十分であること、非常用発電機室を	うことで遮炎性を確保する。また、ケーブルへの熱
		除く全ての火災区域又は火災区画の火災等価	的影響を考慮し、1 時間の耐火性を有する障壁材を巻
		時間は 20 分以下であることを考慮し、ケーブ	設する。
		ルへの熱的影響を踏まえ1時間の耐火性を有す	
		る障壁材を巻設することで原子炉の停止機能	【まとめ資料】p288,289
		及び冷却機能に係るケーブルの防護が可能で	原子炉の停止が完了する時間(40分)及び火災区画
		あるとしている。	の火災等価時間(20分)を踏まえると、停止系及び冷
			却系に係るケーブルを収納するケーブルトレイのうち
			系統が混在する火災区画内に設置されるケーブルトレ
			イの1系統については、建設省告示1369号を参考とし
			た鉄板厚さ(1.5mm)により1時間の遮炎性を確保する
			ことに加え、ケーブルトレイが過熱されることによる
			ケーブルへの熱的影響を考慮し、1 時間の耐火性を有す
			る障壁材を巻設する。なお、非常用発電機室ついては、
			燃料油を全量漏えいさせることを想定していることか
			ら火災等価時間を1時間としているが、異なる系統の
			ケーブルトレイが火災区画内に存在しないことから延
			焼は考慮してない。これらにより、審査基準において
			要求されている、3時間以上の耐火能力を有する隔壁等
			による分離を図らない場合に対する同等性の説明を担
			保する。加えて、障壁材にて巻設を行わないケーブル
			を収納するケーブルトレイに対しては、実用発電用原
			子炉において、独立性の確保の観点から採用している
			IEEE384に基づく系統分離を図る。

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			巻設する障壁材については、建築基準法 (ISO834)
			に拠る加熱曲線によりケーブルトレイを1時間加熱し、
			非加熱面の温度がNUREG/CR6850に基づくケーブルの損
			傷温度(205℃) を超えないことを担保することとし、
			実用発電用原子炉が確認した結果を参考に障壁材を選
			定する。巻設する障壁材については、原子力発電所で
			の使用実績を有する規格品である、シリカ・マグネシ
			ア・カルシア系の断熱ブランケットを使用する。
			従って、原子炉の停止が完了する時間及び火災区画
			の火災等価時間を踏まえると、審査基準で要求される3
			時間以上の耐火性を有する隔壁等による系統分離は行
			わず、建設省告示 1369 号を参考とした鉄板厚さによる
			1 時間のケーブルトレイの遮炎性及び系統が混在する
			火災区画内に設置される停止系及び冷却系のケーブル
			トレイの 1 系統に係る障壁材の巻設による火災防護を
			図ることで、審査基準において要求されている、3時間
			以上の耐火能力を有する隔壁等による分離を図らない
			場合に対する同等性の説明を担保する。
	・原子炉施設内のいかな	(2)火災影響評価	1.6.6.2 火災影響評価
	る火災によっても、安	申請者は、火災区域又は火災区画内における火災	火災区域又は火災区画内における火災源の火災荷重
	全保護系及び原子炉	源の火災荷重及び燃焼率から、当該火災区域又は火	及び燃焼率から、当該火災区域又は火災区画内の火災
	停止系の作動が要求	災区画内の火災等価時間を算出するとしている。	等価時間を算出する。火災区域又は火災区画内で想定
	される場合には、火災	また、火災区域又は火災区画内で想定される火災	される火災に対して、当該火災区域又は火災区画内に
	による影響を考慮し	に対して、当該火災区域又は火災区画内に設置され	設置されている火災感知設備の種類及び消火設備を確
	ても、多重化されたそ	ている火災感知設備の種類及び消火設備を確認し、	認し、火災の感知及び消火方法が適切であること並び

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	れぞれの系統が同時	火災の感知及び消火方法が適切であること、他の火	に他の火災区域又は火災区画に火災が伝播しないこと
	に機能を失うことな	災区域又は火災区画に火災が伝播しないこと並びに	を確認する。また、想定される火災による火災防護対
	く、原子炉を安全に停	想定される火災により火災防護対象設備への影響が	象設備への影響を確認する。
	止できる設計である	ないことを確認するとしている。	
	ことを確認する。	規制委員会は、申請者の設計が、火災防護基準を	
		踏まえていることを確認した。	
			1.6.7 参考文献
			(1)「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に
			係る審査基準」(平成25年6月 原子力規制委員会)
			(2)「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」(平成
			25年6月 原子力規制委員会)

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
	溢水による損傷の防止	Ⅲ-7 溢水による損傷の防止等(第9条関係)	
	等は、「原子力発電所の	第9条第1項の規定は、安全施設は、試験研究用等原	
	内部溢水影響評価ガイ	子炉施設内における溢水が発生した場合においても安	
	ド」(1)を参考に、申請	全機能が損なわれないように設計することを要求して	
	者が示す以下について	いる。また、同条第2項の規定においては、試験研究用	
	確認する。	等原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容	
	1. 溢水防護対象設備を	器、配管その他の設備から放射性物質を含む液体があ	
	抽出するための方針	ふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏え	
	2. 溢水源及び溢水量を	いしないものでなければならないように設計すること	
	設定するための方針	を要求している。	
	3. 溢水防護区画及び溢	このため、規制委員会は、以下の項目について審査を	
	水経路を設定するた	行った。	
	めの方針		
	4. 建家内の溢水防護対	1. 溢水防護対象設備を抽出するための方針	
	象設備を防護するた	2. 溢水源及び溢水量を設定するための方針	
	めの方針	3. 溢水防護区画及び溢水経路を設定するための方	
	5. 放射性物質を含んだ	針	
	液体の管理区域外へ	4. 建家内の溢水防護対象設備を防護するための方	
	の漏えいを防止する	針	
	ための設計方針	5. 放射性物質を含んだ液体の管理区域外への漏え	
		いを防止するための設計方針	
		規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり	
		本申請の内容を確認した結果、許可基準規則に適合す	
		るものと判断した。	
		各項目についての審査内容は以下のとおり。	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
第9条 安全施設は、試験		1. 溢水防護対象設備を抽出するための方針	1.7 溢水防護
研究用等原子炉施設内	・重要度の特に高い安全	試験研究用等原子炉施設内で発生する溢水に対し	1.7.1 溢水防護に関する基本方針
における <u>溢水が発生し</u>	機能を有する系統が、	て、安全施設の安全機能が損なわれないようにするた	原子炉施設内で溢水が発生した場合においても、原
た場合においても安全	安全機能を維持する	めに必要な設備を溢水防護対象設備として抽出する方	子炉を停止でき、放射性物質の閉じ込め機能を維持で
機能を損なわないもの	ために必要な設備を	針が示されることが必要である。	きること、また、停止状態にある場合は、引き続きその
でなければならない。	溢水防護対象設備と	申請者は、安全施設の中から、原子炉を安全に停止	状態を維持できる設計とする。さらに、使用済燃料の貯
	して選定しているこ	し、炉心の冷却状態が維持でき、放射性物質の閉じ込め	蔵機能を維持できる設計とする。また、使用済燃料貯蔵
【解釈】	とを確認する。	機能を維持するための設備として、第6条第2項及び	プールについてはプール水の供給配管に接続口から注
1 第1項は、設計基準に		第28条第1項に規定する重要安全施設並びに第12	水を行える設計とすることで冷却機能及び給水機能を
おいて想定する溢水に	・防護対象設備を系統図	条第2項に規定する安全機能の重要度が特に高い安全	維持できる設計とする。
対して、安全施設が安全	及び配置図により確	機能を有する安全施設を溢水防護対象設備として選定	また、原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包
機能を損なわないため	認する。	するとしている。また、使用済燃料の貯蔵機能を維持す	する容器、配管その他の設備から放射性物質を含む液
に必要な安全施設以外		るための設備については、原子炉建家内の使用済燃料	体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外
の施設、設備等への措置	・同じ部屋であっても、	貯蔵設備貯蔵プール、使用済燃料貯蔵設備貯蔵ラック	へ漏えいしない設計とする。
を含む。	溢水による影響を考	及び使用済燃料貯蔵設備貯蔵プール水の供給配管の接	
	慮した堰等で区切ら	続口まで並びに使用済燃料貯蔵建家内の使用済燃料貯	1.7.2 溢水防護対象設備
2 第1項に規定する「試	れている場合には、区	蔵設備貯蔵セル及び使用済燃料貯蔵設備貯蔵ラックを	溢水防護対象設備は、安全施設の中から、原子炉を安
験研究用等原子炉施設	切られた区画を溢水	溢水防護対象設備として選定するとしている。	全に停止・維持でき、放射性物質の閉じ込め機能を維持
内における溢水」とは、	防護区画として取り	規制委員会は、申請者による溢水防護対象設備を抽	するための設備を選定する。これらの設備は、第1.3.1
試験研究用等原子炉施	扱うことができる。	出するための方針について、安全施設の中から、原子炉	表に示す第 6 条に関する重要安全施設として選定して
設内に設置された機器		を安全に停止し、炉心の冷却状態を維持でき、放射性物	おり、第 1.3.1 表に示す設備を溢水防護対象設備とし
及び配管の破損(地震起	・溢水が発生しても安	質の閉じ込め機能を維持するための設備、使用済燃料	て選定する。また、第1.3.1表に示す設備が損傷した場

1項の対象外とする

場合、その理由が申請

それがないとして第一いることを確認した。

因を含む。)、消火系統等

の作動、原子炉等のタン

ク、容器、使用済燃料貯

蔵槽等のスロッシング

全機能を喪失するおの貯蔵機能を維持するための設備を抽出するとして合、これらの事象に対処するための多重化された系統

が溢水により同時に機能を失わないよう、第 1.3.2 表

及び第 1.3.3 表に示す重要安全施設を溢水防護対象設

備として選定する。使用済燃料の貯蔵機能を維持する

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
その他の事象により発	書に記載され、妥当で		ための設備については、原子炉建家内の貯蔵プール及
生する溢水をいう。	あることを確認する。		び貯蔵ラック並びに使用済燃料貯蔵建家内の貯蔵セル
			及び貯蔵ラックを溢水防護対象設備として選定する。
3 第1項に規定する「安	・上記について、フェイ		また、貯蔵プールの冷却機能及び給水機能を維持する
全機能を損なわないも	ルセーフにより対象		ため、プール水の供給配管の接続口までを溢水防護対
の」とは、試験研究用等	外とする場合、その機		象設備として選定する。
原子炉施設内部で発生	構について確認する。		
が想定される溢水に対			【まとめ資料】
し、試験研究用等原子炉			添付資料3 HTTR における溢水防護対象設備の位置
を停止でき、放射性物質			(溢水防護区画)
の閉じ込め機能を維持			
できるもの、また、停止			
状態にある場合は、引き			
続きその状態を維持で			
<u>きるものをいう。</u> さら			
に、使用済燃料貯蔵槽に			
おいては、プール冷却機			
能及びプールへの給水			
機能を維持できるもの			
をいう。			
	・第1項に係る溢水評価	2. 溢水源及び溢水量を設定するための方針	1.7.4 溢水影響評価
	において、溢水ガイド	溢水防護対象設備の設計方針を検討するに当たり、	1.7.4.1 溢水影響評価で想定する溢水
	を参考としない場合	機器の破損等により生じる溢水、本試験研究用等原子	(1)原子炉施設内で発生した溢水の溢水防護対象設備
	はその考え方につい	炉施設内で生じる火災の拡大防止のために設置される	への影響評価
	て確認すること。	系統からの放水による溢水及び地震による機器の破損	原子炉施設における溢水の影響評価は、「原子力発電
		(スロッシングを含む。)により生じる溢水の評価にお	所の内部溢水影響評価ガイド」(1)を参考に、次に示す

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	・溢水源について、溢水	いて、溢水源及び溢水量を設定する方針が示されるこ	溢水を想定して行う。
	ガイドを参考に、発生	とが必要である。	a. 機器の破損等により生じる溢水
	要因別に分類して想		b. 原子炉施設内で生じる火災の拡大防止のために
	定していることを確	(1) 溢水の影響を評価するために想定する機器の破	設置される系統からの放水による溢水
	認する。	損等により生じる溢水	c. 地震による機器の破損(スロッシングを含む。)
		申請者は、溢水ガイドを参考に、溢水量の算出に当	により生じる溢水
	・破損を想定する機器を	たっては、溢水の影響を評価するために想定する機	これらの想定する溢水に対して、溢水防護対象設備
	配管とする場合は、高	器の破損等により生じる溢水に対して、それぞれの	に対する没水、被水及び蒸気による影響を評価し、溢水
	エネルギー配管と低	溢水防護対象設備への影響が最も大きくなる単一の	防護対象設備が溢水の影響を受けてもその安全機能を
	エネルギー配管に分	設備破損による溢水源を想定し、その影響を評価す	損なわない設計とする。
	類して、想定破損を設	るとしている。溢水量の算出に当たっては、漏水検知	溢水防護対象設備に対する没水の影響評価では、溢
	定していることを確	器が漏水を検知し、運転員が現場又は中央制御室か	水の影響を受けて溢水防護対象設備の安全機能を損な
	認する。	らの隔離操作により漏えいを停止するまでの時間を	うおそれがある高さ(以下「機能喪失高さ」という。)
		考慮して算出することとし、排水ポンプによる排水	を設定し、発生した溢水による水位(以下「溢水水位」
	・溢水量の算出に当たっ	を期待する場合には、ポンプの性能を考慮して溢水	という。)が機能喪失高さを上回らないことをもって溢
	て、漏えい検出機能、	量を算出するとしている。低エネルギー配管の破損	水防護対象設備が安全機能を損なうおそれがないこと
	自動又は手動操作に	については、任意の箇所で貫通クラックを想定する	を評価する。機能喪失高さは、溢水防護対象設備の各付
	よって漏えいを停止	としている。高エネルギー配管の破損については、完	属品の設置状況を踏まえ、没水によって安全機能を損
	させることができる	全全周破断とし、一部、応力評価及び非破壊検査を実	なうおそれのある最低の高さを設定する。
	場合はその機能を考	施しているものについては想定破損から除外すると	なお、機器の破損等により生じる溢水について、多重
	慮することができる	している。	化された設備の破損による溢水では、破損した系統と
	が、停止までの適切な	規制委員会は、申請者による溢水源及び溢水量の	別の系統は健全であり、当該設備の安全機能は維持さ
	時間を考慮している	設定が、溢水源については、低エネルギー配管及び高	れているものとする。
	ことを確認する。	エネルギー配管を対象として溢水防護対象設備への	
		影響が最も大きくなる単一の設備破損を想定すると	1.7.4.2 溢水影響評価で想定する溢水源及び溢水量
	・漏えい停止を運転員等	していること、溢水量については、漏水の検知から隔	溢水の評価に当たり以下の事項を考慮している。

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
	の手動操作に期待す	離操作による漏えい停止までの時間を考慮して算出	(1)機器の破損等により生じる溢水では、それぞれの
	る場合にあたっては、	するとしていることを確認した。	溢水防護対象設備に対して影響が最も大きくなる
	保安規定又はその下	ただし、申請者は、高エネルギー配管の破損につい	単一の設備破損による溢水源(多重化された系統
	位規定にその手順が	ては、溢水ガイドを参考に完全全周破断とし、一部、	を有する設備の破損による溢水では、単一の系統
	明確に示される方針	応力評価及び非破壊検査を実施しているものについ	破損による溢水源)を想定し、その影響を評価す
	であることを確認す	ては想定破損から除外するとしている。その際、原子	る。
	る。	炉格納容器貫通部以外の配管である加圧水冷却設備	溢水量は、漏水を検知し、現場又は中央制御室か
		の配管は、格納容器貫通部の配管と同等の配管とし	らの隔離により漏えいを停止するまでの時間を考
		て区分して破損形態を決定するとしている。	慮して算出することとし、排水ポンプによる排水
		これについて規制委員会は、加圧水冷却設備の配	を期待する場合には、ポンプの性能を考慮して溢
		管は原子炉格納容器貫通部の配管と同等であるた	水量を算出する。溢水量を算出する際の運転員に
		め、溢水ガイドを踏まえ、応力評価及び非破壊検査を	よる対応として、実測値を基に設定した次の時間
		実施しているものについては想定破損から除外する	を考慮する。
		ことに問題はないことを確認した。	a. 検知器の作動により運転員が溢水に気付くま
			での時間
			b. 検知器の作動により運転員が溢水に気付いて
			から漏えい箇所の確認までの時間
			c. 運転員が漏えい箇所を確認してから溢水源の
			ポンプ等の停止までの時間
			d. 運転員が溢水源のポンプ等を停止してから溢
			水源の弁を閉止するまでの時間
			配管の破損について、低エネルギー配管につい
			ては、任意の箇所で貫通クラックを想定する。高エ
			ネルギー配管については、「原子力発電所の内部溢
			水影響評価ガイド」を参考に完全全周破断とし、一
			部、応力評価及び非破壊検査を実施しているもの

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			については想定破損から除外する。ただし、加圧水
			冷却設備の配管については、原子炉格納容器貫通
			部以外の配管を原子炉格納容器貫通部の配管と同
			等の配管として区分している。
			【まとめ資料】p90~93
			加圧水冷却設備の配管と原子炉格納容器貫通部の配管
			の設計、施工の同等性
	・消火栓による消火活動	(2)試験研究用等原子炉施設内で生じる火災の拡大	(2) 原子炉施設内で生じる火災の拡大防止のために設
	が想定される場合は、	防止のために設置される系統からの放水による溢	置される系統からの放水による溢水では、それぞれ
	その放水を考慮して	水	の溢水防護対象設備に対して影響が最も大きくなる
	いることを確認する。	申請者は、溢水ガイドを参考に、本試験研究用等原	単一の放水による溢水源を想定し、その影響を評価
		子炉施設内で生じる火災の拡大防止のために設置さ	する。放水による溢水量は、火災等価時間に基づき設
	・放水は、内部火災影響	れる系統からの放水による溢水では、それぞれの溢	定した放水時間(20分)にポンプの吐出量を乗じて
	評価で定めた火災等	水防護対象設備に対して影響が最も大きくなる単一	求める。
	価時間を放水時間と	の放水による溢水源(消火栓)を想定し、その影響を	
	して、ポンプの吐出量	評価するとしている。消火栓からの放水による溢水	【まとめ資料】p23
	を乗じて求めた量と	量は、内部火災影響評価で定めた火災等価時間を放	放水による溢水量の想定
	していることを確認	水時間として、ポンプの吐出量を乗じて求めた量と	放水流量としては、消火用のポンプ規定流量である
	する。	するとしている。	300L/min で放水するものとする。また、放水時間とし
		規制委員会は、申請者による溢水源及び溢水量の	ては HTTR の内部火災影響評価で定めた火災等価時間で
	・放水量は、消火活動が	設定が、溢水源については、火災発生時の消火設備か	ある 20 分とする。
	連続して実施される	らの放水を想定していること、また、溢水量について	
	ことを見込んで算出	は、火災等価時間を踏まえた放水量としていること	
	していることを確認	を確認した。	
	する。		

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
	・地震による損傷は、基	(3) 地震による機器の破損(スロッシングを含む。)	(3)地震による機器の破損(スロッシングを含む。)によ
	準地震動による地震	により生じる溢水	り生じる溢水では、流体を内包する機器のうち、基準
	力に対して破損が生	申請者は、溢水ガイドを参考に、基準地震動による	地震動 Ss によって破損が生じる可能性のある機器に
	じるとされる機器に	地震力により施設内で発生する溢水を想定するとし	ついて破損を想定し、その影響を評価する。評価で
	ついて、破損を想定し	ている。	は、複数系統、複数箇所の同時破損を想定し、最大の
	ていることを確認す	具体的な溢水源として、流体を内包する機器のう	溢水量を算出する。
	る。	ち、基準地震動による地震力により破損が生じる可	なお、使用済燃料貯蔵プールのスロッシングによる
		能性のある機器について破損を想定し、その影響を	溢水については、貯蔵プールには貯蔵ラックと厚さ
	・B、Cクラスの機器で	評価する。評価では、複数系統及び複数箇所の同時破	約2mのプール上蓋が設置されており、スロッシング
	あっても、基準地震動	損を想定し、最大の溢水量を算出するとしている。	による溢水が発生するおそれがないことから、想定
	による地震力に対し	ただし、耐震重要度Sクラスの機器・配管及び耐震	する溢水源としない。
	て耐震性が確保され	重要度B、Cクラスのうち基準地震動による地震力	
	るとして溢水を想定	に対して耐震性を有していると評価した機器・配管	【まとめ資料】
	しない場合は、基準地	については、溢水源として想定しないとしている。	添付資料 5 地震時の使用済燃料貯蔵プールのスロッ
	震動による耐震性を	使用済燃料貯蔵設備貯蔵プールのスロッシングに	シングについて
	確認する。	よる溢水については、使用済燃料貯蔵設備貯蔵プー	
		ルに遮へいを考慮して厚さ約2mのコンクリート製の	
	・スロッシングによりプ	蓋を設置しており、地震時に水が溢れて出ることは	
	ール外へ漏水する可	ないことから溢水源として想定しないとしている。	
	能性がある場合には、	規制委員会は、申請者が、溢水源については、基準	
	溢水源として考慮し	地震動による地震力によって破損が生じる可能性の	
	ていることを確認す	ある機器・配管の破損を想定していること、溢水量に	
	る。	ついては、基準地震動による地震力に対して機器・配	
		管の同時破損を想定していること、使用済燃料貯蔵	
		設備貯蔵プールには十分な厚さの蓋を設置するため	
		スロッシングによる溢水の想定が不要であることを	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		確認した。	
		以上のとおり、規制委員会は、申請者による溢水評価	
		において、本試験研究用等原子炉施設の状況を踏まえ	
		た検討を行った上で、溢水源を選定し、溢水量の設定を	
		行う方針としていることを確認した。	
	・溢水防護対象設備の存	3. 溢水防護区画及び溢水経路を設定するための方針	1.7.3 溢水防護区画の設定
	在する溢水防護区画	溢水防護対象設備の設計方針を検討するに当たり、	溢水防護区画は、溢水防護対象設備が設置されてい
	の水位が最も高くな	溢水防護対象設備が設置されている区画及び溢水経路	る全ての区画について設定する。溢水防護区画は、壁、
	るように、他区画から	を設定する方針が示されている必要がある。	扉等で他の区画と分離されている区画とする。
	の流入、他区画への流		
	出を適切に設定して	(1)溢水防護区画の設定	
	いることを確認する。	申請者は、溢水ガイドを参考に、溢水防護対象設備	
	・溢水防護区画とは、溢	が設置されている全ての区画を溢水防護区画として	
	水の影響から防護す	設定するとともに、溢水防護区画は、壁、扉、堰等で	
	べき安全設備が設置	他の区画と分離されている区画として設定するとし	
	されている区画のう	ている。	
	ち、障壁、堰、又はそ		
	れらの組み合わせに	規制委員会は、申請者が、溢水防護対象設備を溢水防	
	よって他の区画と分	護区画に設置する設計であることを確認した。	
	離され、溢水防護の見		
	地から1つの単位と		
	考えられる区画であ		
	ることを確認する。		

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	・ 溢水防護区画内漏えい	(2)溢水経路の設定	1.7.4.3 溢水影響評価で想定する溢水経路
	での溢水経路の評価	申請者は、溢水ガイドを参考に、扉からの漏水の状	溢水経路の想定にあたり、以下の事項を考慮する。
	を行う場合、防護対象	態、貫通部及び堰の有無を考慮し、溢水源から溢水経	(1)溢水防護区画の溢水水位が最も高くなるように、
	機器の存在する溢水	路を経て到達する溢水防護区画における当該区画の	扉の漏水の状態並びに貫通部及び堰の有無を考慮
	防護区画の水位が最	溢水水位が最も高くなるように溢水経路を設定する	する。
	も高くなるように当	としている。また、ハッチ及び目皿から溢水防護区画	(2)溢水防護区画の溢水水位が最も高くなるように、
	該溢水区画から他区	外への流出は、その機能に期待できる場合を除き、基	ハッチ及び目皿からの流出はないものとする。た
	画への流出がないよ	本的にないものとして評価し、上階で生じた溢水に	だし、ハッチ及び目皿からの流出を溢水防護設計
	うに溢水経路を設定	起因する没水評価の際には、ハッチを単純な開口部	として実施又は機能を期待する場合は、これらか
	していることを確認	として扱い、上階で生じた溢水がそのまま評価対象	らの流出を考慮する。
	する。	フロアに落水してくるものとして評価することによ	一方、上階で生じた溢水に起因する没水の評価で
	・ 溢水防護区画外漏えい	り、各溢水防護区画において溢水水位が最も高くな	は、ハッチがない単純な開口部として、上階で生じ
	での溢水経路の評価	るように溢水経路を設定するとしている。	た溢水がそのまま当該フロアに落水してくるもの
	を行う場合、防護対象	規制委員会は、申請者による溢水経路の設定が、溢	とする。
	機器の存在する溢水	水防護区画内の水位が最も高くなるように設定する	(3)地下3階の排水ポンプによる排水を考慮する。
	防護区画の水位が最	としていることを確認した。	(4) 放射性物質を含む液体の管理区域外への溢水の
	も高く(当該溢水区画		影響評価では、管理区域より非管理区域への漏え
	に流出する水量は多	以上のとおり、規制委員会は、申請者による溢水防護	いがないことを確認するため、管理区域に設けら
	く、排出する流量は少	区画の設定について溢水防護対象設備を設置している	れた段差を考慮する。
	なくなるように設定)	場所を対象としていること、溢水防護区画の水位が最	
	なるように溢水経路	も高くなるような保守的な条件で溢水経路を設定する	【まとめ資料】p59
	を設定していること	としていることを確認した。	(2)排水ポンプ
	を確認する。		没水による溢水の影響評価 において、原子炉建家内
			の非管理区域地下 3 階で発生した溢水については、発
			生した溢水を建家外に排水し、溢水量を低減するため
			に排水ポンプ(立軸ディフューザー型)(既設)を2基、

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
			原子炉建家非管理区域地下3階に設置する。
			排水ポンプは、被水の影響を受けない防滴仕様とし、
			没水の影響を受けない位置に設置する。また、排水ポン
			プ 2 基それぞれについて別系統より電源を供給するこ
			ととする。
	・溢水防護設備が設置さ	4. 建家内の溢水防護対象設備を防護するための方針	
	れる溢水防護区画に	溢水防護対象設備は、2. (1) ~ (3) に示すそれ	
	おいて、最高水位が、	ぞれの機器の破損等により生じる溢水、消火水の放水	
	当該設備の機能喪失	による溢水及び地震による機器の破損により生じる溢	
	高さを超えない設計	水に関して、没水影響、被水影響及び蒸気影響の観点	
	としていることを確	で、安全機能が損なわれないように対策される設計で	
	認する。	あることが必要である。	
			1.7.5 溢水の影響への対策
	・没水については、評価	(1) 没水の影響に対する設計方針	1.7.5.1 水の影響への対策
	対象区画に排水設備	申請者は、溢水ガイドを参考に、没水により、溢水	溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわな
	が設置されている場	防護対象設備が安全機能を損なわない設計としてい	いよう、以下に示すいずれか又は組合せによる対策を
	合であっても、当該区	る。具体的には、以下のいずれか又は組合せにより対	講じる設計とする。
	画の排水は考慮しな	策を講じる設計とするとしている。	(1)漏水検知器等により溢水の発生を早期に検知し、
	いものとする。ただ		中央制御室からの遠隔操作又は現場操作により漏
	し、溢水防止対策とし	① 漏水検知器等により溢水の発生を早期に検知	えい箇所を早期に隔離できる設計とする。
	て排水設備を設置す	し、中央制御室からの遠隔操作又は現場操作により	(2)排水設備により溢水を排水し、溢水防護対象設備
	ることが設計上考慮	漏えい箇所を早期に隔離できる設計とする。	が没水せず、安全機能を損なわない設計とする。
	されており、工事計画	② 原子炉建家内にて発生した溢水を原子炉建家外	(3)溢水防護区画外の溢水に対しては、壁等による流
	の認可を受ける等明	に排水するため原子炉建家地下 3 階に設置する排	入防止対策を図り溢水の流入を防止する設計とす
	らかに排水が期待で	水設備により、溢水防護対象設備の機能が損なわれ	る。壁等は、溢水により発生する水位や水圧に対し

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	きることを定量的に	ない設計とする。	て流入を防止できる設計とするとともに、溢水の
	確認できる場合には、	③ 溢水防護区画外の溢水に対して、壁、扉等による	要因となる地震や火災等により生じる環境や荷重
	当該区画からの排水	流入防止対策を図り溢水の流入を防止する設計と	条件に対して当該機能が損なわれない設計とす
	を考慮することがで	する。流入防止対策として設置する壁、扉等は、溢	る。
	きる。	水により発生する水位や水圧に対して流入を防止	(4)溢水防護対象設備の設置高さを嵩上げし、溢水防
		できる設計とするとともに、溢水の要因となる地震	護対象設備の機能喪失高さが、溢水水位を上回る
		や火災等により生じる環境や荷重条件に対して当	設計とする。
		該機能が損なわれない設計とする。	
		④ 溢水防護対象設備の設置高さを嵩上げし、溢水	【まとめ資料】
		防護対象設備の機能喪失高さが、当該機器が設置さ	添付資料4 没水の影響評価結果
		れる区画内の溢水水位を上回る設計とする。	参考資料 5 漏水検知器の設置位置
			参考資料 6 機能喪失高さの考え方
		規制委員会は、申請者が、溢水防護区画内の溢水に	
		対して、溢水の早期検知及び早期隔離を行う設計と	
		すること、壁、扉等により溢水の流入を防止する設計	
		とすること及び溢水防護対象設備の機能喪失高さが	
		当該機器を設置する区画の溢水水位を上回る設計と	
		することにより、溢水防護対象設備の安全機能を損	
		なわない設計としていることを確認した。	
	・被水については、評価	(2)被水の影響に対する設計方針	1.7.5.2 被水の影響への対策
	対象区画に流体を内	申請者は、溢水ガイドを参考に、被水により、溢水	溢水防護対象設備が被水により安全機能を損なわな
	包する機器が設置さ	防護対象設備が安全機能を損なわない設計としてい	いよう、以下に示すいずれか又は組合せによる対策を
	れている場合は、防護	る。具体的には、以下のいずれか又は組合せにより対	講じる設計とする。
	対象設備に対し被水	策を講じる設計とするとしている。	(1)溢水防護区画外の溢水に対しては、壁等による被
	防護措置がなされて		水防止対策を図り溢水の被水を防止する設計とす

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	いることを確認する。	① 溢水防護区画外の溢水に対して、壁、扉等により	る。壁等は、溢水により発生する水位や水圧に対し
	・評価対象区画に流体を	被水を防止する設計とする。被水防止対策として設	て流入を防止できる設計とするとともに、溢水の
	内包する機器が設置	置する壁、扉等は、溢水により発生する水位や水圧	要因となる地震や火災等により生じる環境や荷重
	されておらず、天井面	に対して流入を防止できる設計とするとともに、溢	条件に対して当該機能が損なわれない設計とす
	に開口部又は貫通部	水の要因となる地震や火災等により生じる環境や	る。
	が存在し、かつ、当該	荷重条件に対して当該機能が損なわれない設計と	(2)消火水の放水による溢水に対しては、溢水防護区
	開口部及び貫通部に	する。	画において区画壁等の設置により区画分離を行
	密封処理等の流出防	② 消火水の放水による溢水に対して、溢水防護対	い、屋内消火栓を使用した消火活動の際に発生す
	止対策がなされてい	象設備が設置されている溢水防護区画において壁、	る被水の影響を受けない設計とする。
	ない場合にあっては、	扉等の設置により区画分離を行い、屋内消火栓を 使	(3) 電源盤等の設備は、固定式消火設備等の水消火を
	防護対象設備に対し	用した消火活動の際に発生する被水の影響を受け	行わない消火手段(二酸化炭素消火設備、消火器
	天井面の開口部又は	ない設計とする。	等)を採用し、被水の影響がない設計とする。
	貫通部からの被水防	③ 「JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等	(4)被水する溢水防護対象設備は、「JIS C 0920 電気
	護措置がなされてい	級(IP コード)」における第二特性数字 4 以上相当	機械器具の外郭による保護等級(IP コード)」にお
	ることを確認する。	の保護等級を有する機器を用いる設計とする。	ける第二特性数字 4 以上相当の保護等級を有する
	・被水に対して、障壁に	④ 溢水防護対象設備に対し、保護カバーやパッキ	機器を用い、被水の影響を受けない設計とする。
	よる分離、距離による	ン等による被水防護措置を行うことで、被水の影響	(5)被水する溢水防護対象設備は、保護カバーやパッ
	分離、防水板、防滴仕	を受けない設計とする。	キン等による被水防護措置を行い、被水の影響を
	様等による被水防護	⑤ 多重性又は多様性を有している溢水防護対象設	受けない設計とする。
	がなされる設計であ	備は、溢水が発生した場合でも同時に安全機能を損	(6) 多重性又は多様性を有している溢水防護対象設
	ることを確認する。	なうことがないよう別区画に設置する設計とする。	備は、別区画に設置し、溢水が発生した場合でも同
			時に安全機能を損なうことがない設計とする。
		なお、電源盤等の設備については、水消火を行わな	
		い消火手段(二酸化炭素消火設備、消火器等)を採用	
		しており、被水の影響を受けない設計としている。	
		規制委員会は、申請者が、溢水防護区画内の被水に	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		対して、壁、扉等により被水を防止する設計とするこ	
		と、溢水防護対象設備は水の浸入に対する防護措置	
		等がなされた機器を使用する設計とすること、保護	
		カバーやパッキン等により被水から防護する設計と	
		すること及び多重化又は多様性を有している溢水防	
		護対象設備が溢水発生時に同時に機能喪失しない設	
		計とすることにより、溢水防護対象設備の安全機能	
		を損なわない設計としていることを確認した。	
	・蒸気については、評価	(3)蒸気放出の影響に対する設計方針	1.7.5.3 蒸気の影響への対策
	対象区画に蒸気を内	申請者は、溢水ガイドを参考に、蒸気放出により、	溢水防護対象設備が放出された蒸気により安全機能
	包する機器が設置さ	溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とし	を損なわないよう、以下に示すいずれか又は組合せに
	れている場合は、防護	ている。具体的には、以下のいずれか又は組合せによ	よる対策を講じる設計とする。
	対象設備に対し蒸気	り対策を講じる設計とするとしている。	(1)漏水検知器等により蒸気の溢水の発生を早期に
	防護措置がなされて		検知し、中央制御室からの遠隔操作又は現場操作
	いることを確認する。	① 漏水検知器等により蒸気放出の発生を早期に検	により漏えい箇所を早期に隔離できる設計とす
	・評価対象区画に蒸気を	知し、中央制御室からの遠隔操作又は現場操作によ	る。
	内包する機器が設置	り漏えい箇所を早期に隔離できる設計とする。	(2)溢水防護区画外の蒸気放出に対しては、壁等によ
	されておらず、天井面	② 溢水防護区画外の蒸気放出に対して、壁、扉等に	る流入防止対策を図り蒸気の流入を防止する設計
	に開口部又は貫通部	よる流入防止対策を図り蒸気の流入を防止する設	とする。壁等は、放出された蒸気流入を防止できる
	が存在し、かつ、当該	計とする。蒸気の流入防止対策として設置する壁、	設計とするとともに、溢水の要因となる地震等に
	開口部及び貫通部に	扉等は、蒸気放出の要因となる地震等により生じる	より生じる環境や荷重条件に対して当該機能が損
	密封処理等の流出防	環境や荷重条件に対して当該機能が損なわれない	なわれない設計とする。
	止対策がなされてい	設計とする。	(3)放出された蒸気を原子炉建家外へと逃がすブロ
	ない場合にあっては、	③ 蒸気が放出された場合に、蒸気を原子炉建家外	ーアウトパネルを設け、溢水防護区画へ影響が及
	防護対象設備に対し	へと逃がすブローアウトパネルを設け、溢水防護区	ばない設計とするとともに、溢水の要因となる地

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	天井面の開口部又は	画内へ蒸気影響が及ばない設計とするとともに、蒸	震等により生じる環境や荷重条件に対して当該機
	貫通部からの蒸気防	気放出の要因となる地震等により生じる環境や荷	能が損なわれない設計とする。
	護措置がなされてい	重条件に対して当該機能が損なわれない設計とす	(4)蒸気に曝される溢水防護対象設備は、蒸気に対し
	ることを確認する。	న .	て耐性を有する機器を用い、蒸気の影響を受けな
	・蒸気放出に対して、気	④ 蒸気に曝される 溢水防護対象設備について、蒸	い設計とする。
	流による分離、ケーブ	気放出の影響に対して耐性を有する設計とする。	
	ル端子箱の密封処理		
	等がなされる設計で	規制委員会は、申請者が、溢水防護区画内の蒸気放	
	あることを確認する。	出に対して、蒸気放出の早期検知及び早期隔離する	
	・防護対象が耐蒸気仕様	設計とすること、壁、扉等により蒸気流入を防止する	
	であることを確認す	設計とすること、ブローアウトパネルにより蒸気を	
	る。	原子炉建家外へ放出する設計とすること及び蒸気放	
		出の影響に対して耐性を有する機器を使用する設計	
		とすることにより、溢水防護対象設備の安全機能を	
		損なわない設計としていることを確認した。	
		以上のとおり、規制委員会は、申請者による溢水に対	
		する設計が、没水、被水及び蒸気放出に対して防護する	
		設計となっていることを確認した。	
許可基準規則第9条	・放射性物質を含む液体	5. 放射性物質を含んだ液体の管理区域外への漏えい	1.7.4 溢水影響評価
2 試験研究用等原子炉	があふれ出た場合に	を防止するための設計方針	1.7.4.1 溢水影響評価で想定する溢水
施設は、当該試験研究用	おいて、当該液体が管	第9条第2項の規定は、放射性物質を含む液体を内	(2)放射性物質を含む液体の管理区域外への漏えいの
等原子炉施設内の放射	理区域外へ漏えいし	包する容器又は配管の破損によって当該容器又は配管	影響評価
性物質を含む液体を内	ない対策が取られた	から放射性物質を含む液体があふれ出た場合におい	放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他
包する容器、配管その他	設計であることを確	て、管理区域外へ漏えいしないことを要求している。	の設備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合に

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
の設備から放射性物質	認する。	申請者は、放射性物質を含む液体を内包する機器又	おいて、当該液体が管理区域外へ漏えいしない設計と
を含む液体があふれ出		は配管を全て管理区域に設置すること、管理区域の下	する。
た場合において、 <u>当該液</u>	・以下の起因事象によ	階は管理区域となるように配置上の考慮をすること及	放射性物質を含む液体の管理区域外への漏えいの影
体が管理区域外へ漏え	る溢水について確認す	び放射性物質を含む液体の漏えいに対して、取扱量の	響評価では、溢水の管理区域外への漏えいの有無を設
<u>いしないものでなけれ</u>	る。	全量が漏えいしても管理区域外に漏えいしないように	備の配置の観点から評価するとともに、配置上管理区
<u>ばならない。</u>	① 地震起因による容	段差を設けることといった対策を組合せた設計とする	域外への漏えいが否定できない箇所については、設け
	器又は配管の破損、	ことで、放射性物質を含む液体が非管理区域側に漏え	られた段差を上回らないことをもって管理区域外へと
	スロッシング	いしない設計とするとしている。	漏えいしないことを評価する。
	②容器又は配管のラ	規制委員会は、申請者の設計が、管理区域内で放射性	
	ンダム故障(単一破	物質を含む液体があふれた場合においても、管理区域	1.7.5.4 放射性物質を含む液体の管理区域外への漏
	損)	の配置上の考慮をした設計とすること及び段差を設け	えい防止対策
	・上記①の評価では、起	ることにより非管理区域側へ漏えいが伝播しない設計	放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他
	因となる地震は建家、	としていることを確認した。	の設備の破損によって当該容器、配管その他の設備か
	容器又は配管のうち最		ら放射性物質を含む液体があふれた場合においても当
	大の耐震クラスに対す		該液体が管理区域外へ漏えいしないよう、以下に示す
	る地震を想定し、下位		いずれか又は組合せによる対策を講じる設計とする。
	の耐震クラスの容器又		(1)放射性物質を含む液体を内包する機器及び配管
	は配管の破損を想定す		は、全て管理区域内に設置する。
	る。この際、管理区域境		(2)放射性物質を含む液体が管理区域内に漏えいし
	界の建家や堰、排水ポ		た場合に、非管理区域に漏えいすることがないよ
	ンプが施設の最大の耐		うに、管理区域の下階が管理区域となるように配
	震クラスに対して健全		置上できる限り考慮する。
	性を確認出来る場合		(3)配置上、管理区域内より非管理区域に漏えいする
	は、管理区域外漏えい		おそれが否定できない箇所については、段差を設
	防止策として、当該建		けることにより非管理区域側へ漏えいしない設計
	家屋や堰を期待でき		とする。

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
	る。なお、建家、容器ま		
	たは配管の実力が想定		
	した地震より上の場		
	合、破損を想定しなく		
	てよい。		
	・上記①のうちスロッ		
	シングについては、回		
	収した水がその先の液		
	体廃棄物処理施設にお		
	いて漏えいしないこと		
	についても確認する。		
	・漏えい防止対策とし		
	て、堰の他、排水ポンプ		
	を設ける際は排水機能		
	を確認する。		
	・消火栓等の放射性物		
	質を含まない上水、中		
	水は評価の対象外とす		
	るが、放射性廃棄物と		
	接触する場合は、評価		
	の対象とする。		
	・放射性廃棄物の廃棄		
	施設を通じて廃棄する		
	液体であるが、放射性		
	物質を含まないとして		
	第2項の対象外とする		

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	場合は、その理由が申		
	請書に記載され、妥当		
	であることを確認す		
	る。		
			1.7.6 参考文献
			(1)「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド」(平成 25
			年 6 月 原子力規制委員会)

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		Ⅲ-8 誤操作の防止(第10条関係)	
		第10条の規定は、試験研究用等原子炉施設は、誤	
		操作を防止するための措置を講じた設計とすること	
		を要求している。また、安全施設は、容易に操作する	
		ことができるものであることを要求している。	
第10条 試験研究用	(1)安全施設の「誤操作防	これに対して申請者は、以下の設計方針としてい	1.1.1.8 誤操作防止及び容易な操作
等原子炉施設は、誤操	止」に対して、人間工学	る。	原子炉施設は、運転員の誤操作を防止する設計とする。
作を防止するための	上の諸因子を具体的に	1. 運転員の誤操作を防止するため、中央制御室等の制	安全施設は、操作が必要となる理由となった事象が有
措置を講じたもので	どのように考慮した設	御盤等は次の方針により設計する。	意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件及び
なければならない。	計(機器や計器の配置や	(1) 安全機能を有する機器及び弁については運転表示	施設で有意な可能性をもって同時にもたらされる環境
2 安全施設は、容易	操作性を含む)としてい	灯を設け、作業状態を確認できる設計とする。	条件を想定しても、運転員が容易に設備を操作ができ
に操作することがで	るかを確認する。	(2)警報表示は、重要度に応じて色分け区分すること、	る設計とする。また、異常な過渡変化又は設計基準事故
きるものでなければ		中央制御盤の上部に系統ごとにまとめて配置す	の発生時においては、運転員が状況を判断し必要な操
ならない。	(2)「安全施設は容易に操	ること等により、運転員への情報伝達の的確化及	作が行えるよう、異常発生後 10 分間は運転員の操作
	作することができるも	び判断の容易さを考慮した設計とする。	を期待しなくても必要な安全機能が確保できる設計と
【解釈】	の」に対して、有意な可	(3) 指示計、記録計、操作器等には、確認が容易に、	する。
1 第1項に規定する	能性をもって同時にも	かつ、正確にできるよう機器名称等を取り付ける	
「誤操作を防止する	たらされる環境条件の	とともに、配置を考慮した設計とし、異常発生時	適合のための設計方針
ための措置を講じた	想定(例えば、設計基準	に短時間で系統状態の把握及び操作が要求され	1 について
もの」とは、人間エ	事故時、地震時、火災時	る設備に係る操作器については、プロセスの流れ	運転員の誤操作を防止するため、中央制御室等の制御
学上の諸因子を考慮	等)を明確にするととも	に沿って機器の機能的な関係を系統線図で表示	盤は次の方針により設計する。
して、盤の配置及び	に、その環境条件にも対	する等の配置を考慮した設計とする。	(1) 安全機能を有する機器及び弁については運転表示
操作器具、弁等の操	応可能な設備設計 (例え	(4) プラントの主要なパラメータは、ディスプレイ等	灯を設け、作動状態を確認できる設計とする。
作性に留意するこ	ば遮蔽及び換気空調、頑	に表示する設計とする。	(2) 警報表示は、重要度に応じて色分け区分すること、
と、計器表示及び警	健性や耐火性等) となっ	(5) 現場の盤及び弁に対して銘板の取付けによる識別	中央制御盤の上部に系統ごとにまとめて配置する

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
報表示において試験	ていることを確認する。	を行い、保守点検における誤操作を防止する設計	こと等により、運転員への情報伝達の的確化及び判
研究用等原子炉施設		とする。	断の容易さを考慮した設計とする。
の状態が正確かつ迅	(3)運転時の異常な過渡	2. 原子炉を安全に停止するために必要な原子炉保護設	(3) 指示計、記録計、操作器等には、確認が容易に、か
速に把握できるよう	変化又は設計基準事故	備及び工学的安全施設関係の操作は、中央制御室に	つ、正確にできるよう機器名称等を取り付けるとと
留意すること、保守	の発生に対して、ある時	集中して設けるとともに、中央制御室は、放射線防	もに、配置を考慮した設計とする。異常発生時に短
点検において誤りを	間までは運転員の操作	護措置(遮蔽及び換気空調)、火災防護措置を講じ、	時間で系統状態の把握及び操作を要求される設備
生じにくいよう留意	を期待しなくても異常	異常状態時においては、同時にもたらされる環境条	に係る操作器については、プロセスの流れに沿って
すること等の措置を	を検知し、必要な安全機	件下においても操作可能な設計とする。	機器の機能的な関係を系統線図で表示する等の配
講じたものであるこ	能が確保されることを	3. 運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生し	置を考慮した設計とする。
とをいう。	具体的に示しているこ	た場合においては、運転員が状況を判断し必要な操	なお、操作器には、その重要性、種別等を考慮し
2 第2項に規定する	とを確認する。	作が行えるよう、異常発生後 10 分間は運転員の操作	て形状、色及び操作方法の異なるものを用いた設計
「容易に操作するこ		を期待しなくても、その異常を検知し自動的に原子	とする。
とができるもの」と		炉保護設備及び工学的安全施設を作動させる設計と	(4) プラントの主要なパラメータは、ディスプレイ等に
は、当該操作が必要		する。	表示する設計とする。
となる理由となった			(5) 現場の盤及び弁に対して銘板の取付けによる識別
事象が有意な可能性			を行い、保守点検における誤操作を防止する設計と
をもって同時にもた			する。
らされる環境条件			
(余震等を含む。)			2について
及び施設で有意な可			原子炉を安全に停止するために必要な原子炉保護設備
能性をもって同時に			及び工学的安全施設関係の操作は、中央制御室に集中
もたらされる環境条			して設ける。中央制御室は、放射線防護措置(遮蔽及び
件を想定しても、運			換気空調)、火災防護措置を講じ、異常状態時において
転員が容易に設備を			は、同時にもたらされる環境条件下においても操作可
運転できるものをい			能な設計とする。

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
う。			また、異常状態時においては運転員が状況を判断し必
また、運転時の異常			要な操作が行えるよう、異常発生後 10 分間は運転員
な過渡変化又は設計			の操作を期待しなくても、その異常を検知し自動的に
基準事故の発生後、			原子炉保護設備及び工学的安全施設を作動させる設計
ある時間までは、運			とする。
転員の操作を期待し			
なくても必要な安全			9.7.2 中央制御室
機能が確保されるも			9.7.2.1 設計方針
のをいう。			中央制御室は、次の方針により設計する。
			(1) (2) (略)
			(3) 中央制御盤は、運転員の誤操作、誤判断を防止でき
			るよう、適切な措置を講ずるものとする。
			なお、原子炉施設の異常状態時においては、運転員が
			状況を判断し必要な操作が行えるよう、異常発生後 10
			分間は運転員の操作を期待しなくても、自動的に原子
			炉保護設備及び工学的安全施設を作動させる設計とす
			る。
			(4) (略)
			9.7.2.2 主要設備
			(1) 中央制御盤
			中央制御盤は、原子炉計装、原子炉制御設備、プロセス
			計装、原子炉保護設備、工学的安全施設作動設備、電気
			施設等の計測制御装置を設けた主盤、副盤等で構成し、
			原子炉施設の通常運転時、異常状態の際の対策に必要
			な操作器、指示計、記録計、CRT 表示装置、警報装置等

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			について、運転表示灯の設置、機器名称の取り付け、重
			要度・系統に応じた色分け、系統・ループごとの配列、
			関連の深い器具の近接配置、プロセスの流れに沿って
			機器の機能的な関係を系統線図で表示する等、運転員
			の誤操作、誤判断の防止等人間工学的観点から考慮し
			て設置する。
			(2) (略)
			9.7.2.3 評 価
			(1) (2) (3) (略)
			(4) 中央制御盤には、操作器、指示計、記録計、CRT
			表示装置、警報装置等について、運転員の誤操作、誤
			判断の防止等人間工学的観点から考慮して設置してお
			り、また、CRT 表示装置を活用することにより、原子
			炉運転中の運転員による誤操作、誤判断を防止する設
			計となっている。なお、原子炉施設の異常状態時にお
			いては、運転員が状況を判断し必要な操作が行えるよ
			う、異常発生後 10 分間は運転員の操作を期待しなく
			ても、自動的に原子炉保護設備及び工学的安全施設が
			作動する設計となっている。
			(5) (略)

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		規制委員会は、申請者が以下の設計方針としてい	
		ることを確認したことから、許可基準規則に適合す	
		るものと判断した。	
		1. 中央制御室等の制御盤等は、操作する機器、警報、	
		計器等の識別管理等を行うことにより、運転員の誤	
		操作、誤判断の防止等について、人間工学的観点から	
		考慮した設計とすること。	
		2. 原子炉保護設備及び工学的安全施設関係の操作	
		は、中央制御室に集中して設け、放射線防護措置(遮	
		蔽及び換気空調)、火災防護措置を講じることで、異	
		常状態時に同時にもたらされる環境条件下において	
		も操作可能な設計とすること。	
		3. 試験研究用等原子炉施設の運転時の異常な過渡	
		変化又は設計基準事故が発生した場合において、運	
		転員が状況を判断し必要な操作が行えるよう、異常	
		発生後 10 分間は運転員の操作を期待しなくても、	
		自動的に原子炉保護設備及び工学的安全施設を作動	
		させる設計とすること。	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		Ⅲ-9 安全避難通路等(第11条関係)	
		第11条第3号の規定は、試験研究用等原子炉施設	
		には、設計基準事故が発生した場合に用いる照明 (避難	
		用の照明を除く。)及びその専用の電源を備える設計と	
		することを要求している。避難用の照明については第	
		11条第2号の規定により要求しているが、同号は	
		要求事項に変更がないため、審査対象に含めていな	
		ιν _°	
第11条 試験研究用	(1) 緊急性を要する作業	これに対して、申請者は、以下の設計方針とするとし	1.1.1.9 避難通路、照明、通信連絡設備
等原子炉施設には、次	場所の抽出について、	ている。	原子炉施設には、標識を設置した安全避難通路、避難
に掲げる設備を設け	設計基準事故対策のた	1. 設計基準事故が発生した場合に用いる照明とし	用及び事故対策用照明、通信連絡設備等を設ける設計
なければならない。	めの作業場所(初動操	て、非常用発電機からの給電が可能な交流非常灯	とする。
三 設計基準事故が	作となる停止・冷却操	(保安灯)又は蓄電池内蔵の照明を設ける。	
発生した場合に用	作及び電源確保操作が	2. 蓄電池による給電時間以降も対応を可能とするた	適合のための設計方針
いる照明(前号の	必要となる場所:例え	め、携帯用照明、可搬型の作業用照明及び可搬型発	一 原子炉施設の建家内には、その位置を明確かつ恒
避難用の照明を除	ば原子炉制御室、現場	電機を備えることにより、昼夜、場所を問わず、必	久的に表示することにより容易に識別できる安全避
く。)及びその専	操作盤、アクセスルー	要な照明が確保できる設計とする。	難通路を設ける。
用の電源	ト等)に照明を設置す		二 安全避難通路には、非常用照明及び誘導灯を設け
(第1号と第2号は要	る方針を示しているこ		る。非常用照明及び誘導灯は、灯具に内蔵された蓄電
求事項に変更がないた	とを確認する。		池又は直流電源設備の蓄電池より給電し、通常の照
め、省略)			明用電源喪失時にその機能を失うことがないように
			し、容易に避難できる設計とする。
解釈	(2) 照明の設計方針につい		三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明とし
1 第11条は、設計	て、以下を具体的に示し		て、非常用発電機からの給電が可能な交流非常灯保
基準において想定さ	ていることを確認する。		安灯又は蓄電池内蔵の照明を設ける。また、蓄電池に

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
れる事象に対して試	①照明用の電源が喪失し		よる給電時間以降も対応を可能とするため、携帯用
験研究用等原子炉施	た場合においても、昼夜		照明等を備えることにより、昼夜、場所を問わず、必
設の安全性が損なわ	を問わず作業すること		要な照明が確保できる設計とする。
れない(安全施設が	が可能な照明を設置す		
安全機能を損なわな	る方針とすること。		2.5 建家及び構築物
い。)ために必要な	②①の照明は、専用の電源		2.5.1 概 要 (略)
安全施設以外の施	を確保し、電力が供給さ		建家内には、単純、明確、永続性のある標識のついた
設、設備等への措置	れるまでの間必要な電		安全避難通路を設ける。
を含む。	源容量が確保される方		
2 第3号に規定する	針であること。		10.2 設計方針
「設計基準事故が発			電気施設は、次の方針により設計する。
生した場合に用いる	仮設照明で対応する場		(1)~(9) (略)
照明」とは、昼夜及	合の設計方針について、		(10) 安全避難通路は、その位置を明確かつ恒久的に表
び場所を問わず、試	③仮設照明は、適切な場所		示することにより、容易に識別できるように避難用
験研究用等原子炉施	に保管されること。		照明を設置する。また、避難用照明は、通常の照明用
設内で事故対策のた	④仮設照明は、必要な時間		電源が喪失した場合においても、その機能を失うこ
めの作業が生じた場	分の電源を確保するこ		とのないようにする。さらに、設計基準事故が発生し
合に、作業が可能と	と。		た場合に用いる照明は、避難用の照明を除く。その専
なる照明のことをい			用の電源若しくは灯具内に蓄電池を設ける。
い、現場作業の緊急			
性との関連におい			10.3.9 照明用電源設備及び作業用電源設備
て、仮設照明の準備			照明用電源及び作業用電源は、常用低圧母線のパワ
に時間的猶予がある			ーセンタ又はコントロールセンタから変圧器を通し
場合には、仮設照明			て、交流 200V 又は 100V に降圧し、給電する。建家内
(可搬型)による対			には、分電盤、スイッチ、コンセント等を所要箇所に設

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
応を含む。			置する。
			安全避難通路には、非常用照明及び誘導灯が設置さ
			れており、通常の照明用電源喪失時にその機能を失う
			ことがないように、灯具に内蔵された蓄電池又は直流
			電源設備の蓄電池より給電される。
			設計基準事故が発生した場合に用いる照明として交
			流非常灯(保安灯)は、非常用低圧母線 A 系統又は B 系
			統の非常用発電機から給電可能とし、原子炉建家内及
			び冷却塔において必要な照明を確保する。
			使用済燃料貯蔵建家及び機械棟については、灯具内
			に内蔵する蓄電池から給電が可能な照明を設置する。
			また、携帯用照明、可搬型の作業用照明及び可搬型発
			電機を備えることとし、灯具内の蓄電池による給電時
			間以降についても各種操作及び確認等に必要な照明を
			昼夜、場所を問わず確保する。可搬型発電機は、可搬型
			の作業用照明に電源を供給するために必要な容量以上
			のものを1台用意することとし、原子炉建家外に保管
			場所を定め保管する。可搬型発電機の仕様を第 10.3.8
			表(略)に示す。
			10.5 評価
			(1)~(9) (略)
			(10) 安全避難通路等には、非常用照明及び誘導灯を
			設けている。非常用照明及び誘導灯には、灯具に内蔵
			された蓄電池又は直流電源設備の蓄電池より給電す

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
			るので、通常の照明用電源喪失時にその機能を失わ
			ない。
			(11) 設計基準事故が発生した場合に用いる照明
			として、非常用発電機から給電が可能な交流非常
			灯(保安灯)又は蓄電池内蔵の照明を設置してい
			る。また、携帯用照明等を備えることとしており、
			灯具内の蓄電池による給電時間以降も対応が可
			能であり、昼夜、場所を問わず、必要な照明が確
			保できる。
			(13)以降(略)
			【まとめ資料】
			設計基準事故が発生した場合に用いる照明として、
			非常用発電機から給電が可能な交流非常灯(保安灯)が
			原子炉建屋内及び冷却塔に広く設置されている。その
			ため、中央制御室での監視・操作、現場確認等が必要と
			なるエリアへのアクセス、現場での確認等に必要な照
			明は確保できる。
			≪配置≫
			設計基準事故が発生した場合の事故対応で、以下に
			示す場所が想定されており、交流非常灯(保安灯)が原
			子炉建屋内及び冷却塔の全域に広く設置されている。
			・通路・階段
			中央制御室から各設備の運転状況を確認するため、
			原子炉建屋内及び冷却塔の各室へのアクセス

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		規制委員会は、申請者の設計方針が、設計基準事	
		故が発生した場合に用いる交流非常灯又は蓄電池内	
		蔵の照明を設けること、蓄電池による給電時間以降の	
		対応のため携帯用照明、可搬型の作業用照明及びそ	
		の専用の電源を備えることにより、昼夜及び場所を問わ	
		ず作業可能とすることを確認したことから、許可基準規	
		則に適合するものと判断した。	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
		Ⅲ-10 安全施設(第12条関係)	
		第12条の規定は、既許可における要求事項からの変	
		更はないものの、申請者は、安全施設の安全上の機能別	
		重要度を、許可基準規則の解釈で引用する、「水冷却型試	追補 2
		験研究用原子炉施設に関する安全設計審査指針(平成3	安全機能の重要度分類変更の妥当性
		年7月18日原子力安全委員会決定)」の「添付 水冷却	1. 概要
		型試験研究用原子炉施設の安全機能の重要度分類に関	安全施設の安全上の機能別重要度は、「試験炉設
		する基本的な考え方」(以下「研究炉の重要度分類の考え	置許可基準規則」の解釈に基づき、「水冷却型試験
		方」という。)を参考に、また、これまで蓄積された運転	研究用原子炉施設に関する安全設計審査指針(平成
		実績、本試験研究用等原子炉施設の主要な特徴を考慮し	3年7月18日原子力安全委員会決定)」の「添付水
		て、見直すとしている。その結果、申請者は、本申請に	冷却型試験研究用原子炉施設の安全機能の重要度
		おいて、既許可から、後備停止系、補助冷却設備、炉容	分類に関する基本的な考え方」(以下「研究炉の重
		器冷却設備、原子炉格納施設、非常用空気浄化設備、非	要度分類の考え方」という。)を参考に、またこれ
		常用発電機等について、安全上の機能別重要度分類を下	まで蓄積された運転実績、安全性実証試験等の技術
		位クラスへ見直したとしている。	的知見を反映して見直した結果、後備停止系、補助
			冷却設備、炉容器冷却設備、原子炉格納施設、非常
		安全施設について、第12条第1項は、安全機能の重	用空気浄化設備、非常用発電機等について、MS-1か
		要度に応じて安全機能が確保されたものでなければな	ら MS-2 へ見直した。
		らないことを要求している。また、同条第2項において	制御棒は MS-1 であり信頼性が高いため、原子炉
		は、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有する系統	は制御棒により確実に停止することができる。また
		に対して、単一故障が発生した場合であって、外部電源	仮に停止機能が失われた場合でも原子炉出力が低
		が利用できない場合においても機能できるよう、当該系	下し安定な状態が維持できる。したがって緊急停止
		統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を	しなくても、時間余裕のなかで原子炉を停止できる
		考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確	という固有の特性により、後備停止系を MS-1 から
		保することを要求している。	MS-2 へ見直した。そのため、クラスが見直された

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		このため、規制委員会は、以下の項目について審査を	設備のうち、停止機能以外の機能喪失を想定し、燃
		行った。	料温度および原子炉圧力容器温度を評価すること
			で、クラス変更の妥当性を確認している。
		1. 安全機能の重要度に応じた安全機能の確保に係る	なお、クラス変更された設備は、単一故障を仮定
		設計方針	してもその安全機能を損なわないよう設計するこ
		2. 安全機能の重要度が特に高い安全機能を有する系	ととしていることから、内部事象による安全機能の
		統の設計方針	喪失は想定せず、外部事象による安全機能喪失を想
			定する。
		規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり	
		本申請の内容を確認した結果、設置許可基準規則に適合	
		するものと判断した。	
		各項目についての審査内容は以下のとおり。	
第12条 安全施設は、		1. 安全機能の重要度に応じた安全機能の確保に係る設	
その安全機能の重要		計方針	
度に応じて、安全機能		安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、安全	
が確保されたもので		機能が確保されたものである必要がある。	
なければならない。			
		(1) 安全上の機能別重要度分類及びその適用の原則	8-1-7
【解釈】		申請者は、安全機能を有する構築物、系統及び機器	
1 第1項に規定する		を、研究炉の重要度分類の考え方を参考に、それらが	1.2.2 安全上の機能別重要度分類
「安全機能の重要度		果たす安全機能の性質に応じて、次の2種類に分類す	安全機能を有する構築物、系統及び機器を、それが果
に応じて、安全機能が		るとしている。	たす安全機能の性質に応じて、次の2種に分類する。
確保されたもの」につ		①その機能の喪失により、本試験研究用等原子炉施	(1) その機能の喪失により、原子炉施設を異常状態に

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
いては、「水冷却型試		設を異常状態に陥れ、もって公衆ないし放射線業	陥れ、もって一般公衆ないし放射線業務従事者に
験研究用原子炉施設		務従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれ	過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのあるもの
に関する安全設計審		のあるもの(異常発生防止系。以下「PS」とい	(異常発生防止系。以下「PS」という。)。
査指針」(平成3年7		う。)。	(2) 原子炉施設の異常状態において、この拡大を防止
月18日原子力安全		②本試験研究用等原子炉施設の異常状態において、	し、又はこれを速やかに収束せしめ、もって一般公
委員会決定)の「添付		この拡大を防止し、又はこれを速やかに収束せし	衆ないし放射線業務従事者に及ぼすおそれのある
水冷却型試験研究用		め、もって公衆ないし放射線業務従事者に及ぼす	過度の放射線被ばくを防止し、又は緩和する機能
原子炉施設の安全機		おそれのある過度の放射線被ばくを防止し、又は	を有するもの(異常影響緩和系。以下「MS」とい
能の重要度分類に関		緩和する機能を有するもの(異常影響緩和系。以	う。)。
する基本的な考え方」		下「MS」という。)。	
による。この場合、当			また、PS 及び MS のそれぞれに属する構築物、系統及
該指針における「安全		申請者は、PS及びMSのそれぞれに属する構築	び機器を、それが有する安全機能の重要度に応じ、第
機能を有する構築物、		物、系統及び機器を研究炉の重要度分類の考え方に基	1.2.1 表に示すように、三つのクラスに分類する。
系統及び機器」は本規		づき、それが有する安全上の機能別重要度分類に応	上記に基づく原子炉施設の安全上の機能別重要度分
定の「安全施設」に読		じ、それぞれクラス1、クラス2又はクラス3に分類	類を第1.2.2表に示す。
み替える。水冷却型研		するとしている。各クラスに属する構築物、系統及び	なお、各クラスに属する構築物、系統及び機器の基
究炉以外の炉型につ		機器の基本設計ないし基本的設計方針は、確立された	本設計ないし基本設計方針は、確立された設計、建設
いても、これを参考と		設計、建設及び試験の技術並びに運転管理により、安	及び試験の技術並びに運転管理により、安全機能確保
すること。なお、第1		全機能確保の観点から、次に掲げる基本的目標を達成	の観点から、次の各号に掲げる基本的目標を達成でき
項の安全機能は、第4		できるものとするとしている。	るようにする。
0条、第53条及び第		クラス 1:合理的に達成し得る最高度の信頼性を確	① クラス 1:合理的に達成し得る最高度の信頼性を
61条において準用		保し、かつ、維持すること。	確保し、かつ、維持すること。
する第53条に規定		クラス2:高度の信頼性を確保し、かつ、維持する	② クラス 2: 高度の信頼性を確保し、かつ、維持する
する事故の拡大防止		こと。	こと。
に必要な施設や設備		クラス3:一般の産業施設と同等以上の信頼性を確	③ クラス 3:一般の産業施設と同等以上の信頼性を

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
等に対して要求する		保し、かつ、維持すること。	確保し、かつ、維持すること。
ものではない。			
		また申請者は、上記の安全上の機能別重要度分類を	1.2.3 分類の適用の原則
		具体的に適用するに当たっては、原則として次による	試験研究用等原子炉施設の安全上の機能別重要度分
		こととしている。	類を具体的に適用するに当たっては、原則として次に
		①安全機能を直接果たす構築物、系統及び機器(以	よることとする。
		下「当該系」という。)が、その機能を果たすため	(1) 安全機能を直接果たす構築物、系統及び機器(以下
		に直接又は間接に必要とする構築物、系統及び機	「当該系」という。)が、その機能を果たすために
		器(以下「関連系」という。)の範囲と分類は、次	直接又は間接に必要とする構築物、系統及び機器
		の各号に掲げるところによるものとする。	(以下「関連系」という。)の範囲と分類は、次の各
		a. 当該系の機能遂行に直接必要となる関連系	号に掲げるところによるものとする。
		は、当該系と同位の重要度を有するものとみ	a. 当該系の機能遂行に直接必要となる関連系は、当
		なす。	該系と同位の重要度を有するものとみなす。
		b. 当該系の機能遂行に直接必要はないが、その	b. 当該系の機能遂行に直接必要はないが、その信頼
		信頼性を維持し、又は担保するために必要な	性を維持し、又は担保するために必要な関連系
		関連系は、当該系より下位の重要度を有する	は、当該系より下位の重要度を有するものとみ
		ものとみなす。ただし、当該系がクラス3で	なす。ただし、当該系がクラス3であるとき
		あるときは、関連系はクラス3とみなす。	は、関連系はクラス3とみなす。
		②一つの構築物、系統及び機器が、二つ以上の安全	(2)一つの構築物、系統及び機器が、二つ以上の安全機
		機能を有するときは、果たすべきすべての安全機	能を有するときは、果たすべきすべての安全機能に
		能に対する設計上の要求を満足させるものとす	対する設計上の要求を満足させるものとする。
		る。	(3)安全機能を有する構築物、系統又は機器は、これ
		③安全機能を有する構築物、系統又は機器は、これ	ら二つ以上のものの間において、又は安全機能を有
		ら二つ以上のものの間において、又は安全機能を	しないものとの間において、その一方の運転又は故
		有しないものとの間において、その一方の運転又	障等により、同位ないし上位の重要度を有する他方

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
		は故障等により、同位ないし上位の重要度を有す	に期待される安全機能が阻害され、もって原子炉施
		る他方に期待される安全機能が阻害され、もって	設の安全が損なわれることのないように、機能的隔
		原子炉施設の安全が損なわれることのないよう	離及び物理的分離を適切に考慮する。
		に、機能的隔離及び物理的分離を適切に考慮す	(4) 重要度の異なる構築物、系統又は機器を接続す
		る。	る ときは、下位の重要度のものに上位の重要度の
		④重要度の異なる構築物、系統又は機器を接続する	ものと同等の設計上の要求を課すか、又は上位の
		ときは、下位の重要度のものに上位の重要度のも	重要度のものと同等の隔離装置等によって、下位
		のと同等の設計上の要求を課すか、又は上位の重	の重要度のものの故障等により上位の重要度のも
		要度のものと同等の隔離装置等によって、下位の	のの安全機能が損なわれないように、適切な機能
		重要度のものの故障等により上位の重要度のも	的隔離が行われるよう考慮する。
		のの安全機能が損なわれないように、適切な機能	
		的隔離が行われるよう考慮する。	
		規制委員会は、申請者の安全上の機能別重要度分類及	
		び当該分類の適用の原則が研究炉の重要度分類の考え	
		方に基づくものであり、既許可の内容から変更がないこ	
		とを確認した。	
		(2) 構築物、系統又は機器の安全上の機能別重要度分	
		類	8-追 2-1
		申請者は、研究炉の重要度分類の考え方を参考に、	追補2 安全機能の重要度分類変更の妥当性
		また、これまで蓄積された運転実績、本試験研究用等	安全施設の安全上の機能別重要度は、「試験研究の用
		原子炉施設の主要な特徴を考慮し、PS-1、PS-	に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関す
		2、MS-1及びMS-2に属する構築物、系統又は	る規則」の解釈に基づき、「水冷却型試験研究用原子炉
		機器の安全上の機能別重要度分類を、以下のとおり設	施設に関する安全設計審査指針(平成3年7月18日原

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項		HTTR :	審査書	申請書・まとめ資料
		定すると	している。なお、	, PS-3及びMS-3に属	子力安全委員会決定)」の「添付水冷却型試験研究用原
		する構築	物、系統又は機器	器の安全上の機能別重要度分	子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基本的な考
		類につい	ては、既許可か	ら変更はないとしている。	え方」を参考に、またこれまで蓄積された運転実績、安
		ここで	、下線部は、本町	申請において既許可から安全	全性実証試験等の技術的知見を反映して見直した結
		上の機能	別重要度分類を	·下位クラスへ見直した構築	果、後備停止系、補助冷却設備、炉容器冷却設備、原子
		物、系統	又は機器を示し ⁻	ている。下位クラスへの見直	炉格納施設、非常用空気浄化設備、非常用発電機等に
		しに係る	安全評価への影	彡響については、「Ⅲ-11	ついて、MS-1 から MS-2 へ見直した。
		運転時 σ)異常な過渡変化	及び設計基準事故の拡大の	8-1-100
		防止(第	13条関係)」に	て記載する。	第 1.2.2 表安全上の機能別重要度分類表に係る定義及
					び機能
		表Ⅲ-2	本試験研究用等原	亰子炉施設の安全上の機能別	
		重要度分類	について		
		PS-1			
	・全交流電源喪失時に使	定義	機能	構築物、系統又は機器	
	用する可搬設備(電源、	その損	原子炉冷却材	原子炉冷却材圧カバウン	
	計測器)は12条の対象	傷又は	圧カバウンダ	ダリを構成する機器配管	
	設備に含めないのか確	故障に	IJ	系(計装等の小口径配管	
	認する。	より発		機器は除く。)	
		生する	過剰反応度の	スタンドパイプ	
		事象に	印加防止	スタンドパイプクロージ	
		よって、		ヤ	
		燃料の	炉心の形成	炉心支持鋼構造物(炉心	
		多量の		拘束機構の拘束バンドは	
		破損を		除く。) 及び炉心支持黒鉛	
		引き起		構造物のうちサポートポ	

許可基準規則·解釈	審査の視点・確認事項		HTTR \$	審査書	申請書・まとめ資料
		こすお		スト(支持機能のみ)	
		それが			
		あり、敷			
		地外へ			
		の著し			
		い 放 射			
		性物質			
		の放出			
		のおそ			
		れのあ			
		る構築			
		物、系統			
		及び機			
		器			
		MS-1			
		定義	機能	構築物、系統又は機器	
		異常状	原子炉の緊急	制御棒系	
		態 発 生	停止		
		時に、敷	未臨界維持		
		地周辺	原子炉冷却材	1 次冷却設備の安全弁	
		公衆へ	圧カバウンダ	(開機能)	
		の過度	リの過圧防止		
		の放射	過剰反応度の	スタンドパイプ固定装置	
		線の影	抑制		

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項		HTTR \$	審査書	申請書・まとめ資料
		響を防			
		止する			
		構築物、			
		系 統 及			
		び機器			
		安全上	工学的安全施	安全保護系 (停止系)	
		必須な	設及び原子炉		
		その他	停止系への起		
		の設備	動信号の発生		
			安全上特に重	中央制御室	
			要な関連機能		
		PS-2			
		定義	機能	構築物、系統又は機器	
		その損	炉心の形成	炉心構成要素(燃料体、可	
		傷又は		動反射体ブロック、制御	
		故障に		<u>棒案内ブロック)</u>	
		より発		<u>炉心支持鋼構造物のうち</u>	
		生する		<u>炉心拘束機構の拘束バン</u>	
		事象に		<u>ド及び炉心支持黒鉛構造</u>	
		よって、		物(サポートポスト(支持	
		燃料の		機能のみ)を除く。)	
		多量の	放射性物質の	気体廃棄物の廃棄施設	
		破損を	貯蔵(ただし、	原子炉建家内使用済燃料	
		直ちに	原子炉冷却材	貯蔵設備の貯蔵プール	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項		HTTR \$		申請書・まとめ資料
		引き起	圧カバウンダ	(冠水維持機能)及び貯	
		こすお	リに直接接続	蔵ラック(上蓋を除く。)	
		それは	されているも	使用済燃料貯蔵建家内使	
		ないが、	のを除く)	用済燃料貯蔵設備の貯蔵	
		敷 地 外		セル及び貯蔵ラック(上	
		への過		蓋を除く。)	
		度の放	1 次冷却材の	1次ヘリウム純化設備	
		射 性 物	内蔵(ただし、		
		質の放	原子炉冷却材		
		出のお	圧カバウンダ		
		それの	リから除外さ		
		ある構	れている計装		
		築物、系	等の小口径の		
		統及び	もの及びバウ		
		機器	ンダリに直接		
			接続されてい		
			ないものは除		
			<)		
			安全弁の吹止	1 次冷却設備の安全弁	
			Ŋ	(吹止り機能)	
			実験・照射の	実験設備の一部	追補2 安全機能の重要度分類変更の妥当性
			関連機能(核		表 安全上の機能別重要度分類に係る定義及び機能
			分裂生成物の		炉心の形成
			放散防止)		…一方、拘束バンドが損傷したとしても、また、炉心構
			燃料の安全な	燃料交換機	成要素及び炉心支持黒鉛構造物(サポートポスト(支持

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項		HTTR \$	審査書	申請書・まとめ資料
			取扱い		機能のみ)を除く)が損傷したとしても、サポートポス
					トの鉛直荷重の支持機能、レストレイントリングの水
		M S - 2			平荷重の支持機能、及び炉心支持板と炉心支持格子の
		定義	機能	構築物、系統又は機器	鉛直荷重の支持機能を PS-1 として維持することによ
		P S - 2	未臨界維持	後備停止系	り、炉心構成要素及び炉心支持黒鉛構造物を一体化す
		の構築	工学的安全設	補助冷却設備	ることができ、崩壊熱の除去に支障はない。すなわち、
		物、系統	備	<u>炉容器冷却設備</u>	炉心構成要素及び炉心支持黒鉛構造物(サポートポス
		及び機器		原子炉格納容器(隔離弁	ト(支持機能のみ)を除く)や拘束バンドの損傷が直ち
		の損傷又		<u>を含む。)</u>	に多量の核分裂生成物の放出を伴う事故に進展するこ
		は故障が		非常用空気浄化設備	とはないため、炉心構成要素、炉心支持鋼構造物のう
		及ぼす敷	原子炉冷却材	補助冷却設備	ち炉心拘束機構の拘束バンド、炉心支持黒鉛構造物(サ
		地周辺公	圧カバウンダ	<u>炉容器冷却設備</u>	ポートポスト(支持機能のみ)を除く)は、PS-2とし
		衆への放	リの過熱防止		t
		射線影響	原子炉停止後		なお、従来は、原子炉冷却材圧カバウンダリの過熱
		を十分小	の除熱		防止や原子炉停止後の除熱機能として、補助冷却設備
		さくする	工学的安全施	安全保護系(工学的安全	による冷却機能を期待していた。そのためには、炉内
		ようにす	設及び原子炉	施設)_	で冷却材流路を形成する必要があることから、拘束バ
		る 構 築	停止系への起		ンドや炉心支持黒鉛構造物を PS-1 としていた。
		物、系統	動信号の発生		
		及び機器	放射性物質放	排気管	未臨界維持
			出の低減		HTTR を用いた安全性実証試験により、高温ガス炉が
		異常状態	事故時のプラ	事故時監視計器の一部	大きい負の反応度フィードバック特性を有しており、
		への対応	ント状態の把		被覆燃料粒子の FP 保持性能と相まって、原子炉停止系
		上特に重	握		である制御棒系、後備停止系による負の反応度を異常
		要な構築	中央制御室外	中央制御室外原子炉停止] 時に緊急に印加しなくても、原子炉出力が低下し燃料

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項		HTTR \$	審査書	申請書・まとめ資料
		物、系統	からの安全停	盤	も破損せず、安定な状態に維持できる特性を有してい
		及び機器	止		ることが確認されている。
			安全上重要な	中央制御室系換気空調装	したがって、その固有の特性により、緊急停止しな
			関連機能	置	くても、時間余裕のなかで原子炉を安全停止できるこ
		安全上特	安全上特に重	非常用発電機	とから、後備停止系はクラス2とした。
		に重要な	要な関連機能	補機冷却水設備	
		その他の		制御用圧縮空気設備	炉心冷却、原子炉冷却材圧力バウンダリの過熱防止、
		構築物、		直流電源設備	原子炉停止後の除熱
		系統及び		安全保護系用交流無停電	HTTR を用いた安全性実証試験により、冷却機能喪失
		機器		<u>電源装置</u>	時にも、自然に炉心が冷却され、残留熱が除去できる
					特性を有していることが確認されている。したがって、
	・安全重要度を変更した	規制委員	会は、申請者の	安全上の機能別重要度分類	炉心冷却機能の重要度は MS-2 とした。
	設備と変更理由(基づ	は、研究炉の	の重要度分類の	考え方を参考に、また、これ	
	く知見等を含む。)につ	まで蓄積され	れた運転実績、ス	本試験研究用等原子炉施設の	
	いて、申請書(添付等含	主要な特徴	を考慮し、既許す	可においてPS-1又はMS	原子炉格納容器(隔離弁を含む)
				をそれぞれ P S - 2 又はM	
	ることを確認する。	S-2に変	更したこと、その	の変更理由については以下の	炉格納容器内への放出エネルギーが小さく、発電炉の
	・この場合、第6条耐震重	とおり、本門	申請における安全	全上の機能別重要度分類の変	格納容器スプレー系のような特別な設備がなくても、
	要度分類との関係(変	更は、敷地原	割辺公衆への放 身	対線の影響等を考慮したもの	原子炉格納容器温度及び圧力制限値を超えることはな
	更の有無、相違がある	であって、5	安全上の機能別国	重要度分類の定義に対応した	い。また、これまでの運転実績において、通常運転時の
	場合はその考え方)に	ものである	ことを確認した。		放射能濃度は極めて低いことが確認されており、万一
	ついて確認する。				の事故時においても、核分裂生成物の系外への放出を
		①炉心構	成要素(燃料体、	、可動反射体ブロック、制御	低く抑えることができる。
		棒案内	ブロック)及び炊	戸心支持鋼構造物のうち炉心	
		拘束機	構の拘束バンド	及び炉心支持黒鉛構造物(サ	非常用空気浄化設備

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		ポートポスト(支持機能のみ)を除く。)	HTTR で発生する核分裂生成物の量は、発電用軽水炉
		これらの設備が損傷したとしても、サポートポス	より十分小さく、また、事故時においても、燃料の温度
		ト、炉心支持板及び炉心支持格子により鉛直荷重の	上昇は小さく、多量かつ急激な破損は想定されないこ
		支持機能を維持し、レストレイントリングにより水	とから、非常用空気浄化設備は、MS-2 とした。
		平荷重の支持機能を維持することができ、これら上	
		位クラスの機器により、自然放熱による炉心の冷却	
		が行える炉心の形状を維持することができる。	工学的安全施設及び原子炉停止系への起動信号の発生
			工学的安全施設である補助冷却設備、炉容器冷却設
		②後備停止系	備、原子炉格納容器(隔離弁を含む)、非常用空気浄化
		本試験研究用等原子炉は、異常時に負の反応度を緊	設備の重要度と整合させ MS-2 とした。
		急に印加しなくても、原子炉出力が低下し燃料も破損	
		せず、安定な状態に維持できる特性を有していること	非常用発電機、補機冷却水設備、制御用圧縮空気設備
		から、本設備により、一時的に原子炉出力が上昇(再	工学的安全施設の設備の関連系である非常用発電
		臨界)する前までに原子炉を安全に停止し、敷地周辺	機、補機冷却設備、制御用圧縮空気設備は、工学的安全
		公衆への放射線の影響を十分小さくすることができ	施設の設備の重要度を MS-2 としたため、これらの設備
		ること。	の重要度と整合させ、MS-2 とした。
		③補助冷却設備及び炉容器冷却設備	直流電源設備及び安全保護系用交流無停電電源装置
		本試験研究用等原子炉は、冷却機能喪失時にも、自	工学的安全施設の設備の重要度を MS-2 としたこと
		然に炉心が冷却され、残留熱が除去できる特性を有し	から、これらの設備の重要度分類と整合させ、直流電
		ていることから、本設備による炉心冷却機能に対する	源設備、安全保護系用交流無停電電源装置は、MS-2 と
		必要性は比較的低い。そのため、本設備の安全機能が	した。また、原子炉停止系及びこれに関する安全保護
		損なわれても、敷地周辺公衆への放射線の影響を十分	系 (停止系) を MS-1 としているが、「研究炉の重要度
		小さくすることができること。	分類の考え方」の付録「「水型冷却型試験研究用原子炉
			施設の重要度分類に関する基本的な考え方」における

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		④原子炉格納容器 (隔離弁を含む。) 及び非常用空気浄	重要度分類の根拠」に示される非常用電源設備に関す
		化設備	る説明を参考に、原子炉停止系はフェイルセーフの設
		本試験研究用等原子炉は、これまでの運転実績にお	計となっていることから、安全保護系(停止系)への電
		いて、通常運転時の原子炉格納容器内雰囲気の放射能	源供給としての直流電源設備、安全保護系用交流無停
		濃度は極めて低いことが確認されており、万一の事故	電電源装置は、MS-2 とした。
		時においても、核分裂生成物の系外への放出を低く抑	
		えることができることから、本設備による放射性物質	
		の閉じ込めに対する必要性は比較的低い。そのため、	
		本設備の安全機能が損なわれても、敷地周辺公衆への	
		放射線の影響を十分小さくすることができること。	
		⑤安全保護系(工学的安全施設)、非常用発電機、補機	
		冷却水設備、制御用圧縮空気設備、直流電源設備及	
		び安全保護系用交流無停電電源装置	
		本設備により機能を維持する主たる工学的安全施	
		設の安全上の機能別重要度分類と整合させたもので	
		あること。	8-1-7
			1.2.1 高温工学試験研究炉の特徴
		注:申請者は、本試験研究用等原子炉施設の主要な特徴	安全上の重要度分類を定めるに当たり、考慮する高温
		として、以下を挙げている。	工学試験研究炉の主要な特徴は、次のとおりである。
		(1) 原子炉は、セラミックス等で多重被覆した被覆燃料	(1) 発電用軽水炉と比べて、原子炉の熱出力、発熱密
		粒子、減速材及び構造材として黒鉛、冷却材として	度は低く、原子炉の炉心で蓄積される核分裂生成
		ヘリウムガスを用いる。	物の量は少ないため、潜在的リスクは小さい。一
		(2) 燃料は、耐熱性に優れ、燃料最高温度が 1,600℃以	方、水冷却型試験研究用原子炉と比べ冷却材の温
		下ならば核分裂生成物の保持機能が損なわれるこ	度、圧力が高いことを考慮する必要がある。

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
		とはない。	(2) 原子炉は、セラミックス等で多重被覆した被覆燃
		(3) 炉心構造物の黒鉛は、耐熱性に優れ、高温でも炉心	料粒子、減速材及び構造材として黒鉛、冷却材と
		構成材としての健全性を保つことができる。	してヘリウムガスを用いる。
		(4) 炉心は、発熱密度に比して大きな熱容量を有し、出	燃料は、耐熱性に優れ、燃料最高温度が 1,600℃以
		力の過渡変化及び冷却能力の異常な低下に対する	下ならば核分裂生成物の保持機能が損なわれるこ
		炉心構成要素の温度変化が少なく、かつ、緩慢であ	とはない。
		る特性を有する。	炉心構造物の黒鉛は、耐熱性に優れ、高温でも炉
		(5) 万一、冷却材喪失時に制御棒が挿入されなくても、	心構成材としての健全性を保つことができる。
		固有の特性により原子炉の核出力は低下する。この	ヘリウムガスは、化学的に不活性で構造材との化
		場合に、炉心の強制冷却を行わなくても、原子炉圧	学反応はない。また、冷却材の相変化による冷却
		力容器外面からの熱除去により炉心からの残留熱	条件の急激な変化はない。
		除去が可能である。	(3) 炉心は、発熱密度に比して大きな熱容量を有し、
		(6) 本試験研究用等原子炉施設を用いた安全性実証試	出力の過渡変化及び冷却能力の異常な低下に対す
		験(特殊運転として実施)によって、炉心流量が喪失	る炉心構成要素の温度変化が少なく、かつ、緩慢
		した場合に制御棒挿入操作を行わなくても、各種の	である特性を有する。
		制限値を上回ることなく、固有の特性により原子炉	事故時の炉心の温度上昇は発電用軽水炉に比べる
		が安定な状態に維持されることが実証されている。	と極めて緩慢であり、事故の拡大を防止するため
			の処置をとる時間的余裕が大きい。
			(4) 万一、冷却材喪失時に制御棒が挿入されなくても、
			固有の特性により原子炉の核出力は低下する。こ
			の場合に、炉心の強制冷却を行わなくても、原子
			炉圧力容器外面からの熱除去により炉心からの残
			留熱除去が可能である。
			(5) 高温工学試験研究炉を用いた安全性実証試験(特
			殊運転として実施)によって、炉心流量が喪失した

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			場合に制御棒挿入操作を行わなくても、各種の制
			限値を上回ることなく、固有の特性により原子炉
			が安定な状態に維持されることが実証されてい
			る。
2 安全機能を有する	・これまで第2項の対象	2. 安全機能の重要度が特に高い安全機能を有する系統	8-1-9
系統のうち、安全機能	であったが、安全重要	の設計方針	1.3.3 第 12 条に関する安全機能の重要度が特に高い安
の重要度が特に高い	度を変更し第2項の対	安全機能の重要度が特に高い安全機能を有する系統	全機能を有する安全施設
安全機能を有するも	象外となった設備の多	は、単一故障が発生した場合であって、外部電源が利用	試験炉設置許可基準規則第 12 条第 2 項に規定され
のは、当該系統を構成	重性、多様性、独立性に	できない場合においても機能できるよう、当該系統を構	ている安全機能の重要度が特に高い安全機能を有する
する機械又は器具の	ついて変更があるか否	成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮し	安全施設は、試験炉設置許可基準規則の解釈に従い、
単一故障(単一の原因	かについて確認する。	て、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保する	「研究炉の重要度分類の考え方」の「4.(2)信頼性に対
によって一つの機械		ものでなければならない。	する設計上の考慮」を参考に、以下の系統を選定する。
又は器具が所定の安		申請者は、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有	
全機能を失うこと(従		する安全施設は、研究炉の重要度分類の考え方を参考	
属要因による多重故		に、以下を選定するとしている。	
障を含む。)をいう。以		(1) PS-1のうち、通常運転時に開であって、閉動	① PS-1 のうち、通常運転時に開であって、閉動作に
下同じ。)が発生した		作によって原子炉冷却材圧カバウンダリの一部を	よって原子炉冷却材圧カバウンダリの一部を形成
場合であって、外部電		形成する弁	する弁
源が利用できない場		(2)MS-1の系統	② MS-1 の系統
合においても機能で		(3) MS-2のうち、異常状態発生時に、過度の放射	
きるよう、当該系統を		線影響を防止するために必要な異常の影響緩和機能	③ MS-2 のうち、異常状態発生時に、過度の放射線影
構成する機械又は器		を果たすべき系統及び設計基準事故時のプラント状	響を防止するために必要な異常の影響緩和機能を
具の機能、構造及び動		態を把握する機能を有する系統	果たすべき系統及び設計基準事故時のプラント状
作原理を考慮して、多			態を把握する機能を有する系統
重性又は多様性を確		具体的な安全機能の重要度が特に高い安全機能を有	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項		HTTR 審査書	申請書・	まとめ資料
保し、及び独立性を確		する安全施設に属す	る構築物、系統及び機器は以下のと	上記①~③の系統は、	当該系統を構成する機械又は
保するものでなけれ		おりであり、既許可:	からの変更はないとしている。	器具の単一故障が発生した	た場合であって、外部電源が
ばならない。		また、安全機能の	重要度が特に高い安全機能を有する	利用できない場合においる	ても機能できるよう、当該系
		安全施設に属する構	築物、系統及び機器のうち、本申請	統を構成する機械又は器具	具の機能、構造及び動作原理
解釈		において安全上の機	能別重要度分類を下位クラスに変	を考慮して、多重性又は	多様性を確保し、及び独立性
2 第2項に規定する		更した設備にあって	も、引き続き、機械又は器具の単一	を確保する設計とする。	
「安全機能を有する		故障が発生した場合	であって、外部電源が利用できない	第 12 条に関する安全権	幾能の重要度が特に高い安全
系統のうち、安全機能		場合においても機能	できるよう、当該系統を構成する機	機能を有する安全施設を領	第1.3.2表に示す。
の重要度が特に高い		械又は器具の機能、	構造及び動作原理を考慮して、多重		
安全機能を有するも		性又は多様性を確保	し、及び独立性を確保する設計とす	第1.3.2表 第12条に関する安全機能の No. 安全機能	②重要度が特に高い安全機能を有する安全施設 構築物・系統・機器
の」は、上記の指針の		るとしている。		1 原子炉冷却材圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリの一部を形成する弁
「4. (2)信頼性に対		なお、下線部は、	これらの安全施設のうち、本申請に	2 原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止	
する設計上の考慮」に		おいて既許可から安	・全上の機能別重要度分類を下位ク	3 原子炉の緊急停止 未臨界維持 4 工学的安全施設及び原子炉停止系への	制御棒系 安全保護系(停止系)
示されるものとする。		ラスに変更した構築!	物、系統又は機器を示している。	5 起動信号の発生 6 炉心冷却	安全保護系(工学的安全施設) 補助冷却設備
水冷却型研究炉以外		表Ⅲ一3 本試験研	「究用等原子炉施設の安全機能の重	7 放射性物質の閉じ込め、放射線の遮蔽	CONTRACTOR AND PROGRESSION AND ADDRESS OF THE PROGRESS OF THE
の炉型についても、こ		要度が特に高い安	全機能を有する安全施設に属する	8 及び放出低減 9 事故時のプラント状態の把握 10 安全上特に重要な関連機能	非常用空気浄化設備 事故時監視計器の一部 非常用発電機
れを参考とすること。		構築物、系統及び	機器について	10 女主上行に重要な例準機能 11 12	神機冷却水設備 制御用圧縮空気設備
		安全機能	構築物、系統及び機器	13 14	直流電源設備 安全保護系用交流無停電電源装置
3 第2項に規定する		原子炉冷却材圧力	原子炉冷却材圧カバウンダリの		
「単一故障」は、動的		バウンダリ	一部を形成する弁		
機器の単一故障及び		原子炉冷却材圧力	1 次冷却設備の安全弁		
静的機器の単一故障		バウンダリの過圧			
に分けられる。重要度		 防止			
の特に高い安全機能		原子炉の緊急停止	制御棒系		
を有する系統は、短期		未臨界維持			

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項		HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
間では動的機器の単		工学的安全施設及	安全保護系(停止系)	
一故障を仮定しても、		び原子炉停止系へ	安全保護系(工学的安全施設)	
長期間では動的機器		の起動信号の発生		
の単一故障又は想定		炉心冷却	補助冷却設備	
される静的機器の単			<u>炉容器冷却設備</u>	
一故障のいずれかを		放射性物質の閉じ	原子炉格納容器隔離弁	
仮定しても、所定の安		込め、放射線の遮	<u>非常用空気浄化設備</u>	
全機能を達成できる		蔽及び放出低減		
ように設計されてい		事故時のプラント	事故時監視計器の一部	
ることが必要である。		状態の把握		
また、動的機器の単一		安全上特に重要な	非常用発電機	
故障又は想定される		関連機能	補機冷却水設備	
静的機器の単一故障			制御用圧縮空気設備	
のいずれかを仮定す			直流電源設備	
べき長期間の安全機			安全保護系用交流無停電電源装	
能の評価に当たって			<u>置</u>	
は、想定される最も過				
酷な条件下において		申請者は、これら	(1)~(3)を構成する機械又は	
も、その単一故障が安		器具の単一故障が発	生した場合であって、外部電源が利	
全上支障のない期間		用できない場合にお	いても機能できるよう、当該系統を	
に除去又は修復でき		構成する機械又は器	具の機能、構造及び動作原理を考慮	
ることが確実であれ		して、多重性又は多	様性を確保し、及び独立性を確保す	
ば、その単一故障を仮		る設計とするとして	いる。	
定しなくてよい。				
さらに、単一故障の発		規制委員会は、申	請者の安全機能の重要度が特に高い	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
生の可能性が極めて		安全機能を有する安全施設の選定及び設計が、既許可の	
小さいことが合理的		内容から変更がないことを確認した。	
に説明できる場合、あ			
るいは、単一故障を仮			
定することで系統の			
機能が失われる場合			
であっても、他の系統			
を用いて、その機能を			
代替できることが安			
全解析等により確認			
できれば、当該機器に			
対する多重性の要求			
は適用しない。			

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		Ⅲ一11 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故	
		の拡大の防止(第13条関係)	
	・設置変更許可におい	第13条の規定は、既許可における要求事項からの変	
	て、設備の追加や変更	更はないものの、申請者は、気象データ、線量評価にお	
	がある場合や事故時被	ける年齢別の呼吸率及び線量換算係数並びに放射性物	
	ばく評価条件の変更が	質の生成量に関するデータ(以下「気象データ等」とい	
	ある場合は、運転時の	う。)を更新し、設計基準事故の線量評価結果を見直した	
	異常な過渡変化及び設	としている。	
	計基準事故の拡大防止		
	に係る評価結果に影響	第13条第1項の規定は、運転時の異常な過渡変化時	
	がないことを確認す	において、設計基準事故に至ることなく、試験研究用等	
	る。	原子炉施設を通常運転時の状態に移行できることを要	
		求している。また、同条第2項各号においては、設計基	
		準事故時において、炉心の著しい損傷が発生するおそれ	
		がないものであり、かつ、炉心を十分に冷却できること、	
		設計基準事故により当該設計基準事故以外の設計基準	
		事故に至るおそれがある異常を生じないこと、施設の敷	
		地周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない(周辺公衆の実	
		効線量の評価値が発生事故当たり 5mSv を超えない) も	
		のであることを要求している。	
		このため、規制委員会は、以下の項目について審査を	
		行った。	
		1.運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
		の防止に係る設計方針	
		2. 設計基準事故時における原子力施設敷地周辺の一	
		般公衆の受ける線量評価における事象の選定	
		3. 設計基準事故時における原子力施設敷地周辺の一	
		般公衆の受ける線量評価に用いる気象データ等の	
		更新	
		4. 設計基準事故時における原子力施設敷地周辺の一	
		般公衆の受ける線量評価結果	
		規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり	
		本申請の内容を確認した結果、許可基準規則に適合する	
		ものと判断した。	
		各項目についての審査内容は以下のとおり。	
第13条 試験研究用	・第12条の設備・機器	1. 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の	1.1.1 安全設計の基本方針 (P.8-1-1)
等原子炉施設は、次に	の安全上の重要度分類	防止に係る設計方針	1.1.1.2 異常時対応
掲げるものでなけれ	が下位クラスに変更さ	申請者は、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故	原子炉施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を
ばならない。	れる場合、既許可にお	の解析において動作を期待している、非常用発電機、補	通じて信頼性の高いものとし、運転員の誤操作等に
ー 運転時の異常な過	ける運転時の異常な過	助冷却設備、炉容器冷却設備、非常用空気浄化設備、原	よる異常な状態に対しては、警報により運転員が措
渡変化時において、設	渡変化及び設計基準事	子炉格納容器等の異常影響緩和系の安全機能の重要度	置し得るようにするとともに、もしこれらの修正動
計基準事故に至るこ	故の拡大の防止の評価	を下位クラスへ見直したとしている。	作がとられない場合にも、原子炉の固有の安全性並
となく、試験研究用等	への影響を確認する。		びに安全保護系の動作により、過渡変化が安全に終
原子炉施設を通常運	・下位クラスに変更した	規制委員会は、Ⅲ-10 安全施設(第12条関係)	止するように設計する。また、原子炉施設は、原子
転時の状態に移行す	設備を既許可と同様に	で確認したとおり、安全機能の重要度を下位クラスへ見	炉冷却材圧カバウンダリの健全性が損なわれて 1

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
ることができるもの	安全評価において期待	直した設備は、既許可と同様に、運転時の異常な過渡変	次冷却材が漏えいした後、原子炉格納容器内の空気
とすること。	するとして既許可の評	化時及び設計基準事故時に動作が期待できるものであ	が炉内に侵入し、炉内の黒鉛構造物が酸化するよう
二 設計基準事故時に	価を変更しない場合	り、それぞれ事象の拡大の防止に係る設計方針に変更が	な事故等の発生を想定しても、事故の拡大を防止
おいて次に掲げるも	は、当該設備がクラス	ないことを確認した。	し、放射性物質の放出を抑制できるように設計す
のであること。	変更前の機能の信頼性	なお、設計基準事故については、次節以降に述べる	る。
イ 炉心の著しい損	を引き続き維持するこ	気象データ等の更新に係る線量評価の結果を変更し	第十三条 適合のための設計方針(P. 8-1-58)
傷が発生するおそ	とを確認する。	ていることを確認した。	原子炉施設は、その安全設計の基本方針の妥当性を
れがないものであ			確認するため、「運転時の異常な過渡変化」及び「設
り、かつ、炉心を十			計基準事故」について解析を行い、判断基準を満足
分に冷却できるも			する設計とする。
のであること。			
ロ 設計基準事故に			【まとめ資料】
より当該設計基準			安全施設の安全上の機能別重要度(以下「安全重要
事故以外の設計基			度」という。)は、「試験研究の用に供する原子炉等の
準事故に至るおそ			位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下「設置
れがある異常を生			許可基準規則」という。)の解釈に基づき、「水冷却型
じないものである			試験研究用原子炉施設に関する安全設計審査指針(平
こと。			成3年7月18日原子力安全委員会決定)」の「添付 水
ハ 試験研究用等原			冷却型試験研究用原子炉施設の安全機能の重要度分類
子炉施設が工場等			に関する基本的な考え方」を参考に、またこれまで蓄
周辺の公衆に放射			積された運転実績、安全性実証試験等の技術的知見を
線障害を及ぼさな			反映して見直した結果、後備停止系、補助冷却設備、炉
いものであること。			容器冷却設備、原子炉格納施設、非常用空気浄化設備、
			非常用発電機等について、MS-1 から MS-2 へ見直した。
			安全評価では、内部事象を対象として「運転時の異

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
【解釈】			常な過渡変化」及び「設計基準事故」について解析し、
1 第1項については、			評価を行っている。水冷却型試験研究用原子炉施設の
運転時の異常な過渡			安全評価に関する審査指針では、想定された事象に対
変化及び設計基準事			処するための安全機能のうち、解析に当たって考慮す
故に対する解析及び			ることができるものは、原則として MS-1 及び MS-2 に
評価を「水冷却型試験			属するものによる機能とされている。また、「設計基準
研究用原子炉施設の			事故」に対処するために必要な MS の系統及び機器につ
安全評価に関する審			いては、単一故障を仮定しても、その系統の安全機能
査指針」(平成3年7			が阻害されないことを要求している。安全評価におい
月18日原子力安全			て、事象に対処するためにその緩和機能を期待してい
委員会決定) 及び「発			る補助冷却設備、炉容器冷却設備、原子炉格納施設、非
電用原子炉施設の安			常用空気浄化設備及び非常用発電機は、前述したとお
全解析に関する気象			り、その系統及び機器の単一故障を仮定しても、安全
指針」(昭和57年1			機能を損なわないように高い信頼性を有するよう設計
月28日原子力安全			している。このことから、安全評価においては、これら
委員会決定) 等に基づ			の影響緩和機能について期待している。なお、MS-1 か
いて実施し、以下の判			ら MS-2 へ見直す系統及び機器については、現在行って
断基準を満たすこと。			いる保守管理の品質を変えるものではなく、これまで
水冷却型研究炉以外			と同様の信頼性を確保する。 (まとめ資料 P. 231)
の炉型についても、こ			【安全評価について追加要求事項なしとする考え方】
れを参考とすること。			HTTR の安全評価 (第 53 条の多量の放射性物質等を放
2 第1号の必要な要			出する事故の拡大防止に関する評価を除く。)(以下「安
件を満足する判断基			全評価」という。)に当たっては、「発電用軽水型原子
準は以下のとおり。			炉施設の安全評価に関する審査指針について(昭和 53
一(水冷却型研究炉のた			年 9 月 原子力委員会 平成元年 3 月改訂 原子力安全

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
め略)			委員会)」(以下「軽水炉の安全評価指針」という。)を
二 第54条で準用す			参考とし、これに HTTR の固有の特性及び設計上の特徴
るガス冷却型原子炉			を考慮して評価を行ってきた。一方、研究炉の安全評
の場合			価指針においては、評価の目的、評価すべき範囲、解析
イ 燃料最高温度は、			に当たって考慮すべき事項などの基本的な考え方は、
燃料粒子被覆層の			軽水炉の安全評価指針と同等と考えられ、また、評価
有意な破損及び著			に必要な判断基準は、許可基準規則第13条の解釈に定
しい劣化を生じさ			められているが、従来の安全評価から変わるものはな
せる温度以下であ			い。なお、研究炉の安全評価指針では、線量評価上参考
ること。			とすべき事項は軽水炉の安全評価指針を参考とするこ
口 原子炉冷却材圧			ととあり、線量評価において参考とする指針は軽水炉
カバウンダリにか			と研究炉では変わらない。従って、HTTRの安全評価は、
かる圧力は、設計上			試験炉許可基準規則に則っとり評価しても満足できる
の最高使用圧力の			ものと考えており、追加要求事項無しとして整理した。
1.1 倍以下であるこ			
と。			
ハの原子炉冷却材圧			
カバウンダリの温			
度は、使用する金属			
が十分に安定した			
強度を確保できる			
温度以下であるこ			
٤.			
(以下は高速炉関係のた			
め略)			

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
			安全機能の重要度分類変更の妥当性(8-追2-1)
			1. 概要
			安全施設の安全上の機能別重要度は、「試験研究の用に
			供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する
			規則」の解釈に基づき、「水冷却型試験研究用原子炉施
			設に関する安全設計審査指針(平成3年7月18日原子
			力安全委員会決定)」の「添付 水冷却型試験研究用原
			子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基本的な考
			え方」を参考に、またこれまで蓄積された運転実績、安
			全性実証試験等の技術的知見を反映して見直した結
			果、後備停止系、補助冷却設備、炉容器冷却設備、原子
			炉格納施設、非常用空気浄化設備、非常用発電機等に
			ついて、MS-1 から MS-2 へ見直した。
			MS-1 から MS-2 へ見直された設備のうち、後備停止系
			については制御棒の挿入が期待できるため、原子炉停
			止機能は確保される。そのため、クラスが見直された
			設備の機能喪失を想定し、燃料温度および原子炉圧力
			容器温度を評価することで、クラス変更の妥当性を確
			認している。
			なお、クラス変更された設備は、単一故障を仮定して
			もその安全機能を損なわないよう設計することとして
			いることから、内部事象による安全機能の喪失は想定
			せず、外部事象による安全機能喪失を想定する。
			2. 解析条件
			補助冷却設備、炉容器冷却設備が同時に機能喪失した

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
			場合の、燃料温度、原子炉圧力容器温度を解析する。本
			解析条件は、商用電源喪失時に非常用発電機の機能が
			喪失する事故(全交流動力電源喪失)に相当すること
			から、電源喪失により、原子炉は自動停止するものの、
			冷却機能が喪失する事象を想定する。本解析は、設計
			基準事故の解析に用いる TAC-NC コードにより実施す
			る。また解析条件は、設計基準事故と同様とする。
			3. 解析結果
			本事象発生後の燃料最高温度は原子炉スクラム後に
			1,114℃に低下した後、再び上昇するが初期値を上回る
			ことはない。また、原子炉圧力容器の最高温度は、原子
			炉圧力容器側部に生じ、事象発生後約 22 時間で 502℃
			になるが、制限温度 550℃を超えることはない。1 次加
			圧水冷却器伝熱管温度及び中間熱交換器伝熱管温度
			は、いずれも初期値を上回ることはない。
			以上により、事象発生後の燃料最高温度及び原子炉圧
			力容器最高温度は、いずれも初期値及び設計基準事故
			における制限値を超えることはなく、原子炉はスクラ
			ムし、原子炉冷却材圧カバウンダリの健全性が確保さ
			れることから、周辺の公衆に対し、著しい放射線被ば
			くのリスクを与えることはない。よってクラス変更は
			妥当である。

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
		2. 設計基準事故時における原子力施設敷地周辺の一般	3. 設計基準事故解析(P. 10-3-1)
		公衆の受ける線量評価における事象の選定	本原子炉施設において想定される設計基準事故に
		申請者は、設計基準事故のうち、放射性物質の放出に	対して、その発生原因と防止対策を説明し、その経
		至る事象として、以下の5事象を選定し、気象データ等	過と結果の解析を行い、原子炉の安全性がいかに確
		を更新して原子力施設敷地周辺の一般公衆の受ける線	保されるかを説明する。
		量評価を見直すとしている。	設計基準事故として、次の事象を評価する。
		(1) 1次冷却設備二重管破断事故	(1) 炉心冷却能力の低下
		(2)1次ヘリウム純化設備破損事故	a. 燃料体内冷却材流路閉塞事故
		(3) 気体廃棄物処理設備破損事故	b. 1次冷却設備二重管内管破損事故
		(4)照射試験装置スイープガス配管破損事故	c. 2次ヘリウム冷却設備二重管内管破損事故
		(5)スタンドパイプ破損事故	d. 2次ヘリウム冷却設備二重管破断事故
			e. 加圧水配管破断事故
		規制委員会は、既許可において放射性物質の放出に至	(2) 減圧事故
		る事象として選定した5事象に変更がないことを確認	1 次冷却設備二重管破断事故
		した。	(3) 水侵入事故
			1 次加圧水冷却器伝熱管破損事故
			(4) 1次ヘリウム純化設備に関する事故
			1 次へリウム純化設備破損事故
			(5) 廃棄物処理設備に関する事故
			気体廃棄物の廃棄施設破損事故
			(6) 照射試料及び実験設備に関する事故
			a. 照射試験装置スイープガス配管破損事故 [※]
			b. 燃料限界照射試料の冷却材流路閉塞事故
			(7) 制御棒の抜け出し等による事故
			スタンドパイプ破損事故

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			1.3.6 解析に当たって考慮する事項 (抜粋)
			各事象の解析に当たっては、想定された事象に加え、
			作動を要求される工学的安全施設等の安全系に機能別
			に結果を最も厳しくする単一故障を想定する。事象の
			なかで作動を期待する機器が無い場合は、解析条件に
			単一故障を想定しない。設計基準事故の解析において、
			工学的安全施設の作動が要求される場合は、商用電源
			の喪失の有無を考慮に入れる。
			※ 照射試験装置スイープガス配管破損事故では、作
			動を期待する機器がないことから、解析条件に単
			一故障を想定していない。
3 第2号の必要な要	・事故時の被ばく条件を	3. 設計基準事故時における原子力施設敷地周辺の一般	被ばく評価の方法 (P. 10-3-17)
件を満足する判断基	見直す場合は、評価条	公衆の受ける線量評価に用いる気象データ等の更新	線量の計算は、添付書類六「2-▼ 2.5 安全解析に使用
準は以下のとおり。	件等について既許可か	(1)気象データの更新	する気象条件」に示す相対線量 (D/Q) 及び相対濃度
ー 第3条に規定する	らの変更点が明確にな	申請者は、線量評価に用いる気象データについて	(χ/Q)を用いる。
試験研究用等原子炉	っていることを確認す	は、平成 21 年 1 月から平成 25 年 12 月までの 5 年間	2.5 安全解析に使用する気象条件 (P.6-2-224)
及び第41条で準用	る。	のデータをもとに、「発電用原子炉施設の安全解析に	安全解析に使用する気象条件は、「2.3 敷地での気象
する水冷却型研究炉		関する気象指針」(昭和 57 年 1 月 28 日原子力安全委	観測」に述べた気象資料を使用し「気象指針」に基づき
の場合	・被ばく評価に使用する	員会決定。以下「気象指針」という。)に示された方	求めた。
イ 燃料は破損に伴	気象データの代表性や	法に従って、異常年検定を行い、当該期間の気象デ	2.5.1 観測期間における気象データの代表性(P.6-2-
う著しい機械的エ	線量評価計算に用いる	- タが長期間の気象状態を代表しているものである	224)
ネルギーを発生さ	パラメータの妥当性が	ことを確認した上で使用し、気象指針に示された方	安全解析に使用した気象データは、2009年1月から
せないこと。	検証されていることを	法に従って、相対濃度(χ/Q)及び相対線量(D/Q)	2013 年 12 月における 5 年間のデータの平均で、長期
ロ 炉心は著しい損	確認する。	を求めたとしている。	間の気象状態を代表していると考えられるが、念のた

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
傷に至ることなく、			め 2003 年から 2013 年の高さ 80m 地点における気象デ
かつ、十分な冷却が		(2) 内部被ばく評価に用いる呼吸率及び線量換算	ータについて異常年検定を行った。
可能であること。		係数の詳細化	検定項目は、年間風向頻度及び年間風速階級とし、
ハ 周辺の公衆に対		申請者は、年齢別の内部被ばくの評価結果が厳し	大洗研究所敷地内で観測した 2003 年 1 月から 2013 年
して著しい放射線		くなるよう、呼吸率及び線量換算係数について、文	12 月の資料を用いて、不良標本の棄却検定に関する F
被ばくのリスクを		献 (ICRP Publ.71及びPubl.72) に基づく1歳児の	分布検定により行った。 この検定では、過去 11 年の
与えないこと。		データを用いたとしている。	うちから 1 年を選び、注目する標本年とし、残りの 10
二 第54条で準用す			年間を他の標本年として(6-1)式により F0 を求め、有
るガス冷却型原子炉		(3)線源となる放射性物質の生成量に係る核デー	意水準5%で棄却検定する。
の場合		タライブラリの更新	検定の結果、2003 年から 2008 年の 6 年で棄却され
イ 炉心は著しい損		申請者は、放射性物質の放出に至る設計基準事故	た項目は8件であった。一方、安全解析に使用した2009
傷に至ることなく、		の線量評価において、線源となる放射性物質の生成	年から 2013 年の 5 年で棄却された項目は 9 件であり、
かつ、十分な冷却が		量について、文献等に基づき核データライブラリを	当該5年間が残りの6年と比べて特に多いということ
可能であること。		更新して直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線	にはならない。従って、安全解析に使用した 5 年間の
口 原子炉冷却材圧		の強度を再評価したとしている。	気象データは、長期間の気象状態を代表していると判
カバウンダリにか			断できる。
かる圧力は、設計上		規制委員会は、申請者が実施した設計基準事故のうち	
の最高使用圧力の		放射性物質の放出に至る5事象の解析について、気象デ	2.5.4 想定事故時の被ばく評価に使用する気象条件
1.2 倍以下であるこ		一タを更新して大気中に放出された放射性物質の大気	(P. 6-2-228)
と。ただし、二次冷		拡散条件を適切に設定していること、内部被ばくに関	各原子炉施設で想定する事故時に放出される放射性
却材にヘリウムを		し、年齢別の呼吸率及び線量換算係数について、評価結	物質による敷地周辺の線量の評価は、実際に敷地で観
用いる場合にあっ		果が厳しくなる条件を設定していること及び線源とな	測した気象データをもとにして、出現頻度からみて、
ては、一次冷却材と		る放射性物質の生成量のデータを文献等に基づき更新	それより悪い条件にめったに遭遇しないといえる大気
二次冷却材とのバ		して評価していることを確認した。	拡散状態 (気象条件) を推定することにより行う。拡散
ウンダリを破損さ			状態の推定は、敷地における 2009 年 1 月から 2013 年

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
せないこと。			12月の5年間の風向、風速及び大気安定度の観測デー
ハ 原子炉冷却材圧			タを使用し、「気象指針」に示された方法に従って、相
カバウンダリの温			対濃度 (χ/Q) 、相対線量 (D/Q) を求めることにより行
度は、高温ガス炉第			った。
一種機器の高温構			
造設計指針(平成2			【まとめ資料】P. 232
年12月科学技術			設計基準事故など既往の記載から変更のない事故事象
庁原子力安全局内			についても、被ばく評価を行っている事象については、
規(平成15年5月			最新の知見を取り入れて、被ばく評価を更新している。
30日改定)」)に基			このため、現在申請している設置変更許可申請書に記
づき定めた設計上			載している被ばく線量に係る数値は、全て更新したも
の制限温度以下で			のである。具体的な変更点は以下のとおりである。
あること。			・気象データの更新により、相対強度と相対濃度を変
二 原子炉格納容器			更した。
バウンダリにかか			・ICRP Publication71及び72に基づき実効線量への
る圧力は、最高使用			呼吸率及び線量換算係数を年齢別に詳細化したうえ
圧力以下であるこ			で、従来の3ヶ月児よりも厳しくなる1歳児のデー
٤.			タを使用した。
ホ 周辺の公衆に対			・最新の核データライブラリ(ORLIB-J33)に基づく評
して著しい放射線			価を、設計基準事故の被ばく評価にも適用した。こ
被ばくのリスクを			れによりスカイシャイン及び直接線の寄与が大きく
与えないこと。(以			なったため、格納容器内の核分裂生成物によるスカ
下は高速炉関係の			イシャイン及び直接線による被ばくを評価する 1 次
ため略)			冷却設備二重管破断事故及びスタンドパイプ破損事
			故について、被ばく結果を変更した。

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書		申請書・まとめ資料	
	・周辺公衆の実効線量	4. 設計基準事故時における原子力施	設敷地周辺の一般	【評価結果】	
	の評価値が 5mSv を下	公衆の受ける線量評価結果		・1 次冷却設備二重管破断事故	
	回っていることを確	申請者は、設計基準事故の解析の	の結果、周辺公衆	敷地境界外における公衆の最大の線量	量は、次のとおり
	認する。	の実効線量の評価値は、以下のと	おり設計基準事故	である。	
		時の判断基準である、発生事故当た	-り 5mSv を超えな	実効線量	
		いとしている。		希ガス及びよう素からの γ 線の外部	彼ばく
		表Ⅲ-4 設計基準事故時における周	辺公衆の受ける線		約 3.5×10 ⁻⁸ Sv
		量評価結果について		スカイシャイン γ 線の外部被ばく	約 1.6×10 ⁻³ Sv
		設計基準事故	実効線量	直接 γ 線の外部被ばく	約7.0×10 ⁻⁶ Sv
		1 次冷却設備二重管破断事故	1.7 mSv	よう素の吸入による小児の内部被ばく	
		1 次へリウム純化設備破損事故	9. 3 × 10 ⁻² mSv		約 1.4×10 ⁻⁶ Sv
		気体廃棄物処理設備破損事故	1. 8 × 10 ⁻² mSv		
		照射試験装置スイープガス配管破	6. 9 × 10 ⁻³ mSv	したがって、敷地境界外における公衆	その最大の実効線
		損事故		量の合計は、約 1.7×10 ⁻³ Sv となる。	(参考:既許可の
		スタンドパイプ破損事故	7. 3 × 10 ⁻¹ mSv	実効線量は、約 1.4×10 ⁻³ Sv)	
		規制委員会は、申請者が、放射性物	質の放出に至る設	 ・1 次へリウム純化設備破損事故	
		計其準事故について 気象データ等の	更新を老庸し 動	敷地境界外における公衆の最大の線量	量は、次のとおり
		地境界外における実効線量を評価した			
		衆の実効線量の評価値は発生事故当た			
		ことを確認した。	C P CINC C P C	 希ガス及びよう素からの γ 線の外部	彼ばく
					約3.6×10 ⁻⁵ Sv
				 よう素の吸入による小児の内部被ばく	
					約 5. 7×10⁻⁵Sv
				│ │したがって、敷地境界外における公衆	その最大の実効線

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			量の合計は、約 9. 3×10 ⁻⁵ Sv となる。
			・気体廃棄物処理設備破損事故
			敷地境界外における公衆の最大の線量は、次のとおり
			である。
			実効線量
			希ガス及びよう素からの γ 線の外部被ばく
			約 2.1×10 ⁻⁶ Sv
			よう素の吸入による小児の内部被ばく
			約 1. 6×10⁻⁵Sv
			したがって、敷地境界外における公衆の最大の実効線
			量の合計は、約 1.8 × 10 ⁻⁵ Sv となる。
			・照射試験装置スイープガス配管破損事故
			敷地境界外における公衆の最大の線量は、次のとおり
			である。
			実効線量
			・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
			約 1. 7×10 ⁻⁶ Sv
			よう素の吸入による小児の内部被ばく
			約 5. 1×10 ⁻⁶ Sv
			したがって、敷地境界外における公衆の最大の実効線
			量の合計は、約 6.9×10 ⁻⁶ Sv となる。
			主の日間166、約30.00.10 04 C.60 0 。
			・スタンドパイプ破損事故
			「ヘアンドハイノWI只

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料	 }
			敷地境界外における公衆の最大の線	量は、次のとおり
			である。	
			実効線量	
			希ガス及びよう素からの γ 線の外部	3被ばく
				約 3.4×10 ⁻⁸ Sv
			スカイシャイン γ 線の外部被ばく	約7.2×10 ⁻⁴ Sv
			直接 γ 線の外部被ばく	約 4.8×10 ⁻⁶ Sv
			よう素の吸入による小児の内部被ば	<
				約 1.3×10 ⁻⁶ Sv
			したがって、敷地境界外における公	衆の最大の実効線
			量の合計は、約7.3×10⁴Svとなる。	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
第18条 試験研究用		Ⅲ-12 安全保護回路(第18条関係)	
等原子炉施設には、次	安全保護回路は、不正ア	第18条第6号の規定は、不正アクセス行為その他	
に掲げるところによ	クセス等行為に対して、以	の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又	
り、安全保護回路を設	下のとおり物理的分離及	は使用目的に反する動作をさせる行為(以下「不正アク	
けなければならない。	び機能的分離を講じてい	セス行為等」という。)による被害を防止することがで	
一~五、及び七	ること、また、必要な調達	きるように安全保護回路を設けることを要求してい	第十八条 適合のための設計方針 (P.8-1-63) (保護
(要求事項に変更がな	管理を行うことを確認す	る 。	回路—7)
いことから省略)	る。	これに対し、申請者は、以下の設計方針としている。	
		1. 安全保護回路は、インターロック回路を含めリレ	六 安全保護系回路は、インターロック回路を含めり
六 不正アクセス行為	・物理的分離	ーやスイッチング素子等の電気部品を用いた制御	レーやスイッチング素子等の電気部品を用いた制御
その他の電子計算機	-工場等の出入り管理に	機器で構成し、ソフトウェアを用いた装置を使用	機器で構成されており、ソフトウェアを用いた装置
に使用目的に沿うべ	より物理的アクセスを	しない設計とする。	を使用していないこと、原子炉建家及び中央制御室
き動作をさせず、又は	制限する方針としてい	2. 原子炉建家及び中央制御室に立ち入る者に対す	の出入管理並びに盤の施錠管理により物理的アクセ
使用目的に反する動	ること。	る出入管理並びに盤の施錠管理により物理的アク	スを制限していることから、外部ネットワークから
作をさせる行為によ	-安全保護回路制御盤の	セスを制限する設計とする。	の侵入防止等のサイバーセキュリティを考慮する必
る被害を防止するこ	施錠管理等によりアク		要はない。
とができるものとす	セスできる人を管理す		
ること。	る方針としているこ		【まとめ資料】
	٤.		原子炉停止信号を発信する安全保護ロジック盤、エ
【解釈】	-必要に応じ、プログラ		学的安全施設の作動信号を発信する安全保護シーケン
7 第6号に規定する	ムのパスワード管理等		ス盤の論理回路については、ソフトウェアを使用して
「不正アクセス行為	によりアクセスを制限		いないことから、外部ネットワーク等からの侵入防止
その他の電子計算機	することによって直接		等のサイバーセキュリティは不要ではあるものの、
に使用目的に沿うべ	的に容易に変更するこ		1) HTTR 原子炉建家及び中央制御室に立ち入る者に対
き動作をさせず、又は	とができない設計とし		する入域管理、

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
使用目的に反する動	ていること。		2)盤の施錠及び鍵管理
作をさせる行為によ			により、外部からの人的妨害行為又は破壊行為を防
る被害を防止するこ	• 機能的分離		止している。
と」とは、ハードウェ	-外部ネットワークとは		【まとめ資料 安全保護回路—28】
アの物理的分離、機能	接続しない設計として		
的分離に加え、システ	いることを確認。外部		
ムの導入段階、更新段	ネットワークと接続す		
階又は試験段階でコ	る必要がある場合に		
ンピュータウイルス	は、ゲートウェイを介		
が混入することを防	して送信のみの一方向		
止する等、承認されて	通信に制限することで		
いない動作や変更を	機能的に分離する方針		
防ぐことをいう。	としていること。		
	-必要に応じ、安全保護		
	回路が物理的分離、機		
	能的分離されているこ		
	とのほか、システムの		
	導入段階から試験段階		
	においてコンピュータ		
	ウイルスが混入するこ		
	とを防止する対策が実		
	施されていること等。		

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	・調達管理		
	-品質保証システムによ		
	る調達管理に加えて、		
	「安全保護系へのデジ		
	タル計算機の適用に関		
	する規定」(JEAC4620-		
	2008) 及び「デジタル		
	安全保護系の検証及び		
	妥当性確認に関する指		
	針」(JEAG4609-2008)に		
	準じた検証及び妥当性		
	確認がなされたソフト		
	ウェアを使用する方針		
	としていること。		
	(ソフトウェアの信頼性)		
	-安全保護回路のソフト		
	ウェアについては、独		
	自のプログラム言語で		
	構築しており、一般的		
	なコンピュータウイル		
	スが動作する環境でな		
	いとすること。		

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
【許可基準規則解釈】		規制委員会は、申請者の安全保護回路の設計が、ソフ	
8 第7号に規定する		トウェアを使用していないこと、出入管理及び施錠管	
「安全保護機能を失		理により物理的アクセス制限していることから、外部	
わない」とは、接続さ		ネットワークからの侵入防止等のサイバーセキュリテ	
れた計測制御系統施		ィを考慮する必要がないものであることを確認し、許	
設の機器又はチャン		可基準規則に適合するものと判断した。	
ネルに単一故障、誤操			
作若しくは使用状態			
からの単一の取り外			
しが生じた場合にお			
いても、これにより悪			
影響を受けない部分			
の安全保護回路が第			
1号から第6号を満			
たすことをいう。			

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		Ⅲ−13 放射性廃棄物の廃棄施設(第22条関係)	
		第22条の規定は、既許可における要求事項から変更	
		はなく、申請者の設計方針にも変更はないが、申請者	
		は、通常運転時における原子炉施設周辺の一般公衆の	
		実効線量の評価値を、気象データ等を更新して見直し	
		たとしている。	
		放射性廃棄物の廃棄施設について、第22条第1号の	
		規定は、通常運転時において、周辺監視区域の外の空気	
		中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質	
		の濃度を十分に低減できるよう、試験研究用等原子炉	
		施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を	
		有する設計とすることを要求している。	
		規制委員会は、申請者が実施した通常運転時における	
		試験研究用等原子炉施設の周辺公衆の実効線量の評価	
		値について審査し、放射性廃棄物の廃棄施設の基本設	
		計が許可基準規則に適合するものであるかを確認する	
		こととした。	
第22条 工場等には、	(1)試験研究用等原子炉	申請者は、大洗研究所(北地区)内の試験研究用等原	1.2.1 位置、構造及び設備
次に掲げるところに	施設の平常時に放出さ	子炉施設の放射性廃棄物の廃棄施設の設計が、周辺監	ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備
より、通常運転時にお	れる放射性気体廃棄物	視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における	HTTRから発生する放射性廃棄物は、次のように
いて放射性廃棄物を	及び放射性液体廃棄物	水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるものであ	取り扱う。
廃棄する施設(放射性	に含まれる放射性物質	ることを確認するため、気象指針、「発電用軽水型原子	気体廃棄物は、必要に応じて減衰させた後、放射性物
廃棄物を保管廃棄す	による周辺公衆の実効	炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」(昭和51年	質の濃度を測定し、排気筒から放出する。
る施設を除く。)を設	線量の評価に対し、適切	9月28日原子力委員会決定)(以下「線量目標値指針」	液体廃棄物は、廃液槽に回収し、放射性物質の濃度を

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
けなければならない。	なデータ(最新の気象デ	という。) 等を参考に、大洗研究所(北地区) 内の試験	測定する。測定した放射性物質の濃度が「線量告示」に
一 周辺監視区域の外	ータ(異常年検定を含	研究用等原子炉施設の平常運転時に放出される気体廃	定める濃度限度を超える場合、当該液体廃棄物は廃棄
の空気中及び周辺監	む) の更新、ICRP に基づ	棄物中及び液体廃棄物中の放射性物質による周辺公衆	物管理施設へ移送して引き渡す。また、測定した放射性
視区域の境界におけ	く呼吸率・線量換算係数	の実効線量の評価値が、年間約 9.4µSv であるとしてい	物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度以下の場
る水中の放射性物質	の詳細化など) で実施し	る 。	合、当該液体廃棄物は廃棄物管理施設へ移送して引き
の濃度を十分に低減	ていることを確認する。	申請者は、上記の実効線量評価に当たり、「Ⅲ-11	渡す、若しくは排水口より一般排水管へ放出する。
できるよう、試験研	また、評価に2年以上の	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防	固体廃棄物は、放射性物質の飛散防止措置を施し、保
究用等原子炉施設に	気象データを使用して	止(第13条関係)」で述べたように、気象データの更	管廃棄施設の固体廃棄物保管室に保管し、廃棄物管理
おいて発生する放射	いる場合は、各単一年の	新、乳幼児の呼吸率・線量換算係数の詳細化等を考慮し	施設へ引き渡す。一部の固体廃棄物については、貯蔵プ
性廃棄物を処理する	実効線量値とのばらつ	たとしている。	ール、照射物貯蔵ピット又は使用済燃料貯蔵建家内の
能力を有するものと	きを示していることを		貯蔵セルに貯蔵保管し、必要に応じて廃棄物管理施設
すること。	確認する。		へ引き渡す。
二 液体状の放射性廃			注)ここでいう「廃棄物管理施設」とは、平成4年3
棄物の処理に係るも			月 30 日付けで廃棄物管理の事業の許可を受けた大洗研
のにあっては、放射			究所の廃棄物管理施設をいう。
性廃棄物を処理する			
施設から液体状の放			適合のための設計方針
射性廃棄物が漏えい			一 気体廃棄物の廃棄施設は、「発電用軽水型原子炉施
することを防止し、			設周辺の線量目標値に関する指針」を適切に考慮し
及び工場等外へ液体			て、周辺環境に放出する放射性廃棄物による周辺公衆
状の放射性廃棄物が			の線量が、合理的に達成できる限り低くなるように濃
漏えいすることを防			度及び量を低減できる設計とする。
止できるものとする			(1) 燃料取扱設備のパージガス等の気体廃棄物 A は、
こと。			フィルタにより微粒子、放射性よう素等を除去した
三 固体状の放射性廃			後、放射性物質の濃度を監視しながら排気筒から放

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
棄物の処理に係るも			出する。
のにあっては、放射			(2) 1 次へリウム純化設備のコールドチャコールトラ
性廃棄物を処理する			ップ再生オフガス等の気体廃棄物 B は、減衰タンク
過程において放射性			に一定期間(約30日)貯留することにより、放射能
物質が散逸し難いも			を減衰させた後、気体廃棄物 A を処理する系を通し
のとすること。			て、放射性物質の濃度を監視しながら排気筒から放
			出する。
解釈			(3) 気体廃棄物の廃棄施設を設置している区域から
1 第1号に規定する			の排気空気は、換気空調設備の原子炉建家Ⅰ系換気
「十分に低減でき			空調装置により、微粒子用フィルタ等を通した後、放
る」とは、As Low As			射性物質の濃度を監視しながら排気筒から放出す
Reasonably			る 。
Achievable (以下			
「ALARA」という。)			二 液体廃棄物の廃棄設備は、「発電用軽水型原子炉施
の考え方の下、「発			設周辺の線量目標値に関する指針」を適切に考慮し
電用軽水型原子炉施			て、周辺環境に放出する放射性廃棄物による周辺公衆
設周辺の線量目標値			の線量が、合理的に達成できる限り低くなるように濃
に関する指針」(昭			度及び量を低減できる設計とする。原子炉施設から生
和50年5月13日			じる液体廃棄物は、液体廃棄物の廃棄設備の廃液槽に
原子力委員会決定)			回収し、一時貯留後、放射性物質の濃度を測定する。
を参考に、周辺公衆			測定した放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃
の線量を合理的に達			度限度を超える場合、当該液体廃棄物は廃液運搬車に
成できる限り低くす			より廃棄物管理施設へ移送して引き渡す。また、測定
ることをいう。			した放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限
2 第2号に規定する			度以下の場合、当該液体廃棄物は廃液運搬車により廃

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
「液体状の放射性廃			棄物管理施設へ移送して引き渡す、若しくは排水口よ
棄物が漏えいするこ			り一般排水管へ放出する。
とを防止し、及びエ			液体廃棄物の廃棄設備からの液体状の放射性物質
場等外へ液体状の放			の漏えいの防止及び敷地外への管理されない放出を
射性廃棄物が漏えい			防止するため、液体廃棄物の廃棄設備の廃液槽を収納
することを防止」に			している機器室の床面及び壁面は、液体状の放射性物
ついては、「放射性			質が室外に漏えいし難い構造にし、かつ、漏えいの拡
液体廃棄物処理施設			大を防止するため、廃液槽の周辺には堰等を設ける設
の安全審査に当たり			計とする。廃液運搬車に設ける廃液移送容器は、液体
考慮すべき事項ない			廃棄物が漏えいし難い構造にし、漏えいの拡大を防止
しは基本的な考え			するため、周辺には受け皿を設ける設計とする。
方」(昭和56年9			
月28日原子力安全			三 原子炉施設には、放射性固体廃棄物の焼却、固型化
委員会決定)を参考			等の処理を行う設備はない。
とすること。			
			添付書類六 (p6-2-225~)
			2.5.1 観測期間における気象データの代表性の検討
			安全解析に使用した気象データは、2009 年 1 月から
			2013 年 12 月における 5 年間のデータの平均で、長
			期間の気象状態を代表していると考えられるが、念の
			ため 2003 年から 2013 年の高さ 80m 地点における気
			象データについて異常年検定を行った。
			(略)
			検定の結果は、第 2.5.1 表及び第 2.5.2 表に示す
			とおりであり、表中*印が棄却データである。2003年

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			から 2008 年の 6 年で棄却された項目は 8 件であっ
			た。一方、安全解析に使用した 2009 年から 2013 年の
			5年で棄却された項目は9件であり、当該5年間が残
			りの6年と比べて特に多いということにはならない。
			従って、安全解析に使用した5年間の気象データは、
			長期間の気象状態を代表していると判断できる。
			添付書類九 (p9-31~)
			5.1 実効線量の評価
			$5.1.1$ 気体廃棄物中の放射性希ガスからの γ 線による
			実効線量
			5.1.1.3 計算結果
			JMTR 及び HTTR 原子炉施設から放出される放射性希
			ガスからの γ 線による実効線量を第 5.1.8 表に示す。
			上記の原子炉施設から放出される放射性希ガスの γ線
			による年間実効線量が最大となる地点は、JMTR 原子炉
			施設の排気筒の南西 350m の周辺監視区域境界で、その
			値は約 4.9 μ Sv/y である。
			5.1.2 液体廃棄物中の放射性物質による実効線量
			5.1.2.3 計算結果
			大洗研究所 (北地区) の全施設から放出される液体廃
			棄物中の放射性物質による実効線量の計算結果を第
			5.1.12 表に示す。海産物摂取による年間の実効線量は
			約 4.2 μSv/y である。
			5.1.3 気体廃棄物中の放射性よう素による実効線量

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
			5.1.3.3 計算結果
			JMTR 及び HTTR 原子炉施設から放出される気体廃棄
			物中の放射性よう素による実効線量の計算結果は、次
			のとおりである。
			放射性よう素の年平均地表空気中濃度が最大となる
			のは、HTTR 原子炉施設の排気筒の北西方向 520m の地点
			である。
			また、上記の最大濃度地点における実効線量の計算
			結果を第 5. 1. 15 表に示す。気体廃棄物中の放射性よう
			素による実効線量が最大となるのは、幼児で約
			0.11 μ Sv/y (JMTR 原子炉施設からの寄与は無視し得る
			程度)である。
			5.1.4 気体廃棄物中のトリチウムによる実効線量
			5.1.4.3 計算結果
			HTTR 原子炉施設から放出されるトリチウムの年平均
			地表空気中濃度は、HTTR 原子炉施設の排気筒の西南西
			方向 610m の地点の地点で最大となり、その濃度は約
			6.6×10-8Bq/cm3 である。この地点におけるトリチウム
			による実効線量は約 0. 21 μ Sv/y である。
			5.3 実効線量の評価結果
			大洗研究所(北地区)の原子炉施設より放出される気
			体廃棄物中の放射性希ガスからの γ 線による実効線
			量、放射性よう素の吸入及び経口摂取による実効線
			量並びにトリチウムの吸入摂取及び皮膚浸透による
			実効線量は、それぞれ約 4.9 μ Sv/y、約 0.11 μ Sv/y 及

許可基準規則·解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
			び約 0.21 μSv/y である。一方、大洗研究所(北地
			区)より放出される液体廃棄物中の放射性物質の経
			口摂取による実効線量は約 4.2 μ Sv/y であり、前記
			の値と合算すると約 9.4 μ Sv/y となる。
			 【まとめ資料】
			(放射性廃棄物の廃棄施設) p. 33,34
			4. 気象について
			気象データのうち地域のデータについては、主に平
			成 25 年 (2013 年) までの気象データに更新した。更新
			に際して、従来データを参照していた小名浜測候所が
			平成 20 年に無人化され、小名浜特別気象観測所に移行
			したため、同地点における雲量、積雪、雷日数、霜の初
			終日、雪の初終日のデータがなくなった。しかしなが
			ら、直近の気象観測施設である水戸地方気象台のデー
			タはそろっており、HTTR の保安に必要な気象データを
			担保できている。
			一方、敷地の気象データについては、2009年1月か
			ら 2013 年 12 月 (平成 21 年 1 月から平成 25 年 12 月)
			の気象データに基づいて評価を行った。「発電用原子炉
			施設の安全解析に関する気象指針」において、「1 年間
			の気象試料を用いて解析する」ものとしているが、その
			一方で「2年以上の気象資料が存在する場合には、これ
			を有効に活用することが望ましい」とされており、大洗
			研究開発センター(「大洗研究開発センター」は「大洗

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			研究所」と読み替える。以下同じ。) ではこれまで5年
			間の気象データに基づく解析を行ってきた。今回も、同
			様の解析を行うにあたり、まず、2003 年から 2013 年の
			気象データに基づき、解析対象期間中の気象データの
			異常年検定を実施した。その結果、今回の解析対象とし
			たデータにおいて、統計的に棄却すべきデータが特に
			多いとは評価されず、適切な代表性を有していると判
			断された。
			また、気象データに基づく相対濃度(χ/Q)、相対線
			量(D/Q)の評価に必要な原子炉施設の気体廃棄物放出
			地点から敷地境界までの距離については、東北地方太
			平洋沖地震後に行った測量の結果を適用した。その結
			果、従来の設置許可の数値と数メートル程度異なる箇
			所が生じた。これらに基づき、通常時及び設計基準事故
			時の施設周辺の相対濃度及び相対線量の評価を行った
			ところ、最大値点の変動及び最大値のわずかな増加が
			見られたが、HTTR 施設の安全評価に大きな影響は見ら
			れなかった。
			5. 通常時の被ばく評価について
			通常時の被ばく評価は、前項に示した気象データ等
			の更新等及び線量換算係数の詳細化による変更を行っ
			<i>t</i> = 。
			線量換算係数等の詳細化については、気体廃棄物の
			よう素による実効線量の評価における呼吸率、放射性

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			よう素の吸入摂取による実効線量への換算係数及び放
			射性よう素の経口摂取による実効線量への換算係数に
			ついて、従来は「成人、幼児、乳児」の三区分であった
			ところ、「成人、15 才児、10 才児、5 才児、1 才児、3 か
			月児」の六区分に細分化した。呼吸率に関しては、ICRP
			Publication71 (Age-dependent Doses to Members of
			Public from Intake of Radionuclides : Part 4
			Inhalation Dose Coefficients)を、線量換算係数に関
			しては、ICRP Publication 72 (Age-dependent Doses
			to the Members of the Public from Intake of
			Radionuclides - Part 5 Compilation of Ingestion
			and Inhalation Coefficients)を参照した。 通常運転
			時における原子炉施設周辺の一般公衆の線量評価につ
			いては、以下の4経路について評価を行った。通常運転
			時の気体廃棄物および液体廃棄物の発生量に変更はな
			い。また、液体廃棄物中の放射性物質による実効線量の
			評価においては、放射性よう素は評価対象核種に含ん
			でいないため、前記の実効線量換算係数の変更の影響
			はない。
			(1) 気体廃棄物中の放射性希ガスからの γ 線による
			実効線量
			(2) 液体廃棄物中の放射性物質による実効線量
			(3) 気体廃棄物中のよう素による実効線量
			(4) 気体廃棄物中のトリチウムによる実効線量

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
			実効線量評価結果の変更は主に以下の通りである。
			「 (1) 放射性希ガスからの γ 線による実効線量」につ
			いては、気象データの変更及び敷地境界距離の見直し
			により最大線量評価地点が「JMTR 南西 380m 地点」から
			「JMTR 南西 350m 地点」に変更になった。「(2) 液体廃
			棄物の放射性物質による実効線量」について変更はな
			い。「(3) 気体廃棄物中のよう素による実効線量」につ
			いては、気象データの変更により最大濃度評価地点が
			「HTTR 北西 560m 地点」から「HTTR 北西 530m」に変更
			になった。また、線量換算係数の詳細化の影響も受けて
			実効線量は「幼児で約 0.10 μ Sv/y」から「幼児で約
			0. $14 \mu \text{Sv/y}$ 」に変更になった。その後審査の中で修正を
			要することが判明したため、最大濃度評価地点を「HTTR
			北西 520m」に、その地点での実効線量を「幼児で約
			0.11 µ Sv/y」に補正する。「(4) 気体廃棄物中のトリチ
			ウムによる実効線量」については、気象データの変更に
			より最大濃度評価地点が「HTTR 北西 550m」から「HTTR
			西南西 610m」に変更になった。全経路で得られた実効
			線量を足し合わせた実効線量の合算評価値は
			9.4 μ Sv/y となり、従来の設置許可の値を変更する必要
			はないことが確認された。この値は、「発電用軽水型原
			子炉施設周辺の線量目標地に関する指針」に示されて
			いる、発電用原子炉施設の通常運転時における環境へ
			の放射性物質の放出に伴う周辺公衆の受ける実効線量
			を年間 50 マイクロシーベルトとする線量目標値を満足

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
			する。なお、本設置許可申請においては、HTTR と JMTR
			の 2 つの原子炉施設があり、ここではそれぞれの原子
			炉に対する実効線量評価を重畳した。重畳にあたって
			は、各径路の評価のうち大きい評価値を与える炉の最
			大値付近にもう一方の炉による評価結果を重ね合わせ
			て、最大値を与える点を探す手法を採用した。 なお、
			これらの評価結果は、2009 年 1 月から 2013 年 12 月ま
			での 5 年間の気象データに基づく評価である。念のた
			めに各単一年の気象データに基づく評価を行ったとこ
			ろ、各単一年の実効線量値は 5 年評価の実効線量値に
			対して概ね±10%の範囲でばらつき、5年評価値が妥当
			であることを確認した。
		規制委員会は、大洗研究所(北地区)内の試験研究用	
		等原子炉施設の平常時に放出される放射性気体廃棄物	
		及び放射性液体廃棄物に含まれる放射性物質による周	
		辺公衆の実効線量の評価値は、気象データの更新、乳幼	
		児の呼吸率及び線量換算係数の詳細化を考慮して評価	
		した結果、年間約 9.4µSv であり、線量目標値指針に示	
		されている線量目標値の年間 50µSv を下回ることを確	
		認したことから、許可基準規則に適合するものと判断	
		した。	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
		Ⅲ-14 保管廃棄施設(第23条関係)	
		第23条の規定は、既許可における要求事項から変	
		更はないものの、申請者は、本試験研究用等原子炉施設	
		で発生した放射性固体廃棄物について、本申請におい	
		て、保管廃棄施設(原子炉建家内固体廃棄物保管室)を	
		新設するとしている。	
		第23条の規定は、工場等には、試験研究用等原子	
		炉施設において発生する放射性廃棄物を保管廃棄する	
		施設を設けることを要求しており、放射性廃棄物を保	
		管廃棄する施設については、放射性廃棄物が漏えいし	
		難い設計とすること及び固体状の放射性廃棄物を保管	
		廃棄する設備を設けるものにあっては、放射性廃棄物	
		による汚染が広がらない設計とすることを要求してい	
		る。	
第23条 工場等には、	・放射性固体廃棄物の発	申請者は、以下の設計方針としている。	第二十三条 適合のための設計方針 (P. 8-1-64)
次に掲げるところに	生源、一時保管場所から	1. 放射性固体廃棄物は、その種類別にドラム缶等の容	保管廃棄施設として固体廃棄物保管室を設ける。原
より、試験研究用等原	廃棄物管理施設への持	器に収納し、汚染の拡大防止措置を講じた上で、200	子炉施設で発生した固体廃棄物は、固体廃棄物保管室
子炉施設において発	ち込みまでの流れが明	リットルドラム缶換算で約 150 本分の容量を有する	へ保管し、廃棄物管理施設へ引き渡す。固体廃棄物保管
生する放射性廃棄物	確となっていることを	原子炉建家内固体廃棄物保管室に保管し、発生状況	室は、固体廃棄物を廃棄物管理施設へ移送するまでの
を保管廃棄する施設	確認する(22 条と共通	に応じて随時廃棄物管理施設へ引き渡す。	間、発生が予想される量を保管できる容量とするとと
を設けなければなら	の確認事項)。	2. ドラム缶、廃棄物容器に封入することが著しく困難	もに、ドラム缶等の容器に保管する等の方法により放
ない。		なものについては、ビニールシート等で包装し汚染	射性廃棄物が漏えいし難く、また放射性廃棄物による
一 放射性廃棄物が漏	・保管廃棄施設は、放射性	拡大防止の措置を講じる。また、可燃性の放射性固体	汚染の拡大防止を考慮した設計とする。
えいし難いものとす	廃棄物が漏えいし難い	廃棄物は、金属製保管箱等に収納する。	なお、使用済の可動反射体ブロック、制御棒案内ブロ

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
ること。	設計、固体状の放射性廃	3. ただし、使用済の可動反射体ブロック、制御棒案内	ック、制御棒等は、貯蔵プール、照射物貯蔵ピット又は
二 固体状の放射性廃	棄物による汚染が広が	ブロック、制御棒等は、使用済燃料貯蔵設備貯蔵プー	使用済燃料貯蔵建家内の貯蔵セルに貯蔵保管し、ドラ
棄物を保管廃棄する	らない設計となってい	ル、照射物貯蔵ピット又は使用済燃料貯蔵建家内の	ム缶等の容器に収納して、廃棄物管理施設へ引き渡す。
設備を設けるものに	ることを確認する。	使用済燃料貯蔵設備貯蔵セルに貯蔵保管し、当該固	
あっては、放射性廃棄		体廃棄物を廃棄物管理施設へ引き渡す際にドラム缶	11. 放射性廃棄物の廃棄施設 (P.8-11-1)
物による汚染が広が	・保管廃棄施設は、将来的	等の容器に収納することについては、既許可から変	11.1 概 要
らないものとするこ	に試験研究用等原子炉	更はない。	(3) 固体廃棄物は、その種類別にドラム缶等の容器に
٤.	施設から発生する放射		収納した後、固体廃棄物保管室へ保管し、廃棄物管理施
	性固体廃棄物の発生量		設へ引き渡す。本原子炉施設に特有な固体廃棄物につ
【解釈】	及び搬出量を考慮した		いては、原子炉建家内の貯蔵プール、照射物貯蔵ピット
1 第23条に規定す	上で、放射性固体廃棄物		及び使用済燃料貯蔵建家の貯蔵セルに貯蔵保管し、ド
る「試験研究用等原子	を保管廃棄できる容量		ラム缶等の容器に収納して、廃棄物管理施設へ引き渡
炉施設において発生	を有していることを確		す。また、大型、異形物などについては、移送及び廃棄
する放射性廃棄物を	認する。		物管理施設の受入れに当たり事前に必要な措置を講じ
保管廃棄する」とは、			る設計とする。
将来的に試験研究用	・一時的な放射性廃棄物		
等原子炉施設から発	の保管の場合、発生量、		11.4 固体廃棄物の廃棄設備 (P.8-11-4)
生する放射性固体廃	保管期間を踏まえ保管		11.4.1 概 要
棄物の発生量及び搬	容量が妥当であるか、放		固体廃棄物の廃棄設備では、固体廃棄物の回収、分類、
出量を考慮して放射	射性廃棄物の払い出し		ドラム缶等の容器への収納及び保管を行う。ドラム缶
性固体廃棄物を保管	先が選定されているこ		等の容器への収納及び操作に際しては、放射性物質の
廃棄及び管理できる	とを確認する。		散逸等を防止する。また、本原子炉施設に特有な使用済
ことをいう。			の可動反射体ブロック等の eta ・ γ 固体廃棄物 B につい
			ては貯蔵保管する。
			固体廃棄物の主要な発生源は、次に示すとおりである。

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
			(1) β · γ 固体廃棄物 B
			使用済の可動反射体ブロック、制御棒案内ブロック、制
			御棒、監視試験片等
			(2) 使用済フィルタ
			1次へリウム循環機のフィルタ、補助へリウム循環機の
			フィルタ、換気空調設備のフィルタ、気体廃棄物の廃棄
			施設のフィルタ等
			(3) β · γ 固体廃棄物 A
			布、紙等の雑固体廃棄物
			11. 4. 2 設計方針
			固体廃棄物の廃棄設備は、次の方針により設計する。
			(1) 本原子炉施設に特有な使用済の可動反射体ブロッ
			ク、制御棒案内ブロック等の六角柱状ブロックの eta ・
			γ 固体廃棄物 B は、「8.7 燃料取扱及び貯蔵設備」の貯
			蔵プールに一時保管した後、使用済燃料貯蔵建家内の
			貯蔵セルに貯蔵保管し、ドラム缶等の容器に収納して、
			廃棄物管理施設へ引き渡す。
			(2) 使用済の制御棒、監視試験片等は、「8.7 燃料取扱
			及び貯蔵設備」の照射物貯蔵ピット、貯蔵プール又は使
			用済燃料貯蔵建家内の貯蔵セルに貯蔵保管し、ドラム
			缶等の容器に収納して、廃棄物管理施設へ引き渡す。
			(3) 上記の(1)及び(2)以外の β·γ 固体廃棄物 B 及び
			eta ・ γ 固体廃棄物 A は、固体廃棄物保管室へ保管し、
			廃棄物管理施設へ引き渡す。保管に当たっては、ドラム
			缶、廃棄物容器 [※] 等に収納して汚染の拡大防止措置を講

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
			じる。ただし、ドラム缶、廃棄物容器に封入することが
			著しく困難なものについては、ビニールシート等で包
			装し汚染拡大防止の措置を講じる。また、可燃性の固体
			廃棄物については、金属製保管箱等に収納する。
			※カートンボックス及びペール缶
			 11.4.3 主要設備の仕様
			に使用済燃料貯蔵建家内の貯蔵セルの設備仕様は、
			「8.7 燃料取扱及び貯蔵設備」に示すとおりである。
			固体廃棄物保管室の設備仕様を第 11.4.1 表に示す。
			11.4.4 主要設備
			(1) 貯蔵プール
			で、別蔵シール 使用済の可動反射体ブロック、制御棒案内ブロック、使
			用所の制御棒等の β・γ 固体廃棄物 D を貯蔵保官 9 る。 (2) 照射物貯蔵ピット
			使用済の制御棒、監視試験片等を貯蔵保管する。
			(3) 使用済燃料貯蔵建家内の貯蔵セル
			使用済の可動反射体ブロック、制御棒案内ブロック、使用済の対象を関係した。
			用済の制御棒、監視試験片等の β · γ 固体廃棄物 B を
			貯蔵保管する。
			(4) 固体廃棄物保管室
			(1) 、 (2) 及び (3) 以外の β ・ γ 固体廃棄物 B 及び β ・
			γ 固体廃棄物 A を保管する。
			11. 4. 5 評 価

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書		申請書・ま	 とめ資料
			(1) 本原子	炉施設に特有な例	使用済の可動反射体ブロッ
			ク、制御棒	案内ブロック等の	六角柱状ブロックの eta ・
			γ 固体廃棄	物 B は、貯蔵プ-	ール又は使用済燃料貯蔵建
			家内の貯蔵・	セルに貯蔵保管し	ノ、ドラム缶等の容器に収
			納して、廃	棄物管理施設へ引	き渡すようにしている。
			(2) 使用済(の制御棒、監視試	験片等は、貯蔵プール、照
			射物貯蔵ピ	ット又は使用済燃	料貯蔵建家内の貯蔵セル
			に貯蔵保管	し、ドラム缶等の	容器に収納して、廃棄物管
			理施設へ引き	き渡すようにして	いる。
			(3) 上記の	(1)及び(2)以外の	β・γ 固体廃棄物 Β 及び
			β • γ 固体	廃棄物Aは、ドラ	ラム缶等の容器に収納した
			後、固体廃	棄物保管室へ保管	でし、発生状況に応じて随
			時、廃棄物 ^f	管理施設へ引き渡	すようにしている。
			(4) ドラム	缶等の容器への収	納、操作に際しては、放射
			性物質の散	逸等を防止するこ	とができる。
			第 11. 4. 1 表	固体廃棄物保管	室の設備仕様
			設置場所	構造	保管能力
			原子炉建	空間容積:約	200L ドラム缶換算:約
			家	50m ³	150 本相当
			地下2階	(床面積:約	(ドラム缶、金属製保
				25m ² 、高さ:約	管箱、ペール缶等)
				2m)	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
			【まとめ資料】
			<保管能力>
			・固体廃棄物については、年度当初に発生量を推定し、
			固体廃棄物保管室の保管量を超えることのないよう、
			計画的に廃棄物管理施設へ引き渡す。
			・これらの管理とあいまって、保管廃棄施設は固体廃棄
			物が廃棄物管理施設へ引き渡すまで、発生が予想され
			る最大の量*を保管するに十分な能力を有する設計と
			する。
			※年間発生量の実績(H18~28 年度)は最大 25m ³
			<放射性廃棄物の漏えい防止措置>
			・保管する固体廃棄物は、カートンボックス封入、ビニ
			ールシート包装、ドラム缶封入等により飛散防止措置
			を行う。
			・防火対策として、カートンボックス、フィルタ等は、
			金属製の容器等に収納しているため、火災の影響をう
			けることはなく、公衆に対する放射線影響のおそれは
			ない。
			<汚染の拡大防止措置>
			・鉄筋コンクリート造の壁及び出入口扉により独立し
			た区画としている。
			・床面及び壁は、除染が容易な塗装を施す。

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		規制委員会は、申請者が以下の設計としていること	
		を確認したことから、許可基準規則に適合するものと	
		判断した。	
		1. 放射性固体廃棄物は、当該放射性固体廃棄物の種類	
		別にドラム管等の容器に封入又はビニールシート	
		等で包装し、汚染拡大防止の措置を講じた上で、新	
		設する原子炉建家内固体廃棄物保管室 (200 リット	
		ルドラム缶換算で約 150 本分の容量を有する。)に	
		保管すること。	
		2. 可燃性の放射性固体廃棄物については金属製保管	
		箱に保管すること等により、放射性廃棄物が漏えい	
		し難く、放射性廃棄物による汚染が広がらない設計	
		としていること。	
		3. 上記 1. にかかわらず、使用済みの可動反射体ブロ	
		ック、制御棒案内ブロック、制御棒等の固体廃棄物	
		は、使用済燃料貯蔵設備貯蔵プール、照射物貯蔵ピ	
		ット又は使用済燃料貯蔵建家内の使用済燃料貯蔵	
		設備貯蔵セルに貯蔵保管し、当該固体廃棄物を廃棄	
		物管理施設へ引き渡す際にドラム缶等の容器に収	
		納することについては、既許可から変更ないこと。	

第24条 工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
		Ⅲ-15 工場等周辺における直接ガンマ線等から	
		の防護(第24条関係)	
		第24条の規定は、既許可における要求事項から変	
		更はないものの、申請者は、本試験研究用等原子炉施	
		設で発生した放射性固体廃棄物について、本申請におい	
		て、保管廃棄施設(原子炉建家内固体廃棄物保管室)	
		を新設するとしている。	
		第24条の規定は、試験研究用等原子炉施設につい	
		て、通常運転時において試験研究用等原子炉施設から	
		の直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線によるエ	
		場等周辺の空間線量率が十分に低減できるものとする	
		ことを要求している。	
第24条 試験研究用	・工場等周辺の空間線量	これに対して申請者は、新設する保管廃棄施設の寄与	第二十四条 適合のための設計方針 (P.8-1-69)
等原子炉施設は、通常	率について、年間 50 マ	を含め、通常運転時における試験研究用等原子炉施設か	通常運転時において、原子炉施設からの直接ガンマ
運転時において試験	イクログレイ以下の目	らの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による	線及びスカイシャインガンマ線による敷地周辺の空間
研究用等原子炉施設	標に対する線量評価が	敷地周辺の空間線量率を合理的に達成できる限り小さ	線量率が「発電用軽水型原子炉施設の安全審査におけ
からの直接ガンマ線	行われていること、ま	い値になるよう、空気カーマとして1年間当たり50マ	る一般公衆の線量評価について」を参考に、年間50マ
及びスカイシャイン	た、その際新設される設	イクログレイ以下となるように設計するとしている。	イクログレイ以下となるように設計する。
ガンマ線による工場	備(保管廃棄施設)の寄		
等周辺の空間線量率	与が考慮されているこ		遮蔽設備の評価 (P. 8-12-2)
が十分に低減できる	とを確認する。		直接線量及びスカイシャイン線量は、人の居住の可
ものでなければなら			能性のある周辺監視区域外において、空気カーマで年
ない。	・または、原子炉設置(変		間 50μGy 以下になる遮蔽設計としているので、周辺監
	更)許可申請書等におい		視区域外に対する「線量告示」に規定される条件を満足

第24条 工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
【解釈】	て、空気カーマで一年間		する。なお、本原子炉施設からの直接線量及びスカイシ
1 第24条に規定す	当たり 50 マイクログレ		ャイン線量は、年間 2×10⁻³μ Gy 程度である。
る「十分に低減でき	イ以下となるように設		
る」とは、ALARA の考	計及び管理することが		【まとめ資料】(第 22 条のまとめ資料 P. 48)
え方の下、「発電用軽	明記されていることを		直接線量及びスカイシャイン線量の内訳
水型原子炉施設の安	確認する。		・炉心・・・・・・・・2.5 ×10⁻⁴μGy/y
全審査における一般			・1 次系機器等・・・・・・1. 31×10⁻³ μ Gy/y
公衆の線量評価につ			・1 次へリウム純化設備・・・2. 4×10 ⁻¹⁶ μ Gy/y
いて」(平成元年3月			・気体廃棄物処理設備・・・・5. 5×10⁻¹フμ Gy/y
2 7 日原子力安全委			・使用済燃料貯蔵設備・・・・6. 7×10 ⁻⁶ μ Gy/y (原
員会了承)を参考に施			子炉建家内)
設を設計し管理する			・・・・2.1×10 ⁻⁵ μ Gy/y(使用済燃料貯蔵建家内)
ことをいう。また、原			・保管廃棄施設・・・・・・1. 3×10 ⁻⁷ μ Gy/y
子炉設置(変更)許可			合計・ ・・・・・約 1. 6×10⁻³ μ Gy/y
申請書等において、空			以上の結果から、約 1. 6×10⁻³ μ Gy/y を丸めて年間
気カーマで一年間当			2×10 ⁻³ μGy 程度としている。
たり 50 マイクログレ			
イ以下となるように			
設計及び管理するこ			
ととし、その旨明記す			
る場合は、申請に当た			
ってその線量を評価			
する必要はない。			
		規制委員会は、申請者の設計方針及び評価結果か	
		ら、通常運転時における試験研究用等原子炉施設か	

第24条 工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
		らの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線に	
		よる工場等周辺の空間線量率について、新設される	
		保管廃棄施設の寄与を含め、1年間あたり空気カー	
		マで 50 マイクログレイ以下となるように設計する	
		方針であることを確認したことから、許可基準規則	
		に適合するものと判断した。	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		Ⅲ-16 保安電源設備(第28条関係)	
		第28条は、既許可における要求事項からの変	
		更はないものの、「Ⅲ-10 安全施設(第12条	
		関係)」で述べたように、本申請において設備・機	
		器の安全上の重要度分類が一部変更となっている	
		ことから、規制委員会は、機能維持のために電力系	
		統からの電力の供給が必要な重要安全施設に変更	
		がないか、非常用電源からの電力の供給が必要な	
		設備に変更がないか、また、これらに対して非常用	
		電源の容量が十分かとの観点から審査した。	
		第28条第1項の規定は、試験研究用等原子炉施	
		設について、重要安全施設がその機能を維持する	
		ために必要となる電力を当該重要安全施設に供給	
		するため、電力系統に連系したものであることを	
		要求している。	
		第28条第2項及び第3項の規定は、試験研究	
		用等原子炉施設には、非常用電源設備を設けるこ	
		とを要求しており、非常用電源設備及びその附属	
		設備は、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を	
		確保し、その系統を構成する機械又は器具の単一	
		故障が発生した場合であっても、運転時の異常な	
		過渡変化時又は設計基準事故時において工学的安	
		全施設及び設計基準事故に対処するための設備が	
		その機能を確保するために十分な容量を有する設	
		計とすることを要求している。	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
第28条 試験研究用	・機能維持のために電	これに対して申請者は、以下のとおり保安電源	第二十八条 適合のための設計方針 (P.8-1-72)
等原子炉施設は、重	力系統からの給電が	設備を設けるとしている。	1. 原子炉施設は、第 1.3.3 表に示す重要度の特に高い
要安全施設がその機	必要な重要安全施設	1. 本試験研究用等原子炉施設は、重要安全施設が	安全機能を有する構築物、系統及び機器がその安全
能を維持するために	について、既許可から	その安全機能を達成するため、大洗研究所(北	機能を達成するため、大洗研究所(北地区)北受電所
必要となる電力を当	変更がないことを確	地区) 北受電所から 6.6kV 配電線 1 回線で商用	から 6.6kV 配電線 1 回線で商用電源を受電する。
該重要安全施設に供	認する。	電源を受電する。重要安全施設は、研究炉安全	
給するため、電力系		設計審査指針の「添付 水冷却型試験研究用原	
統に連系したもので	・第12条の設備・機器	子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基	
なければならない。	の安全上の重要度分	本的な考え方」の「4.(3)電気系統に対する	
	類が一部変更となる	設計上の考慮」を参考に、① PS-1 のうち、通	
	場合、機能維持のため	常運転時に開であって、閉動作によって原子炉	
	に電力系統からの電	冷却材圧カバウンダリの一部を形成する弁、	
	力の供給が必要な重	②MS-1 の系統及び③MS-2 のうち、異常状態発	
	要安全施設に変更が	生時に、過度の放射線影響を防止するために必	
	ないことを確認する。	要な異常の影響緩和機能を果たすべき系統及	
		び設計基準事故時のプラント状態を把握する	
	・非常用電源からの電	機能を有する系統とする。	
	力の供給が必要な設	なお、「Ⅲ-10 安全施設(第12条関係)」	
	備に変更がないこと	で述べたとおり、安全上の重要度分類が既許可	
	を確認する。	から一部変更されているが、機能維持のために	商用電源に係る一相開放故障が発生した場合、運転員
		電力系統からの電力の供給が必要な重要安全	は警報*により機器の過負荷トリップを確認できる。
	・負荷に対して非常用	施設に変更はない。	HTTR 原子炉施設で複数の機器が同時に過負荷トリップ
	電源の容量が十分で	また、自動的に検知できない一相開放故障等	した場合には、運転員が商用電源異常の可能性を疑い、
	あることを確認する。	の商用電源の異常に対しては、あらかじめ手順	北受電所の変圧器の1次側電流を確認する。その結果、

最終的な審査結果については審査書を参照のこと。本資料については、随時、改訂があり得る。

を定めて非常用発電機の起動の措置を行う。

商用電源の異常と判断した場合には、HTTR の非常用発電

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	・商用電源に係る一相		機の起動の措置を行うことで、安全施設への電力供給が
	開放故障が発生した		停止することがないように、電力供給の安定性を回復で
	場合の対応が定めら		きる。今後、当該事象に対して迅速かつ確実な対応を行
	れていることを確認		うため、運転手引に当該事象に対する対応方法を定める。
	する。		
			※所内電源盤に「パワーセンタ 電動機 過負荷」、「モ
			ータコントロールセンタ電気異常」に係る警報が発生
			する。
2 試験研究用等原子	・非常用電源及びその	2. 非常用電源として、非常用発電機2台及び蓄	2. 原子炉施設に、非常用電源として、非常用発電機2台
炉施設には、非常用	附属設備は、多重性及	電池、充電器等から構成する2系統の直流電源	及び蓄電池、充電器等から構成する2系統の直流電源
電源設備を設けなけ	び独立性を有してい	設備並びに 3 系統の安全保護系用交流無停電	設備並びに3系統の安全保護系用交流無停電電源装置
ればならない。	ることを確認する。	電源装置を設ける。また、当該設計方針につい	を設ける。
	・地震や外部事象にお	て既許可から変更はない。	
3 非常用電源設備及	いて、非常用発電機が		3. 非常用電源は、電気的及び物理的に独立な複数の系統
びその附属設備は、	機能を喪失おそれが	3. 非常用電源は、電気的及び物理的に独立な複	で構成し、1 系統の故障が他系統に影響を及ぼすこと
多重性又は多様性を	ある場合、蓄電池や可	数の系統で構成し、1 系統の故障が他系統に影	のない設計とする。また、非常用電源は、1 系統が作
確保し、及び独立性	搬型電源等の代替設	響を及ぼすことのない設計とする。また、非常	動しないと仮定しても、他の系統で運転時の異常な過
を確保し、その系統	備は必要な容量、給電	用電源は、1 系統が作動しないと仮定しても、	渡変化時において、燃料の許容設計限界及び原子炉冷
を構成する機械又は	時間、設置の実現性を	他の系統で運転時の異常な過渡変化時におい	却材圧力バウンダリの設計条件を超えることなく、原
器具の単一故障が発	有していることを確	て、燃料の許容設計限界及び原子炉冷却材圧力	子炉を停止、冷却でき、あるいは減圧事故等の設計基
生した場合であって	認する。	バウンダリの設計条件を超えることなく、原子	準事故時の炉心の冷却を行い、かつ、安全機能の維持
も、運転時の異常な	(蓄電池の容量並びに	炉を停止、冷却でき、あるいは減圧事故等の設	に必要な系統及び機器の安全機能を確保できる機能及
過渡変化時又は設計	可搬型電源の容量及	計基準事故時の炉心の冷却を行う機器の安全	び容量を有する設計とする。
基準事故時において	び接続の成立性につ	機能を確保できる機能及び容量を有する設計	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
工学的安全施設及び	いては第42条で確	とする。当該設計方針について、既許可から変	
設計基準事故に対処	認する。)	更はない。	
するための設備がそ			
の機能を確保するた		なお、申請者は、非常用電源のうち非常用発電	
めに十分な容量を有		機について、「 $III-1$ 地震による損傷の防止(第	
するものでなければ		4条関係)」及び「Ⅲ-4.2.1 竜巻に対する	
ならない。ただし、		設計方針」、「Ⅲ-4.2.2 火山の影響に対す	
次の各号のいずれか		る設計方針」で述べたとおり、基準地震動による	
に該当する場合は、		地震力や竜巻・火山事象によって機能を喪失する	
この限りでない。		おそれがあるが、「Ⅲ−18 外部電源が喪失した	
ー 外部電源を喪失し		場合の対策設備等 (第42条関係)」で述べるとお	
た場合その他の非常		り、当該状態において電源供給を要する重要安全	
の場合において工学		施設には、蓄電池から電源供給が可能な設計とし、	
的安全施設及び設計		電源枯渇後は、可搬型設備により対応するとして	
基準事故に対処する		いる。	
ための設備へ電気を			
供給するための発電			
設備が常時作動して			
いる場合			
二 工学的安全施設及			
び設計基準事故に対			
処するための設備			
が、無停電電源装置			
に常時電気的に接続			
されている場合			

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
三 外部電源を喪失し			
た場合であって、次			
に掲げる全ての要件			
を満たす場合			
イ 換気設備(非常			
用のものに限る。)			
を作動させる必要			
がないこと。			
口 試験研究用等原			
子炉を未臨界に移			
行することがで			
き、かつ、低温状態			
において未臨界を			
維持することがで			
きること。			
ハ 燃料体の崩壊熱			
を適切に除去する			
ことができるこ			
٤٠			
【解釈】			【第 28 条に関する重要安全施設】(P. 8-1-10)
1 第1項に規定する			1.3 重要安全施設 の選定
「重要安全施設」に			1.3.1 選定の基本方針
ついては、「水冷却型			重要安全施設は、安全機能を有する安全施設のうち特
試験研究用原子炉施			に安全機能の重要度が高いものであり、試験炉設置許可
設に関する安全設計			基準規則第6条第2項、第12条第2項及び第28条第1

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
審査指針(平成3年			項の要求事項を満たす設計とする。選定に当たっては、
7月18日原子力安			以下に示す高温工学試験研究炉の固有の安全性を考慮し
全委員会決定)」の			た安全確保のために必要な機能(「止める」、「冷やす」、
「添付 水冷却型試			「閉じ込める」及び「使用済燃料冷却」)を確保できるよ
験研究用原子炉施設			う考慮する。
の重要度分類に関す			① 原子炉の緊急停止機能
る基本的な考え方」			② 放射性物質の閉じ込め機能(原子炉冷却材圧カバウン
の「4. (3)電気系			ダリ及び周辺公衆へ過度の被ばくを及ぼす可能性のあ
統に対する設計上の			る系統)
考慮」に示されるも			③ 原子炉の停止及び放射性物質の閉じ込めの状態監視
のとする。水冷却型			に必要な監視機能
研究炉以外の炉型に			④ 原子炉建家使用済燃料貯蔵プールの貯蔵機能
ついても、これを参			なお、炉心冷却機能について、高温工学試験研究炉で
考とすること。			は、炉心の形成の維持ができれば、原子炉の固有の安全
2 第2項に規定する			性から自然放熱により炉心の冷却が可能である。
「非常用電源設備」			
とは、非常用電源設			1.3.4 第28条に関する重要安全施設
備(非常用発電機、			試験炉設置許可基準規則第 28 条第 1 項に規定されて
バッテリ等)及びエ			いる重要安全施設は、試験炉設置許可基準規則の解釈に
学的安全施設を含む			従い、「研究炉の重要度分類の考え方」の「4.(3)電気系
重要安全施設への電			統に対する設計上の考慮」を参考に、以下の系統を選定
力供給設備(非常用			する。
母線スイッチギヤ、			① PS-1 のうち、通常運転時に開であって、閉動作によ
ケーブル等)をいう。			って原子炉冷却材圧カバウンダリの一部を形成する弁
			② MS-1 の系統

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			③ MS-2 のうち、異常状態発生時に、過度の放射線影響
			を防止するために必要な異常の影響緩和機能を果たす
			べき系統及び設計基準事故時のプラント状態を把握す
			る機能を有する系統
			上記①~③の系統は、その機能を達成するために電源
			を必要とする場合には、商用電源又は非常用電源のいず
			れからも電気の供給を受けられる設計とする。
			10. 電気施設 (P.8-10-1)
			10.1 概 要
			原子炉施設で使用する商用電源は、大洗研究所(北地
			区) 北受電所 (以下、「大洗北受電所」という。) から 6.6kV
			構内配電線1回線により供給され、常用高圧1母線、常
			用低圧2母線及び非常用低圧2母線で構成する。常用低
			圧2母線は、常用高圧母線から、非常用低圧2母線は、
			常用高圧母線と非常用発電機から受電する。
			原子炉施設の機器は、工学的安全施設に関係する機器
			とその他の機器に区分し、それぞれ非常用母線と常用母
			線に接続する。2 台以上設置する機器は、可能な限りそ
			れぞれ非常用、常用ともに各母線に分割接続して電力供
			給の安定を図る。
			非常用電源として、非常用発電機を2台設置し、商用
			電源が喪失した場合にそれぞれの非常用母線に電力を供
			給する。非常用発電機は、1 台で原子炉を安全に停止す
			るために必要な機器を運転するのに十分な容量を有す

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			る。
			また、原子炉施設の安全に必要な無停電電源として、
			直流電源設備及び交流無停電電源設備を設ける。直流電
			源設備は、直流電源を確保するため2組の蓄電池を設置
			し、それぞれ1系統の直流母線に電力を供給する。交流
			無停電電源設備は、安定した交流電源を必要とする計測
			制御系統設備等に電力を供給する。
			10.2 設計方針
			電気施設は、次の方針により設計する。
			(1) 安全機能を有する構築物、系統及び機器の安全機能
			を確保するため、電源として商用電源及び非常用電源
			を有するようにする。
			(2) 商用電源は、大洗北受電所を経て1回線により原子
			炉施設に接続するようにする。
			(3) 電源系統は、適切に区分し、一つの系統に起きた故
			障の影響が拡大しないようにする。
			(4) 非常用電源は、互いに独立な系統とし、商用電源の
			喪失時に、1 つの系統が作動しないと仮定しても、次
			の事項を確実に行うのに十分な容量及び機能を有する
			ようにする。
			a. 運転時の異常な過渡変化時において、燃料の許容設
			計限界及び原子炉冷却材圧力バウンダリの判断基準
			を超えることなく原子炉を停止し、冷却すること。
			(第 13 条で説明)

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			b. 1 次冷却設備の二重管破断事故時等において、炉心
			冷却を行い、かつ、原子炉格納容器の健全性並びに
			その他の安全機能を有する系統及び機器の機能を確
			保すること。(第 13 条で説明)
			(5) 安全機能を有する電気系統は、その系統の重要な部
			分の適切な定期的試験及び検査ができるようにする。
			(第 12 条第 4 項で説明)
			(6) 非常用発電機は、万一、一方が破損しても、その飛
			来物によって、他方の機能が失われることのないよう
			にする。 (第12条第5項で説明)
			(7) 電線、ケーブル、電源盤等は、不燃性、難燃性材料
			を使用するようにする。ただし、不燃性又は難燃性の
			材料が使用できない場合は、金属製の盤への格納等に
			より、火災の延焼を防止するための措置を講ずる。(第
			8条で説明)
			(8) 雷撃による火災の発生を防止し得る避雷設備を設け
			るようにする。(第6条で説明)
			(9) 設計基準事故が発生した場合、敷地内にいる人に対
			し、必要な指示を行うため、商用電源喪失時において
			使用できる通信連絡設備を設ける。原子炉施設外の通
			信連絡をする必要がある場所との通信連絡には、多様
			性を確保した通信連絡設備を設ける設計とする。(第
			30 条で説明)
			(10) 安全避難通路は、その位置を明確かつ恒久的に表
			示することにより、容易に識別できるように避難用照

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
			明を設置する。また、避難用照明は、通常の照明用電
			源が喪失した場合においても、その機能を失うことの
			ないようにする。さらに、設計基準事故が発生した場
			合に用いる照明(避難用の照明を除く。)及びその専用
			の電源若しくは灯具内に蓄電池を設ける。(第 11 条で
			説明)
			(11) 全交流動力電源の喪失に備え、安全保護系からの
			作動指令により、原子炉スクラムしゃ断器を開放する
			ための電源及び原子炉の安全な停止を一定時間監視す
			るための電源として、必要な容量を有した蓄電池等の
			直流電源設備を設ける。 (第 42 条で説明)
			(12) 全交流動力電源の喪失により直流電源設備の蓄電
			池からの電源の供給が喪失した場合においても、炉心
			及び使用済燃料からの崩壊熱のc除去の状態を可搬型
			の計器等によって監視するために必要な電源として、
			可搬型発電機を設ける。(第 42 条で説明)
			10.3 主要設備
			10.3.1 高圧系統
			高圧系統は、6.6kV 常用 1 母線である。この母線は、
			メタルクラッド開閉装置で構成し、しゃ断器には真空し
			ゃ断器を使用する。メタルクラッド開閉装置は、原子炉
			建家内に設置する。
			10.3.2 低圧系統
			低圧系統は、440V 常用及び非常用の 4 母線で構成す

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
			る 。
			常用低圧母線・・・常用高圧母線から動力変圧器を通して
			受電する2母線
			非常用低圧母線・・・常用高圧母線から動力変圧器を通し
			て受電する2母線で、非常用低圧母線の電圧低下時等に
			は非常用発電機から受電できる2母線
			低圧母線のパワーセンタは、原子炉建家内に設置する。
			なお、非常用低圧母線のパワーセンタは、各々独立した
			部屋に設置する。
			小容量の負荷に給電するモータコントロールセンタ
			は、各パワーセンタより受電する。
			10.3.3 非常用発電機
			非常用発電機は、非常用低圧母線電圧が低下した場合、
			原子炉を安全に停止するために必要な負荷へ電源を供給
			する。
			非常用発電機は、多重性を考慮して、必要な容量のも
			の2台を原子炉建家内のそれぞれ独立した場所に設け、
			各々の非常用低圧母線に接続する。
			非常用発電機は、非常用母線電圧低下信号で起動し、
			約 50 秒で電圧確立後、各非常用低圧母線に接続し順次
			負荷に給電する。
			自動で非常用発電機に接続する主要な負荷は、次のと
			おりである。

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
			補助へリウム循環機補助冷却水循環ポンプ
			補助冷却設備の空気冷却器ファン
			炉容器冷却設備の循環ポンプ
			非常用空気浄化設備の排風機
			補機冷却水循環ポンプ
			補機冷却水設備の冷却塔ファン
			中央制御室系換気空調装置の循環送風機
			電気設備室系換気空調装置の送風機、排風機
			制御用空気圧縮機
			空調用冷水装置Iの冷凍機
			格納容器再循環冷却装置の送風機
			充電器
			非常灯
			10.3.4 直流電源設備
			直流電源設備は、2 組のそれぞれ独立した蓄電池、充
			電器、開閉装置等で構成する。直流母線電圧は、100Vで
			あり、安全保護系、工学的安全施設等の継電器、開閉器、
			電磁弁、交流無停電電源設備等に、それぞれ独立に給電
			する。従って、一方が故障しても残る1系統でプラント
			の安全は確保できる。なお、蓄電池は、全交流動力電源
			の喪失に備え、原子炉スクラムしゃ断器を開放するため
			の電源及び原子炉の安全な停止を一定時間監視するため
			の容量を有している。蓄電池は、据置形で、非常用低圧
			母線にそれぞれ接続した充電器で浮動充電する。(第 42

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			条で説明)
			(以下は第 11 条で説明しており、直流電源設備の負荷
			に含まれない)
			設計基準事故が発生した場合に用いる照明として、
			非常用発電機からの給電が可能な交流非常灯(保安灯)
			又は蓄電池内蔵の照明を設ける。また、蓄電池による
			給電時間以降も対応を可能とするため、携帯用照明等
			を備えることにより、昼夜、場所を問わず、必要な照
			明が確保できる設計とする。
	・非常用電源設備から	申請者は、非常用電源は、安全機能の維持に電力	1. 非常用発電機の概要
	の電源供給を期待す	の供給が必要な系統及び機器(第28条における	非常用発電機は、ガスタービンエンジン 2 台及び発
	る重要安全施設の負	重要安全施設)の安全機能を確保できる容量を有	電機1台で構成され、ガスタービンエンジン2台から
	荷に対して、当該非常	する設計とするとしている。	の動力により発電機 1 台を運転する構造となってい
	用電源設備が十分な		る。非常用発電機は2台設けられており、独立性・多
	容量を有しているこ		重性を考慮し、それぞれ別の室に設置している。商用
	とを確認する。		電源が喪失した場合には、非常用低圧母線の主幹遮断
			器を遮断するとともに非常用発電機が自動起動し、電
			圧が確立した後に負荷先に投入する。この際、非常用
			低圧母線の電圧変動を考慮し、7段階に分けて順次負
			荷先に投入する。
			2. 非常用発電機の容量
			設計基準事故に対処するための設備は、第28条に関

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審 查書	申請書・まとめ資料
			する重要安全施設として抽出されている。非常用発電
			機の容量は、「第4回設工認申請書(平成4年8月)非
			常用発電機設備の容量計算書」で算出している。上記
			の設備を含めた非常用電源の A 系統の負荷は、最大
			2330.0 kVA、非常用電源のB系統の負荷は最大2318.9
			kVA であり、非常用発電機の容量は 2500 kVA であるこ
			とから、余裕をもった設計となっている。
			非常用発電機の 1 系統の燃料消費量は設計上 10600/h
			であり、主燃料槽の容量は 10000000 である。
			これにより、非常用発電機からの最大負荷の受電時は
			設計上約3.9日間(94.3時間)の運転が可能である。
			なお、実際の非常用発電機の運転では、負荷時での燃
			料消費量は約 6000/h であり、約7日間(166.6 時間)
			の運転が可能である。
			3. 非常用発電機の動作
			非常用発電機はガスタービンエンジン2台で1台の
			発電機を運転している。非常用発電機の始動時にガス
			タービンエンジンの1台が起動できない場合は回転数
			の不足を検知し、非常用発電機が停止するロジックを
			組んでいるため、非常用発電機は運転できない。また、
			非常用発電機の運転中にガスタービンエンジンの1台
			が停止した場合にも、発電機の電圧不足を検知し、非
			常用発電機が停止するロジックを組んでいるため、非
			常用発電機は運転できない。

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
			非常用発電機の構成及び起動方法
			非常用発電機は、非常用発電機本体、始動用空気系統
			及び燃料系統で構成されている。
			始動用空気系統は、非常用発電機の始動に必要な圧縮
			空気が蓄積されている始動用空気槽等で構成されてい
			る。燃料系統は、非常用発電機の運転に 必要な燃料を
			貯留する燃料槽等で構成されている。
			非常用発電機は始動用空気槽に貯留されている圧縮空
			気により始動し、その後、燃料槽から送られる燃料によ
			り運転する。
			ガスタービン発電機である非常用発電機は、冷却水系
			統のような機関等を強制冷却する冷却系統を必要とせ
			ず、空冷方式を採用している。
			非常用発電機及び蓄電池の容量は、以下のとおり(「第
			4回設工認申請書(平成4年8月) 参考資料 非常用発
			電機設備の容量計算書」及び「第4回設工認申請書(平
			成4年8月) 参考資料 蓄電池の容量計算書」)

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			表 3 非常用発電機の負荷
			<u>非常用発電域</u> <u>自荷名称</u> A系域 B系統
			直流電源設備 充電器 84.7 KVA 84.7 KVA 安全保護系用交流無停電車源装置A 36 KVA —
			安全保護系用交流無停電電源装置 36 KVA 安全保護系用交流無停電電源装置 18 KVA
			<u>計算機用交流無停電電泵装置</u> 197 KVA 197 KVA 一般制御用電源 75 KVA 75 KVA
			保安灯電源 75 KVA 75 KVA 屋内消火栓加圧送水ボンブ 7.5 kW 7.5 kW
			<u>原子が格納容器付属施設エアーロック</u> 0.24 kW <u></u> 非常用発電磁補機電源 8.45 kW 8.45 kW
			排理機
			<u>放射線監視設備 動力用電源艦 12.3 KVA 7.9 KVA</u> SF/B 接負モニタ <u>6.8 KVA</u>
			C/V ガスサンブリング装置 1.5 KVA 一 原子炉格納容器放射能計装 2.2 KVA 2.2 KVA サービスエリヤ放射能計装 2.2 KVA 2.2 KVA
			サービスエリヤ放射能計数 22 KVA 整納容器再循環冷却疫間 送風機 30 kW 指陸冷却水愛備 循環ボンプ 110 kW 110 kW 110 kW
			控音を対象
			補機冷却水冷却塔ファンB
			補助冷却水循環ボンブ 22 kW 22 kW 補助冷却水空気冷却器ファンA 18.5 kW 18.5 kW
			補助冷却水空気冷却器ファンB 18.5 kW 18.5 kW 非常用空気冷化設備 排風機 11 kW 11 kW
			歴象フィルタユニットヒーター 10 kW 10 kW 接傷停止系駆動装置用電源 1.5 KVA 1.5 KVA
			厨子炉建家 I 系換気空調表置排気日系統排風機 3.7 kW 3.7 kW
			(大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田
			振風機 02 kW 02 kW 循環送風機 0.4 kW 0.4 kW
			循環フィルタヒータ 3.5 kW 3.5 kW 実験設備換気装置 排気 A 系統非風機 1.5 kW 1.5 kW
			電動隔離弁 0.4 KVA 0.4 KVA 非常用発電磁補機電源 11 kW 11 kW
			空調用冷水装置 冷水ボンブ 75 kW 75 kW 捕機電源 4 KVA 4 KVA
			制御用空気圧縮装置 空気圧縮機 37 kW 37 kW 除温器 10 kW 10 kW 幅気設備室系拠気空測装置 送風機 185 kW 185 kW
			横及反馈離差未扱丸至銅瓷蔵 迈風板 「505 KW 「505 KW 推風機 3.7 kW 3.7 kW 一般排水ボンブ 5.5 kW 5.5 kW
			<u> </u>
			ブール水冷却浄化設備 循環ポンプ 7.5 kW 7.5 kW

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			<u>表 4 蓄電池の負荷</u> (1) A系 (1) B系
			自然 自然 自然 自然 自然 自然 自然 自然
		規制委員会は、以下のことを確認したことから、許可基準規則に適合するものと判断した。 1. Ⅲ-10 安全施設(第12条関係)で述べたとおり、研究炉安全設計審査指針の「添付水冷却型試験研究用原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基本的な考え方」に基づき安全機能の重要度を分類し、機能の維持に電力の供給が必要な重要安全施設を選定するとともに、重要安全施設には大洗研究所(北地区)北受電所から商用電源を供給する設計としていること、また、選定された重要	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
		安全施設について既許可から変更はないこ	
		٤.	
		2. 非常用電源は、非常用発電機 2 台及び蓄電	
		池、充電器等から構成する2系統の直流電源	
		設備並びに3系統の安全保護系用交流無停電	
		電源装置からなる多重性及び独立性を備え	
		る設計としていることについて、既許可から	
		変更はないこと。	
		3. 非常用電源は、安全機能の維持が必要な系統	
		及び機器の安全機能を確保できる容量を有	
		する設計としていること。	
		4. 自動的に検知できない一相開放故障等の商	
		用電源の異常に対しては、あらかじめ手順を	
		定めて非常用発電機の起動の措置を行うと	
		していること。	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		Ⅲ一22 通信連絡設備等(第30条関係)	
		第30条の規定は、工場等には、設計基準事故が発	
		生した場合において工場等内の人に対し必要な指示	
		ができるよう、通信連絡設備を設けることを要求し	
		ている。また、設計基準事故が発生した場合において	
		試験研究用等原子炉施設外の通信連絡をする必要が	
		ある場所と通信連絡ができるよう、多重性又は多様	
		性を確保した通信回線を設けることを要求してい	
		る。	
第30条 工場等には、	(1)工場等内の通信連絡	これに対して申請者は、設計基準事故が発生した場	五 試験研究用等原子炉及びその附属施設の位置、構
設計基準事故が発生	設備について、以下を確	合で商用電源喪失時においても、大洗研究所(北地区)	造及び設備
した場合においてエ	認する。	敷地内にいる人に対して必要な指示ができるように、	口.試験研究用等原子炉施設の一般構造
場等内の人に対し必	「工場等内の人」につい	専用の非常用発電機を設けた構内一斉放送を設けると	(3)その他の主要な構造
要な指示ができるよ	て、敷地内にいる外部研	ともに、本試験研究用等原子炉施設内にいる人に対し	q. (通信連絡設の備等)
う、通信連絡設備を設	究者、見学者及び放射線	ては、原子炉建家内に設置する非常用発電機から給電	設計基準事故が発生した場合、敷地内にいる人に対
けなければならない。	業務従事者を含めた全	して中央制御室から指示できる通信連絡設備(非常用	し、必要な指示ができる通信連絡設備を設けるととも
2 工場等には、設計	ての人が対象になって	放送設備及びページング)を設ける設計としている。	に、原子炉施設内については、中央制御室から指示でき
基準事故が発生した	いること。	また、設計基準事故発生時において、現地対策本部か	る通信連絡設備を設ける設計とする。また、設計基準事
場合において試験研	・「工場等内の人に対する	ら関係官庁等の異常時通報連絡先機関等へ連絡を行う	故が発生した場合において、原子炉施設外の通信連絡
究用等原子炉施設外	必要な指示」について、	ための通信連絡設備は、一般電話回線の固定電話、災害	をする必要がある場所との通信連絡は、多重性又は多
の通信連絡をする必	工場等内(敷地内)の施	時優先回線の携帯電話及びファクシミリ、衛星回線の	様性を確保した設計とする。
要がある場所と通信	設内にいる人と施設外	携帯電話等により多様性を確保した設計とするとして	
連絡ができるよう、	にいる人に分けて、それ	おり、大洗研究所(北地区)内における必要箇所との間	適合のための設計方針
多重性又は多様性を	らの人に対する必要な	の通信連絡設備は、一般電話回線の固定電話及びファ	1 について

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
確保した通信回線を	指示(事故対応等の指	クシミリ、災害時優先回線の携帯電話等により多様性	設計基準事故が発生した場合、敷地内にいる人に対
設けなければならな	示、避難指示等)を明確	を備え、相互に連絡ができる設計とするとしている。	し、必要な指示ができるように、敷地内に構内一斉放送
い。	にした上で、それらの必	なお、これらの通信連絡設備のうち、災害時優先回	設備を設けるとともに、原子炉施設内については、中央
	要な指示に対して適切	線及び衛星回線の携帯電話は、第53条に規定する多	制御室から指示できる非常用放送設備HTTR及び中
【解釈】	な通信連絡設備が選定	量の放射性物質等を放出する事故発生時においても、	央制御室と原子炉施設内の各所との間で通信連絡を行
1 第1項に規定する	されていること。	多様性を備え、通信連絡ができる設計とする。	うための送受話器ページングを設ける。構内一斉放送
「工場等内の人」と			設備、非常用放送設備HTTR及び送受話器ページン
は、敷地内にいる外	(2)施設外への通信連絡		グは、商用電源喪失時において使用できる設計とする。
部研究者、見学者及	について、以下を確認す		
び放射線業務従事者	る。		2について
を含めた全ての人を	①施設外への通信連絡を		大洗研究所(北地区)には、設計基準事故が発生した
いう。	する必要が有る場所が、		場合において原子炉施設外の通信連絡をする必要があ
2 第1項に規定する	関係官庁等の異常時通		る場所との通信連絡は、次のような設計とする。
「必要な指示」と	報連絡先機関等を含め		(1) 大洗研究所北地区内に設置される現地対策本部か
は、敷地内の人に対	明確になっていること。		ら関係官庁等の異常時通報連絡先機関等へ連絡を行
し、過度の放射線被	②施設外との通信連絡に		うための通信連絡設備は、一般電話回線、災害時優先
ばくを防止するとい	用いる通信連絡設備は、		回線、衛星回線等により多様性を確保した設計とす
う観点から行う事象	多重性又は多様性を有		る。
の発生の連絡や避難	していること。		なお、多量の放射性物質等を放出する事故が発生
指示等をいう。	③多様性については、専用		した場合においては、災害時優先回線及び衛星回線
3 第2項に規定する	通話設備、一般電話回		の携帯電話により多様性を確保した設計とする。
「試験研究用等原子	線、専用電話回線等のう		(2) 大洗研究所北地区内部における必要箇所との間の
炉施設外の通信連絡	ち、いずれか二つ以上の		通信連絡設備は、一般電話回線、災害時優先回線等に
をする必要がある場	経路により外部必要箇		より多様性を備え、相互に連絡ができる設計とする。
所」とは、関係官庁	所との通信を可能とし		

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料		
等の異常時通報連絡	たものであること。		10. 電気施設		
先機関等(以下、	④必要な場合多量の放射		10.3 主要設備		
「外部必要箇所」と	性物質等を放出する事		10.3.7 通信連絡設備		
いう。)をいう。	故 (BDBA) を想定したも		敷地内に、専用の非常用発電機を設けて商用電源喪		
4 第2項に規定する	のであること。		失時において使用できる構内一斉放送設備を設ける。		
「多様性を確保した	⑤第40条、第53条及び		構内一斉放送設備専用の非常用発電機の仕様を第		
通信回線」とは、専	第61条において準用		10.3.7 表に示す。また、HTTR原子炉建家内に設置		
用通話設備、一般電	する第53条に規定す		する非常用発電機から給電し、商用電源喪失時におい		
話回線、専用電話回	る措置として通信連絡		て使用できる非常用放送設備HTTR及び送受話器ペ		
線等のうち、いずれ	設備を設置する必要性		ージングを設ける。		
か二つ以上の経路に	がある場合、第30条の		また、大洗研究所(北地区)内に設置される現地対策		
より外部必要箇所と	通信連絡設備を兼用す		本部から関係官庁等の異常時通報連絡先機関等へ連絡		
の通信を可能とした	るのか、別途、第53条		を行うための通信連絡には、一般電話回線の固定電話、		
ものをいう。	のための専用の通信連		災害時優先回線の携帯電話及びファクシミリ、衛星回		
なお、第40条、	絡設備を設けるのかが		線の衛星携帯電話等により、多様性を確保した通信連		
第53条及び第61	明確であること。		絡設備を設ける。		
条において準用する	⑥上記の場合、外部必要		第 10.3.7 表 構内一斉放送設備専用の非常用発電機		
第53条に規定する	箇所への通信連絡設備		の仕様		
措置として通信連絡	及びデータ伝送設備に		型式 単相交流発電機		
設備を設置すること	用いる通信回線は、専		電圧 100V		
が必要な試験研究用	用であって多様性を備		容量 8 kVA 以上		
等原子炉施設にあっ	えたものであるか。デ		基数 1		
ては、以下の要件を	一タ伝送設備を用いる		燃料 軽油		
満足すること。	か。また、施設内にお				
ー 外部必要箇所へ	ける必要箇所との通信				

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
の通信連絡設備及	連絡設備は多様性を備		【まとめ資料】 (通信連絡-35)
びデータ伝送設備	えたものであること。		通信連絡設備については、一般電話回線、災害時優先
に用いる通信回線	⑦通信連絡設備は、商用電		回線、衛星回線等により多様性を確保する設計として
は、専用であって	源喪失時にも通信連絡		おり、このうち災害時優先回線の携帯電話及び衛星回
多様性を備えたも	を可能とするよう必要		線の携帯電話は、災害発生時においても輻輳による制
のであること。	な電源を備えた設計と		限を受けることなく使用できる。このことから、多量の
二 試験研究用等原	なっていること。		放射性物質等を放出する事故(BDBA)が発生した場合に
子炉施設の内部に			おいても、これらの通信手段により、関係官庁等の異常
おける必要箇所と			通報連絡先機関等への連絡を確保する設計とする。
の間の通信連絡設			なお、BDBA 発生時には、上記の通信連絡設備により
備は、多様性を備			通信連絡が可能であり、BDBA 対応のための特別な設備
えたものであるこ			は要しない。
٤.			
		規制委員会は、設計基準事故が発生した場合の	
		ための通信連絡設備について以下のことを確認し	
		たことから、設置許可基準規則に適合するものと	
		判断した。	
		1. 専用の非常用発電機を設けて商用電源喪失時	
		においても大洗研究所(北地区)敷地内の人に対	
		し必要な指示ができる一斉放送設備を設けると	
		ともに、本試験研究用等原子炉施設内において	
		は原子炉建家内に設置する非常用発電機から給	
		電し、中央制御室から指示できる非常用放送設	
		備及びページングを設ける設計としているこ	
		と。	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
		2. 大洗研究所 (北地区) 内の必要箇所との連絡が	
		できるよう一般電話回線の固定電話及びファク	
		シミリ、災害時優先回線の携帯電話等により多	
		様性を確保した通信回線を設ける設計としてい	
		ること。	
		3. 現地対策本部と外部必要箇所との連絡ができ	
		るよう一般電話回線の固定電話、災害時優先回	
		線の携帯電話及びファクシミリ並びに衛星回線	
		の携帯電話により多様性を確保した通信回線を	
		設ける設計としていること。	
		4. 多量の放射性物質等を放出する事故発生時に	
		おいても、通信連絡設備のうち、災害時優先回線	
		及び衛星回線の携帯電話は多様性を備えた設計	
		としていること。	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		Ⅲ-18 外部電源が喪失した場合の対策設備等(第	
		4 2 条関係)	
		第42条の規定は、試験研究用等原子炉施設(ガス	
		冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設に限	
		る。)には、必要に応じ、外部電源が喪失した場合に	
		おいて原子炉停止系統及び原子炉冷却系統に係る設	
		備を動作させるために必要な発電設備その他の非常	
		用電源設備を設けることを要求している。また、必要	
		に応じ、全交流動力電源喪失時に試験研究用等原子炉	
		を安全に停止し、又は、パラメータを監視する設備の	
		動作に必要な容量を有する蓄電池その他の非常用電	
		源設備を設けることを要求している。	
		このため、規制委員会は、以下の項目について審査を	
		行った。	
		1. 外部電源が喪失した場合の対策設備	
		2. 全交流電源が喪失した場合の対策設備	
		規制委員会は、これらの項目について、以下のとお	
		り本申請の内容を確認した結果、許可基準規則に適合	
		するものと判断した。	
		各項目についての審査内容は以下のとおり。	
第42条 試験研究用	・第 28 条の保安電源設備	1. 外部電源が喪失した場合の対策設備	8-1-80
等原子炉施設(ガス冷	との関係について確認	申請者は、外部電源が喪失した場合の対策について、	 適合のための設計方針

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書		申請書・まと	め資料	
却型原子炉に係る試	する。(同じか、追加が	以下を設計方針とするとしている。	1について			
験研究用等原子炉施	あるのか等。)	(1)外部電源を喪失した場合に、原子炉停止系統及び原	外音	外部電源が喪失した場合に、第 1.3.3 表に示す構築		
設に限る。以下この章		子炉冷却系統を含む重要安全施設に必要な電源を供	物、	系統及び機器に必要な電力]を供給する非常用電源	
において同じ。) には、	・単線結線図等により、非	給する非常用電源を設ける。非常用電源として、「Ⅲ	を設り	ナる。非常用電源は、非常	用発電機 2 台及び蓄電	
必要に応じ、外部電源	常用電源設備を構成す	- 16 保安電源設備(第28条関係)」に示したと	池、	充電器等から構成する 2 3	系統の直流電源設備並び	
が喪失した場合にお	る非常用発電機、蓄電池	おり、非常用発電機2台及び蓄電池、充電器等から構	1= 3	系統の安全保護系用交流無	無停電電源装置を設け、	
いて原子炉停止系統	を含む交流無停電電源	成する2系統の直流電源設備並びに3系統の安全保	安全位	呆護系(停止系)、安全保 詞	雙系 (工学的安全施設)、	
及び原子炉冷却系統	設備等の関係を確認す	護系用交流無停電電源装置を設置する。	補助	令却設備及び炉容器冷却設	と備に対し、必要な電力	
に係る設備を動作さ	る。		を供給できる設計とする。			
せるために必要な発		(2)機能維持のために電力の供給を要する重要安全施				
電設備その他の非常	・外部電源が喪失した場	設は、「Ⅲ−16 保安電源設備 (第28条関係)」に	第 1.3.3 表 第 28 条に関する重要安全施設			
用電源設備を設けな	合において電源供給が	示したとおりであり、既許可から変更はない。	No.	安全機能	構築物・系統・機器	
ければならない。	必要な原子炉停止系統		1	原子炉冷却材圧カバウ	原子炉冷却材圧力バ	
	や原子炉冷却系統など	規制委員会は、外部電源が喪失した場合の対策設備		ンダリ	ウンダリの一部を形	
【解釈】	の重要安全施設を具体	に係る申請者の設計方針が、外部電源喪失時に原子炉			成する弁	
1 第1項に規定する	的に特定した上で、上記	停止系統及び原子炉冷却系統を含む重要安全施設を動	2	原子炉冷却材圧カバウ	1 次冷却設備の安全	
「原子炉停止系統及	の単線結線図等でこれ	作させるために、非常用電源として、非常用発電機2台		ンダリの過圧防止	弁	
び原子炉冷却系統に	らの重要安全施設に非	及び蓄電池、充電器等から構成する2系統の直流電源	3	原子炉の緊急停止	制御棒系	
係る設備を動作させ	常用電源設備が接続さ	設備並びに3系統の安全保護系用交流無停電電源装置		未臨界維持		
るために必要な発電	れることを確認する。	を設置するとしていること、また、Ⅲ-16 保安電源	4	工学的安全施設及び原	安全保護系(停止系)	
設備その他の非常用		設備(第28条関係)に示したとおり、重要安全施設及	5	子炉停止系への起動信	安全保護系(工学的	
電源設備」とは、外部	・通常時の安全機能のた	び非常用電源について既許可から変更はないことを確		号の発生	安全施設)	
電源喪失時において、	めの電源への影響の観	認した。	6	炉心冷却	補助冷却設備	
計測制御系統、安全保	点から、非常用電源設備				炉容器冷却設備	
護回路、原子炉停止系	(特に、交流無停電電源		7	放射性物質の閉じ込	原子炉格納容器隔離	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書		申請書・まとめ資料		
統、原子炉冷却系統等	設備)の通常時における			め、放射線の遮蔽及び	弁	
の機能とあいまって、	状況、運用(常時通電か		8	放出低減	非常用空気浄化設備	
燃料の許容設計限界	等)についても確認す		9	事故時のプラント状態	事故時監視計器の一	
を超えないよう、炉心	る。			の把握	部	
からの核分裂生成物			10	安全上特に重要な関連	非常用発電機	
の崩壊熱を除去でき	・常時通電の場合、非常用		11	機能	補機冷却水設備	
るとともに、停止後、	電源設備が故障した場		12		制御用圧縮空気設備	
一定時間、炉心の強制	合、通常時の安全機能の		13		直流電源設備	
冷却を必要とする試	ための電源に影響しな		14		安全保護系用	
験研究用等原子炉に	い系統となっているか				交流無停電電源装置	
あっては、信頼性の高	について確認する。					
い非常用電源系統か						
ら崩壊熱を除去する	・必要な容量確保の観点					
設備に電源を供給で	から、非常用電源設備に					
きるものをいう。	接続する重要安全施設					
	以外の常用系設備はな					
	いかを確認する。					
2 試験研究用等原子	全交流電源喪失時に交	2. 全交流電源が喪失した場合の対策設備	8-1-8	30		
炉施設には、必要に応	流無停電電源装置等に	申請者は、全交流動力電源が喪失した場合の対策に	2 (:	こついて		
じ、全交流動力電源喪	より電源供給を必要と	ついて、以下を設計方針とするとしている。	全:	交流動力電源が喪失した場	易合、安全保護系(停止	
失時に試験研究用等	する原子炉停止やパラ	(1) 全交流動力電源が喪失時に原子炉を安全に停止す	系) カ	いらの作動指令により、反射	対体領域の原子炉スクラ	
原子炉を安全に停止	メータ監視等のための	るため、反射体領域の原子炉スクラム遮断器が開放	ム遮	断器が開放され同領域の制	御棒が速やかに炉心内	
し、又はパラメータを	対象設備を具体的に確	され同領域の制御棒が速やかに炉心内に落下挿入	に落っ	下挿入される。次いで40彡	分経過後に燃料領域の原	
監視する設備の動作	認する。特に以下を確認	される。次いで 40 分経過後に燃料領域の原子炉ス	子炉:	スクラム遮断器が開放され	n同領域の制御棒が炉心	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
に必要な容量を有す	する。	クラム遮断器が開放され、同領域の制御棒が炉心内	内に落下挿入され、全制御棒の落下挿入が完了する。原
る蓄電池その他の非	・「原子炉の安全な停止」	に落下挿入され、全制御棒の落下挿入が完了する。	子炉の安全な停止を確認するために全制御棒の落下挿
常用電源設備を設け	の定義	(2) 原子炉の安全な停止を確認するため、全制御棒の落	入が完了するまでの間(40分間)、炉内の中性子束を監
なければならない。	・原子炉停止の仕組み(ど	下挿入が完了するまでの間(40分間)、炉内の中性	視する。また、炉心からの崩壊熱の除去の状況を確認す
	の部分に電源が必要	子束を監視する。また、原子炉の停止後は、自然冷	るため、原子炉圧力容器上鏡温度及び補助冷却器出口
【解釈】	か)	却により炉心からの崩壊熱の除去ができることか	ヘリウム圧力を監視する。これらに必要な電源を一定
2 第2項について、全	・監視対象のパラメータ	らその状況を確認するために、事故時監視計器の一	時間(60分)確保することを目的に、必要な容量を有
交流動力電源喪失(外	及びこれを監視する設	部により、原子炉圧力容器上鏡温度及び補助冷却器	した蓄電池等の直流電源設備及び安全保護系用交流無
部電源喪失及び非常	備(盤を含む。)の特定	出口へリウム圧力を監視する。	停電電源装置を設け、安全保護系(停止系)、事故時監
用所内交流動力電源	・常用系の負荷も接続さ	(3) 上記(1)及び(2)に必要な安全保護系(停止系)、事故	視計器の一部(中性子東、原子炉圧力容器上鏡温度、補
喪失の重畳)に備え	れるか、その場合全交流	時監視計器の一部(中性子東、原子炉圧力容器上鏡	助冷却器出口ヘリウム圧力)に給電できる設計とする。
て、必要に応じ、非常	電源喪失時に常用系の	温度及び補助冷却器出口へリウム圧力を測定する	
用所内直流電源設備	負荷の切り離しは行わ	機器)を含む重要安全施設に電源を一定時間(60分)	
は、試験研究用等原子	れるか	供給することを目的として、必要な容量を有した蓄	
炉の安全停止、停止後		電池等の直流電源設備及び安全保護系用交流無停	
の監視等に必要な電		電電源装置を設ける。	
源を一定時間確保で	・上記の対象設備に電源	(4) 蓄電池の枯渇後 (60 分以降) は、炉心からの崩壊熱	蓄電池の枯渇後(60分以降)は、炉心からの崩壊熱
きるものとする。な	を供給するために必要	の除去の状態を確認するため、可搬型の計器等を用	の除去の状態を確認するため、可搬型の計器等を用い
お、「一定時間」とは事	な蓄電池等の容量の妥	いて原子炉圧力容器上鏡温度及び補助冷却器出口	て原子炉圧力容器上鏡温度及び補助冷却器出口ヘリウ
故の収束が確認でき	当性(時間的変化の考慮	ヘリウム圧力を監視する。これらの監視に必要な電	ム圧力を監視する。これらの可搬型の計器等に必要な
るまでの時間をいい、	を含む。)を確認する。	源は、可搬型発電機から供給する。	電源は、蓄電池枯渇前に準備する可搬型発電機から供
冷却等に電源を要す			給する設計とする。
る場合にあっては、事	・原子炉の安全な停止及	(5) 可搬型発電機は、多重性を考慮して、必要な容量の	
故等に対処するため	びパラメータの監視等	もの2台をそれぞれ独立した場所(原子炉建家外)	10.3.6 可搬型発電機
の電源設備から必要	のため一定時間の電源	に保管する。	・可搬型発電機は、多重性を考慮して1台1組をそれぞ

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
容量の電力が供給さ	確保が必要なものにつ		れ原子炉建家以外の独立した場所に保管する。 可搬型
れるまでの間とする。	いては、「一定時間」の	(6)可搬型発電機の燃料として用いる軽油は、7日間	発電機は、原子炉建家内及び屋外それぞれ 2 箇所に設
	定義、根拠を確認する。	運転できる量を保管する。万一備蓄場所が損壊して	置ができる設計とするとともに、使用する事象の発生
		同所の軽油が使用できない場合は、大洗研究所(北	時における環境条件を考慮した設計とする。
	・蓄電池等だけで電源を	地区) 内の他施設から融通又は外部調達する等して	・可搬型発電機は、全交流動力電源が喪失し、さらに直
	賄えず、可搬型電源等の	必要な燃料を確保する。	流電源設備の蓄電池が枯渇して電源の供給が喪失した
	代替手段により電源供		場合、炉心からの崩壊熱の除去の状態を監視するため
	給を行う場合は、蓄電池	なお、上記(2)~(6)は、Ⅲ-1 地震による損傷	に必要な可搬型の計器等(記録計、信号変換器)へ必要
	等の電源喪失前の可搬	の防止(第4条関係)及び皿-4 外部からの衝撃によ	な容量 0.5 kVA を供給する。可搬型発電機は無給油で
	型電源等の代替手段の	る損傷の防止 (第6条関係) における設計方針と同様で	10 時間以上運転可能とし、その燃料は7 日分の監視に
	確保の成立性(可搬型電	ある。	必要な量を原子炉施設敷地内の油脂倉庫に備蓄する。
	源の種類・仕様、保管場		可搬型発電機の仕様を第10.3.6表に示す。
	所、電源の接続性、燃料		なお、本可搬型発電機は、多量の放射性物質等を放出
	保管量、電源接続に要す		する事故の拡大防止のための資機材等の温度、圧力及
	る要員・時間等)を確認		び中性子東監視用の可搬型発電機と共用する。
	する。		
			【まとめ資料】p32
			可搬型発電機の保管場所 (機械棟) からの運搬及び起動
			並びに計装盤までのケーブル敷設に係る対応に要した
			時間は約30分であることを確認している。
		規制委員会は、全交流電源が喪失した場合の対策設	
		備に係る申請者の設計方針について、以下のとおりと	
		していることを確認した。	
		(1) 蓄電池及び充電器等から構成する2系統の直	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
		流電源設備及び3系統の安全保護系用交流無	
		停電電源装置を設けることにより、全交流動	
		力電源喪失時に、原子炉を安全に停止すると	
		ともに、原子炉の安全な停止及び炉心からの	
		崩壊熱の除去の状況を確認するパラメータの	
		監視のため、安全保護系(停止系)、事故時監	
		視計器の一部(中性子束、原子炉圧力容器上鏡	
		温度及び補助冷却器出口へリウム圧力を測定	
		する設備) に必要な電源を一定時間 (原子炉の	
		安全な停止まで 40 分) 確保できる設計とする	
		こと。	
		(2) 蓄電池は上記目的に十分な容量を有すること。	
		(3) 蓄電池の枯渇後も監視を継続するため、可搬	
		型発電機を設けること。	
		(4) 可搬型発電機は、上記目的に十分な容量のもの	
		を 2 台独立した場所(原子炉建家外)に設置す	
		ること。	
		(5) 可搬型発電機の燃料として用いる軽油は、油脂	
		倉庫に7日間運転できる量を保管し、万一備蓄	
		場所が損壊して同所の軽油が使用できない場合	
		は、大洗研究所(北地区)内の他施設から融通又	
		は外部調達する等して必要な燃料を確保するこ	
		٤.	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
第44条 試験研究用		Ⅲ-19 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(第44	
等原子炉施設には、次		条関係)	
に掲げるところによ	・既許可の要求事項から	第44条の規定は、試験研究用等原子炉施設の貯蔵	
り、通常運転時に使用	新規制基準における以	設備及び燃料取扱場所について、以下を要求している。	
する燃料体、試験用燃	下の要求事項の追加が	1. 燃料体等の貯蔵施設は、次に掲げるものであるこ	
料体又は使用済燃料	考慮されていることを	と。	
(以下この条におい	確認する。	(1)燃料体等を貯蔵することができる容量を有す	
て「燃料体等」と総称	-放射線の遮蔽及び崩壊	るものとすること。	
する。)の取扱施設を	熱の除去に水を使用す	(2)燃料体等が臨界に達するおそれがないものと	
設けなければならな	る場合にあっては、当	すること。	
い。	該貯蔵施設内における	(3)使用済燃料その他高放射性の燃料体の貯蔵施	
一 燃料体等を取り	冷却水の水位を測定で	設にあっては、(1)及び(2)に掲げるものの	
扱う能力を有する	き、かつ、その異常を	ほか、次に掲げるものであること。	
ものとすること。	検知できるものとする	① 使用済燃料その他高放射性の燃料体からの放	
二 燃料体等が臨界	こと。	射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとす	
に達するおそれが	-崩壊熱を除去する機能	ること。	
ないものとするこ	の喪失を検知する必要	② 貯蔵された使用済燃料その他高放射性の燃料	
と。	がある場合には、燃料	体が崩壊熱により溶融しないものとすること。	
三 崩壊熱により燃	取扱場所の温度の異常	③ 使用済燃料その他高放射性の燃料体の被覆材	
料体等が溶融しな	を検知し、及び警報を	が著しく腐食するおそれがある場合は、これを	
いものとすること。	発することができるも	防止できるものとすること。	
四 使用済燃料から	のとすること。	④ 放射線の遮蔽及び崩壊熱の除去に水を使用す	
の放射線に対して		る場合にあっては、当該貯蔵施設内における冷	
適切な遮蔽能力を	・「Ⅲ-21 多量の放射	却水の水位を測定でき、かつ、その異常を検知	
有するものとする	性物質等を放出する事	できるものとすること。	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
こと。	故の拡大の防止(第53	2. 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところに	
五 燃料体等の取扱	条関係)」における使用	より、燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定でき	
中における燃料体	済燃料貯蔵施設の事故	る設備を設けること。	
等の落下を防止で	評価において、使用済燃	(1)燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、及び	
きるものとするこ	料の貯蔵に係る条件の	警報を発することができるものとすること。	
٤.	変更や制限を設ける場	(2)崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要	
2 試験研究用等原子	合、当該変更や制限が第	がある場合には、燃料取扱場所の温度の異常	
炉施設には、次に掲げ	44条の要求事項を満	を検知し、及び警報を発することができるも	
るところにより、燃料	たすことを確認する。	のとすること。	
体等の貯蔵施設を設			
けなければならない。	・既許可の設計からの変	第44条の規定のうち、上記1.(3)④及び上記2.	
ー 燃料体等の貯蔵	更点が明確となってい	(2)は、既許可における要求事項に対して追加となっ	
施設は、次に掲げる	ることを確認する。	ていることから、規制委員会は、本試験研究用等原子炉	
ものであること。		施設の通常運転時に使用する燃料体、試験用燃料体又	
イ 燃料体等を貯		は使用済燃料(以下「燃料体等」という。)の貯蔵施設	
蔵することがで		及び燃料取扱場所の設計が当該要求事項に適合してい	
きる容量を有す		るかを審査することとした。また、第44条のその他の	
るものとするこ		項・号は、既許可における要求事項からの変更はないも	
٤.		のの、後述する「Ⅲ-21 多量の放射性物質等を放出	
ロ 燃料体等が臨		する事故の拡大の防止(第53条関係)」において、使	
界に達するおそ		用済燃料貯蔵施設貯蔵セルに係る事故時の構造健全性	
れがないものと		を維持するため、使用済燃料の発熱量を制限する観点	
すること。		から、貯蔵する使用済燃料の冷却経過年数を規定する	
二 使用済燃料その		こと、貯蔵施設の未臨界性の判定条件を実効増倍率	
他高放射性の燃料		0.90 以下として明確化することから、規制委員会は、	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
体の貯蔵施設にあ		当該変更が第44条の要求事項に適合しているかにつ	
っては、前号に掲げ		いて審査した。	
るもののほか、次に			
掲げるものである		申請者は、以下の設計方針としている。	8.7.2 設計方針
こと。ただし、使用		1. 原子炉建家内使用済燃料貯蔵設備の貯蔵プールの	燃料取扱及び貯蔵設備は、次の方針により設計する。
済燃料中の原子核		水位及び温度並びに使用済燃料貯蔵建家内貯蔵セ	・原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵プールは、
分裂生成物の量が		ルの雰囲気温度を監視し、異常を検知した場合は、	プール水の漏えいの監視のため、漏えい検出と水位
微量な場合その他		中央制御室に警報を発する設計とする。	監視ができるようにするとともに、異常を検知した
の放射線の遮蔽及			場合は、中央制御室に警報を発する設計とする。プー
び崩壊熱の除去の			ル水冷却浄化設備の運転状況は、現場及び中央制御
ための設備を要し			室で 監視できるようにする。
ない場合について			・原子炉建家内の貯蔵プール水の温度を監視し、異常を
は、この限りでな			検知した場合は、中央制御室に警報を発する設計と
l,°			する。また、使用済燃料貯蔵建家内の使用済燃料貯蔵
イ 使用済燃料そ			設備では、雰囲気温度を監視し、異常を検知した場合
の他高放射性の			は、中央制御室に警報を発する設計とする。
燃料体からの放			
射線に対して適		2. 原子炉から取り出した使用済燃料は、原子炉建家内	・使用済燃料は、原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備の
切な遮蔽能力を		使用済燃料貯蔵設備の貯蔵プールにおいて2年以	貯蔵プールで、2 年以上冷却後、使用済燃料貯蔵建家
有するものとす		上冷却した後、使用済燃料貯蔵建家内使用済燃料貯	内の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵セルに貯蔵保管す
ること。		蔵設備貯蔵セルに移動する。	る。
ロ 貯蔵された使			
用済燃料その他		3. 使用済燃料貯蔵建家内の使用済燃料貯蔵設備貯	・使用済燃料貯蔵建家内の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵
高放射性の燃料		蔵ラックに使用済燃料を貯蔵する際、1 つのラック	セルに使用済燃料を貯蔵する際、1 つのラックに貯蔵
体が崩壊熱によ		に貯蔵する冷却経過年数が4年未満の使用済燃料	する冷却経過年数が 4 年未満の使用済燃料は 5 体ま

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
り溶融しないも		は5体までとする。また、1 つのラックに 10 体の	でとする。これにより1つのラックに 10 体の使用済
のとすること。		使用済燃料を貯蔵する際は、冷却経過年数4年以上	燃料を貯蔵する際は、冷却経過年数が 2 年以上の使
ハ 使用済燃料そ		の使用済燃料を5体以上、ラックの下側に貯蔵す	用済燃料5体をラックの上側に、冷却経過年数が4年
の他高放射性の		る。	以上の使用済燃料 5 体をラックの下側に貯蔵する。
燃料体の被覆材			使用済燃料の貯蔵保管については、運用方法を定め
が著しく腐食す			管理する。
るおそれがある		4. 新燃料貯蔵設備、原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設	・新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵建家内の使用済
場合は、これを防		備及び使用済燃料貯蔵建家内の使用済燃料貯蔵設備	燃料貯蔵設備は、設備容量分の新燃料を収納した状
止できるものと		の未臨界性に係る判定条件について、既許可では明	態で、万一純水で満たされたとしても、更に、いかな
すること。		記していなかったが、本申請において、設備容量分の	る密度の水分雰囲気 で満たされたと仮定しても実
ニ 放射線の遮蔽		新燃料を収納した状態で、いかなる密度の水分雰囲	効増倍率が 0.90 以下で臨界未満となるようにする。
及び崩壊熱の除		気で満たされたと仮定しても実効増倍率を 0.90以下	原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備は、設備容量分
去に水を使用す		とすることについて明確化する。	の新燃料を収納した状態で実効増倍 率が最も高く
る場合にあって			なるような水分雰囲気で貯蔵ラック内が満たされた
は、当該貯蔵施設		また、申請者は、これらの変更以外の燃料体等の	と仮定しても、実効増倍 率が 0.90 以下で臨界未満
内における冷却		取扱施設及び貯蔵施設の設計に変更はないとしてい	となるようにする。また、新燃料貯蔵設備及び使用済
水の水位を測定		る 。	燃料貯蔵設備の貯蔵ラックは燃料体の間隔を十分確
でき、かつ、その			保し、地震時にも健全性を維持して燃料体同士が接
異常を検知でき			近することのないようにする。
るものとするこ		規制委員会は、以下のことを確認したことから、許可	
٤。		基準規則に適合するものと判断した。	
3 試験研究用等原子		1. 使用済燃料の貯蔵場所及び取扱場所の水位及び	
炉施設には、次に掲げ		温度を監視し、異常を検知したときは、中央制御室	
るところにより、燃料		に警報を発する設計とすること。	
取扱場所の放射線量		2. 本試験研究用等原子炉施設の使用済燃料を炉心	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
及び温度を測定でき		から取り出した後原子炉建家内使用済燃料貯槽設	
る設備を設けなけれ		備貯蔵プールで2年以上冷却すること及び使用済	
ばならない。		燃料貯蔵建家内使用済燃料貯蔵設備貯蔵ラックに	
- 燃料取扱場所の		貯蔵する使用済燃料の冷却経過年数について、4	
放射線量の異常を		年未満の使用済燃料を当該貯蔵ラックに貯蔵する	
検知し、及び警報を		場合は5体までとし、当該貯蔵ラックに10体貯	
発することができ		蔵する場合は、冷却経過年数4年以上の使用済燃	
るものとすること。		料を下段に5体以上とすることにより、既許可の	
ニ 崩壊熱を除去す		設計(使用済燃料貯蔵設備貯蔵ラック当たり冷却	
る機能の喪失を検		経過年数2年以上の使用済燃料10体を貯蔵)に	
知する必要がある		比べ、崩壊熱及び放射線量は低減されること。	
場合には、燃料取扱		3. 新燃料貯蔵設備、原子炉建家内の使用済燃料貯蔵	
場所の温度の異常		設備及び使用済燃料貯蔵建家内の使用済燃料貯蔵	
を検知し、及び警報		設備について、設備容量分の新燃料を収納した状	
を発することがで		態で、いかなる密度の水分雰囲気で満たされたと	
きるものとするこ		仮定しても実効増倍率を 0.90 以下となるように	
٤.		設計することにより、燃料体等が臨界に達するお	
		それがないことが明確となること。	
【解釈】		4. 上記 1. ~3. の変更以外は、本試験研究用等原	
1 第1項第1号に規		子炉施設の燃料体等の貯蔵施設の設計に変更がな	
定する「燃料体等を取		いこと。	
り扱う能力」とは、新			
燃料の搬入から使用			
済燃料の搬出までの			
取扱いにおいて、関連			

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
する機器間を連携し、			
当該燃料体等を搬入、			
搬出又は保管できる			
能力があることをい			
う。			
2 第2項第1号イに			
規定する「貯蔵するこ			
とができる容量を有			
する」とは、試験研究			
用等原子炉に全て燃			
料体が装荷(制限の上			
限値)されている状態			
で、使用済燃料及び貯			
蔵されている取替燃			
料に加えて、1炉心分			
以上貯蔵することが			
できる容量を有する			
ことをいう。			
3 第2項第2号にお			
いて、使用済燃料中の			
核分裂生成物の量が			
微量であること等に			
より、その取扱い及び			
貯蔵に当たって、遮蔽			
及び崩壊熱除去のた			

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
めの施設を要しない			
使用済燃料は、新燃料			
と同様の扱いとする			
ことができる。			

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		Ⅲ-20 監視設備(第51条関係)	
		第51条の規定は、試験研究用等原子炉施設には、	
		必要に応じて通常運転時、運転時の異常な過渡変化時	
		及び設計基準事故時において、当該試験研究用等原子	
		炉施設における放射性物質の濃度及び放射線量並びに	
		周辺監視区域の境界付近における放射線量を監視し、	
		及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対	
		応のために必要な情報を原子炉制御室その他当該情報	
		を伝達する必要がある場所に表示できる設備を設ける	
		ことを要求している。また、周辺監視区域の境界付近	
		における放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計	
		基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を	
		原子炉制御室その他の当該情報を伝達する必要がある	
		場所に表示できる設備のうち常設のものには、上記の	
		規定によるほか、非常用電源設備、無停電電源装置又	
		はこれらと同等以上の機能を有する電源設備を設ける	
		ことを要求している。	
第51条 試験研究用	(1)第51条第1項は、規	これに対して申請者は、以下の設計方針としてい	1.2.1 位置、構造及び設備
等原子炉施設には、	則要求のとおり。	వ 。	(共通編)
必要に応じて通常運		1. 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設	チ 放射線管理施設の構造及び設備
転時、運転時の異常	(2) 第51条第2項につい	計基準事故時における原子炉施設及び敷地周辺の	(2)屋外管理用の主要な設備の種類
な過渡変化時及び設	ては、設計基準事故時	放射線モニタリングを行うために、作業環境モニ	野外の放射能レベルを監視及び測定するため、周辺
計基準事故時におい	に商用電源喪失を仮定	タリング設備、排気モニタリング設備並びに固定	環境モニタリング設備として固定モニタリング設備及
て、当該試験研究用	する場合や、非常用電	モニタリング設備により、次に示すとおり監視	び気象観測設備を設ける。固定モニタリング設備は、
等原子炉施設におけ	源設備を耐震 BC クラス	し、必要な情報を中央制御室その他の当該情報を	14 基のモニタリングポストで構成され、敷地周辺及び

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
る放射性物質の濃度	とすることにより基準	伝達する必要がある場所に表示できる設計とす	中央付近に設置し、各モニタリングポストに無停電電
及び放射線量並びに	地震動による地震発生	る。	源装置及び非常用発電機(可搬型含む。)を設ける。
周辺監視区域の境界	時に非常用電源設備の	(1)原子炉格納容器内雰囲気のモニタリング	敷地周辺に設置する固定モニタリング設備のうち設
付近における放射線	機能に期待できない場	は、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時	計基準事故時における迅速な対応のためのモニタリン
量を監視し、及び測	合、自然現象(竜巻、火	には室内空気モニタによって連続的に行い、設	グポスト9基について中央監視するものとし、中央制
定し、並びに設計基	山事象)に対して非常用	計基準事故時には原子炉格納容器内のガンマ線	御室、現地対策本部等に必要な情報を表示するととも
準事故時における迅	電源設備を防護対象設	エリアモニタ及び事故時ガンマ線モニタによっ	に、伝送系は有線及び無線により多様性を確保する。
速な対応のために必	備としない場合は、こ	て連続的に行い、中央制御室で監視及び測定で	
要な情報を原子炉制	れらの事象発生時に	きる設計とする。また、放射性物質の濃度等	口.試験研究用等原子炉施設の一般構造
御室その他当該情報	は、非常用電源設備に	は、原子炉格納容器内の空気をサンプリング	(3) その他の主要な構造
を伝達する必要があ	よる交流動力電源が確	し、当該空気に含まれる放射性物質の濃度を測	ab. (監視設備)
る場所に表示できる	保できなくなる。その	定することにより監視できる設計とする。	原子炉施設には、必要に応じて通常運転時、運転時
設備を設けなければ	状態において、第51条	(2) 放射性物質の放出経路については、排気筒	の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当
ならない。	第2項における常設の	及び排気管並びに使用済燃料貯蔵建家排気筒に	該原子炉施設における放射性物質の濃度及び放射線量
2 周辺監視区域の境	放射線監視設備(モニ	モニタを設置するほか、排気空気及び排水をサ	並びに周辺監視区域の境界付近における放射線量を監
界付近における放射	タリングポスト) への	ンプリングし、当該排気空気及び排水に含まれ	視及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な
線量を監視し、及び	非常用電源設備による	る放射性物質の濃度を測定することにより監視	対応のために必要な情報を中央制御室その他当該情報
測定し、並びに設計	電源供給の設計上の考	できる設計とする。	を伝達する必要がある場所に表示できる設備を設ける
基準事故時における	慮について、以下によ	(3)原子炉施設の周辺監視区域の境界付近の放	設計とする。
迅速な対応のために	り確認する。	射線量の監視及び測定は、14 基のモニタリン	周辺監視区域の境界付近における放射線量を監視及
必要な情報を原子炉	①本基準により非常用電	グポストからなる固定モニタリング設備により	び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応
制御室その他の当該	源からの電源供給の対	行う設計とする。	のために必要な情報を中央制御室その他の当該情報を
情報を伝達する必要	象となるモニタリング	(4)固定モニタリング設備のうち設計基準事故	伝達する必要がある場所に表示できる設備のうち常設
がある場所に表示で	ポストの選定(場所・	時における迅速な対応のためのモニタリングポ	のものには、上述のほか、非常用電源設備、無停電電
きる設備のうち常設	個数)は妥当か。	スト9 基について、必要な情報を中央制御	源装置又はこれらと同等以上の機能を有する電源設備

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
のものには、前項の	②設計基準事故時の対応	室、現地対策本部等に表示するとともに、伝送	を設ける設計とする。
規定によるほか、非	のためのモニタリング	系は有線及び無線により多様性を確保した設計	適合のための設計方針
常用電源設備、無停	ポストの設置場所・方	とする。	1 について
電電源装置又はこれ	位について、風向など	(5)運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事	通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基
らと同等以上の機能	のデータにより適切に	故時に用いる作業環境モニタリング設備及び排	準事故時における原子炉施設及び敷地周辺の放射線モ
を有する電源設備を	選定されているか。	気モニタリング設備は、商用電源喪失時にも必	ニタリングを行うために、作業環境モニタリング設
設けなければならな	③「非常用電源設備、無	要な電力が非常用発電機から供給される設計と	備、排気モニタリング設備及び周辺環境モニタリング
l' _o	停電電源装置又はこれ	する。	設備により、次に示すとおりモニタリングできる設計
	らと同等以上の機能を		とする。
解釈第51条	有する電源設備」いず	2. 固定モニタリング設備は、無停電電源装置及び	なお、設計基準事故時用の放射線監視設備は、商用
1 第1項に規定する	れかの選定の妥当性が	非常用発電機(可搬型を含む。)を設ける設計と	電源喪失時において監視できる設計とする。
「放射性物質の濃度	示されているか。	し、無停電電源装置は、非常用発電機(可搬型を	原子炉格納容器内雰囲気のモニタリングは、通常運
及び放射線量並びに	④モニタリングポストへ	含む。) の稼働が整うまでの一定時間(90分)を	転時及び運転時の異常な過渡変化時には、室内空気モ
周辺監視区域の境界	の非常用電源等の仕様	給電できる設計とする。なお、これらの電源が枯	ニタによって連続的に行い、設計基準事故時には原子
付近における放射線	(容量、負荷等)が示	渇した場合は、サーベイメータを用いてモニタリ	炉格納容器内のガンマ線エリアモニタ及び事故時ガン
量を監視し、及び測	されているか。	ングポストによる測定を代替できるものとする。	マ線モニタによって連続的に行い、中央制御室で監視
定し」とは、通常運	⑤設計基準事故等におい		及び測定できる設計とする。また、原子炉格納容器内
転時及び運転時の異	て監視のために必要な	3. 固定モニタリング設備の非常用発電機は、同設	の空気をサンプリングすることによって行い、放射性
常な過渡変化時にお	モニタリングポストへ	備局舎外付近、安全管理棟屋外又は環境監視棟屋	物質の濃度等を知ることができる設計とする。
いて原子炉建屋内、	の電源供給期間、燃料	外に施設する。一部の固定モニタリング設備に使	放射性物質の放出経路については、排気筒及び排気
放出ロ又は試験研究	等の必要容量等が示さ	用する可搬型の非常用発電機は特殊車庫に保管	管並びに使用済燃料貯蔵建家排気筒にモニタを設置す
用等原子炉施設の周	れているか。	し、車両にて固定モニタリング設備局舎外付近ま	るほか、排気空気及び排水をサンプリングできる設計
辺監視区域周辺にお	⑥商用電源喪失した場合	で運搬して接続する。また、非常用発電機(可搬	とする。また、これら必要な情報を中央制御室又は適
いて、サンプリング	のモニタリング設備に	型を含む。)の燃料は、3日分を敷地内に保管す	当な場所に表示できる設計とする。
や放射線モニタ等に	ついて、非常用発電機	る。	原子炉施設の周辺監視区域の境界付近の放射線量の

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
より放射性物質の濃	が稼働するまでの無低		監視及び測定は、14基のモニタリングポストにより行
度及び空間線量率を	電源装置による電供給		う設計とする。
測定及び監視し、か	等の設計方針及び無停		固定モニタリング設備のうち設計基準事故時におけ
つ、設計基準事故時	電電源装置の枯渇時の		る迅速な対応のためのモニタリングポスト9基につい
に迅速な対策処理が	対応方針が示している		て、必要な情報を中央制御室、現地対策本部等に表示
行えるように放射線	か。		するとともに、伝送系は有線及び無線により多様性を
源、放出点、試験研	⑦可搬型電源を用いる場		確保した設計とする。
究用等原子炉施設周	合は、保管場所、接続		2について
辺、予想される放射	の成立性、建屋内設置		固定モニタリング設備は、無停電電源装置及び非常
性物質の放出経路等	の場合は排気に係る方		用発電機(可搬型含む。)を設ける設計とし、無停電
の適切な場所におい	針が示されているか		電源装置は非常用発電機(可搬型含む。)の稼働が整
て放射性物質の濃度	⑧設計基準事故時におけ		うまでの一定時間(90分)を給電できる無停電電源装
及び空間線量率を測	る迅速な対応のために		置を設ける設計とする。なお、これらの電源が枯渇し
定及び監視すること	モニタリングポストの		た場合は、サーベイメータを用いて、モニタリングポ
をいう。	必要な情報を伝達する		スト14基による測定を代替できるものとする。
2 第1項において、	伝送系は有線及び無線		12.2.3 主要設備
通常運転時における	により多様性を確保し		(2) 放射線監視設備
環境へ放出される気	たものか。		放射線監視設備は、作業環境モニタリング設備、排
体及び液体廃棄物の			気モニタリング設備、周辺環境モニタリング設備及び
測定及び監視につい			放射線サーベイ設備で構成する。また、設計基準事故
ては、「発電用軽水			時用の放射線監視設備は、商用電源が喪失した場合、
型原子炉施設におけ			監視に必要な電源が非常用発電機から給電される。
る放出放射性物質の			放射線監視設備の概要を第12.2.1 表に示す。
測定に関する指針」			c. 周辺環境モニタリング設備
(昭和53年9月2			大洗研究所(北地区)には、原子炉施設敷地周辺の

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
9 日原子力委員会決			放射線監視設備として、固定モニタリング設備、気
定)を参考とするこ			象観測設備等が設けられている。
٤.			固定モニタリング設備は、無停電電源装置及び非
3 第1項において、			常用発電機(可搬型含む。)を設け、無停電電源装置
設計基準事故時にお			は非常用発電機(可搬型含む。)の稼働が整うまでの
ける測定及び監視に			一定時間(90 分)を給電する。なお、これらの電源
ついては、「発電用			が枯渇した場合は、サーベイメータを用いて、モニ
軽水型原子炉施設に			タリングポスト 14 基による測定を代替する。固定モ
おける事故時の放射			ニタリング設備のうち設計基準事故時における迅速
線計測に関する審査			な対応のためのモニタリングポスト 9 基について、
指針」(昭和56年			必要な情報を中央制御室、現地対策本部等に表示す
7月23日原子力安			るとともに、伝送系は有線及び無線により多様性を
全委員会決定)を参			確保する。また、非常用発電機(可搬型含む。)は無
考とすること。			給油で 10 時間以上運転可能とし、その燃料は 3 日分
4 第51条において、			を敷地内に保管する。非常用発電機の設置場所は各
設計基準事故時にお			局舎屋外近傍及び環境監視棟建屋内とするととも
ける迅速な対応のた			に、本非常用発電機を使用する事象の発生時におけ
めにモニタリングポ			る環境条件を考慮した設計とする。可搬型非常用発
ストの必要な情報を			電機については環境監視棟付近の車庫に保管し、本
伝達する伝送系は多			可搬型非常用発電機を使用する事象の発生時に運搬
様性を確保したもの			車両を用いて設置場所まで運搬する。非常用発電機
とすること。			(可搬型含む。) から電源を供給する 固定モニタリ
			ング設備までは常設又は仮設ケーブルを接続するこ
			とにより、直接又は分電盤か ら無停電電源装置の一
			次側に電力を供給し、固定モニタリング設備を連続

第51条 監視設備

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書		申請書・	まとめ資料	<u></u>		
			稼働できる設調	汁とする。	非常用発電	『機を9	建屋内的	に設
			置するに当たっ	っては、本	非常用発電	虐機の 総	哈気量:	を考
			慮した設置と					•
			る設計とする。					
			急招集を行い、					
			ング設備に設置					
			る 90 分までに		_			
			も含め、固定 ⁻ 計とする。	ヒーダリン	ク設備への	ノ桁电グ	いじさん	の政
			हाट १ ७ ०					
			第 12.2.2 表 固	定モニタリ	リング設備	の非常	用発雷	機
			(可搬型含む。)			-	71370	3 I/A
			給電先	電圧	容量	燃料	常設	基
						77 1 1	/	数
							可搬	
			モニタリングポ	単相	3 kVA	軽油	常設	1
			スト (P-1)	AC100V	以上			
			モニタリングポ	単相	5 kVA	軽油	常設	1
			スト (P-2)	AC100V	以上			
			モニタリングポ	単相	2 kVA	軽油	可搬	1
			スト (P-3)	AC100V	以上			
			モニタリングポ	単相	2 kVA	軽油	可搬	1
			スト (P-4)	AC100V	以上			

第51条 監視設備

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書		申請書・	まとめ資料			
			モニタリングポ スト (P-5)	単相 AC100V	3 kVA 以上	軽油	常設	1
			モニタリングポ スト (P-6)	単相 AC100V	5 kVA 以上	軽油	常設	1
			モニタリングポ スト (P-7)	単相 AC100V	3 kVA 以上	軽油		1
			モニタリングポ スト (P-11, P- 12, P-13)		12 kVA 以上	軽油	常設	1
			モニタリングポ スト (P-14, P- 15, P-16)		12 kVA 以上	軽油	常設	1
			表示器、伝送系(環境監視棟)	単相 AC100V	12 kVA 以上	軽油	常設	1
			伝送系 (気象観 測塔)	単相 AC100V	5 kVA 以上	軽油	常設	1
			モニタリングポ スト (P-8) 伝 送系 (安全管理 棟) 表示器、 伝送系 (安全 情報交流棟)	AC100V	30 kVA 以上	軽油	常設	1
			情報交流棟)					

第51条 監視設備

許可基準規則・解釈	審査の視点・	確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
				なお、HTTR 原子炉建家中央制御室の表示器及び伝送系
				機器については、原子炉建家の非常用発電機より給電す
				る。
			規制委員会は、申請者が以下の設計方針としている	
			ことを確認したことから、許可基準規則に適合するも	
			のと判断した。	
			1. 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計	
			基準事故時のいずれの場合も、放射線管理に必要	
			な情報を複数の方法で常時測定し、中央制御室等	
			に表示して監視できる設計とすること。	
			2. 周辺監視区域の境界付近の放射線量を監視する固	
			定モニタリング設備を設置するとともに、そのう	
			ち設計基準事故時の迅速な対応のためのモニタリ	
			ングポスト9基に係る伝送系は有線及び無線によ	
			り多様性を有した設計とすること。	
			3. 固定モニタリング設備 14 基は、商用電源喪失を	
			考慮して非常用発電機(可搬型を含む。)及び無	
			停電電源設備に接続するとともに、電源枯渇後は	
			サーベイメータを用いて代替測定を行うこと。	
			4. 非常用発電機(可搬型を含む。)の燃料は、3日	
			分を敷地内に保管すること。	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
第53条 試験研究用		Ⅲ-21 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大	
等原子炉施設は、発生		の防止(第53条関係)	
頻度が設計基準事故		第53条の規定は、試験研究用等原子炉施設につい	
より低い事故であっ		て、発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、	
て、当該施設から多量		当該施設から多量の放射性物質又は放射線を放出する	
の放射性物質又は放		おそれがあるものが発生した場合において、当該事故	
射線を放出するおそ		の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでな	
れがあるものが発生		ければならないことを要求している。	
した場合において、当		このため、規制委員会は、以下の項目について審査	
該事故の拡大を防止		を行った。	
するために必要な措			
置を講じたものでな		Ⅲ-21.1 多量の放射性物質等を放出するおそれ	
ければならない。		のある事故の選定	
		Ⅲ-21.2 原子炉に係る多量の放射性物質等を放	
		出するおそれのある事故の想定、評価及び対策	
		Ⅲ-21.3 使用済燃料貯蔵設備に係る多量の放射	
		性物質等を放出するおそれのある事故の想定、評価	
		及び対策	
		Ⅲ-21.4 原子炉及び使用済燃料貯蔵設備に係る	
		多量の放射性物質等を放出するおそれのある事故の	
		重畳を想定した対策	
		規制委員会は、これらの項目について、以下のとお	
		り本申請の内容を確認した結果、許可基準規則に適合	
		するものと判断した。	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		各項目についての審査内容は以下のとおり。	
【解釈】53 条-1	事故の想定に当たって以	Ⅲ-21.1 多量の放射性物質等を放出するおそれ	多量の放射性物質等を放出するおそれのある事故の
第53条の要求は、ガ	下を確認する。	のある事故の選定	想定の基本的な考え方
ス冷却型原子炉に係る	·BDBAのベースとするDBA	1. 原子炉に係る事故の選定	試験炉許可基準規則第 53 条に基づき、多量の放射
試験研究用等原子炉施	として、高温ガス炉の特	申請者は、多量の放射性物質等を放出するおそれの	性物質等を放出するおそれのある事故を選定する。選
設については、設計基準	徴を考慮し、以下の影響	ある事故(周辺公衆の実効線量の評価値が発生事故あ	定に当たっては、原子炉の運転時の異常な過渡変化及
事故より発生頻度は低	が大きくなる事故を想	たり 5mSv を超えるもの。)を選定するとしており、選	び設計基準事故(以下「設計基準事象」という。) 時に、
いが、敷地周辺の一般公	定していること。	定に当たっては、原子炉の運転時の異常な過渡変化及	作動を想定していた以下の(i)から(iii)までの機能
衆に対して過度の放射	-放射性物質等の放出	び設計基準事故時に、作動を想定していた「原子炉停	を有する機器等のいずれかの故障が重畳した場合の
線被ばく(実効線量の評	-空気侵入等による黒	止」、「原子炉冷却」又は「放射性物質の閉じ込め」の機	事象、すなわち設計基準事象を超える事象の中から、
価値が発生事故当たり	鉛酸化	能を有する機器等のいずれかの故障が重畳した場合の	高温ガス炉の特徴を考慮して多量の放射性物質等を
5ミリシーベルトを超	-黒鉛酸化に伴い発生	事故、すなわち運転時の異常な過渡変化及び設計基準	放出するおそれのある事故を選定する。
えるもの) を与えるおそ	する可燃性ガスによ	事故を超える事故の中から、高温ガス炉の特徴を考慮	(i) 原子炉停止機能
れのある事故について	る爆発	して、以下の A~C の影響が大きい事故を多量の放射性	(ii) 炉心冷却機能
の評価及び対策を求め		物質等を放出するおそれのある事故として選定すると	(iii) 放射性物質の閉じ込め機能(以下「閉じ込め機
るものである。	・自然現象等の共通原因	している。	能」という。)
	となる外部事象や施設	A. 放射性物質等の放出の影響	上記の設計基準事象を超える事象の中から、多量の
【解釈】53 条-2	の特徴を踏まえた内部	B. 空気侵入等による黒鉛酸化の影響	放射性物質等を放出するおそれのある事故を選定す
事故の想定に当たっ	事象に起因する多重故	C. 黒鉛酸化に伴い発生する可燃性ガスによる爆発	る際は、高温ガス炉の特徴を踏まえて、
ては、自然現象等の共通	障が考慮されているこ	の影響	a. 放射性物質等の放出の影響
原因となる外部事象や	٤.		b. 空気侵入等による黒鉛酸化の影響
施設の特徴を踏まえた		(1)ベースとする設計基準事故	c. 黒鉛酸化に伴い発生する可燃性ガスによる爆発の
内部事象に起因する多		申請者は、多量の放射性物質を放出するおそれのあ	影響

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
重故障を考慮すること。		る事故の選定にあたり、ベースとする設計基準事故を	が大きい事象を選定する。
		以下のとおり選定するとしている。	本原子炉施設では、原子炉冷却材圧力バウンダリが破
		申請者は、本試験研究用等原子炉施設では、原子炉	損しない限り多量の放射性物質を放出しない。また、
		冷却材圧力バウンダリが破損しない限り、上記Aから	空気侵入等による黒鉛酸化及び可燃性ガスによる爆
		Cまでの影響は生じないことから、設計基準事故のう	発は発生しない。すなわち、原子炉冷却材圧力バウン
		ち、原子炉冷却材圧カバウンダリの破損により破断口	ダリが破損しない限り a.から c.までの影響はない。
		が最も大きく、AからCまでの影響が最も大きくなる	そこで、原子炉冷却材圧カバウンダリの破損により破
		1次冷却設備二重管破断事故(以下「二重管破断」とい	断口が最も大きく、a. から c. までの影響が最も大きく
		う。)を選定するとしている。	なる1次冷却設備二重管破断に(i)から(iii)までの安
			全機能の機能喪失の重畳を想定する。なお、事故の想
	・DBA に加え、多重ランダ	(2)多量の放射性物質等を放出するおそれのある事	定に当たっては、自然現象等の共通原因となる外部事
	ム故障の重畳が考慮さ	故の選定	象や施設の特徴を踏まえた内部事象に起因する多重
	れていること。	申請者は、多量の放射性物質等を放出するおそれの	故障を想定する。
		ある事故の選定に当たり、第53条の解釈に基づき、	
		自然現象等の共通原因となる外部事象や施設の特徴を	
		踏まえた内部事象に起因する多重故障を考慮した上	
		で、二重管破断に「原子炉停止」、「原子炉冷却」又は	
		「放射性物質の閉じ込め」の安全機能の喪失の重畳を	
		以下のとおり想定するとしている。	
		① 内部事象に起因する原子炉停止機能の喪失の重畳	
		設計基準事故を超える事故として、二重管破断発生	
		時に内部事象に起因する何らかの故障により全制御棒	
		が挿入失敗(以下「スクラム失敗」という。)となり、	
		原子炉停止機能が喪失する事故を選定する。	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・	まとめ資料
		② 内部事象に起因する原子炉冷却機能の喪失の重畳		
		設計基準事故を超える事故として、二重管破断発生		
		時に内部事象に起因する何らかの故障により炉心冷却		
		機能が喪失する事故を選定する。		
		③ 地震等の外部事象に起因する閉じ込め機能及び冷		
		却機能の喪失の重畳		
		設計基準事故を超える事故として、二重管破断発生		
		時に地震等の外部事象を含む何らかの原因により、閉		
		じ込め機能が喪失する事故を選定する。		
		本事象選定に当たっては地震等の共通要因となる外		
		部事象を起因とするため、耐震重要度Bクラスの炉容		
		器冷却設備による冷却機能は喪失しているものとす		
		る 。		
		2. 使用済燃料貯蔵設備に係る事故の選定		
		申請者は、第53条の解釈に基づき、使用済貯蔵設		
		備に係る多量の放射性物質等を放出するおそれのある		
		事故を以下のとおり選定するとしている。		
	│ ・水冷の使用済燃料貯蔵	(1)原子炉建家内使用済燃料貯蔵設備貯蔵プールに		
	設備の冷却系統の故障			
	が考慮されていること。	① プール水冷却浄化設備の冷却機能喪失		
		原子炉建家内使用済燃料貯蔵設備貯蔵プールについ		
	設備の冷却系統配管が	て、プール水冷却浄化設備が冷却機能を喪失し、プー		

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料	
	破断した際のサイフォ	ル水の蒸発に伴う水位の低下により、使用済燃料の崩		
	ン現象等により使用済	壊熱の除熱機能が低下する事故を選定する。		
	燃料の冠水が維持でき	② サイフォン現象によるプール水の流出		
	なくなる事故が考慮さ	地震等により、原子炉建家内使用済燃料貯蔵設備貯		
	れていること。	蔵プールのプール水冷却浄化設備の配管及び止め弁		
		(逆止弁)が同時に損傷し、サイフォン現象によりプ		
		ール水が流出し、プール水冷却浄化設備の冷却機能の		
		喪失に加え、水位の低下により除熱機能が低下する事		
		故を選定する。		
	・空冷の使用済燃料貯蔵	(2)使用済燃料貯蔵建家内貯蔵セルにおける事故		
	設備の建家の換気空調	申請者は、使用済燃料貯蔵建家については、地震により		
	設備の停止により冷却	使用済燃料貯蔵セルの換気空調装置の冷却機能が喪失		
	機能が失われ、使用済燃	ることに加え、使用済燃料貯蔵建家屋根の損壊等により		
	料の破損に至る可能性	瓦礫が貯蔵セル上方に積み重なって貯蔵セル上面から		
	がある事故が考慮され	放熱が低下する事故を選定するとしている。		
	ていること。			
		3.原子炉に係る事故と使用済燃料貯蔵設備に係る事		
		故の重畳		
	・対策の具体的な評価が	申請者は、地震等の外部事象を共通要因として同時		
	可能な事故が想定され、	に発生することが想定される、上記の事故のうち「1.		
	それを超える大規模損	(2)③地震等の外部事象に起因する閉じ込め機能及		
	壊との違いが整理され	び冷却機能の喪失の重畳」及び「2. (1)②サイフォ		
	ていること。	ン現象によるプール水の流出」の重畳を選定するとし		
		ている。		
		なお、申請者は自主的に、上記の想定を超える事故		

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事	項 HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
		として、設計基準事故を大幅に超える大規模な自然災	4.3.3 大規模損壊について
		害又は故意による大型航空機の衝突、その他のテロリ	上記の想定を上回る事象として、設計基準事象を大幅
		ズムによる本試験研究用等原子炉施設の大規模な損壊	に超える大規模な自然災害又は故意による大型航空機
		が発生した場合については、Ⅲ-21.2及びⅢ-2	の衝突、その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模
		1.3で述べる、原子炉及び使用済燃料貯蔵設備に係る	な損壊の発生を仮想的に想定する。その場合、自然冷却
		多量の放射性物質等を放出するおそれのある事故の対	可能である高温ガス炉の固有の安全特性、高温での放射
		策を、可能な範囲で実施するとしている。	性物質の閉じ込め能力に優れた被覆燃料粒子の特徴を
			踏まえて、4.3.1 及び 4.3.2 の対策を可能な範囲で実施
			する。
		規制委員会は、申請者が実施した多量の放射性物質	
		等を放出するおそれのある事故の選定について、以下	
		のとおり、周辺公衆に対して過度の放射線被ばくを与	
		えるおそれがある、工学的に判断される厳しい事故が、	
		第53条解釈2及び3に基づき選定されていることを	
		確認した。	
		1. 原子炉に係る多量の放射性物質等を放出するおそ	
		れのある事故としては、耐熱性・耐燃焼性に優れた	
		黒鉛構造物からなり自然放熱による炉心の冷却が可	
		能である安全特性を有し、被覆燃料粒子が優れた放	
		射性物質の閉じ込め性能を有するという本試験研究	
		用等原子炉施設の特徴を考慮した上で、放射性物質	
		等の放出の影響、空気侵入等による黒鉛酸化の影響	
		及び黒鉛酸化に伴い発生する可燃性ガスによる爆発	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・	まとめ資料
		の影響の観点から、設計基準事故である1次冷却設		
		備二重管破断事故をベースとして、原子炉の基本的		
		な安全機能である「止める」、「冷やす」又は「閉じ込		
		める」機能が喪失する事故を重畳させた事故が選定		
		されていること。施設の特徴を踏まえた内部事象に		
		起因するそれぞれの基本的安全機能に係る多重故障		
		が考慮されていること、また、自然現象等の共通原		
		因となる外部事象である地震を起因とした事故とし		
		て、閉じ込め機能及び冷却機能が耐震重要度Bクラ		
		スの設備・機器により構成されていることから、こ		
		れらの機能喪失の重畳が考慮されており、耐震重要		
		度Sクラスで設計されている原子炉停止系の制御棒		
		は、地震に対して停止機能の喪失を考慮する必要は		
		ないとしていること。		
		2. 使用済燃料貯蔵設備に係る使用済燃料の破損に至		
		る可能性がある事故が、以下のとおり選定されてい		
		ること。		
		(1)使用済燃料貯蔵設備の冷却系統が故障した際に、		
		冷却水の蒸発に伴う水位の低下により使用済燃料		
		の崩壊熱の除熱機能が維持できなくなる事故		
		(2) 冷却系統配管が破断した際に、サイフォン現象		
		等に伴う水位低下により、使用済燃料の崩壊熱の		
		除熱機能が維持できなくなる事故		
		(3)空気により使用済燃料を冷却する使用済燃料貯		

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
		蔵施設に係る建家の換気空調設備の停止により冷	
		却機能が失われる事故	
		3. 地震等の外部事象を共通要因として同時に発生す	
		ることが想定される複合的な事故として、上記 1.	
		(2)③の閉じ込め機能及び冷却機能の喪失の重畳	
		並びに上記2.(1)②の使用済燃料貯蔵設備貯蔵プ	
		ールのサイフォン現象に伴う水位低下が考慮されて	
		いること。	
		Ⅲ-21.2 原子炉に係る多量の放射性物質等を放	
		出するおそれのある事故の想定、評価及び対策	
	・対策の有効性が確認で	申請者は、原子炉に係る多量の放射性物質等を放出	
	きる具体的な事故シナ	するおそれのある事故の想定、評価及び対策は以下の	
	リオとなっていること	とおりとしている。なお、申請者は、事故の評価におい	
	を確認する。	て、設計基準事故の評価で用いた保守的な仮定は用い	
	・評価において機能喪失	ず、以下のように現実的な評価を行うとしている。	
	を想定する設備や機能		
	を期待する設備が具体	A. 事故時の原子炉挙動解析に用いるドップラ係数、	
	的かつ適切に選定され	減速材温度係数及び黒鉛の熱伝導率について、エ	
	ていることを確認する。	学的安全因子(0.8)は考慮していない。	
	・対策を講じない場合の	B. 可燃性ガスの生成過程について、設計基準事故	
	評価を行い、5mSv を超	の評価では、可燃性ガス濃度を高めに見積もるよ	
	える事故を対策の評価	うに、黒鉛と酸素の反応により生成されるガスは	
	が必要な BDBA として選	すべて一酸化炭素としているが、本評価において	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
	定していることを確認	は、黒鉛と酸素の反応により、一酸化炭素だけで	
	する。	なく二酸化炭素も生成されるとして可燃性ガスの	
	・評価に使用している解	濃度を、評価している。	
	析コードが適切である	申請者は、評価手法として、次に掲げる1. から3.	本評価では、設計基準事故の解析に用いた BL00ST-
	ことを確認する。	の評価には以下のとおり安全評価に使用された実績が	J2 コードと TAC-NC コードを結合させた TAC/BL00ST コ
		あるか又は検証済みの解析コードを使用するとしてい	ードにより実施している。また、使用する反応度係数
		る。	(ドプラ係数及び減速材温度係数)は、設計基準事故の
		A. 事故時の原子炉の挙動については、既許可の設	解析と同様に、DELIGHT、TWOTRAN 及び CITATION によ
		計基準事故の解析に用いた実績のある解析コード	り評価している。
		を使用して評価している。	黒鉛酸化及び可燃性ガスの生成過程の評価は、
		B. 黒鉛酸化及び可燃性ガスの生成過程の評価は、	THYTANコードにより実施している。
		THYTANコードにより実施している。黒鉛構造物の	
		酸化に係る THYTAN コードの解析結果と実験結果	【まとめ資料】
		との比較は文献に示されている。	黒鉛酸化解析コードについて
			これまでの審査会合で出た黒鉛酸化解析コードに関
			するコメント等を反映し、解析コードの概要および BDBA
			解析で使用することの妥当性を述べる。
			(1)概要
			BDBA 時の黒鉛酸化解析に用いる THYTAN コードは、減
			圧事故後に炉内に侵入した空気と炉内黒鉛構造物との
			酸化反応の解析を行い、流路方向及び半径方向の黒鉛構
			造物の酸化量分布、気体中の酸素濃度変化などを求める
			解析コードである。解析に際しては、侵入空気から黒鉛
			表面境界層への酸素の物質伝達、黒鉛表面境界層から黒
			鉛ブロック内への酸素の細孔内拡散及び酸素と黒鉛と

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
			の化学反応の3つの仮定を考慮する。
			1 次冷却設備二重管破断事故時の原子炉圧力容器内の
			空気を含む混合気体の侵入は P. 11 の図 3 に示すように、
			高温プレナム、炉心を経て再び格納容器へ流出する。
			THYTAN コードの計算フロー図を別図1に示す。
			(2) 検証
			黒鉛酸化解析コードの中では、黒鉛の酸化量を求める
			ために用いる物質伝達係数、拡散係数、反応速度などの
			物性値が関与する。気相から境界層までの物質伝達係数
			については文献[1]で導出されたものを用い、黒鉛内の
			拡散係数は文献[2,3]を基に求め、反応速度は文献[4]の
			実験値を基にした。これらの物性値は温度の関数として
			扱われるため、黒鉛と反応ガスの温度をパラメータとし
			て、酸化実験を行い、試料の酸化量と解析値が一致すれ
			ば、HTTR における BDBA 時の黒鉛酸化解析に本解析コー
			ドを用いることの妥当性を示すことができる。
			そこで、IG-110 黒鉛を用いた酸化試験結果[4]を用い
			て、THYTANコードの検証を実施した[5]。実験は内径88mm
			の流路内に空気を流し、外径 50mm の IG-110 を加熱して
			酸化量を測定することにより行った。実験条件を以下に
			示す。
			実験条件
			温度 700°C~1000 °C
			空気流量 2~7 l/min
			酸素濃度 20%

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
			その結果の例を別図2に示す。実験温度は700℃から
			1000℃であるが、これは 700℃以下では酸化反応が遅い
			こと、また、900℃以上では酸化反応が黒鉛表面の境界層
			での物質伝達過程支配となり、挙動が殆ど変わらないこ
			とから定めた。同図に示すように、700℃では解析値が実
			験値を大きく上回っているが、それより高温ではほぼ全
			ての位置で両者は比較的良く一致している。従って、
			THYTAN コードによる解析結果は実験値を良く再現して
			おり、温度が低い場合にはより保守的な結果を与える。
			以上により解析コード THYTAN の妥当性が示された。
			引用文献
			[1] 小川益郎. "高温の黒鉛円柱に直交して流れる混合
			ガス流が化学反応と多孔質内拡散を伴う場合の物質伝
			達. ″ 日本機械学会
			論文集 B 編 53.488 (1987), 1351-1359.
			[2] CLARK, J. D.; ROBINSON, P. J. "Diffusion
			studies of porous materials." Journal of Materials
			Science, 17.9 (1982), 2649-2656.
			[3] S. Nomura, et al., IAEA Specialists Meeting on
			graphite component structural design JAERI Tokai,
			Japan September 8-11,
			1986 Summary Report, JAERI-M 86-192, 1986, 195-200.
			[4] Kawakami, Haruo. "Air oxidation behavior of

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
			carbon and graphite materials for HTGR." Tanso
			1986. 124 (1986): 26–33.
			[5] 島崎洋祐 他, "高温ガス炉の黒鉛酸化挙動評価に
			関する THYTAN コードの検証" JAEA-Technology 2014-
			038, 2014.
			を良く再現しており、温度が低い場合にはより保守的な結果を与える。以上により解析コード THYTAN の妥当性が示された。
			引用文献 [1] 小川益郎、"高温の黒鉛円柱に直交して流れる混合ガス流が化学反応と多孔質内拡散を伴う場合の物質伝達。" 日本機械学会 論文集 B 編 53.488 (1987), 1351-1359. [2] CLARK, J.D.; ROBINSON, P.J. "Diffusion studies of porous materials." Journal of Materials Science, 17.9 (1982), 2649-2656. [3] S. Nomura, et al., IAEA Specialists decling on graphite component structural design JAERI Tokai, Japan September 8-11, 1986 Summary Report, JAERI-M 86-192, 1986, 195-200. [4] Kawakami, Haruo, "Air oxidation behavior of carbon and graphite materials for HTGR." <i>Tanzo</i> 1986.124 (1986): 26-33. [5] 島崎洋祐 他、"高温ガス炉の黒鉛酸化学動評価に関する THYTANコードの検証" JAEA-Technology 2014-038, 2014.
			計算開始 初期設定 (溫度分布:計算時間の 放定など) 原子炉格納容器内の 酸素一酸化炭素 二 酸化炭素 温度の計算
			各流路の酸素。一酸化炭素。二酸化炭素濃度の計算、 炉內精造物酸化量の計算 (設定時間、炉内 構造材温度)
			計算終了 別図 1 THYTAN の計算フロ一図
			53 条-185

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			原子が格納容器が破損して外気が流入する場合を想定した、サボートポスト及び黒鉛スリーブ底板の酸化に消費される酸素の歳(の黒鉛精造物との配分剤合及びその際想定している原子が格納容器の損傷部分の位置、空気の流入最
【解釈】53 条-3-1		1. 原子炉停止機能の喪失の重畳	(1) 原子炉停止機能の喪失
具体的な事故として		(1)事故の具体的な想定	設計基準事象を超える事象として、設計基準事象発
は、例えば、以下が挙げ	・事故の想定に当たって、	申請者は、設計基準事故を超える事故として、二重	生時に何らかの原因により全制御棒が挿入失敗(スク
られる。	地震等の自然現象等の	管破断発生時に何らかの原因により原子炉停止機能が	ラム失敗)となり、原子炉停止機能が喪失する事象を
ー 燃料体の損傷が	共通原因となる外部事	喪失 (スクラム失敗) する事故を想定するとし、以下の	想定する。
想定される事故	象を想定する場合、原子	評価では、後備停止系も機能喪失しているものとして	本評価では、炉容器冷却設備のみ作動しており、1 次

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
イ 設計基準事故時	炉の停止機能、炉冷却機	いる。なお、炉容器冷却設備の原子炉冷却機能及び原	冷却設備及び補助冷却設備は機能していない。また、
の想定を超える空	能及び閉じ込め機能の	子炉格納容器の閉じ込め機能は維持されているとして	異常発生時の初期状態は、事故時に放出しうる放射性
気侵入又は水侵入	みならず使用済燃料貯	いる。	物質の量がより多くなる燃料限界照射試験時の照射
による炉内構造物	蔵設備の多重故障を考		炉心体系を選定した。
(黒鉛)の酸化、可	慮した事故の選定、評価	(2)事故の進展の評価	原子炉を停止させない場合、燃料最高温度は一旦低
燃性ガスによる爆	が行われていることを	申請者は、下記(3)の事故の拡大防止の対策を講じ	下した後、再び上昇するが初期値を上回る ことはな
発等	確認する。	ない場合、本事故を評価した結果は、以下のとおりと	く、徐々に炉心の温度が低下する。その後、事故発生
		している。	後約 22 時間で原子炉は再臨界とな り、約 75 時間
		① 事故発生後、1次冷却材のヘリウムの大半が流	で燃料最高温度は約 1,550℃まで上昇するが、燃料の
		出して炉心の強制冷却ができなくなることから、	許容設計限界温度である 1,600℃には到達せず、時間
		炉心の温度上昇に伴う負の温度フィードバックに	の経過とともに安定な状態へと推移する。よって、著
		より原子炉は一旦未臨界となる。放置すればその	しい燃料の破損は生じない。また、敷地境界外での公
		後、炉心温度の低下に伴い約22時間後に原子炉は	衆の線量は、設計基準事故である1次冷却設備二重管
		再臨界となり、以後低出力での臨界が継続する。	破断事故と同程度の約 1.7×10 ⁻³ Sv である。よって、
		② 燃料最高温度は初期値 1456℃から約 75 時間後	多量の放射性物質等の放出は生じず、敷地周辺の公衆
		に 1550℃まで上昇するが、燃料の許容設計限界温	に対して過度の放射線被ばくを与えるおそれはない。
		度である 1600℃には到達せず、燃料損傷は生じな	原子炉圧力容器の圧力は、1 次冷却設備二重管が破断
		ιν _°	していることから初期値を上回ることはない。
		③ 原子炉圧力容器の温度は、事故発生後約 200 時	本事象と1次冷却設備二重管破断事故を比較した場
		間で最も高い 462℃となるが、設計基準事故の判	合、再臨界となるまでの炉内温度挙動に違いは生じな
		断基準 550℃を上回らない。	いことから、原子炉格納容器内の圧力挙動に顕著な差
		④ 原子炉格納容器の内圧は事故発生後約9秒で最	は生じない。設計基準事故である1次冷却設備二重管
		大の 0.46MPa[abs]となるが、設計基準事故の判断	破断事故が発生した場合、原子炉格納容器の内圧は事
		基準である最高使用圧力0.49MPa[abs]を上回らな	故後約9秒で約0.46MPa(abs)へと上昇し、その後、約
		ιν _°	0. 25MPa (abs) に静定する。本事象が発生した場合、1 次

最終的な審査結果については審査書を参照のこと。本資料については、随時、改訂があり得る。

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
	・著しい黒鉛酸化は発生	⑤ 炉心を支持する黒鉛構造物である円柱状のサポ	冷却設備二重管破断事故が発生した場合と同様に原
	しないことを確認する。	ートポストは、酸化により減肉した場合に構造強	子 炉 格 納 容 器 の 内 圧 は 事 故 後 約 9 秒 で 約
		度が低下するおそれがあるが、その残存等価直径	0. 46MPa (abs) へと上昇し、その後、約 0. 25MPa (abs) に
		は約 150mm であり、炉心を支持するのに必要な強	静定する。しかしながら、再臨界後、炉心の温度上昇
		度を有するための条件である 80mm を下回らない。	により約0.27MPa(abs)で安定する。よって、本事象に
		⑥ 燃料コンパクトを収納・支持する黒鉛スリーブ	おける原子炉格納容器内の最大圧力は事象発生直後
		底板の残存等価厚さは約 9mm であり、黒鉛スリー	の約 0.46MPa (abs) となり、原子炉格納容器の最高使用
		ブ底板が減肉破損せず燃料要素の燃料部が黒鉛ブ	圧力 0.49MPa(abs)を上回らない。
		ロック内にとどまるための条件である 5mm を下回	このことから、本事象では1次冷却設備二重管の破
		らない。	断により原子炉格納容器内に放射性物質を含む1次冷
	・可燃性ガスによる爆発	⑦ 黒鉛酸化に伴い発生する可燃性ガスの濃度につ	却材が放出されるが原子炉格納容器により閉じ込め
	の影響がないことを確	いて、原子炉格納容器内の空気が全て黒鉛酸化に	られており、多量の放射性物質等を放出することはな
	認する。	消費されたと仮定しても、一酸化炭素の濃度は最	ι _ν 。
		大でも1%未満となり、一酸化炭素の燃焼範囲外と	黒鉛構造物の酸化については、サポートポストの残
		なるため、一酸化炭素による燃焼や爆発は生じな	存等価直径は、炉心を支持するのに必要な強度を有し
		ιν _°	ているための条件である 80mm を下回ることはなく、
		⑧ 周辺公衆の実効線量の評価値は、設計基準事故	黒鉛スリーブ底板の等価厚さは、燃料要素の燃料部が
		である二重管破断と同じ約 1.7mSv (事故発生前の	黒鉛ブロック内にとどまっているための条件である
		被覆燃料粒子の破損率 1%を仮定した場合)である	5mm を下回ることはない。
		ことから、周辺公衆に対して過度の放射線被ばく	また、黒鉛酸化に伴い発生した可燃性ガスの濃度
		を与えるおそれはない。	も、原子炉格納容器内の空気が全て黒鉛酸化に消費さ
			れたとしても、一酸化炭素の濃度は最大でも 1%未満と
		申請者は、以上のことから、本事故では多量の放射	なり、一酸化炭素の燃焼範囲外となるため、一酸化炭
		性物質等の放出を生じるおそれはないとしている。	素による爆発は生じない。よって、本事象では、多量
			の放射性物質等の放出、著しい黒鉛の酸化及び可燃性

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		(3) 事故の拡大防止の対策	ガスによる爆発は生じるおそれがない。
		申請者は、本事故が発生した場合、多量の放射性物	本事象の評価条件として、設計基準事故と同様の解
		質等の放出を生じるおそれはないが、事故を早期に収	析条件を設定しているが、炉心半径方向等価熱伝導
		束させるために以下の措置を講じるとしている。	率、反応度係数(ドプラ係数及び減速材温度係数)及び
		① 中央制御室にて、原子炉の状態及び放射線量を	可燃性ガスの生成過程は以下に示す条件により評価
		監視する。	している。
		② 原子炉が停止していない場合、手動スクラム又	炉心半径方向等価熱伝導率について、設計基準事故
		は手動によるスクラムしゃ断器の開による原子炉	の評価では、保守性を持たせるために、燃料ブロック
		の停止操作を行う。	内燃料棒挿入孔や制御棒案内ブロック内制御棒挿入
		③ 制御棒挿入(手動)による原子炉停止は、原子炉	孔におけるふく射を考慮しない条件のもとで評価し、
		制御室に常駐する運転員により、手動スクラムス	さらに得られた炉心半径方向等価熱伝導率に安全裕
		イッチ操作から個別の制御棒挿入まで約 20 分を	度 20%を考慮している。
		目途に実施する。	しかし、本評価においては、現象論に基づき炉心を構
		④ 制御棒が挿入できない場合、基準地震動による	成する燃料ブロック、制御棒案内ブロックにおける黒
		地震力に対して十分な耐震性を有する後備停止系	鉛の熱伝導及びふく射を考慮し求めた値を用いてい
		の作動操作を行う。	る。また、得られた炉心半径方向熱伝導率には安全裕
		⑤ 非常用発電機が機能喪失している場合、可搬型	度を加味しない値を用いている。
		発電機から後備停止系駆動装置の電動機へ直接給	反応度係数(ドプラ係数及び減速材温度係数)につ
		電することにより後備停止系を操作し、原子炉を	いて、設計基準事故の評価では、燃焼を通して最も厳
		停止する。後備停止系による原子炉停止は、原子	しい値に 20%の安全裕度を考慮している。しかし、本
		炉制御室に常駐する運転員により約 5 時間を目途	評価においては、安全裕度を加味しない値を用いてい
		に実施する。また、可搬型発電機からの給電によ	る。
		り原子炉の状態を継続的に監視する。	可燃性ガスの生成過程について、黒鉛と酸素の反応に
		⑥ 可搬型発電機は、電源喪失時に原子炉を監視す	より、一酸化炭素と二酸化炭素が生成される。設計基準
		るために必要な温度、圧力及び中性子束を監視す	事故の評価では、可燃性ガス濃度を高めに見積もるよう

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		る計器等へ電源を供給するものと、原子炉停止機	に、黒鉛と酸素の反応により生成されるガスはすべて一
		能の喪失時に電源喪失が重畳した場合に、後備停	酸化炭素としている。しかし、本評価においては、黒鉛
		止系駆動装置を直接駆動するために電動機へ電源	と酸素の反応により、一酸化炭素のみならず二酸化炭素
		を供給するものを用意する。可搬型発電機は、多	も生成されるとして可燃性ガスの濃度を評価している。
		重性を考慮して、必要な容量のもの 2 台をそれぞ	
		れ独立した場所に保管する。	
	・多量の放射性物質等を		
	放出するおそれのある		本事象では多量の放射性物質等の放出等を生じる
	事故に対して、以下の条		おそれはないが、事象を早期に収束させるために以下
	件を満たす対策が用意		の措置を講ずる。
	されていることを確認		
	する。		a. 中央制御室にて、原子炉の状態及び放射線量を把
	- 放射性物質放出の発生		握するとともに、原子炉の状態を継続的に監視す
	防止及び拡大防止対策		る。
	- 燃料や原子炉冷却材圧		b. 原子炉が停止していない場合、手動スクラム、手
	カバウンダリから放射		動によるスクラムしゃ断器の開等による原子炉の
	性物質が放出された場		停止操作を行う。
	合の影響緩和対策		c. 制御棒が挿入できない場合、後備停止系の作動操
	- 可燃性ガス排出等によ		作を行う。非常用発電機が機能喪失している場合、
	る、設計基準事故の想		可搬型発電機により、原子炉の状態を継続的に監視
	定を超える空気や水の		するとともに、後備停止系を操作し、原子炉の停止
	原子炉圧力容器への侵		に努める。
	入による爆発の防止対		なお、万一すべての停止機能が喪失した場合は、原
	策		子炉停止にかかる自主対策設備を用いて原子炉の停

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
			止に努める。
	・上記のため、常用系設備		
	が使用できない場合に		【まとめ資料】
	備えて可搬型設備が設		1. 制御棒挿入(手動)による原子炉停止
	置されていることを確		1-1 操作手順
	認する。		(1) 原子炉運転班長は、設計基準事故が発生した場
			合、原子炉のスクラム状況を確認し、自動スクラムし
	・上記の対策を実行可能		ていない場合は、中央制御室にて手動スクラムスイッ
	とする体制が整備され		チによる原子炉手動スクラムを行う。
	ているか、又はその方針		(2) 原子炉運転班長は、上記の操作を実施しても制御
	が定められていること		棒が挿入できない場合は、中央制御室外のスクラム装
	を確認する。		置盤でスクラム遮断器開スイッチによる原子炉スク
			ラム遮断器開操作を行う。
	・運用による対応を行う		(3) 原子炉運転班長は、上記の操作を実施しても制御
	場合や可搬型の設備を		棒が挿入できない場合は、スクラム装置盤にて各制御
	用いる場合は、対応に必		棒のヒューズを引き抜き、制御棒を個別に挿入する。
	要な時間内での作業の		1-2 操作時間
	完了、要員の確保、設備		1−1 の操作は、手動スクラムスイッチ操作から個別の
	の接続の実現性を確認		制御棒挿入まで運転員 2 名により 20 分以内で行うこ
	する。		とが可能である。
	・多量な放射性物質等の		2. 後備停止系による原子炉停止
	放出に至る事故に対す		原子炉停止機能が喪失した場合には、後備停止系を作
	る拡大防止の対策と影		動させ、炭化ほう素ペレットを炉心内に重力落下させ
	響緩和対策の対策が、そ		原子炉を停止する措置を講じる(別紙1)。

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
	れぞれ明確になってい		後備停止系は耐震 B クラスの機器であるが、基準地震
	ることを確認する。		動 Ss による地震力に対して十分な耐震性を有する設
			計とする。また、可搬型電源により後備停止系を直接
			作動するための停止手段を整備する。この可搬型電源
			は、多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止
			対策機器として設工認申請する。
			2-1 操作手順
			(1) 原子炉運転班長は、1. の制御棒挿入の操作を実施
			しても、制御棒が挿入できない場合には、原子炉停止
			機能喪失と判断し、中央制御室にて後備停止系作動ス
			イッチにより後備停止系を作動させる。
			(2) 原子炉運転班長は、上記の操作を実施しても後備
			停止系が作動できない場合は、図1示すように、可搬
			型発電機を後備停止系制御装置盤(非管理区域)(以下
			「現場盤」という。)に接続し、後備停止系の駆動用電
			動機を直接作動させる。
			2-2 操作時間
			2-1(1)の操作は、運転員2名により1分以内で行うこ
			とが可能である。
			2-1(2)の操作は、事故対応要員4名により数時間で行
			うことが可能である。
			中央制御室の居住性については、HTTR の状態変化は
			非常に緩慢であることから、原子炉の状態を監視する
			場合でも、数時間に1度程度の状態監視を行えば十分
			であるため、中央制御室に常に滞在する必要がなく、

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			居住性を確保するための特段の措置は不要と考える
			なお、中央制御室の換気空調装置が機能喪失している
			場合、放出された放射性物質等による運転員等への被
			ばくのおそれが考えられることから、チャコールフィ
			ルタ付の全面マスクを着用し、運転員等の被ばく低減
			に努める。
		2. 原子炉冷却機能の喪失の重畳	(2) 炉心冷却機能の喪失
		(1)事故の具体的な想定	設計基準事象を超える事象として、設計基準事象発生
		申請者は、設計基準事故を超える事故として、二重	時に何らかの原因により炉心冷却機能が喪失する事象
		管破断発生時に何らかの原因により炉心冷却機能が喪	を想定する。
		失する事故を想定するとしている。二重管破断では、	本評価では、炉容器冷却設備、1 次冷却設備及び補助
		原子炉冷却材圧力バウンダリの破損により 1 次冷却設	冷却設備は機能していない。事象発生後、「1 次冷却
		備及び補助冷却設備が使用できない状態になっている	材・加圧水差圧低」信号、「1 次加圧水冷却器ヘリウム流
		ことから、残された炉心冷却機能を有する機器として、	量低」信号又は「中間熱交換 器 1 次冷却材流量低」信
		炉容器冷却設備の機能喪失が重畳した事故を想定する	号により、原子炉は 自動停止し未臨界となる。また、燃
		としている。なお、原子炉停止機能及び原子炉格納容	料最高温度は一旦低下した後、約 1,160℃まで再び上昇
		器の閉じ込め機能は維持されるとしている。	するが初期値を上回ることはない。その後、炉心が徐々
			に冷却されることで燃料最高温度は低下する。よって、
		(2)事故の進展の評価	燃料温度は許容設計限界温度である 1,600℃に到達せ
		申請者は、下記(3)の事故の拡大防止の対策を講	ず、時間の経過とともに安定な状態へと推移し、著しい
		じない場合、本事故を評価した結果は、以下のとおり	燃料の破損は生じない。また、敷地境界外での公衆の線
		としている。	量は、設計基準事故である1次冷却設備二重管破断事故
			と同程度の約 1.7×10-3Sv である。よって、多量の放射
		① 事故発生後、1次冷却材圧力は急速に減圧し、「1次	性物質等の放出は生じず、敷地周辺の公衆に対して過度

HTTR 宏杏書

許可基準規則・解釈	番鱼の視点・確認事項	HIIK 番食書	申請書・まどの資料
		冷却材・加圧水差圧低」信号により原子炉は自動停	の放射線被ばくを与えるおそれはない。
		止し未臨界となる。	原子炉圧力容器の圧力は、1 次冷却設備二重管が破断
		② 燃料最高温度は、初期値 1456℃から一旦低下した	していることから初期値を上回ることはない。
		後、事故発生から約 20 時間後に 1160℃まで再び上	本事象では、「(1) 原子炉停止機能の喪失」の場合に
		昇するが、初期値を上回ることはなく、温度が上昇	見られる再臨界とならないことから、第4.2.5図で示す
		することによる燃料損傷は生じない。	ように炉心温度は低くなり、原子炉格納容器の内圧も低
		③ 原子炉圧力容器の温度は、事故発生後約 120 時間	くなる。よって、原子炉格納容器の内圧は最高使用圧力
		で最高の 463℃となるが、設計基準事故の判断基準	0.49MPa (abs) を上回らない。このことから、本事象では
		550℃を上回らない。	1 次冷却設備二重管の破断により原子炉格納容器内に放
		④ 原子炉格納容器の内圧は約 9 秒で最大の	射性物質を含む1次冷却材が放出されるが原子炉格納容
		0.46MPa[abs]となるが、設計基準事故の判断基準で	器により閉じ込められており、多量の放射性物質等を放
		ある最高使用圧力 0.49MPa[abs]を上回らない。	出することはない。さらに、炉内へ侵入するおそれのあ
		⑤ 炉心を支持する黒鉛構造物である円柱状のサポー	る空気の量は原子炉格納容器により制限されており、サ
		トポストは、酸化により減肉した場合に構造強度が	ポートポスト及び燃料スリーブの酸化量は制限され、著
		低下するおそれがあるが、その残存等価直径は約	しい黒鉛の酸化を引き起こすことはない。
		150mm であり、炉心を支持するのに必要な強度を有	黒鉛構造物の酸化については、サポートポストの残存
		するための条件である 80mm を下回らない。	等価直径は、炉心を支持するのに必要な強度を有してい
		⑥ 燃料コンパクトを収納・支持する黒鉛スリーブ底	るための条件である 80mm を下回ることはなく、黒鉛ス
		板の残存等価厚さは約 9mm であり、黒鉛スリーブ底	リーブ底板の等価厚さは、燃料要素の燃料部が黒鉛ブロ
		板が減肉破損せず燃料要素の燃料部が黒鉛ブロック	ック内にとどまっているための条件である 5mm を下回る
		内にとどまるための条件である 5mm を下回らない。	ことはない。また、黒鉛酸化に伴い発生した可燃性ガス
		⑦ 黒鉛酸化に伴い発生する可燃性ガスの濃度につい	の濃度も、原子炉格納容器の空気が全て黒鉛酸化に消費
		て、原子炉格納容器の空気が全て黒鉛酸化に消費さ	されたとしても、一酸化炭素の濃度は最大でも 1%未満と
		れたと仮定しても、一酸化炭素の濃度は最大でも 1%	なり、一酸化炭素の燃焼範囲外となるため、一酸化炭素
		未満となり、一酸化炭素の燃焼範囲外となるため、	による爆発は生じない。よって、本事象では、多量の放

最終的な審査結果については審査書を参照のこと。本資料については、随時、改訂があり得る。

許可其準規則・解釈 塞杏の視占・確認事項

由請書・まとめ資料

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		一酸化炭素による燃焼や爆発は生じない。	射性物質等の放出、著しい黒鉛の酸化及び可燃性ガスに
		⑧ 敷地周辺の公衆の実効線量の評価値は、設計基準	よる爆発は生じるおそれがない。なお、本評価は、事象
		事故である二重管破断と同じ約 1.7mSv (事故発生前	発生後直ちに原子炉が自動停止し未臨界となることを
		の被覆燃料粒子の破損率 1%を仮定した場合) である	除き、「(1) 原子炉停止機能の喪失」と同様の条件で実
		ことから、周辺公衆に対して過度の放射線被ばくを	施している。
		与えるおそれはない。	
		申請者は、以上のことから、本事故では多量の放射	
		性物質等の放出を生じるおそれはないとしている。	
		(3)事故の拡大防止の対策	
		申請者は、本事故では多量の放射性物質等の放出を	
		生じるおそれはないが、事故を早期に収束させるため	
		に以下の措置を講ずるとしている。	
		① 炉容器冷却設備のポンプや配管が簡易な補修によ	本事象では多量の放射性物質等の放出等を生じるお
		り復旧可能な場合は復旧し、炉心をできるだけ早く	それはないが、事象を早期に収束させるために以下の措
		冷却することにより、早期の事故収束に努める。	置を講ずる。
		② 中央制御室にて、原子炉の状態及び放射線量を監	a. 中央制御室にて、原子炉の状態及び放射線量を把握
		視する。	するとともに、原子炉の状態を継続的に監視する。
		③ 非常用発電機が機能喪失している場合、可搬型発	b. 炉容器冷却設備の復旧に努め、炉心をできるだけ早
		電機からの給電により、原子炉の状態を継続的に監	く冷却することにより、早期の事象収束に努める。
		視する。	c. 非常用発電機が機能喪失している場合、可搬型発電
		④ 可搬型発電機は、電源喪失時に原子炉を監視する	機により、原子炉の状態を継続的に監視する。
		ために必要な温度、圧力及び中性子束を監視する計	本監視に必要な盤については、基準地震動による地震

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		器等へ電源を供給するものを用意する。可搬型発電	カに対して十分な耐震性を有する設計と する。
		機は、多重性を考慮して、必要な容量のもの 2 台を	
		それぞれ独立した場所に保管する。	
		3. 閉じ込め機能の喪失の重畳	(3) 閉じ込め機能の喪失
		(1)事故の具体的な想定	設計基準事象を超える事象として、設計基準事象発生
		申請者は、設計基準事故を超える事故として、二重	時に何らかの原因(地震等の外部事象を含む。) により閉
		管破断発生時に地震等の外部事象を含む何らかの原因	じ込め機能が喪失する事象を想定する。
		により、閉じ込め機能及び冷却機能が喪失する事故を	例えば、4.1 の a.から c. までの影響が大きい 1 次冷
		想定するとしている。原子炉格納容器及び非常用空気	却設備二重管破断に原子炉格納容器の閉じ込め機能喪
		浄化設備の閉じ込め機能の喪失に加え、炉容器冷却設	失(炉容器冷却設備、非常用空気浄化設備の機能喪失、及
		備及び補助冷却設備の冷却機能喪失を、二重管破断に	びサイフォン効果による使用済燃料貯蔵設備使用済燃
		重畳させた事故を想定するとしている。なお、原子炉	料貯蔵プール水の流出も含む) が重畳した事象を想定す
		停止系の制御棒は耐震重要度Sクラスで設計すること	వ .
		から、本事故において原子炉停止機能は維持されると	本評価では、炉容器冷却設備、1 次冷却設備及び補助
		している。	冷却設備は機能していない。事象発生後、「1 次冷却
			材・加圧水差圧低」信号、「1 次加圧水冷却器ヘリウム流
		(2)事故の進展の評価	量低」信号又は「中間熱交換 器 1 次冷却材流量低」信
		申請者は、下記(3)事故の拡大防止の対策を講じ	号により、原子炉は自動停止し未臨界となる。また、燃
		ない場合、本事故を評価した結果は、以下のとおりと	料温度は初期温度を上回ることはなく、その後も自然に
		している。	冷却されるため、温度が上昇することによる著しい燃料
			の破損は生じない。しかしながら、1 次冷却設備二重管
		① 事故発生後、1次冷却材圧力は急速に低下し、「1	の破断により原子炉格納容器に放射性物質を含む1次冷
		次冷却材・加圧水差圧低」信号、「1 次加圧水冷却	却材が放出され、さらに、原子炉格納容器の閉じ込め機
		器ヘリウム流量低」信号又は「中間熱交換器 1 次	能及び非常用空気浄化設備の放射性物質の放出低減機

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		冷却材流量低」信号により原子炉は自動停止し未	能を喪失していることから、放射性物質を含む1次冷却
		臨界となる。	材の地上放出により多量の放射性物質等を放出するお
		② 燃料最高温度は、上記2.(2)②と同様の傾向	それがある。
		となり、初期値 1456°C及び許容設計限界温度の	また、この時には原子炉格納容器の閉じ込め機能が喪
		1600℃を上回ることはなく、温度が上昇すること	失していることから、空気が原子炉格納容器内に流入し
		による燃料損傷は生じない。	続け、炉心に空気が侵入し、黒鉛の酸化を引き起こすこ
		③ 原子炉圧力容器の温度は、上記2.(2)③と同	とで可燃性ガスが発生するおそれがあるが、第4.2.8 図
		様となり、設計基準事故の判断基準である 550℃	及び第4.2.9図に示すように原子炉格納容器への空気の
		に至らない。	流入及び混合ガスの流出条件における可燃性の一酸化
		④ 炉心を支持する黒鉛構造物である円柱状のサポ	炭素の濃度は最大でも1%未満となり、一酸化炭素の燃焼
		ートポストは、酸化により減肉した場合に構造強	範囲外となるため、一酸化炭素による爆発は生じない。
		度が低下するおそれがあるが、その残存等価直径	原子炉格納容器が大規模に破損した場合には原子炉
		は約 150mm であり、炉心を支持するのに必要な強	格納容器への空気の流入及びヘリウム、空気、可燃性ガ
		度を有するための条件である80mmを下回らない。	ス等の混合ガスの流出が多く、原子炉格納容器内の混合
		⑤ 燃料コンパクトを収納・支持する黒鉛スリーブ	ガスが空気で置換されるため可燃性ガスの濃度はさら
		底板の残存等価厚さは約 6mm であり、黒鉛スリー	に小さくなる。
		ブ底板が減肉破損せず燃料要素の燃料部が黒鉛ブ	さらに、原子炉格納容器の閉じ込め機能の喪失によっ
		ロック内にとどまるための条件である 5mm を下回	て炉内へ侵入する空気の量が増加する場合でも、サポー
		らない。	トポストの残存等価直径は、炉心を支持するのに必要な
		⑥ 黒鉛酸化に伴い発生する可燃性ガスの濃度につ	強度を有しているための条件である 80mm を下回ること
		いて、原子炉格納容器の損傷に伴う空気の流入及	はなく、黒鉛スリーブ底板の等価厚さは、燃料要素の燃
		び混合ガスの流出条件を考慮した可燃性の一酸化	料部が黒鉛ブロック内にとどまっているための条件で
		炭素の濃度は、最大でも1%未満となり、一酸化炭	ある 5mm を下回ることはない。
		素の燃焼範囲外となるため、一酸化炭素による燃	なお、本評価は、黒鉛酸化及び可燃性ガスの生成過程
		焼や爆発は生じない。	の評価を除き、「(2) 炉心冷却機能の喪 失」と同様の条

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		⑦ 1 次冷却設備二重管の破断により原子炉格納容	件で実施した。このため、原子炉格納容器及び炉内へ侵
		器に放射性物質を含む 1 次冷却材が放出され、さ	入する空気による冷却効果は無視している。
		らに、原子炉格納容器の閉じ込め機能及び非常用	本事象では、多量の放射性物質等の放出が生じるおそ
		空気浄化設備の放射性物質の放出低減機能が喪失	れがあるため、4.3.1に示す措置を講ずることとする。
		していることから、放射性物質を含む 1 次冷却材	
		の地上放出により、敷地周辺の公衆に対して過度	
		の放射線被ばくを与えるおそれがある。	
		申請者は、以上のことから、本事故により多量の放	
		射性物質等の放出が生じるおそれがあるとしている。	
		(3)事故の拡大防止の対策	4.3.1 原子炉に係る多量の放射性物質等を放出するお
		申請者は、本事故では、多量の放射性物質等の放出	それのある事故の拡大の防止策
		が生じるおそれがあることから、原子炉格納容器の閉	多量の放射性物質等を放出するおそれのある事故が
		じ込め機能の確認のため、原子炉建家内及び周辺の放	発生した場合放射性物質の放出による被ばくの影響を
		射線モニタリングを行い、その結果、放射線量が高い	緩和するために以下のような措置を講ずる。
		場合は、原子炉建家内のサービスエリア等の扉の目張	a. 中央制御室にて、原子炉の状態(止める、冷やす、閉
		りをすることにより原子炉建家の気密性を改善する措	じ込める機能を有する機器の作動状況等)及び放射
		置(以下「原子炉建家の目張り対策」という。)を講じ、	線量を把握するとともに、事象の収束まで継続的に
		影響緩和に努めるとしている。	監視する。中央制御室の計器類が機能喪失しており、
		また、併せて以下の措置を講じるとしている。	原子炉の状態が把握できない場合は、可搬型計器を
			計装盤に設置し、可搬型発電機を可搬型計器に接続
		① 中央制御室にて、原子炉の状態(止める、冷やす、	することにより、原子炉の状態を把握するとともに、
		閉じ込める機能を有する機器の作動状況等)及び	原子炉の状態を継続的に監視する。本監視に必要な
		放射線量を事故の収束まで継続的に監視する。中	盤については、基準地震動による地震力に対して十

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		央制御室の計器類が機能喪失している場合は、可	分 な耐震性を有する設計とする。
		搬型計器を計装盤に設置し、可搬型発電機を可搬	b. 炉心冷却機能を喪失している炉容器冷却設備の循環
		型計器に接続して給電することにより、原子炉の	ポンプ及び非常用発電機が簡易な補修等により復旧
		状態を監視する。ここで、可搬型発電機は、多重性	可能な場合は影響緩和のために復旧し、炉心を冷却
		を考慮して、必要な容量のもの 2 台をそれぞれ独	する。なお、炉容器冷却設備の配管が破損しているお
		立した場所に保管する。	それがある場合に炉容器冷却設備の循環ポンプを起
		② 放射性物質の放出低減機能を喪失している非常	動させた場合、原子炉格納容器内に水が入るおそれ
		用空気浄化設備の配管及び当該設備に必要な電力	があることから、配管の健全性が確認できない場合
		を供給する非常用発電機が簡易な補修等により復	は炉容器冷却設備の循環ポンプを作動させない。
		旧可能な場合は復旧し、周辺公衆に対する過度の	c. 放射性物質の放出低減機能を喪失している非常用空
		放射線被ばくを低減する。	気浄化設備の配管や、非常用発電機が簡易な補修等
		③ 放射性物質の閉じ込め機能を喪失している原子	により復旧可能な場合は復旧し、敷地周辺の公衆に
		炉格納容器が簡易な補修等により復旧可能な場合	対する被ばくを低減する。
		は影響緩和のために復旧し、周辺公衆に対する過	d. 放射性物質の閉じ込め機能を喪失している原子炉格
		度の放射線被ばくを低減する。	納容器が簡易な補修等により復旧可能な場合は影響
		④ 炉容器冷却設備の配管の健全性が確認でき、炉	緩和のために復旧し、敷地周辺の公衆に対する被ばく
		心冷却機能を喪失している炉容器冷却設備の循環	を低減する。
		ポンプ及び当該設備に必要な電力を供給する非常	e. 原子炉の状態が把握できない場合は、放射性物質等
		用発電機が簡易な補修等により復旧可能な場合は	の放出による被ばくのおそれがあるものとしてチャ
		復旧し、炉心を冷却する。	コールフィルタ付の全面マスクを着用し、原子炉建家
		⑤ 原子炉の状態が把握できない場合は、放射性物	内及び周辺の放射線モニタリングを行う。
		質等の放出による運転員等への過度の放射線被ば	f. 中央制御室の換気空調装置が機能喪失している場
		くのおそれがあるものとしてチャコールフィルタ	合、放出された放射性物質等による運転員等への被ば
		付の全面マスクを着用し、原子炉建家内及び周辺	くのおそれがあることから、チャコールフィルタ付の
		の放射線モニタリングを行う。	全面マスクを着用し、運転員等の被ばく低減に努め

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
		⑥ 中央制御室の換気空調装置が機能喪失している	る。
		場合、放出された放射性物質等による運転員等へ	g. 放射線モニタリングの結果、放射線量が高い場合は、
		の過度の放射線被ばくのおそれがあることから、	サービスエリア等の扉の目張りをすることにより建
		チャコールフィルタ付の全面マスクを着用し、運	家の気密を改善して影響緩和の措置に努める。
		転員等の過度の放射線被ばく低減に努める。	h. 作業に当たっては、放射線モニタリング等の結果か
		⑦ 作業に当たっては、放射線モニタリング等の結	ら作業場所の放射線量を考慮し、作業時間を管理する
		果から作業場所の放射線量を考慮し、作業時間を	ことにより、外部被ばくによる緊急作業時の線量限度
		管理することにより、外部被ばくによる緊急作業	を超えないよう作業する。
		時の線量限度を超えないよう作業する。	
		規制委員会は、申請者が実施した原子炉に係る多量	
		の放射性物質等を放出するおそれのある事故の想定、	
		評価及び講じるとしている対策について、以下のこと	
		を確認した。	
		1.「Ⅲ-21.1 多量の放射性物質等を放出するお	
		それのある事故の選定」の結果に基づき、二重管破	
		断発生時に施設の特徴を踏まえた内的事象及び地震	
		等の共通原因となる外部事象に起因する多重故障に	
		よる基本的な安全機能の喪失を考慮して事故が想定	
		されていること。	
		2. 事故の評価ついて、事故の拡大防止の対策を講じ	
		ない場合の事故時の挙動が、以下のとおり評価され	
		ていること。	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・	まとめ資料
		(1) 1次冷却設備二重管破断事故と停止機能の喪失		
		が重畳する事故については、負の温度フィードバッ		
		クにより炉出力が低下するため、燃料最高温度は		
		1550℃以下にとどまり、燃料の許容設計限界温度で		
		ある 1600℃には到達しないことから、事故発生前に		
		仮定している被覆燃料粒子の破損割合 1%を超える		
		燃料の損傷は生じず、多量の放射性物質等を放出す		
		るおそれはない。		
		(2) 1次冷却設備二重管破断事故と冷却機能の喪失		
		が重畳する事故については、自然放熱による炉心の		
		冷却により、事故発生前に仮定している被覆燃料粒		
		子の破損割合 1%を超える燃料の損傷は生じず、多		
		量の放射性物質等を放出するおそれはない。		
		(3) 1次冷却設備二重管破断事故と閉じ込め機能及		
		び冷却機能の喪失が重畳する事故については、事故		
		発生前に仮定している被覆燃料粒子の破損割合 1%		
		を超える燃料の損傷は生じないが、多量の放射性物		
		質等を放出するおそれがある。		
		(4)上記(1)から(3)のそれぞれの事故につい		
		て、黒鉛の酸化によるサポートポスト及び黒鉛スリ		
		ーブ底板の残存寸法は、許容値を下回らず、また、黒		
		鉛の酸化により発生する可燃性ガスである一酸化炭		
		素による燃焼や爆発は生じない。		
		(5) 事故の評価において、原子炉挙動解析に用いる		
		ドップラ係数、減速材温度係数及び黒鉛の熱伝導率		

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		について、工学的安全因子(0.8)は考慮していない。	
		また、可燃性ガスの生成過程について、黒鉛と酸素	
		の反応により一酸化炭素だけでなく二酸化炭素も生	
		成されるとして可燃性ガスの濃度を評価している。	
		(6)評価に使用した解析コードについて、原子炉の	
		挙動解析に用いる解析コードは設計基準事故の解析	
		に使用した実績のあるものであり、黒鉛構造物の酸	
		化解析に用いた解析コードは、その解析値が黒鉛構	
		造物酸化実験の結果とよく一致していることが示さ	
		れている。	
		3. 事故の対策を以下のとおり講じるとしていること。	
		(1)事故の拡大防止のための対策として、スクラム	
		失敗時の後備停止系による原子炉停止や炉容器冷却	
		設備による冷却機能の復旧等、事故の早期収束のた	
		めに講じる措置が明確になっていること。	
		(2)燃料や原子炉冷却材圧力バウンダリから放射性	
		物質が放出された場合の影響緩和のための対策とし	
		て、原子炉建家の目張り対策等が準備され、空間線	
		量に応じて、全面マスクの着用や作業時間の管理等	
		運転員等の被ばく低減のために講じる措置が明確に	
		なっていること。	
		ここで規制委員会は、審査の過程において、申請	
		者に対し、原子炉建家の目張り対策を講じることに	
		より、周辺公衆に対する放射線被ばくの影響緩和が	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・	まとめ資料
	・対策によりどの程度、事	どの程度期待できるのかについて示すように求め		
	故の拡大防止と影響緩	<i>t</i> =.		
	和が行われるかの評価	これに対して、申請者は、原子炉建家の目張り対		
	が行われていることを	策により原子炉建家の気密性を確保し、高所からの		
	確認する。	核分裂生成物の放出を促すことで、地上放出よりも		
		敷地外の放射性物質の濃度を低減することができ、		
		周辺公衆の実効線量の評価値を低減することができ		
		ると説明した。具体的には、同評価値が、本事故の想		
		定で原子炉建家の目張り対策を講じないとした場合		
		は約3.0mSvであるのに対して、原子炉建家の目張り		
		対策を行った場合は約 2.0mSv に低減できるとして		
		いる。		
		規制委員会は、本事故における周辺公衆の実効線		
		量の評価値は、原子炉建家の目張り対策を講じない		
		場合であっても周辺公衆に過度な放射線被ばくを与		
		えるおそれのある 5mSv を下回るものの、申請者は周		
		辺公衆に対して過度の放射線被ばくを与えるおそれ		
		がある事象として選定したことは保守的であるこ		
		と、本事故の想定では原子炉建家の目張り対策によ		
		り周辺公衆の実効線量の評価値を低減できることか		
		ら、原子炉建家の目張りの対策が影響緩和に資する		
		ものであることを確認した。		

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
【解釈】53 条-3-1		Ⅲ-21.3 使用済燃料貯蔵設備に係る多量の放射	4.2.2 使用済燃料貯蔵設備に係る多量の放射性物質等
具体的な事故として		性物質等を放出するおそれのある事故の想定、評価	を放出するおそれのある事故の想定
は、例えば、以下が挙げ		及び対策	本原子炉施設では、使用済燃料貯蔵設備として原子
られる。		申請者は、使用済燃料貯蔵設備に係る多量の放射性	炉建家内に水冷却の使用済燃料貯蔵プール、使用済燃
ー 燃料体の損傷が		物質等を放出するおそれのある事故の想定、評価及び	料貯蔵建家に空気冷却の使用済燃料貯蔵セルを有し
想定される事故		対策は以下のとおりとしている。なお、事故時の使用	ている。使用済燃料貯蔵プール内の使用済燃料はプー
イ 設計基準事故時		済燃料貯蔵セルの温度評価には、構造・熱計算に用い	ル水冷却浄化設備により間接的に冷却されており、使
の想定を超える空		られる汎用の計算コード NASTRAN を使用するとしてい	用済燃料貯蔵セル内の使用済燃料は使用済燃料貯蔵
気侵入又は水侵入		る。	建家の換気空調装置により間接的に冷却されている。
による炉内構造物			
(黒鉛)の酸化、可		1. 原子炉建家内使用済燃料貯蔵プールにおける事故	
燃性ガスによる爆		1.1 プール水冷却浄化設備の冷却機能喪失	
発等		(1)事故の具体的な想定	
		申請者は、原子炉建家内使用済燃料貯蔵設備貯蔵プ	
【解釈】53 条-3-2		ールのプール水冷却浄化設備が冷却機能を喪失する事	
二 使用済燃料貯蔵		故として、プール水の蒸発に伴う水位の低下により、	
設備の冷却機能が		使用済燃料の崩壊熱の除熱機能が低下する事故を想定	
失われ、使用済燃料		している。	
の損傷が想定され			
る事故		(2)事故の進展の評価	(1) 原子炉建家使用済燃料貯蔵プール
イ 使用済燃料貯蔵		申請者は、プール水冷却浄化設備が冷却機能を喪失	原子炉建家内のプール水冷却浄化設備が、冷却機能
設備の冷却系統が		し、下記(3)の事故の拡大防止の対策を講じない場合	を喪失した場合の使用済燃料貯蔵プール水の温度挙
故障した際に、水補		の使用済燃料貯蔵設備貯蔵プール水の温度の評価結果	動について、汎用熱・構造解析コー ド Nastran(7)を
給にも失敗し、冷却		は以下のとおりとしている。	用いて評価した結果を第 4.2.10 図に示す。解析モデ
水の蒸発により使			ルの上端は断熱とし、側面及び下面は貯蔵ラック表面

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
用済燃料の冠水が		① 使用済燃料貯蔵設備貯蔵プール水の温度は徐々に	のプール水の自然対流を考慮した熱伝導、また貯蔵プ
維持できなくなり、		上昇し、冷却機能喪失後 15 日で 100℃に到達する。	ール周囲のコンク リートへの放熱を考慮する。使用
使用済燃料の破損		その後、プール水の蒸発により冠水が維持できなく	済燃料の評価条件として、濃縮度は平均濃縮度である
に至る可能性があ		なると、空気への自然対流熱伝達による冷却により	5.9wt %、 燃焼度は炉心全体の平均燃焼度
る事故		燃料温度上昇速度は 130°C/日となり、冷却機能喪失	22,000MWd/t とし、原子炉停止後 40 日経過した使用
ロ 冷却系統配管が		後 24 日で使用済燃料貯蔵設備貯蔵ラックの強度を	済燃料 150 体 (1 炉心)を貯蔵しているものとする。
破断した際に、サイ		確保できなくなる温度 800℃に至る。	貯蔵プール外に設置されている配管が破損した場合、
フォン現象等によ		② その後、使用済燃料の温度はさらに上昇し、燃料	使用済 燃料貯蔵プール水の流出(瞬時流出とした想
り、使用済燃料の冠		の許容設計限界温度である1600℃に至るおそれがあ	定)によりプール水冷却浄化設備の冷却機能が喪失す
水が維持できなく		り、使用済燃料が破損に至る可能性がある。	るため、使用済燃料貯蔵プール水の温度は徐々に上昇
なり、使用済燃料の			し、約 15 日で 100℃に到達する。その後、 使用済
破損に至る可能性		申請者は、以上のことから、本事故により、多量の放	燃料貯蔵プール水の蒸発により冠水維持できなくな
がある事故		射性物質等の放出のおそれがあるとしている。	ると、空気への自然対流熱伝達による 冷却により燃
ハ 空気により使用			料温度は約 130℃/日で上昇し、約 24 日で使用済燃
済燃料を冷却する		(3) 事故の拡大防止の対策	料貯蔵ラックの温度は強度を確保 できなくなる
使用済燃料貯蔵施		申請者は、本事故では、多量の放射性物質等の放出	800℃に至る。その後、使用済燃料の温度はさらに上昇
設にあっては、建屋		のおそれがあることから、設計基準事故の発生防止対	し、燃料の許容設計限界温度 である 1,600℃に至る
の換気空調設備の		策及び拡大防止対策に加え、以下のような措置を講じ	おそれがあり、使用済燃料が破損に至る可能性があ
停止により冷却機		るとしている。	る 。
能が失われ、使用済		① プール水冷却浄化設備のポンプや非常用発電機が	よって、本事象では多量の放射性物質等の放出のお
燃料の破損に至る		簡易な補修等により復旧可能な場合は復旧し、使用	それがあり、4.3.2に示す措置を講ずることとする。
可能性がある事故		済燃料をできるだけ早く冷却する。	
		② プール水冷却浄化設備が復旧できない場合であっ	4.3.2 使用済燃料貯蔵設備に係る多量の放射性物質等
		て、純水供給設備のポンプや配管が簡易な補修等に	を放出するおそれのある事故の拡大の防止策
		より復旧可能な場合は復旧し、使用済燃料をできる	(1) 原子炉建家使用済燃料貯蔵プール

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		だけ早く冷却する。	使用済燃料貯蔵プールにおいて、プール水冷却浄化設備
		③ 純水供給設備が復旧できない場合、拡大防止のた	が冷却機能を喪失する事故が発生した場合、燃料の許容
		めに共用の消防自動車から純水供給配管の接続口に	設計限界温度である 1,600℃を超えることで使用済燃料
		仮設ホース等を接続し、使用済燃料貯蔵設備貯蔵プ	が破損し、多量の放射性物質等の放出のおそれがあるこ
		ールに注水を行う。その水源としては、消防自動車	とから、事故の拡大防止及び放射性物質の放出による被
		内の貯水、機械棟の貯水及び夏海湖の貯水等を利用	ばくの影響を緩和するために以下のような措置を講ず
		する。ここで、仮設ホース等を接続して使用済燃料	る。
		貯蔵設備貯蔵プールに注水することができるよう	a. プール水冷却浄化設備のポンプ及び非常用発電機
		に、純水供給配管は、基準地震動による地震力に対	が簡易な補修等により復旧可能な場合は復旧し、使用済
		して十分な耐震性を有する設計とする。	燃料をできるだけ早く冷却する。
		④ 可搬型計器等により水位を確認する。	b. プール水冷却浄化設備が復旧できない場合、純水供
			給設備のポンプ が簡易な補修等により復旧可能な場合
			は拡大防止のために復旧し、使用済燃料をできるだけ早
			く冷却する。
			c. 純水供給設備が復旧できない場合、拡大防止及び影
			響緩和のために共用の消防自動車から純水供給配管の
			接続口に仮設ホース等を接続し、使用済燃料貯蔵プール
			に注水を行う。
			d. HTTR機械棟の共用水槽及び夏海湖の貯水等の水
			源を利用する。
			e. 可搬型計器等により水位を確認する。本監視に必要
			な盤については、基準地震動による地震 力に対して十
			分な耐震性を有する設計とする。

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		1.2 サイフォン現象による冷却水の流出	4. 2. 1 (3)
		(1)事故の具体的な想定	設計基準事象を超える事象として、設計基準事象発
		申請者は、地震等により、原子炉建家内使用済燃料	生時に何らかの原因(地震等の外部事象を含む。) によ
		貯蔵設備貯蔵プールのプール水冷却浄化設備の配管及	り閉じ込め機能が喪失する事象を想定する。
		び止め弁(逆止弁)が同時に損傷し、サイフォン現象に	例えば、4.1 の a.から c.までの影響が大きい 1 次
		よりプール水の流出に伴う水位の低下により、プール	冷却設備二重管破断に原子炉格納容器の閉じ込め機
		水冷却浄化設備の冷却機能に加え、使用済燃料の崩壊	能喪失(炉容器冷却設備、非常用空気浄化設備の機能
		熱の除熱機能が喪失する事故を想定するとしている。	喪失、及びサイフォン効果による使用済燃料貯蔵設備
			使用済燃料貯蔵プール水の流出も含む) が重畳した事
		(2)事故の進展の評価	象を想定する。
		申請者は、サイフォン効果により、使用済燃料貯蔵	4.2.2 (1)の第3パラ
		設備貯蔵プール水の全量流出を仮定した場合、下記	また、サイフォン効果により、使用済燃料貯蔵プール
		(3) の事故の拡大防止の対策を講じなければ、使用	水の全量流出を仮定した場合、使用済燃料貯蔵ラックの
		済燃料貯蔵設備貯蔵ラックの温度は約6日で800℃に	温度は約6日で800℃に至り、その後使用済燃料が破損
		至り、その後使用済燃料の温度が許容設計限界温度の	する可能性があるため、4.3.2 に示す措置を講ずること
		1600℃を超えることにより、使用済燃料が破損する可	により使用済燃料貯蔵プール水の流出量を制限する。な
		能性があるとしており、多量の放射性物質等を放出す	お、当該措置を講じた場合の使用済燃料貯蔵プール水の
		るおそれがあるとしている。	温度挙動は、瞬時流出を想定した第 4.2.10 図に示す温
			度挙動の評価に包絡される。
		(3)事故の拡大防止の対策	
		申請者は、本事故が発生した場合は多量の放射性物	4.3.1 の i.
		質等の放出のおそれがあることから、拡大防止のため	使用済燃料貯蔵プール水がサイフォン効果により流
		に、貯蔵プールの水位が 10cm 低下する事故発生後約 3	出している場合、拡大防止のために、注 水配管のベント
		分で警報を発報させるとともに、注水配管のベント弁	弁等を開とすることにより、使用済燃料貯蔵プール水の
		を開とすることにより、使用済燃料貯蔵設備貯蔵プー	流出を停止する。

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		ル水の流出を停止するとしている。ベント弁の開操作	
		は水位低下の検知から 15 分で可能であり、水位が 60cm	
		低下する事故発生から 20 分までにプール水の流出を	
		止めることができるとしている。	
【解釈】53 条-3-2		2. 使用済燃料貯蔵建家使用済燃料貯蔵セルにおける	(2) 使用済燃料貯蔵建家使用済燃料貯蔵セル
二 使用済燃料貯蔵		事故	使用済燃料貯蔵建家の換気空調設備による除熱機
設備の冷却機能が		(1)事故の具体的な想定	能が、地震等の外部事象を含む何らかの原因 により
失われ、使用済燃料		申請者は、使用済燃料貯蔵建家については、地震に	喪失した場合、敷地周辺の公衆に対して過度の放射線
の損傷が想定され		より使用済燃料貯蔵セルの換気空調装置の冷却機能が	被ばくを与えるおそれがあることか ら以下について
る事故		喪失する事故についての想定を、以下のとおりとして	検討を実施する。
イ 使用済燃料貯蔵		いる。	a. 冷却機能喪失により燃料温度が許容設計限界温度
設備の冷却系統が		① 「Ⅲ一19燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(第	1,600℃を超えて燃料が破損する。
故障した際に、水補		44条関係)」の設計において、使用済燃料貯蔵建家	b. 冷却機能喪失により貯蔵ラックが 800℃を超えて
給にも失敗し、冷却		内の使用済燃料貯蔵設備貯蔵ラックに貯蔵する使用	破損する。これにより燃料が落下し、機械的に燃
水の蒸発により使		済燃料の崩壊熱を大きめに見積もるため、冷却経過	料が破損する。
用済燃料の冠水が		年数は許容される最短期間とし、1 つのラックに 10	c. 遮蔽体の遮蔽機能が喪失する。
維持できなくなり、		体の使用済燃料を貯蔵する際は、冷却経過年数が 2	d. 貯蔵ラックの閉じ込め機能が喪失する。
使用済燃料の破損		年の使用済燃料 5 体をラックの上側に、冷却経過年	a. について、冷却機能が完全に喪失した場合の温度
に至る可能性があ		数4年の使用済燃料5体をラックの下側に貯蔵する。	挙動を構造解析コード Nastran を用いて評価する。解
る事故		② 使用済燃料貯蔵設備の上蓋は、耐震重要度Bクラ	析モデルの下端及び側面は断熱とし、上端には空気と
ロ 冷却系統配管が		スとしているが、使用済燃料貯蔵設備に係る多量の	の自然対流熱伝達を考慮する。また、燃料体―貯蔵 ラ
破断した際に、サイ		放射性物質等を放出するおそれのある事故の想定に	ック間にふく射による伝熱を考慮する。 貯蔵ラックか
フォン現象等によ		おいては、使用済燃料貯蔵設備貯蔵ラックの温度解	らコンクリート等への熱伝導を考慮する。 使用済燃
り、使用済燃料の冠		析における前提条件を成立させること及び遮蔽機能	料の評価条件として、濃縮度は平均濃縮度である

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
水が維持できなく		が喪失しないことが必要であることから、上蓋を支	5.9wt%、燃焼度は最高燃焼度 33,000M Wd/t とし、1
なり、使用済燃料の		持している使用済燃料貯蔵建家躯体は、基準地震動	つのラックに対し、冷却期間 2 年の使用済燃料 5 体
破損に至る可能性		による地震力が作用した場合においても、上蓋を支	をラックの上側に、さらに冷却 期間 4 年の使用済燃
がある事故		持する機能が保持される構造とする。	料 5 体をラックの下側に、合計 10 体を貯蔵してい
ハ 空気により使用		③ 温度評価の解析モデル又は条件として、使用済燃	るものとする。
済燃料を冷却する		料貯蔵セルの下端及び側面は断熱とし、上端には空	評価の結果、第 4.2.11 図に示すように使用済燃料
使用済燃料貯蔵施		気との自然対流熱伝達を考慮し、使用済燃料貯蔵設	の最高温度は約 670℃となり、燃料の許容設計限界温
設にあっては、建屋		備貯蔵ラック周り及びコンクリート下面には空気と	度 1,600℃を超えない。そのため、昇温による燃料の
の換気空調設備の		の自然対流熱伝達を考慮する。また、燃料体と使用	破損は生じず健全性は保たれる。
停止により冷却機		済燃料貯蔵設備貯蔵ラックとの間にふく射による伝	b.について、第 4.2.11 図に示すように使用済燃料
能が失われ、使用済		熱を考慮し、使用済燃料貯蔵設備貯蔵ラックからコ	貯蔵ラックの最高温度は約 670℃となり、使用済燃料
燃料の破損に至る		ンクリート等への熱伝導を考慮する。	貯蔵ラックの健全性を維持できなくなる温度 800℃を
可能性がある事故			超えることはない。
		(2)事故の進展の評価	c. について、使用済燃料貯蔵設備の上蓋は、約 110mm
【解釈】53 条-4-1		申請者は、貯蔵セルの換気空調装置の冷却機能が喪	の炭素鋼の上板及び約 1600mm のコンクリート等から
第53条に規定する		失した事故について、下記(3)の事故の拡大防止の対	なる。このため、例えば地震等により構造上遮蔽体(上
「当該事故の拡大を防		策を講じない場合の温度の評価結果、遮蔽機能及び閉	蓋)がなくなることは考えがたく、遮蔽機能が喪失す
止するために必要な措		じ込め機能に係る評価結果は、以下のとおりとしてい	ることはない。
置」とは、事故の発生及		వ .	d. について、使用済燃料貯蔵ラックの全てが閉じ込
び拡大の防止、放射性物		① 使用済燃料の最高温度は 670℃となり、燃料の許	め機能を喪失し、ラック内の雰囲気に含まれる放射性
質の放出による影響の		容設計限界温度 1600℃を超えないことから、燃料の	物質の全量が瞬時に地上放出したと仮定しても、被ば
緩和に必要な常設又は		健全性は保たれる。	く量は10 ⁻⁶ mSv以下に留まる。
可搬型設備の設置及び		② 使用済燃料貯蔵設備貯蔵ラックの温度は 670℃以	以上のように、使用済燃料貯蔵建家については、設
手順の策定等であり、例		下となり、その健全性を維持できなくなる温度 800℃	計基準事象により敷地周辺の公衆に対して過度の放
えば、以下に示す措置又		を超えないことから、使用済燃料貯蔵設備貯蔵ラッ	射線被ばくを与えるおそれはない。しかしながら、極

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
はこれらと同等以上の		クの健全性は保たれる。	めて保守的に完全断熱状態(使用済燃料貯蔵建家の屋
効果を有する措置をい		③ 上蓋の遮蔽機能について、使用済燃料貯蔵設備の	根及び壁のコンクリート片等の堆積によって、空気と
う。		上蓋は 110mm の炭素鋼の上板及び 1600mm のコンク	の自然対流熱伝達による使用済燃料貯蔵ラックの冷
ー 燃料の損傷が想		リート等からなることから、地震等により構造上上	却がない状態)を想定した場合には、使用済燃料貯蔵
定される場合		蓋がなくなることは考えがたく、遮蔽機能が喪失す	ラック及び使用済燃料の温度が上昇し使用済燃料が
イ 可燃性ガス排出		ることはない。	破損することで多量の放射性物質等を放出するおそ
等による、設計基準		④ 使用済燃料貯蔵設備貯蔵ラックの閉じ込め機能に	れがあることから、4.3.2 に示す措置を講ずることと
事故の想定を超え		ついて、当該貯蔵ラックの全てが閉じ込め機能を喪	する。
る空気や水の原子		失し、当該貯蔵ラック内の雰囲気に含まれる放射性	なお、使用済燃料貯蔵設備は、耐震重要度を添付書
炉圧力容器への侵		物質の全量が瞬時に地上放出したと仮定した場合で	類八「1.4.2 耐震設計上の重要度分類」に 基づき B
入による爆発の防		も、周辺公衆の実効線量の評価値は 10 ⁻⁶ mSv 以下に	クラス及び C クラスと分類している。しかし、使用
止対策		留まる。	済燃料貯蔵設備に係る多量の放射性 物質等を放出す
			るおそれのある事故の想定においては、上記の使用済
【解釈】53条-4-2		申請者は、極めて保守的に完全断熱状態 (使用済燃	燃料貯蔵ラックの温度解析における前提条件を成立
二 使用済燃料貯蔵		料貯蔵建家の屋根及び壁のコンクリート片等の堆積に	させること及び遮蔽機能を喪失しないこと並びに未
設備の冷却機能が		よって、空気との自然対流熱伝達による使用済燃料貯	臨界性の確保が必要 であることから、使用済燃料貯
失われ、使用済燃料		蔵設備貯蔵ラックの冷却がない状態)を想定した場合	蔵建家躯体及び貯蔵ラック等は、基準地震動による地
の損傷が想定され		には、約1ヶ月で使用済燃料貯蔵設備貯蔵ラックの温	震力に対し て十分な耐震性を有する設計とする。
る場合		度が上昇して 800℃を超え、また、使用済燃料の温度が	4.3.2 使用済燃料貯蔵設備に係る多量の放射性物質等
イ 代替注水設備(注		上昇し、許容設計限界温度の 1600℃を超えて使用済燃	を放出するおそれのある事故の拡大の防止策
水ライン、ポンプ車		料が破損することにより、多量の放射性物質等を放出	(2) 使用済燃料貯蔵建家使用済燃料貯蔵セル
等)等による、使用		するおそれがあるとしている。	使用済燃料貯蔵建家については、設計基準事象により
済燃料等の破損防			敷地周辺の公衆に対して過度の放射線被ばくを与える
止対策		(3) 事故の拡大防止の対策	おそれはない。しかしながら、極めて保守的に完全断熱
ロ 放射線の遮蔽に		申請者は、本事故が発生した場合、多量の放射性物	状態 (使用済燃料貯蔵建家の屋根及び壁のコンクリー

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
水を使用する貯蔵		質等の放出のおそれがあることから、事故の拡大防止	ト片等の堆積によって、空気との自然対流熱伝達による
施設にあっては、代		のために以下の措置を講ずるとしている。	使用済燃料貯蔵ラックの冷却がない状態)を想定した場
替注水設備による			合には、使用済燃料貯蔵ラック及び使用済燃料の温度が
遮蔽を維持できる		① 使用済燃料貯蔵建家の換気空調装置の配管が簡易	上昇し使用済燃料が破損することで多量の放射性物質
水位の確保対策		な補修等により復旧可能な場合は拡大防止のために	等を放出するおそれがある。このことから、事故の拡大
ハ 使用済燃料等の		復旧し、使用済燃料をできるだけ早く冷却する。	防止のために以下のような措置を講ずる。
未臨界維持対策		② 使用済燃料貯蔵設備貯蔵ラック上面に堆積した瓦	a. 使用済燃料貯蔵建家の換気空調装置及び非常用発電
二 使用済燃料等の		礫等の撤去に努める。	機が簡易な補修等により復旧可能な場合は拡大防止の
損傷時に、できる限			ために復旧し、使用済燃料をできるだけ早く冷却する。
り環境への放射性			b. 使用済燃料貯蔵ラック上面に堆積した瓦礫等を撤去
物質の放出を低減			する。
させる対策			
		規制委員会は、申請者が実施した使用済燃料貯蔵設	
		備に係る多量の放射性物質等を放出するおそれのある	
		事故の想定、評価及び講じるとしている対策について、	
		以下のことを確認した。	
		1. 使用済燃料貯蔵設備の冷却機能が失われ、使用済	
		燃料の損傷が想定される事故として、解釈第53条	
		に例示されている以下の事故が想定されているこ	
		٤.	
		① 使用済燃料貯蔵設備の冷却系統が故障した際に、	
		水補給にも失敗し、冷却水の蒸発により使用済燃料	
		の冠水が維持できなくなり、使用済燃料の破損に至	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		る可能性がある事故	
		② 冷却系統配管が破断した際に、サイフォン現象等	
		により、使用済燃料の冠水が維持できなくなり、使	
		用済燃料の破損に至る可能性がある事故	
		③ 空気により使用済燃料を冷却する使用済燃料貯蔵	
		施設にあっては、建家の換気空調設備の停止により	
		冷却機能が失われ、使用済燃料の破損に至る可能性	
		がある事故	
		2. 事故の評価について、下記3. の対策を講じない場	
		合、使用済燃料貯蔵設備の具体的な想定に基づいて、	
		事故時の使用済燃料貯蔵セル及び使用済燃料の温度	
		が、以下のとおり評価されていること。	
		(1)使用済燃料貯蔵設備のうち、原子炉建家内使用	
		済燃料貯蔵設備貯蔵プールのプール水冷却浄化設備	
		が冷却機能を喪失する事故については、プール水の	
		蒸発に伴う水位の低下により、使用済燃料の崩壊熱	
		の除熱機能が低下することにより燃料損傷に至り、	
		多量の放射性物質等を放出するおそれがある。	
		(2)原子炉建家内使用済燃料貯蔵設備貯蔵プールの	
		プール水冷却浄化設備の配管及び止め弁(逆止弁)	
		が同時に損傷し、サイフォン現象によりプール水が	
		流出する事故については、水位が低下することから、	
		プール水冷却浄化設備の冷却機能に加え、使用済燃	
		料の崩壊熱の除熱機能が喪失することにより燃料損	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		傷に至り、多量の放射性物質等を放出するおそれが	
		ある。	
		(3)使用済燃料貯蔵設備のうち、使用済燃料貯蔵建	
		家の貯蔵セルの事故については、保守的に貯蔵セル	
		の上面が断熱状態にあると仮定した場合、燃料損傷	
		に至り、多量の放射性物質等を放出するおそれがあ	
		る。	
		(4)評価に使用した解析コードは、構造・熱計算に広	
		く使用された実績のあるものであること。	
		3. 事故の対策について、多量の放射性物質等の放出	
		の発生防止及び拡大防止のための対策が以下のとお	
		り準備されていること。	
		(1)使用済燃料貯蔵設備貯蔵プール水浄化冷却系の	
		冷却機能の喪失については、共用の消防車による注	
		水を行うこと、また、その水源が多重に十分な容量	
		が確保されていること。	
		(2)使用済燃料貯蔵設備貯蔵プールのサイフォン現	
		象による冷却水の流出については、原子炉制御室に	
		常駐する運転員がベント弁の開操作により冷却水の	
		流出を止めること。	
		(3)使用済燃料貯蔵建家使用済燃料貯蔵セルの冷却	
		機能の喪失については、換気空調装置の配管が簡易	
		な補修等により復旧可能な場合は復旧するととも	
		に、貯蔵セルに堆積した瓦礫を撤去すること。	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		Ⅲ-21.4 原子炉及び使用済燃料貯蔵設備に係る	4.3.3 事故の拡大防止及び影響緩和に係る対応
		多量の放射性物質等を放出するおそれのある事故の	事故の拡大防止及び影響緩和に係る対応のうち、①制
	・地震等の共通要因によ	重畳を想定した対策	御棒による原子炉停止操作、②後備停止系の作動操作及
	り複数の事故が同時に発	申請者は、上記の事故のうち、原子炉に係る「皿	び③使用済燃料貯蔵プール水のサイフォン効果による
	生した場合の対応に必要	-21.2 3. 閉じ込め機能及び冷却機能の喪失の	プール水の流出を止める処 置等を以下のように行うた
	な人員が確保されている	重畳」及び使用済燃料貯蔵設備に係る「Ⅲ−21.3	め、6 名以上の運転員を原子炉施設に常駐させる。 ま
	ことを確認する。	1. 2 サイフォン現象によるプール水の流出」が、	た、原子炉の出力運転中に常駐している運転員以外の事
		地震等を共通要因として同時に発生し、①原子炉建	故対応要員は、夜間・休日を含めて招集され、約 1 時
		家外側からの目張り処置、②全交流電源喪失時の可	間後には事故の対応に加わる。なお、使用済燃料貯蔵建
		搬型電源設置及び監視体制構築、並びに③使用済燃	家使用済燃料貯蔵ラック上面の瓦礫撤去については、事
		料貯蔵設備貯蔵プールでサイフォン現象によりプー	故の進展が緩慢であるため、①から③の対応後に実施す
		ル水が流出した際に、注水配管のベント弁を開き、	る。
		プール水の流出を止める処置の 3 つが同時に必要と	① 「4.2.1 原子炉に係る多量の放射性物質等を放出す
		なった場合、対処に必要な人員は6名であり、対処	るおそれのある事故の想定 (1)原子炉 停止機能の喪
		に必要な時間は約1時間としている。これに対して、	失」に示す b.(制御棒による原子炉停止操作)について、
		原子炉の運転中に原子炉制御室に常駐する運転員は	常駐している運転員で事 故発生後約 20 分を目途に実
		8名であることから、当該運転員により、約 1 時間	施する。
		を目途に処置を完了させることができるとしてい	② 「4.2.1 原子炉に係る多量の放射性物質等を放出す
		る。	るおそれのある事故の想定 (1)原子炉 停止機能の喪
		また、申請者は、事故発生時に必要な対応を行う	失」に示す b.(制御棒による原子炉停止操作)を実施し
		運転員等の常駐者以外の事故対応要員は、夜間、休	ても制御棒が挿入できない 場合は、c.(後備停止系の作
		日を含めて招集され、事故発生から約 1 時間後には	動操作)について、常駐している運転員で上記①の実施
		高温工学試験研究炉部長のもとで放射性物質が放出	後約 5 時間 を目途に実施する。
		された場合の影響緩和策をとることができるとして	4.3.3 事故の拡大防止及び影響緩和に係る対応
		いる。	事故の拡大防止及び影響緩和に係る対応のうち、①制

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
			御棒による原子炉停止操作、②後備停止系の作動操作及
			び③使用済燃料貯蔵プール水のサイフォン効果による
			プール水の流出を止める処 置等を以下のように行うた
			め、6 名以上の運転員を原子炉施設に常駐させる。 ま
			た、原子炉の出力運転中に常駐している運転員以外の事
			故対応要員は、夜間・休日を含めて招集され、約 1 時
			間後には事故の対応に加わる。なお、使用済燃料貯蔵建
			家使用済燃料貯蔵ラック上面の瓦礫撤去については、事
			故の進展が緩慢であるため、①から③の対応後に実施す
			る。
			① 「4.2.1 原子炉に係る多量の放射性物質等を放出す
			るおそれのある事故の想定 (1)原子炉 停止機能の喪
			失」に示す b. (制御棒による原子炉停止操作)について、
			常駐している運転員で事 故発生後約 20 分を目途に実
			施する。
			② 「4.2.1 原子炉に係る多量の放射性物質等を放出す
			るおそれのある事故の想定 (1)原子炉 停止機能の喪
			失」に示す b. (制御棒による原子炉停止操作)を実施し
			ても制御棒が挿入できない 場合は、c.(後備停止系の作
			動操作)について、常駐している運転員で上記①の実施
			後約 5 時間 を目途に実施する。
			③ 「4.3.1 原子炉に係る多量の放射性物質等を放出す
			るおそれのある事故の拡大の防止策」に 示す a.(全電
			源喪失時の可搬型発電機設置及び監視体制構築)、g. (建
			家の目張り処置)及び i. (使用済燃料貯蔵プール水がサ

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			イフォン効果により流出している場合のプール水の流
			出を止める処置)については、それぞれ約 35 分、約 20
			分及び約 20 分を目途に実施する。また、全て の処置
			が同時に必要になった場合でも、常駐している運転員が
			作業を分担・並行して行うこと により、全ての対応を約
			1 時間を目途に実施する。
		規制委員会は、申請者が上記のとおり想定した地震等	
		による共通要因故障により多量の放射性物質等を放	
		出するおそれのある事故が複合的に発生した場合で	
		も、事故の拡大防止や放射性物質が放出した場合の影	
		響緩和のための対策を講じることが可能な体制を構	
		築するとしていることを確認した。	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		Ⅱ 試験研究用等原子炉施設の設置及び運転の	
		ための技術的能力	
		原子炉等規制法第24条第1項第2号(技術	
		的能力に係るものに限る。)は、試験研究用等原	
		子炉設置者に試験研究用等原子炉を設置する	
		ために必要な技術的能力及び試験研究用等原	
		子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的	
		能力があることを要求している。	
		規制委員会は、申請者の技術的能力に関し、	
		技術的能力指針を以下の項目に整理し、本申請	
		が既に運転実績を有する試験研究用等原子炉	
		施設に関するものであることを踏まえて審査	
		を行った。	
		1. 組織	
		2.技術者の確保	
		3. 経験	
		4. 品質保証活動	
		5. 技術者に対する教育・訓練	
		6. 有資格者等の選任・配置	
		規制委員会は、これらの項目について、以下	
		のとおり本申請の内容を確認した結果、技術的	
		能力指針に適合するものと判断した。	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
		各項目についての審査内容は以下のとおり。	[変更に係る試験研究用等原子炉施設の設置及び運転に関する
			技術的能力に関する説明書〕
			変更に係る原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力は、次
			のとおりである。
指針 1. 設計及び工事	・設計及び工事を的確	1. 組織	1. 設計及び工事のための組織
のための組織	に遂行するに足りる、	技術的能力指針は、原子炉施設の設計及び工事	理事長は、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗
事業者において、設	役割分担が明確化さ	並びに運転及び保守を適確に遂行するに足りる、	研究所(北地区)原子炉施設保安規定」(以下「原子炉施設保安規
計及び工事を適確に	れた組織が適切に構	役割分担が明確化された組織が構築されている	定」という。)に基づき、原子炉施設に関する保安活動を総理す
遂行するに足りる、役	築されていること、又	こと又は構築される方針が適切に示されている	る。
割分担が明確化され	は構築する方針が適	ことを要求している。	安全・核セキュリティ統括部長は、本部の品質保証活動に係
た組織が適切に構築	切に示されているこ	申請者は、大洗研究所(北地区)原子炉施設保	る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の
されていること。	とを確認する。	安規定(以下「保安規定」という。)に基づき、	業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務
		保安のための組織を以下のとおり構築するとし	を行う。
指針1. 解説		ている。	大洗研究所担当理事は、理事長を補佐し、大洗研究所におけ
1)「設計及び工事」の		(1)理事長は、保安規定に基づき、原子炉施設	る原子炉施設に関する保安活動を統理する。
範囲は、当該事業の許		に関する保安活動を総理する。	大洗研究所長(以下「所長」という。)は、大洗研究所におけ
可等に係る使用前検		(2)大洗研究所担当理事は、管理責任者として	る原子炉施設に関する保安活動を統括する。
査に合格するまでを		大洗研究所における原子炉施設に関する保	高温ガス炉研究開発センター長は、所長が行う高温ガス炉研
いう。但し、廃棄の事	・運転及び保守を適確	安活動を統理する。	究開発センターにおける原子炉施設に関する保安活動の統括
業のうち廃棄物埋設	に遂行するに足りる、	(3)大洗研究所長(以下「所長」という。)は、	に係る業務を補佐するとともに、高温ガス炉研究開発センター
の事業については使	役割分担が明確化さ	大洗研究所における原子炉施設の保安活動	における原子炉施設の年間運転計画に係る業務を統括する。
用前検査の制度がな	れた組織が適切に構	を統括する。	大洗研究所(北地区)の原子炉施設等安全審査委員会では、所
いことから、当該許可	築されていること、又	(4)高温工学試験研究炉部長は、本試験研究用	長の諮問に基づき設計及び工事に対する安全性の評価、設計内
等に係る最初の廃棄	は構築される方針が	等原子炉施設(放射線管理設備を除く)の設	容の妥当性、原子炉施設の保安に関する基本的事項等を審議す

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
体を受け入れ施設に	適切に示されている	計及び工事並びに運転及び保守を的確に遂	る。
受け入れる時点より	ことを確認する。	行するため、保安規定に基づき、施設管理統	中央安全審査・品質保証委員会では、理事長の諮問に基づき
前をいう。		括者として保安活動の統括を行うとともに、	原子炉の設置許可及びその変更に関する重要事項、原子炉施設
2)「構築されている」		本試験研究用等原子炉施設の品質保証等を	の運転等に伴う安全に関する基本的事項、品質保証活動の基本
には、設計及び工事の		統括する部長として、各業務責任を明確にす	事項等を審議する。
進捗に合わせて構築		るものとし、HTTR品質保証委員会を設置	本変更に係る設計及び工事のうち、HTTR原子炉施設につ
する方針が適切に示		し、本試験研究用等原子炉施設(放射線管理	いては高温工学試験研究炉部長が所管する組織が実施し、ま
されている場合を含		設備を除く)の設計及び工事並びに運転及び	た、HTTR原子炉施設等の放射線管理設備については放射線
む。		保守に係る品質保証活動の推進並びに評価・	管理部長が所管する組織が実施し、高温工学試験研究炉部長が
		改善に関する事項を審議させ、これらの審議	取りまとめを行う。
指針 5. 運転及び保守		事項を適宜業務に反映する。	高温工学試験研究炉部長は、HTTR原子炉施設の品質保証
のための組織		(5)放射線管理部長は、本申請に係る原子炉施	を統括する部長として、各業務責任を明確にするものとし、以
事業者において、運		設等の放射線管理設備の設計及び工事並び	下の者が行う業務を統括する。また、HTTR品質保証委員会
転及び保守を適確に		に運転及び保守の業務を的確に遂行するた	を設置し、HTTR原子炉施設の設計及び工事に係る品質保証
遂行するに足りる、役		め、保安規定に基づき、統括する部長として	活動の推進及び評価・改善に関する事項を審議させ、これらの
割分担が明確化され		各業務責任を明確にするとともに、放射線管	審議事項は適宜業務に反映する。
た組織が適切に構築		理部品質保証技術検討会を設置し、放射線管	・高温工学試験研究炉部HTTR技術課長は、HTTR原子炉
されているか、又は構		理設備の設計及び工事並びに運転及び保守	施設の安全設計及び事故評価に関する業務並びに燃料製作、
築される方針が適切		に係る品質保証活動の推進及び評価・改善に	照射装置の設計製作等に関する業務を行う。
に示されていること。		関する事項等を審議させ、これらの審議事項	・同部HTTR運転管理課長は、HTTR原子炉施設の改造工
		を適宜業務に反映する。	事等に関する設計、施工、検査及び試験管理等の業務を行う。
指針5. 解説		(6)各原子炉施設の保安に関する基本的事項等	・同部HTTR計画課長は、工程管理等に関する業務を行う。
1)「運転及び保守」の		並びに設計及び工事に対する安全性等の技術	放射線管理部長は、原子炉施設等の放射線管理設備の設計及
範囲は、当該事業の許		的な審議は、所長の諮問に基づき、大洗研究所	び工事の業務を統括する部長として、各業務責任を明確にす
可等に係る使用前検		の原子炉施設等安全審査委員会において実施	るものとし、以下の者が行う業務を総括する。また、放射線

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
査に合格し、施設の使		する。また、原子炉の設置(変更)及び関連す	管理部品質保証技術検討会を設置し、設計及び工事に係る品
用を開始した後をい		る重要事項、原子炉施設の運転等に伴う安全に	質保証活動の推進及び評価・改善に関する事項等を審議させ
う。但し、廃棄の事業		関する基本的事項、品質保証活動の基本的事項	る。
のうち廃棄物埋設の		等の審議は、理事長の諮問に基づき、中央安全	放射線管理部放射線管理第2課長は、HTTR原子炉施設の
事業については使用		審査・品質保証委員会において実施する。	放射線測定機器に関する業務を行う。
前検査の制度がない		(7)保安管理部長は、保安規定に基づき、大洗	・同部環境監視線量計測課長は、屋外管理用放射線管理設備に
ことから、当該許可等		研究所における品質保証活動の庶務、原子炉施	関する業務等を行う。
に係る最初の廃棄体		設等安全審査委員会の庶務、非常の場合に採る	
を受け入れ施設に受		べき措置に関する整備及び支援並びに総合的	
け入れた時点以降を		な訓練等の保安活動の統括を行うとともに、必	5. 運転及び保守のための組織
いう。		要に応じ各部長に対して品質保証活動に関す	運転及び保守のための組織における、理事長、安全・核セキュ
2)「組織」には、施設		る指示又は助言を行う。	リティ統括部長、大洗研究所担当理事、大洗研究所長、高温ガス
の保安に関する事項			炉研究開発センター長、原子炉施設等安全審査委員会及び中央安
を審議する委員会等		規制委員会は、本試験研究用等原子炉施設の設	全審査・品質保証委員会の役割は「1. 設計及び工事のための組
を必要に応じて含む		計及び工事並びに運転及び保守の業務を実施す	織」において示したとおり。
こと。		る各担当部及び原子炉施設等安全審査委員会等	高温工学試験研究炉部長は、運転及び保守等を的確に遂行する
		について、保安規定等に基づき役割分担が明確化	ため、原子炉施設保安規定に基づき、施設管理統括者として保安
		された組織が構築されていることを確認した。	活動の統括を行う。また、高温工学試験研究炉部長は、HTTR
			原子炉施設の品質保証を統括する部長としてHTTR品質保証
			委員会を設置し、原子炉施設の保安に関する事項等を審議させ、
			これらの審議事項は適宜業務に反映する。
			高温工学試験研究炉部長はHTTR原子炉施設に係る運転管
			理等の各業務責任を明確にするものとし、以下の者が行う業務を
			統括する。
			・高温工学試験研究炉部HTTR計画課長は、HTTR原子炉施

許可基準規則·解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請書・まとめ資料
			設の運転計画の作成に関する業務並びに高温工学試験研究炉
			部長が行う統括に関する業務の補佐を行う。
			・同部HTTR運転管理課長は、HTTR原子炉施設の運転及び
			保守の管理に関する業務を行う。
			・同部HTTR技術課長は、HTTR原子炉施設の炉内燃料体を
			除く燃料棒及び燃料体の管理並びに安全性実証試験に係る安
			全解析等に関する業務を行う。
			保安管理部長は、原子炉施設保安規定に基づき、各業務責任を
			明確にするものとし、以下の者が行う保安活動の統括を行う。
			なお、必要に応じ各部長に対して品質保証活動に関する指示又
			は助言を行う。
			・保安管理部施設安全課長は、大洗研究所における品質保証活動
			の庶務に関する業務及び原子炉施設等安全審査委員会の庶務
			に関する業務を行う。
			・同部危機管理課長は、非常の場合に採るべき措置に関する整備
			及び支援に関する業務並びに総合的な訓練に関する業務を行
			う。
			・同部核物質管理課長は、原子炉の周辺監視区域の維持管理に関
			する業務を行う。
			放射線管理部長は、原子炉施設保安規定に基づき、各業務責任
			を明確にするものとし、以下の者が行う保安活動の統括を行
			う。また、放射線管理部品質保証技術検討会を設置し、放射線
			管理施設の保安に関する事項等を審議させる。
			・放射線管理部放射線管理第2課長は、HTTR原子炉施設の放
			射線管理に関する業務及び施設管理者として放射線管理設備

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			の管理を行う。
			・同部環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域
			の放射線の監視に関する業務及び施設管理者として屋外管理
			用放射線管理設備等の管理を行う。
			環境保全部長は、原子炉施設保安規定に基づき、各業務責任を
			明確にするものとし、以下の者が行う保安活動の統括を行う。
			また、環境保全部品質保証技術検討会を設置し、施設の保安に
			関する事項等を審議させる。
			・環境保全部廃棄物管理課長は、放射性廃棄物の受入れ及び処理
			並びに管理に関する業務を行う。
指針2. 設計及び工事		2. 技術者の確保	2. 設計及び工事に係る技術者の確保
に係る技術者の確保		技術的能力指針は、設計及び工事並びに運転及	(1) 技術者の数
事業者において、設	・設計及び工事を行う	び保守を行うために必要となる専門知識及び技	令和2年3月1日現在における高温工学試験研究炉部の技術
計及び工事を行うた	ために必要となる専	術・技能を有する技術者が適切に確保されている	者の数は 60 名であり、このうち 20 年以上の経験年数を有する
めに必要となる専門	門知識及び技術・技能	こと又は確保する方針が適切に示されているこ	管理職は12名おり、10年以上の経験年数を有する技術者は38
知識及び技術・技能を	を有する技術者が適	とを要求している。	名在籍している。
有する技術者が適切	切に確保されている	申請者は、令和2年3月1日現在の高温工学試	それらの経験年数は第1表に示すとおりである。
に確保されているこ	か、又は設計及び工事	験研究炉部における技術者数は、原子炉施設の技	(2) 有資格者数
٤.	の進捗に合わせて確	術者 60 名、このうち 20 年以上の経験を有する管	令和2年3月1日現在における高温工学試験研究炉部の原子
指針2. 解説	保する方針が適切に	理職者が 12 名、10 年以上の原子炉等の運転経験	力関係在籍技術者のうち原子炉主任技術者の有資格者は2名、
1)「専門知識」には、	示されていることを	年数を有する技術者が 38 名であるとしている。	放射線取扱主任者(第 1 種)の有資格者は 10 名、核燃料取扱主
原子炉主任技術者、核	確認する。	高温工学試験研究炉部における有資格者数は、原	任者の有資格者は2名であり、今後とも各種資格取得を奨励す
燃料取扱主任者、放射		子炉主任技術者が 2 名、放射線取扱主任者(第 1	る。高温工学試験研究炉部、並びに大洗研究所(北地区)及び(南
線取扱主任者、ボイラ		種)が 10 名及び核燃料取扱主任者が 2 名であり、	地区)の原子力関係在籍技術者のうち有資格者数を第 2 表に示
ー・タービン主任技術	・運転及び保守を行う	設計及び工事並びに運転及び保守を行うために	す。

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審査書	申請	書・まとめ		
者、電気主任技術者、	ために必要となる専	必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術				
技術士等の当該事業	門知識及び技術・技能	者を今後も確保していくために、各種資格取得を	6. 運転及び保守に係る技術者の確保			
等に関連のある国家	を有する技術者が適	奨励するとしている。	「2. 設計及び工事に係	る技術者の	確保」に	おいて併せて示し
資格等で要求される	切に確保されている		た現有の技術者をもって確	保している	。高温工	学試験研究炉部の
知識を必要に応じて	か、又は確保する方針	規制委員会は、本試験研究用等原子炉施設の設	原子炉主任技術者の有資格	者は2名で	ぎあり、今	後とも各種資格取
含む。	が適切に示されてい	計及び工事並びに運転及び保守に係る技術者の	得を奨励していく計画であ	る。		
2)「確保されている」	ることを確認する。	確保について、技術者の在籍状況等から適切に確				
には、設計及び工事の		保されていること及び今後も確保していく方針	第1表 技術者の経験年数	(令和2年	3月1日期	現在)
進捗に合わせて確保		が示されていることを確認した。	経験年数		技術	計者数(人)
する方針が適切に示			5 年未満			19
されている場合を含			5 年以上 10 年未満			3
む。			10 年以上 20 年未満			16 (4)
			20 年以上			22 (12)
指針6. 運転及び保守			合計			60 (16)
に係る技術者の確保			()内は、技術者のうっ	ち管理職の.	人数を示す	<u></u> す。
事業者において、運			第2表 有資格者数(令	和 2 年 3 月	1 日現在	<u> </u>
転及び保守を行うた				高温工学詞	試験	大洗研究所
めに必要となる専門				研究炉部		(北地区及び南
知識及び技術・技能を						地区)
有する技術者が適切			原子炉主任技術者	2		8
に確保されているか、			放射線取扱主任者(第1	10)	97
又は確保する方針が			種)			
適切に示されている			核燃料取扱主任者	2		20
こと。						
指針6. 解説						

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
「専門知識」には、原			
子炉主任技術者、核燃			
料取扱主任者、放射線			
取扱主任者、ボイラ			
ー・タービン主任技術			
者、電気主任技術者、			
技術士等の当該事業			
等に関連のある国家			
資格等で要求される			
知識を必要に応じて			
含む。			
指針3. 設計及び工事		3. 経験	3. 設計及び工事の経験
の経験	・試験研究用等原子炉	技術的能力指針は、当該事業等に係る同等又は	日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構が解散し、平成
事業者において、当	施設に係る同等又は	類似の施設の設計及び工事並びに運転及び保守	17 年 10 月 1 日に独立行政法人日本原子力研究開発機構(平成
該事業等に係る同等	類似の施設の設計及	の経験が十分に具備されていること又は経験を	27 年 4 月 1 日に国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に
又は類似の施設の設	び工事の経験が十分	獲得する方針が適切に示されていることを要求	名称変更) が新たに発足した。国立研究開発法人日本原子力研

指針3. 解説

ること。

「経験が十分に具備 されていること」に は、当該事業等に係る 国内外の同等又は類

計及び工事の経験が

十分に具備されてい

に具備されているか、している。 又は試験研究用等原

申請者は、大洗研究所(北地区)が、JMTR 子炉施設に係る国内原子炉施設、JMTRC原子炉施設及び本試験研 外の同等若しくは類々用等原子炉施設の設計及び工事の経験並びに 似の施設への技術者 45 年以上の運転経験を有しているとしている。高 派遣や関連施設での 温工学試験研究炉部では、平成2年から、本試験 研修を通して、経験及一研究用等原子炉施設の設計、製作及び工事を行っ び技術が十分に獲得してきていること、また、平成8年には機器据付を されていること、又は 完了し、平成 13年 12月に定格出力(原子炉出口

究開発機構は、旧日本原子力研究所及び旧核燃料サイクル開発 機構が長年にわたって蓄積してきた原子炉施設等の建設経験 並びに多くの運転・保守経験の技術的能力を有している。

大洗研究所(北地区)は、JMTR原子炉施設、JMTRC原 子炉施設及びHTTR原子炉施設の設計・建設の経験と 45 年 間以上に及ぶ運転経験を有している。

HTTR原子炉施設は、平成2年から設計及び工事を開始し て、平成8年には機器据付を完了し、平成13年12月に定格出 力を達成した。また、供用運転は、平成14年5月から開始し、

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
似の施設への技術者	設計及び工事の進捗	温度 850℃) を達成し、平成 14 年 5 月から供用運	現在に至るまで順調な運転を行ってきており、運転技術の蓄積
派遣や関連施設での	に合わせて獲得する	転を開始して以降、高温ガス炉技術の高度化を目	が図られている。高温ガス炉技術の高度化を目的とした安全性
研修を通して、経験及	方針が適切に示され	的とした安全性実証試験及び高温試験運転(原子	実証試験は、平成 14 年 6 月から実施してきており高温ガス炉
び技術が十分に獲得	ていることを確認す	炉出口温度 950℃)の実施により高温ガス炉基盤	基盤技術の高度化のために必要な試験データ及び運転技術の
されているか、又は設	る。	技術の高度化のために必要な試験データ及び運	蓄積が図られている。また、平成 18 年 9 月には安全性実証試
計及び工事の進捗に		転技術の蓄積を図っていることから、申請者は、	験の更なる高度化を図った改造工事を実施している。
合わせて獲得する方	・試験研究用等原子炉	本試験研究用等原子炉施設の設計及び工事に係	したがって、原子炉施設の運転及び保守に係る経験並びに設
針が適切に示されて	施設に係る同等又は	る経験並びに運転及び保守に係る経験を十分有	計及び工事に関する業務を行うための経験を十分有している。
いることを含む。	類似の施設の運転及	しているとしている。	
	び保守の経験が十分		7. 運転及び保守の経験
指針7. 運転及び保守	に具備されているこ	規制委員会は、申請者の設計及び工事並びに運	「3. 設計及び工事の経験」において併せて示したとおりで、十
の経験	と、若しくは試験研究	転及び保守の経験について、これまでの本試験研	分な経験がある。
事業者において、当	用等原子炉施設に係	究用等原子炉施設に係る経験等から十分に具備	
該事業等に係る同等	る国内外の同等若し	されていることを確認した。	
又は類似の施設の運	くは類似の施設への		
転及び保守の経験が	技術者派遣や関連施		
十分に具備されてい	設での研修を通して、		
るか、又は経験を獲得	経験及び技術が十分		
する方針が適切に示	に獲得されているこ		
されていること。	と、又は経験を獲得す		
	る方針が適切に示さ		
指針7. 解説	れていることを確認		
「経験が十分に具備	する。		
されている」には、当			
該事業等に係る国内			

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
外の同等又は類似の			
施設への技術者派遣			
や関連施設での研修			
を通して、経験及び技			
術が十分に獲得され			
ていることを含む。			
指針4. 設計及び工事		4. 品質保証活動	4. 設計及び工事に係る品質保証活動
に係る品質保証活動	・設計及び工事を適確	技術的能力指針は、設計及び工事並びに運転及	(1) 品質保証活動の確立と実施
事業者において、設	に遂行するために必	び保守を適確に遂行するために必要な品質保証活	原子炉施設の安全性及び信頼性の確保を最優先に位置づけ、
計及び工事を適確に遂	要な品質保証活動を	動を行う体制が適切に構築されていること又は構	原子力安全を達成し、これを維持及び向上するための品質マネ
行するために必要な品	行う体制が適切に構	築される方針が適切に示されていることを要求し	ジメントシステム(「品質管理監督システム」に相当)を確立し、
質保証活動を行う体制	築されていること、又	ている。	文書化し、実施し、かつ維持するとともに、品質マネジメント
が適切に構築されてい	は設計及び工事の進	申請者は、品質保証活動について、以下のとお	システムを継続的に改善する。安全文化の醸成活動を含む原子
ること。	捗に合わせて必要な	りとしている。	力安全のための品質保証計画(「品質管理監督システム基準書」
	品質保証活動を行う	(1) 品質保証活動の確立と実施	に相当)を定め、原子炉施設の安全を確保する上で重要な施設、

指針4. 解説

- 1)「構築されている」 には、設計及び工事の 進捗に合わせて構築 する方針が適切に示 されている場合を含 む。
- 2)「品質保証活動」に は、設計及び工事にお ける安全を確保する

- 体制を構築する方針

ることを確認する。

大洗研究所は、原子炉施設の安全性及び信頼性 が適切に示されてい|の確保を最優先に位置付け、原子力安全を達成し、 これを維持及び向上するための品質マネジメント システム(「品質管理監督システム」に相当)を確 「品質保証活動」には、立し、文書化し、実施し、かつ維持するとともに、 設計及び工事におけ|継続的に改善する。安全文化の醸成活動を含む原 る安全を確保するた 子力安全のための品質保証計画(「品質管理監督シ めの最高責任者の方 ステム基準書」に相当)を定め、原子炉施設の安全 針を定め、品質保証計を確保する上で重要な施設、系統、機器等の設計、 画に基づき活動の計製作及び工事等に係る品質保証活動に関しては

系統、機器等の設計、製作及び工事等に係る品質保証活動に関 しては「試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原 子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検 査のための組織の技術基準に関する規則」に適合するように品 質保証活動の計画、実施、評価及び改善を行う。

(2) 品質保証体制及び役割分担

理事長をトップマネジメントとする品質保証組織を定め、品 質保証活動に係る責任と権限を明確にして、体系的な活動を実 施する。

理事長は、原子炉施設の品質保証活動のトップマネジメント

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
ための最高責任者の	画、実施、評価及び改	「試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究	として、品質マネジメントシステムを確立し、文書化した品質
方針を定め、品質保証	善を行うとともに、監	用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理	保証計画書に基づき、その業務責任を明確にして、品質保証活
計画に基づき活動の	査を含む評価によっ	の方法及びその検査のための組織の技術基準に関	動を第1図に示す管理体制に従って、以下のように実施する。
計画、実施、評価及び	て継続的な改善が図	する規則」(平成 25 年原子力規制委員会規則第 22	理事長は、原子炉施設の品質保証活動が適切で、妥当かつ有
改善を行うとともに、	られる仕組みを含ん	号)に適合するように品質保証活動の計画、実施、	効であることを評価するため、マネジメントレビューを実施
監査を含む評価によ	でいること、また、そ	評価及び改善を行う。	し、品質保証活動を継続的に改善する。また、中央安全審査・
って継続的な改善が	れらの活動が文書化	(2)品質保証体制及び役割分担	品質保証委員会を設置し、理事長の諮問事項について審議させ
図られる仕組みを含	され、管理される仕組	理事長をトップマネジメントとした品質保証	る。
むこと。また、それら	みを含んでいること	組織を定め、品質保証活動に係る責任と権限を明	大洗研究所担当理事は、理事長を補佐し、大洗研究所におけ
の活動が文書化され、	を確認する。	確にして、以下のとおり体系的な活動を実施する。	る原子炉施設の品質保証活動を統理する。
管理される仕組みを	・「体制」には、設計及	理事長は、原子炉施設に係る品質保証活動のト	所長は、大洗研究所において、原子炉施設の品質保証活動を
含むこと。	び工事に係る品質保	ップマネジメントとして、品質マネジメントシス	統括する。また、原子炉施設等安全審査委員会を設置し、原子
3)「体制」には、品質	証活動の取組みの総	テムを確立し、文書化した品質保証計画書に基づ	炉施設の保安上重要な事項に関して所長からの諮問事項につ
保証活動の取組みの	合的な審議を行う委	き、その業務責任を明確にして、以下のように実	いて、また、品質保証推進委員会を設置し、品質保証活動の推
総合的な審議を行う	員会等を含んでいる	施する。	進及び品質保証上重要な事項並びに所長からの諮問について
委員会等を必要に応	ことを確認する。	① 理事長は、原子炉施設の設計及び工事並びに	審議させる。
じて含むこと。	・運転及び保守を適確	運転及び保守に係る品質保証活動が適切で、妥	高温ガス炉研究開発センター長は、所長が行う大洗研究所に
	に遂行するために必	当かつ有効であることを評価するため、マネジ	おける原子炉施設の品質保証活動を補佐する。
	要な品質保証活動を	メントレビューを実施し、品質保証活動を継続	管理責任者は、原子炉施設の品質保証活動に関する業務の責
	行う体制が適切に構	的に改善する。また、中央安全審査・品質保証	任者として、原子炉施設の品質保証活動に必要なプロセスの確
	築されていること、又	委員会を設置し、諮問事項について審議させる。	立、実施及び維持に係る業務、理事長へ品質保証活動の実施状
	は構築される方針が	② 大洗研究所担当理事は、理事長を補佐して大	況及び改善の必要性に係る報告並びに原子炉施設の安全確保
	適切に示されている	洗研究所における品質保証活動を統理するとと	に対する認識の高揚に係る業務を行う。なお、本部(監査プロセ
	ことを確認する。	もに、大洗研究所の管理責任者として、大洗研	スを除く)においては安全・核セキュリティ統括部長、大洗研究
指針8. 運転及び保守	・「品質保証活動」には、	究所において原子炉施設の品質マネジメントシ	所においては大洗研究所担当理事、監査プロセスにおいては統

HTTR 審査書 許可基準規則 解釈 審査の視点・確認事項 申請書・まとめ資料 に係る品質保証活動 運転及び保守におけ ステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持 括監査の職を管理責任者とする。 事業者において、運 る安全を確保するた に係る業務、理事長への品質保証活動の実施状 大洗研究所の各部長は、原子炉施設の品質保証活動の実施及 転及び保守を適確に めの最高責任者の方 況及び改善の必要性に係る報告並びに原子炉施 びそれを継続的に改善するための責任と権限を有するととも 針を定め、品質保証計 遂行するために必要 設の安全確保に対する認識の高揚に係る業務を に、品質保証活動に必要なプロセスの確立、実施及び維持を行 な品質保証活動を行 画に基づき活動の計 行う。 う。さらに、供給者における品質保証活動が適切に遂行される う体制が適切に構築 画、実施、評価及び改 ③ 所長は、大洗研究所において、原子炉施設の よう、品質保証活動に関する要求事項を明確に提示し、監査等 されているか、又は構 善を行うとともに、監 設計及び工事に係る品質保証活動を統括する。 で評価し、品質保証活動の実施状況を確認の上、改善を図る。 築される方針が適切 査を含む評価によっ また、原子炉施設等安全審査委員会を設置し、 また、各部長はそれぞれの部署において品質保証に関する委員 に示されていること。 て継続的な改善が図 原子炉施設の設置変更許可並びに原子炉施設に 会を設置し、品質保証活動の推進及び評価・改善に関する事項 られる仕組みを含ん を審議させ、これらの審議事項は適宜業務に反映する。 関する設計及び工事の方法の認可等に係る事項 でいることを確認す 指針8. 解説 について、また、品質保証推進委員会を設置し また、設計及び工事の方法の認可申請に係るプロセスを管理 1)「品質保証活動」 る。また、それらの活 て品質保証活動に関する基本的事項等について する者をプロセス管理者とする。プロセス責任者は、所掌する には、運転及び保守に 動が文書化され、管理 審議させる。 業務に関して、プロセスを確立して実施するとともに、有効性 おける安全を確保す される仕組みを含ん ④ 高温ガス炉研究開発センター長は、所長が行 を継続的に改善する。また、プロセス責任者は、業務に従事す でいることを確認す る要員の業務に対する要求事項についての認識を高め、成果を るための最高責任者 う大洗研究所における品質保証活動を補佐す 含む実施状況について評価し、安全文化を醸成するための活動 の方針を定め、品質保 る。 る。 ・「体制」には、運転及 (5) 大洗研究所の試験研究用等原子炉施設の設 証計画に基づき活動 を促進する。 の計画、実施、評価及 び保守に係る品質保 計及び工事に係る各部長は、品質保証活動の実 び改善を行うととも 証活動の取組みの総 施及びそれを継続的に改善するための責任と権 8. 運転及び保守に係る品質保証活動 に、監査を含む評価に 合的な審議を行う委 限を有するとともに、品質保証活動に必要なプ(1)品質保証活動の確立と実施 よって継続的な改善 員会等を含んでいる ロセスの確立、実施及び維持を行う。さらに、 原子炉施設の安全性及び信頼性の確保を最優先に位置づけ、原

施状況を確認の上、改善を図る。

最終的な審査結果については審査書を参照のこと。本資料については、随時、改訂があり得る。

ことを確認する。

が図られる仕組みを

含むこと。また、それ

らの活動が文書化さ

れ、管理される仕組み

供給者における品質保証活動が適切に遂行され | 子力安全を達成し、これを維持及び向上するための品質マネジメ

るよう、品質保証活動に関する要求事項を明確 | ントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ維持するととも

に提示し、監査等で評価し、品質保証活動の実 に、その品質マネジメントシステムを継続的に改善する。安全文

|化を基礎とし、適切な品質保証活動のもとに保安活動を実施する|

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
を含むこと。		⑥ 各部長はそれぞれの部署において品質保証	ことを基本方針とする原子炉施設保安規定に基づき品質保証計
2)「体制」には、品質		に関する委員会を設置し、品質保証活動の推進	画を定め、原子炉施設の運転から解体までの全期間にわたって原
保証活動の取組みの		及び評価・改善に関する事項を審議させ、これ	子炉施設の機能を確保するために原子炉施設の保安に係る品質
総合的な審議を行う		らの審議事項は適宜業務に反映する。	保証活動の計画、実施、評価及び改善を行う。
委員会等を必要に応		⑦ 理事長が定めるプロセス責任者(理事長、管	(2) 品質保証体制及び役割分担
じて含むこと。		理責任者、所長、部長及び課長)は、所掌する	「4. 設計及び工事に係る品質保証活動」(2) 品質保証体制及
		業務に関して、プロセスを確立して実施すると	び役割分担に示したとおり。
		ともに、有効性を継続的に改善する。また、プ	
		ロセス責任者は、業務に従事する要員の業務に	
		対する要求事項についての認識を高め、成果を	
		含む実施状況について評価し、安全文化を醸成	
		するための活動を促進する。	
		規制委員会は、本試験研究用等原子炉施設の設	
		計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証	
		活動について、当該活動を行う体制が品質保証計	
		画書等に基づき適切に構築されていることを確	
		認した。	
指針9. 技術者に対す		5. 技術者に対する教育・訓練	9. 技術者に対する教育・訓練
る教育・訓練		技術的能力指針は、確保した技術者に対し、そ	原子炉施設における災害の発生を未然に防止し、一般公衆の
事業者において、確	・確保した技術者に対	の専門知識及び技術・技能を維持・向上させるた	被ばくを合理的に達成可能な限り低い水準に保つため、原子炉
保した技術者に対し、	し、その専門知識及び	めの教育・訓練を行う方針が適切に示されている	施設に係る設計及び工事を行う者、並びに運転及び保守を行う
その専門知識及び技	技術・技能を維持・向	ことを要求している。	者に対し、関係法令及び保安規定の遵守に関する教育、他の原
術・技能を維持・向上	上させるための教育・	申請者は、原子炉施設における災害の発生を未	子力施設における事故トラブル事例の周知など安全意識の向
させるための教育・訓	訓練を行う方針が適	然に防止し、周辺公衆の線量を合理的に達成可能	上に関する教育、技術者として素養を高めるために必要な教育

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
練を行う方針が適切	切に示されているこ	な限り低い水準に保つため、原子炉施設に係る設	並びに原子炉関連施設等における防災訓練等を行う。加えて、
に示されていること。	とを確認する。	計及び工事並びに運転及び保守を行う者に対し、	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力人材育成セ
		保安規定に基づき、関係法令及び保安規定の遵守	ンター等においても教育訓練を行う。平成 30 年 4 月 1 日現在
指針9.解説(なし)	・上記のほか、新規制基	に関する教育、原子炉施設の構造、性能及び運転	における高温工学試験研究炉部の原子力関係在籍技術者のう
	準対応に必要となる	に関する教育、放射線管理に関する教育、核燃料	ち国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力人材育成
	具体的な教育・訓練を	物質及び核燃料物質によって汚染された物の取	センター(旧原子力研修センター及び旧日本原子力研究所国際
	行う方針が適切に示	扱いに関する教育、非常の場合に採るべき措置に	原子力総合技術センターを含む。)等において教育訓練を修了
	されていることを確	関する教育、他の原子力施設における事故トラブ	した者は、第3表のとおりである。これらの原子炉施設に係る
	認する。	ル事例の周知など安全意識の向上に関する教育、	運転及び保守に必要な教育・訓練を必要に応じて今後も継続し
		技術者として素養を高めるために必要な教育並	て行っていく。
		びに原子炉関連施設等における防災訓練等を、新	さらに、保安活動や意識向上のための啓発活動等を通じて、
		たに業務に従事する者には従事前に、既に従事し	安全文化の醸成を図っていく。
		ている者には毎年実施するとしている。加えて、	
		国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子	【まとめ資料】
		カ人材育成センター等においても教育訓練を行	原子炉施設の運転及び保守を行う技術者等に対する訓練は、大
		うとしている。これらの試験研究用等原子炉施設	洗研究所(北地区)原子炉施設保安規定(以下「保安規定」とい
		に係る設計及び工事並びに運転及び保守に必要	う。) に記載しているとおりであり、訓練項目、実施頻度及び訓練
		な教育・訓練を今後も継続して行い、さらに、保	の対象者を表 1 に示す。
		安活動や意識向上のための啓発活動等を通じて、	訓練の実施にあたっては、高温工学試験研究炉部長が年度当初
		安全文化の醸成を図っていくとしている。	に定める保安教育実施計画に基づき、具体的な訓練項目及び訓練
			の時期(目安)を定めている。表2に昨年度実施した訓練の実績
		規制委員会は、技術者に対する教育・訓練につ	を示す。
		いて、確保した技術者に対する専門知識及び技	保安規定にて定める訓練の詳細は以下のとおり。
		術・技能を維持・向上させるための教育・訓練を	〇総合的な訓練
		行う方針が適切に示されていることを確認した。	総合的な訓練(非常の場合に採るべき措置についての総合的な

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			訓練) は、保安規定第 24 条第1項の定めに基づき大洗研究所長
			が年1回以上(例年2回)実施する。本訓練は、原子力事業者防
			災業務計画に基づく総合防災訓練を兼ねており、機構本部、大洗
			研究所の現地対策本部、部の現場指揮所等、機構全体で実施する
			訓練である。(機構全体の訓練であることから、発災対象施設に該
			当しない部は、必要な範囲で訓練を実施している。)
			令和元年度の第1回総合的な訓練は、高温工学試験研究炉を発
			災対象施設として防災訓練を令和元年 10 月 15 日に実施した。内
			容は、原子炉運転再開に向けた新規制基準対応を踏まえ「BDBA を
			模擬した放射性物質の放出事象 (原災法第 15 条事象)」を想定し
			た緊急時対応訓練である。
			〇避難訓練
			避難訓練は、保安規定第24条第2項の定めに基づき高温工学試
			験研究炉部長(施設管理統括者)が年1回以上実施する。
			本訓練は、地震等を想定し職員等が速やかに避難できることを
			確認するために実施する。訓練では避難放送後に指定された避難
			場所に職員等が集合し、人員点呼により全員の避難を確認する。
			なお、令和元年度の避難訓練では、内閣府等が行う「津波防災の
			日に基づく避難訓練」等も兼ね、令和元年 11 月 5 日に大洗研究
			所全体として実施した。
			〇通報訓練
			通報訓練は、保安規定第24条第2項の定めに基づき高温工学試
			験研究炉部長(施設管理統括者)が年1回以上実施する。特に人
			事異動等により連絡先等に変更が生じた場合には、勤務時間外に
			おける部内の職員招集連絡を確実にするため、随時、緊急時の連

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			絡システムによる訓練を実施している。
			○緊急作業に係る訓練
			緊急作業に係る訓練は、保安規定第24条第5項の定めに基づき
			高温工学試験研究炉部長(施設管理統括者)が年1回以上実施す
			る。 本訓練は、予め緊急作業従事者としての選定教育を受け、理
			事長に書面にて緊急作業を行う旨を申し出た放射線業務従事者
			を対象とし、緊急作業の方法(3時間以上)、緊急作業で使用する
			施設及び設備の取扱い(3時間以上)に関する訓練である。なお、
			例年3月頃に実施しており、昨年度の実施は平成31年3月27日
			に実施しており、今年度は令和2年2月の実施を計画している。
			〇その他
			・保安規定に定める訓練以外に、高温工学試験研究炉部にて以下
			の訓練を実施している。
			1. 2017年度に発生した燃料研究棟の汚染事故を踏まえ、グリー
			ンハウスの設置訓練及び身体除染訓練を、従業員等の技術継承や
			技術力の劣化防止を図りながら実施している。今年度は核燃料サ
			イクル工学研究所プルトニウム燃料第二開発室の管理区域内に
			おける汚染事象も踏まえており、要素訓練(令和元年 10 月 11 日)
			及び総合訓練(令和元年 12 月 23 日)を実施している。
			2. 茨城県等地方自治体を主体として、茨城県の通報連絡訓練を
			実施している。本訓練は、実施時期(期間)を定め、その期間内に
			おいて、発生時刻や事象(火災、臨界、放射性物質の漏えい)を茨
			城県が自由に設定し、事前通知なく実施する訓練である。今年度
			は大洗研究所については廃棄物管理施設 α 固体処理棟が選定さ
			れた (令和元年9月26日)。

	HTTR 審査書	申請書・まとめ	り具件
		・新規制基準に対応した自然災害(竜巻、火山、外部火災等)、
		BDBA(多量の放射性物質等を放出する	る事故)の拡大防止等に係る
		訓練は、今後、現在申請中の保安規類	定の補正申請にて明確にし、
		下部要領を定めて実施する予定である	3 。
		表 1 保安規定に定める訓練項目	及び訓練対象者
		訓練項目 実施頻度 訓練対象者	当する職位を含む保安活動に常時
		従事する職員	等及び職員等以外の者
			常時立ち入り保安活動を行う者 常時立ち入り保安活動を行う者
		緊急作業に係る訓練 年1回以上 緊急作業に従	事する要員(緊急作業に従事する
		者として予め 放射線作業従	書面にて申し出た当部に所属する 事者)
		表 2	した訓練の実績
		訓練名	実施日
		通報 報 制 練 通 報 和 刺 練	2018/4/27 2018/7/25
		茨城県の通報連絡訓練 (照射燃料試験施設 (AGF)	
		総合的な訓練 (第1回)	2018/9/21
		避難訓練 グリーンハウス設置及び身体除染についての訓練*	2018/11/1 2018/12/21
		総合的な訓練(第2回)	2019/1/15
		通報訓練	2019/1/24
		緊急作業に係る訓練	2019/3/27 *保安規定に定めのない訓練
		3	

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
			保安規定より
			別表第5 原子炉箱設に関する後安活動を行う者の保安教育(第23条開係) 項目 数宵内容 数貨物業務従事者 放射線業務 (表字が高数 上版子炉 施設 上版子 加
			関係法令及び保安規定に 原子力関連の法令販奨に ⑤ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ 例
			原子予知益的の構造、性盤 及び選転に関すること。 (2.5 時期以上) 放射器管理に関すること。 学程医攻等の医分及び入造 ※2 効管理に関すること。 (2 時間以上) (2 時間以上) 管理医攻等の医分及び入造 ※2 効管理に関すること。 (2 時間以上) 管理医攻等の医分及び入造 ※2 対管理に関すること。 (3 ⑤ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥
			〒でことと。
			対域、操死の方法等に関すること。 対策の場合に採るべき措置 対策の場合に採るべき措置 ② ② ③ ③ ③ ③ ③ ③ ④ ③ ③ ④ ⑥ ⑤ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥
			員をいう。 ※1:対象とする敷育内容を全て実施 ・外来研究員、協力研究員及び客員研究員は、常時立ち入る 名とする。 ※2: 放射線系接体率第の指定教育と 兼ねることができる項目 別変第6 原子炉施設に関する業務を行う者の保安教育の免除等適用基準 (第23条関係) 受格・経験等 (1) 年度内に他の知殺または他の事業所において、同等の保安教育を受ける場所を3に定める項目の
			(2) 事業所内において保安教育実施計画に基づく保安教育を実施している者 うち当該項目を免除
			1-16

許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	申請書・まとめ資料
許可基準規則・解釈	審査の視点・確認事項	HTTR 審查書	# 語書・まとめ資料 *** *** ** ** ** ** ** ** **

一般 基礎; 原子;	(平成 30 年 4 経験年数 カ人材育成センター	
一般 基礎 原子:	経験年数 ・力人材育成センター	
一般 基礎 原子:	力人材育成センター	技術者数(人)
一般		
基礎這	課程	
原子之		1
	過程	16
原子	·力入門講座	6
	·炉工学専門課程	3
原子!	·炉工学特別講座	8
原子!	·炉理論短期講座	6
核燃料	料短期講座	4
合計		44